

# 名勝奈良公園保存管理・活用計画

奈 良 県



## 目 次

<b>第Ⅰ章. 目的と経緯</b>	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の対象範囲	2
3. 検討経過および体制	3
<b>第Ⅱ章. 名勝奈良公園の沿革</b>	6
1. 奈良公園の成立と名勝指定に至る経緯	6
2. 名勝奈良公園の指定・指定解除・追加指定	9
2-1. 名勝指定	9
2-2. 指定解除および追加指定	15
3. 都市公園奈良公園の設置及び整備	24
4. 奈良公園の整備・開発と保護の経緯	25
5. 奈良公園に係る主な地域活動の経緯	28
<b>第Ⅲ章. 名勝奈良公園の特性</b>	31
1. 名勝奈良公園の現況	31
1-1. 位置等	31
1-2. 土地所有	32
1-3. 関係法令	33
2. 名勝奈良公園の特質	36
2-1. 自然的特質	36
2-2. 歴史的・文化的特質	51
2-3. 公園的特質	69
2-4. 景観的特質	85
2-5. 名勝奈良公園の特質	109
3. 名勝奈良公園の本質的価値と課題	110
3-1. 名勝奈良公園の本質的価値	110
3-2. 名勝奈良公園の保存上の課題	114
<b>第Ⅳ章. 保存管理</b>	117
1. 保存管理・活用の基本方針	117
2. 名勝奈良公園の区域区分と保存管理・活用	119
2-1. 区域区分の考え方と区域設定	119
2-2. 区域毎の本質的価値を構成する要素と保存管理・活用の主な考え方	127
3. 奈良のシカの保存管理・活用	158
4. 眺望景観の保存管理・活用	159

5.	保存管理の方法と検討手順 .....	162
5-1.	保存管理の方法 .....	162
5-2.	保存管理に係る行為の取扱いにあたっての検討手順 .....	164
5-3.	現状変更等の取扱基準 .....	166
6.	周辺地域の管理にかかる検討事項 .....	182
<b>第V章. 活用 .....</b>		<b>185</b>
1.	活用の基本的考え方 .....	185
2.	活用の進め方 .....	186
3.	名勝奈良公園を活用するための整備の推進 .....	187
<b>第VI章. 運営および体制 .....</b>		<b>188</b>
<b>第VII章. 今後の保存管理・活用上の課題 .....</b>		<b>189</b>

## 第Ⅰ章. 目的と経緯

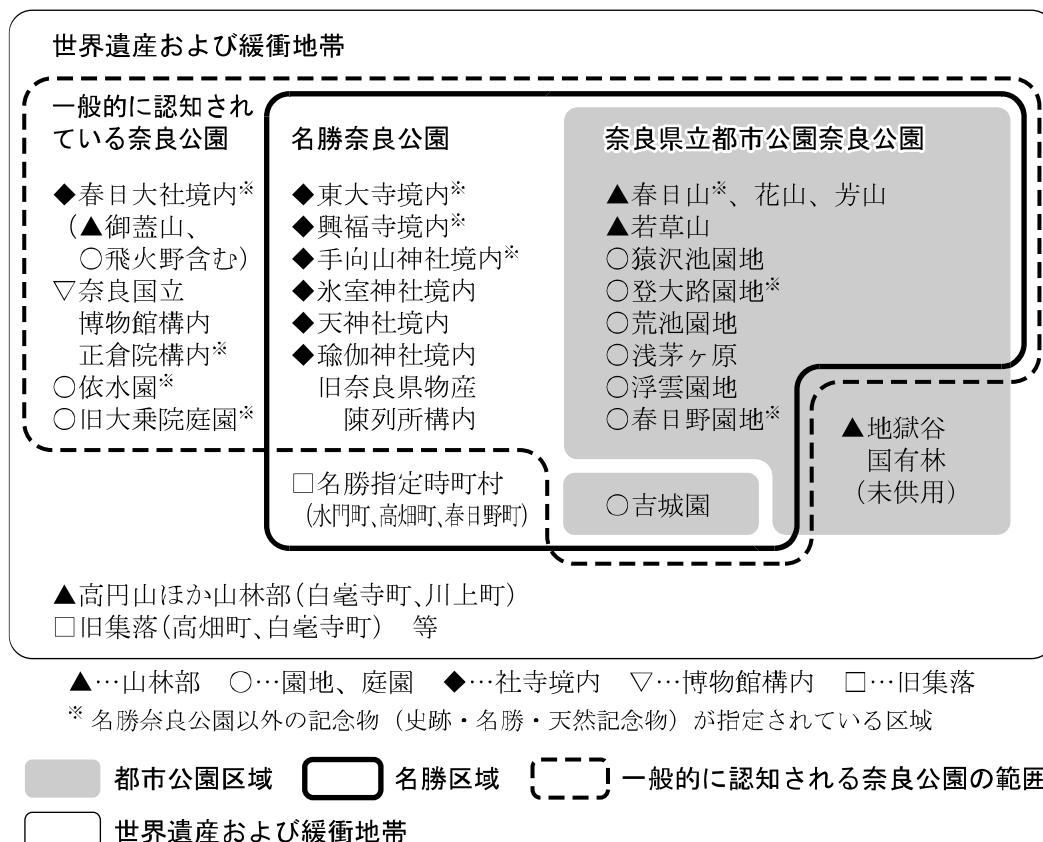
### 1. 計画策定の背景と目的

奈良公園は、明治13年（1880）の開設以降、明治22年（1889）の公園拡張・整備等の変遷を経て、わが国を代表する公園として広く親しまれ、県民ならびに国内外からの多くの来訪者を迎えてきた。

奈良公園はまた、優れた名勝地として、大正11年（1922）の史蹟名勝天然記念物保存法（現、文化財保護法）により国の名勝に指定されて以降、文化財として保存してきた。さらに平成10年（1998）には、東大寺や興福寺、春日山原始林などが世界遺産「古都奈良の文化財」に登録された。

奈良公園と称される区域は、文化財保護法による名勝としての「名勝奈良公園」（約563ha）、都市公園法および県条例（奈良県告示第97号「奈良県立都市公園の名称、位置及び区域」）に基づく都市公園としての「奈良県立都市公園奈良公園」（広域公園：約502ha）および「吉城園」（都市緑地：約7,446m<sup>2</sup>）に指定されており、それぞれの指定範囲は異なっている。

また、いわゆる奈良公園として広く一般に認知・利用されている区域は、名勝および都市公園の区域のみではなく、春日大社等の社寺境内地・奈良国立博物館・正倉院構内等の隣接地一帯を包括する範囲であり、これらを含めた奈良公園の区域は約660haに達する。



▲…山林部 ○…園地、庭園 ◆…社寺境内 ▽…博物館構内 □…旧集落

\* 名勝奈良公園以外の記念物（史跡・名勝・天然記念物）が指定されている区域

[ ] 都市公園区域 [ ] 名勝区域 [---] 一般的に認知される奈良公園の範囲  
 [ ] 世界遺産および緩衝地帯

図1 奈良公園区域の概念

「名勝奈良公園保存管理・活用計画」（以下、本計画）は、名勝奈良公園の有する本質的価値を適切に保存管理するとともに、地域の共有財産として有効に活用していくための指針となるべく、奈良公園の将来あるべき姿を示すとともに、維持管理ならびに現状変更等のあり方、活用・運営等の方向性を定めることを目的として策定するものである。

## 2. 計画の対象範囲

本計画は、名勝指定区域（総面積約 563ha）をその対象とする。

あわせて、奈良公園の形成過程および現況の利用動向をふまえ、周辺地域を含めた広く一般的に認知されている奈良公園の範囲についても、名勝奈良公園の重要な要素として捉え、必要に応じてその保存管理・活用に向けた検討を図ることとする。

なお、本計画では一般的に認知されている奈良公園を奈良公園とし、文化財としての奈良公園を名勝奈良公園とする。

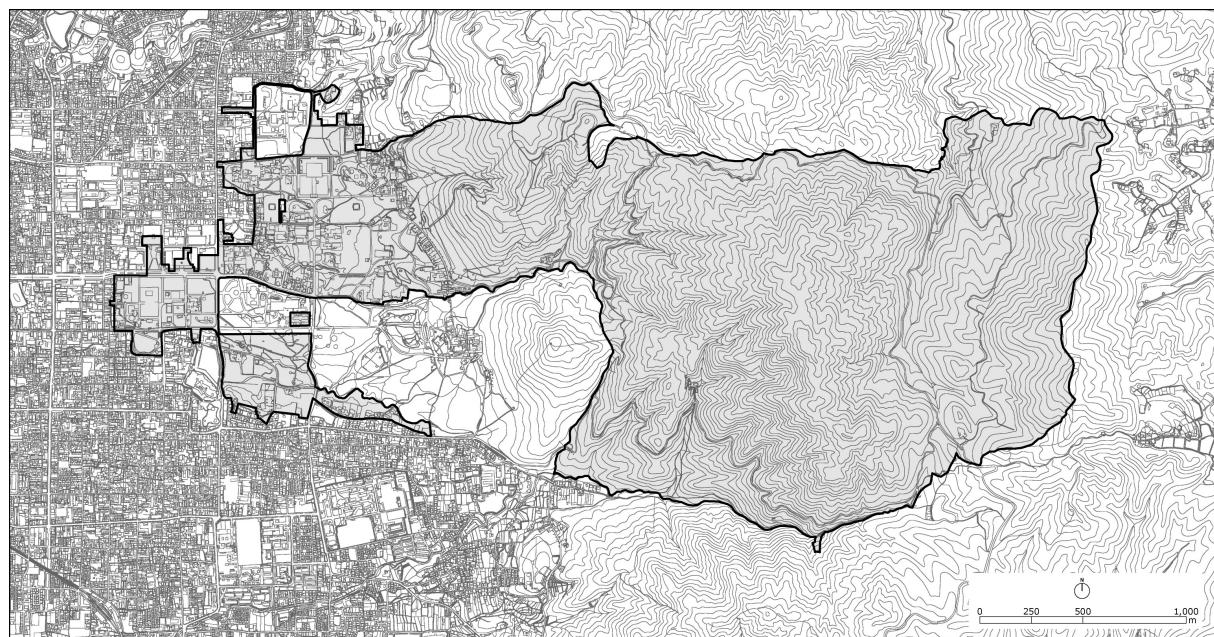


図 2 名勝奈良公園 指定区域

出典：奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録 1』, 1972 を基に作図

### 3. 検討経過および体制

本計画は、平成19年度から平成21年度までの3ヶ年度にわたり策定した。

平成19年11月20日に『「名勝奈良公園保存管理・活用計画」策定検討委員会設置要綱』を定め、『「名勝奈良公園保存管理・活用計画」策定検討委員会』(以下、「検討委員会」という。)を同年12月19日に設置した。

平成19年度および平成20年度は、主に保存管理・活用計画の策定のための基礎調査を行うとともに、検討委員会を8回開催し、現状と課題について把握した。

平成21年度は、検討委員会を5回開催して保存管理・活用の方針等の検討を行い、所定の手続きを経て平成22年3月に「名勝奈良公園保存管理・活用計画」を策定した。

検討委員会の委員等は、次のとおりである。

表1 「名勝奈良公園保存管理・活用計画」策定検討委員名簿

区分	所属等	氏名
委員	学識経験者	奈良女子大学 増井正哉 教授（委員長）
		京都造形芸術大学 尼崎博正 教授（副委員長）
		奈良佐保短期大学 北口照美 教授
		奈良教育大学 淡野明彦 教授
	文化財専門家	奈良文化財研究所 田辺征夫 所長
	民間委員	へぐりCO育てネット 赤松邦子 代表
		奈良インターナルチャー 佐野純子 代表
オブザーバー	文化庁	
	奈良県	文化財保存課
		権原考古学研究所
		風致景観課
		ならの魅力創造課
		地域デザイン推進課
	奈良市	道路・交通環境課
		文化財課
		景観課
		都市計画課
事務局	奈良県	観光交流課
		公園緑地課
		奈良公園管理事務所
		奈良土木事務所

検討委員会等の開催状況は次のとおりである。

表 2 検討委員会等の開催状況

検討委員会	日時・場所	議 事
第1回	平成19年12月19日（木） 奈良県文化会館	・委員長、副委員長の選出 ・現況と課題の提示 ・保存管理の考え方の提示
第2回	平成20年2月14日（木）	・現地視察
第3回	平成20年3月7日（金） 奈良県文化会館	・事業スケジュールの提示 ・保存管理計画（概要）の検討
第4回	平成20年4月16日（水） 奈良県文化会館	・過年度取り組み成果の報告と確認 ・整備事業の提示
第5回	平成20年8月27日（水） 奈良県文化会館	・事業スケジュールの提示 ・奈良公園の概要、特質と魅力の把握
第6回	平成20年10月16日（木） (社) 奈良県経済俱楽部	・奈良公園の課題の把握 ・構成要素の整理
第7回	平成20年12月24日（水） (社) 奈良県経済俱楽部	・保存管理基本方針（案）の提示
第8回	平成21年2月9日（月） (社) 奈良県経済俱楽部	・構成要素の詳細検討
第9回	平成21年9月9日（月） (社) 奈良県経済俱楽部	・特質と保存管理の検討 ・県立奈良公園整備計画の提示
第10回	平成21年11月10日（火） 奈良県文化会館	・区域区分及び現状変更基準の検討 ・関係者等との合意形成の進め方の提示
第11回	平成21年12月17日（木） (社) 奈良県経済俱楽部	・現状変更基準の詳細検討 ・活用方策の検討
第12回	平成22年2月16日（火） 奈良県文化会館	・保存管理・活用計画（素案）の検討
シンポジウム	平成22年3月7日（日） 佐保会館	「未来へ発信する奈良公園の歴史文化」 ・講演：奈良公園の魅力 ・パネルディスカッション：奈良公園の歴史文化の継承と未来への発信 ・写真展示：若草山の五色
第13回	平成22年3月18日（木） (社) 奈良県経済俱楽部	・保存管理・活用計画（案）の検討 ・都市公園奈良公園整備基本構想（案）の提示 ・シンポジウムの結果報告 ・今後のスケジュールの提示

検討委員会の設置要綱は次のとおりである。

表 3 「名勝奈良公園保存管理・活用計画」策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 本委員会は名勝奈良公園及び周辺地における史跡等文化財の保存及び活用並びに総合的・体系的な環境整備等の推進を図るため、その課題及び目標、整備方針、維持管理等を規定した「名勝奈良公園保存管理・活用計画」を策定することを目的とする。

第2条 本委員会は、「名勝奈良公園保存管理・活用計画」策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)と称する。

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事務を行う。

- (1)「名勝奈良公園保存管理・活用計画」策定のための調査、検討
- (2)「名勝奈良公園保存管理・活用計画」の策定
- (3)その他、上記の事務に関連して必要となる事務

(事務)

第4条 検討委員会は、知事が委嘱する次に掲げる分野の委員により構成する。

- (1)学識経験者
- (2)文化財関係専門家
- (3)民間委員

(委員長等)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1名をおく。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員の互選で選出する。
- 4 副委員長は、会務に関して委員長を補佐し、委員長に事故ある時または委員長が欠けた時は、その職務を代理する。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、原則非公開とするが、検討委員会の了承の上公開会議とすることができます。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局を、奈良県企画部観光交流局観光課内※におく。

(設置期限)

第8条 検討委員会は、第3条の事務が完了した時点で解散する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は平成19年11月20日から施行する。

※平成20年度以降、検討委員会の事務局は奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課内におかれた。

## 第Ⅱ章. 名勝奈良公園の沿革

### 1. 奈良公園の成立と名勝指定に至る経緯

#### (1) 万人偕楽の地としての公園の発足

明治期、太政官では、その近代化政策の一環として公園の制定を掲げ、明治6年（1873）1月15日に公園地の調査画定を府県に命じる「太政官布達第十六号」を令達した。

#### 太政官布達第十六号<sup>1</sup>

正院達第拾六号	府県へ
三府ヲ始、人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等是迄群集遊覧ノ場所（東京ニ於テハ金龍山浅草寺東叡山寛永寺境内ノ類、京都ニ於テハ八坂神社清水ノ境内嵐山ノ類、總テ社寺境内除地或ハ公有地ノ類）從前高外除地ニ属セル分ハ永ク万人偕楽ノ地トシ、公園ト可被相定ニ付、府県ニ於テ右地所ヲ拝ヒ、其景況巨細取調図面相添大蔵省へ可伺出事	
明治六年一月十五日	太政官

ここに「公園」という文字が初めて公文書に採用された。外語のパークの和訳語に「万人偕楽の地」という説明を加えており、万人のために公園を設けるものだという趣旨を宣言するとともに、当時官有地となった元社寺領等の旧幕時代の高外（無税）・除地（免税）あるいは公有地（町村有地）における有名な社寺の境内地や名勝地（「古来ノ勝区、名人ノ旧蹟等」）を、その地盤とすべきことを掲げている。

なお、前年となる明治5年（1872）4月に大蔵省は「名所旧跡等ハ、素ヨリ国人ノ賞翫愛護スヘキモノ」（大蔵省達五十三号）としてその破壊や伐木を禁止している。

#### (2) 奈良公園の誕生

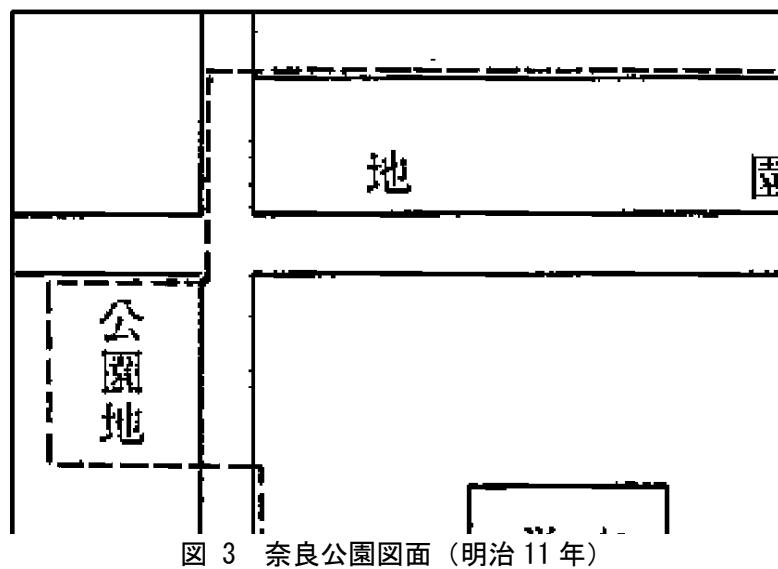
奈良県では「太政官布達第十六号」を受け、当時官有地であった興福寺境内を公園地に充てることを決めたものの、当地は寺地と坊舎地を含む広大なものであり、また廃寺となつたため旧寺地にすら民有地が見られるなど公園地の線引きはたやすいものではなかつた。さしたる進展もみせないまま、明治9年（1876）に奈良県は堺県に合併されることとなつた。

明治10年（1877）、奈良の平松甚平・金沢昇平ら有志14人が、官有地になつてゐた「元興福寺境内外」を公園地として10ヶ年借用し、花樹を植えるなどその風景体裁を整えたい旨、堺県に願い出てその許可を得た。拝借を受けた14人の有志は、興立舎をおこしてその維持管理にあたるとともに釀金を呼びかけてその舎員を増やしていく。こうした動きをうけ、明治12年（1879）5月31日、堺県は「興福寺旧境内及ヒ猿沢池近傍」の地四万四千余坪を公園地に確定したい旨上申する。翌明治13年（1880）2月14日、太政官の内務卿伊藤博文の開設認可により奈良公園が誕生することとなる。

誕生当初の奈良公園は、旧興福寺の七堂伽藍の所在地を主体とし、春日野の一部が付属したものである。春日神社や東大寺の近辺には及んでおらず、現在の奈良公園と比較して、小規模なものであった。

<sup>1</sup> 坂本新太郎監修 「日本の都市公園」出版委員会編『日本の都市公園』、インターラクション、2005

明治 10 年（1877）末の堺県による公園地の線引き図面（下図。明治 13 年（1880）認可の奈良公園地はこの区域にほぼ合致するものと思われる）をみると、公園地にはもと興福寺の寺地（四町四方の築地内の地。しかし登大路によって折半され、北半は僧坊の地となる）の半分（南半の堂塔の地）と旧境内地の一部が充当されたのがわかる（猿沢池には及ばない）。図に示される堺県出張所は旧金堂の仮用、遙拝所は南大門跡に仮設されたもの、奈良学校は小学教員伝習所として新設された寧楽書院（洋風建築）の後身であり、堺県師範学校分局奈良学校と称した。これに登大路を北に加えて勸善院、京街道の東側沿いの旧境内地（現在は博物館構地）が公園地に加えられた。



出典：『奈良公園史』

### （3）公園地の拡張整備、県立奈良公園の設置

奈良県の再設置（明治 20 年（1887））にともない、奈良公園の拡張と整備に力が注がれるところになった。明治 21 年（1888）7 月、税所篤知事は「現今公園地ノ疆域ヲ拡メ之ヲ接続ノ地形に籍リ、春日山・嫩草山、手向山、鶯滝等近隣ノ諸勝地ヲ公園地ニ取込み完善至美ノ一大公園ヲ作成」することを政府に上申<sup>1</sup>し、翌 8 月には早くも認可された。春日野、浅茅ヶ原の名勝地をはじめ、東大寺、手向山八幡宮、氷室神社、天神社、瑜珈神社などの寺社境内地（春日神社の境内地は除く）はもとより、若草山、春日山、花山、芳山に及ぶ広大な山野が公園地に編入され、また税所知事私有の惣持院山の寄付もあわせて、明治 22 年（1889）3 月 22 日、新奈良公園地（奈良県立奈良公園）の告示が行われた。

これにより奈良公園は、旧来の奈良公園地に名勝地<sup>2</sup>（春日野、雲井阪、浅茅ヶ原）、社寺境

<sup>1</sup> 「乾庶第二五号」公園地取扱之義ニ付上申

<sup>2</sup> 名勝地については、先の「太政官布達第十六号」や「大蔵省達五十三号」を承けて、明治 6 年（1873）の地租改正において、「旧蹟名区」と「公園地」の地目を設けている。翌明治 7 年（1874）「太政官布告第一二〇号」の「改正地所名称別」には「官有地第三種ニ属スルモノ」として「旧蹟名区及ヒ公園地等民有地にアラサルモノ」を掲げている。次いで、翌明治 8 年（1875）の「太政官達第二〇三号」の「府県事務章程」上款第 29 条に、「公園・墓地ヲ選定シ名所旧蹟ヲ査定スル事」とあり、府県知事が公園地や名所旧蹟の選定・査定を命ぜられている。（永島福太郎「名勝地と公園地」）

明治 12 年（1879）5 月、堺県は公園地の確定を上申する直前、若草山官林の名区（名勝地）編入を申請、ついで同 7 月春日野と雲井阪の名勝指定を上申している。若草山官林については明治 14 年（1881）5 月に風致禁伐林に指定され、春日野および雲井阪については明治 15 年（1882）5 月に名勝地の認可を受けている。（『奈良公園史』132 頁上段 5-133 頁上段 21）

内地<sup>1</sup>、山林原野等を加えた計 505 町 2 反 1 畝 24 歩余のほぼ現状に等しい区域に拡大された。

広大な地域が奈良公園に編入されたのに伴い、明治 23 年（1890）から奈良公園特別経済（明治 35 年から特別会計）が予算化され、明治 26 年（1893）1 月以降、公園の管理が郡長から県の直轄に移され公園の改良整備が本格的に進められることとなる。

明治 27 年（1894）6 月、古沢滋知事は奈良公園改良諮詢会を発足させ、同諮詢会により公園の平坦部・山林部総合の改良計画が立案される。公園改良にあたり、山林部の植栽については、評議員の一人であった吉野の山林王土倉庄三郎が指導的役割を果たした。また、このとき八木町（現橿原市）長であった前部重厚が顧問に招かれて造園の指導にあたった。公園の改良にあたっての、前部の構想は、自然のままの姿を活かすことにあったとされ、奈良公園の景観は前部によってその基礎が固められたといえる。

#### （4）奈良公園の充実

明治 30 年（1897）3 月、第四代水野知事の時代において、これまでの公園改良評議員に代わり、あらためて公園改良諮詢会規則が改定され、「天然ノ古色蒼然タルノ風景ヲ存シ、鹿鳴呦々、人ヲシテ古今ノ感ニ堪ヘザラシム」の方針で引き続き楓・桜・柳・百日紅の植樹等の公園改良がすすめられた。

明治 33 年（1900）、第五代寺原知事のもと、山林伐採による公園の改良が 10 ヶ年計画で実施され、明治 43 年度（1968）までに宅地・田畠・山林など 25,865 坪の民有地の買収、芳山林道の開削、951,875 本におよぶ杉檜苗の植栽が行われたほか、花樹の植栽、道路の改修、雪消沢・鷺池の造営、春日運動場の建設など多様な事業が達成されることとなった。また公園改良が進められる一方で、春日奥山周遊道路（明治 33 年（1900）12 月開通）、奈良県公会堂（南二号館：明治 33 年（1900）買収、北一号館：明治 36 年（1903）竣工）、奈良県物産陳列所（明治 35 年（1902）竣工）等の今日の奈良公園の姿を形成する様々な施設が整備されていった。

大正 12 年（1923）、公園林經營は枯損木に頼るというのではなく、伐採と植林とを積極化するのが急務だと構想のもと、奈良公園改良のための施業計画案が立案された。大正 13 年（1924）2 月には当時の成毛知事が施業計画案を内務大臣に「公園林經營」と題して上申、同年 4 月に名勝地としての風致保存や現状破壊に対する厳重注意を添えて許可された。

出典・参考：奈良公園史編集委員会編『奈良公園史』、奈良県、1982  
 奈良県編『奈良県政七十年史』、奈良県、1962  
 奈良市史編集審議会編『奈良市史 通史 4』、奈良市、1995  
 永島福太郎「名勝地と公園地」（日本歴史学会編集  
 『日本歴史』411、吉川弘文館、1982、p72-75）

<sup>1</sup> 社寺境内地については、明治 4 年（1871）の太政官布告第 4 号以降官没されていた所領について、法律第 78 号「寺院等ニ無償ニテ貸付テアル国有財産ノ処分ニ關スル法律」（昭和 14 年（1939）4 月）により東大寺境内地 54,731 坪、興福寺境内 16,366 坪の公園地解除および払下げが昭和 15 年（1940）3 月に行われている。（『奈良公園史』371 頁下段 12-372 頁上段 5）また、日本国憲法第 89 条の規定に基づく、法律第 53 号「社寺等に無償で貸付してある国有財産の処分に関する法律」（昭和 22 年（1947）4 月）の公布により、昭和 24 年～26 年かけて東大寺・興福寺等の社寺境内地の公園地解除および払下げが行われている。（払下げ境内地 397,671 坪のうち、公園地解除は 107,721 坪）尚、春日神社（昭和 22 年（1947）12 月春日大社と改称）は官社であり公園地への編入は、末社境内地を除き行われていない。（『奈良公園史』381 頁上段 2-388 頁上段 15）

## 2. 名勝奈良公園の指定・指定解除・追加指定

### 2-1. 名勝指定

#### (1) 名勝指定の経緯

奈良公園は大正11年（1922）3月8日、「法律」第44号「史蹟名勝天然記念物保存法」により「名勝奈良公園」として指定された。（大正11年3月内務省告示第49号）

大正11年（1922）の名勝指定（大正11年3月内務省告示第49号）時には、当時の国有公園地全域159万419坪が名勝の指定を受けていた。国有公園地のうち平坦部は19万7,817坪、山林部は139万2,602坪となる。<sup>1</sup>

#### 内務省告示第四十九号

史蹟名勝天然記念物保存法第一条ニ依リ左ノ通指定ス

大正十一年三月八日

内務大臣 床次竹二郎

名勝

（名称） （県郡村大字） （区域）

奈良公園 奈良 奈良市 国有公園地全部百五拾九万四百拾九坪

内

平坦部拾九万七千八百拾七坪

山林部百參拾九万弐千六百弐坪

出典：官報（文化庁記念物課所管資料）

指定に際しての内務省からの名勝指定に関する照会に対する回答（大正十年七月十五日教第四一四九号）の中で、当時の木田川奈良県知事は奈良公園について、「厖大ナル地域ニシテ隨テ其ノ間ニ一見公園地ト鑑別シ得サル民有地等相錯綜シ其ノ隣接地モ亦複雜ニシテ且ツ公園ノ風趣ニ直接ニ関スヘキ景勝ノ地点」として、公園隣接地や内包される民有地についてもその風致維持に於いて重要な地域である、との認識を当時より既に得ていることがわかる。

#### 教第四一四九号

（略）

扁全公園ハ別記調書ノ如ク奈良朝時代ノ遺物及史蹟ヲ抱擁セル五百參拾町歩餘ノ廣袤ヲ有スル厖大ナル地域ニシテ隨テ其ノ間ニ一見公園地ト鑑別シ得サル民有地等相錯綜シ其ノ隣接地モ亦複雜ニシテ且ツ公園ノ風趣ニ直接ニ關スヘキ景勝ノ地点不尠可有之候ニ就テハ是等ノ指定地域ヲ奈何ナル範圍ニ於テ之ヲ査定セラルヘキカハ頗ル攻究ヲ要スヘキ義ト被存候條右調査ノ為メ御省係官御派遣相成候様致度不取敢調書及圖面添付御回報旁々此段及御照會候也

大正十年七月十五日

奈良縣知事 木田川奎彦

内務大臣官房地理課長 堀切善次郎 殿

（以下略）

出典：文化庁記念物課所管資料

<sup>1</sup> 文化庁記念物課所管資料および『奈良公園史』271頁下段 22-272上段 10

## (2) 指定文

名勝奈良公園の指定文は次のとおりである。

種 別	第一類 名勝
告 示	大正十一年三月八日 告示 第四十九号
名 称	奈良公園
所在地	奈良県奈良市
説 明	奈良縣ノ經營ニ属シ明治十三年興福寺元境内及ビ春日野等約四万三千坪ノ地ヲ 劃シテ公園ト爲シタルニ始マル、後春日山花山嫩草山等ノ山林及東大寺手向山 神社ノ境内地ヲ編入シ更ニ風致上必要ナル民有地ヲ買收シ以テ今日ノ區域ヲ成 スニ至レリ
指定の事由	保存要目中 名勝ノ部第一 ニ依ル
保存の要件	公益上必要止ムヲ得ザル場合ノ外、風致ヲ損傷スベキ現状ヲ許可セザルコトヲ 要ス
地 籍	国有公園地内全部百五拾九万四百拾九坪 平坦部 拾九万七千八百拾七坪 山林部 百参拾九万二千六百二坪 (大正) 十三(年)十一(月)二六(日)一部解除 匡平坦地のうち二〇八八.三坪
	昭和二年 五月十四日 解除地域 国有公園地平坦部一九五, 七二八坪七ノ内 実測一, 五〇五坪八九
	昭和二年 五月十四日 追加地域 国有公園平坦部追加 実測五, 二〇四坪二五 高畠町 丸 山 1211 番、1212 番、1213 番/1、1213 番/4、 1213 番/5、1220 番、1221 番、1222 番、 1223 番、1224 番、1225 番 北大道 1231 番、1232 番、1233 番、1234 番 丸 山 1209 番、1210 番/1 北大道 1235 番、1236 番 新 開 1262 番、1263 番、1264 番、1265 番/1、 1265 番/2、1267 番、1268 番、1274 番、 1275 番、1276 番、1277 番、1278 番 新開町 1287 番 高畠町 丸山町 1210 番/2、1210 番/3、1210 番/4 山ノ上 1190 番/1、1190 番/2、1190 番/3、1190 番/4、1190 番/5

高畠町	垣内	1187番/1、1187番/2、1187番/3、1187番/4、1187番/5、1187番/6
	山ノ上	1191番/1、1192番/1
	垣内	1184番/1、1184番/2、1184番/3、1184番/4
	山ノ上	1148番、1149番、1151番、1147番/1、1147番/2、1152番/1、1152番/1/2、1152番/2、1152番/3、1153番、1154番/1、1154番/2、1154番/2/2、1155番、1156番、1157番/1、1157番/2/1、1157番/3、1158番/1、1158番/2、1158番/3、1158番/4、1158番/5、1141番、1142番/1、1142番/2、1145番、1146番、1160番/1、1161番、1162番、1159番、1143番/2
春日野町	小九折	90番、91番、92番
	浮雲	93番、94番/1、94番/2、95番、96番、97番
	小九折	98番/1、98番/2、153番、154番
	大谷	155番
雜司町	三笠山麓	493番、494番、489番、490番、491番、492番/1、492番/2、488番、487番/1、487番/2、495番、496番、497番
	茶山	498番/1、498番/2、498番/3、498番/4、486番/1、486番/2、486番/2/2
	下馬	433番/1、433番/2、433番/3
	千寿院谷	482番、484番/1、484番/2、484番/3、484番/4、485番、483番
	寶珠院	423番
	觀音山	424番
	正源院跡	414番
	正源院裏	415番
	龍藏院裏	416番
	戒壇院裏	392番/1、392番/2
	龍松院裏	394番・395番・397番・398番合併、396番
	中門堂跡	400番/1、400番/2
水門町	西塔	109番
	西垣内	46番
	東垣内	47番/1、47番/2、48番/1、48番/3、48番/4、48番/5、48番/6
雜司町	三社	439番、440番、441番、442番、443番、444番/1、444番/2、445番、446番、447番、448番/1、450番、451番
	南大門ヨリ三社境内マデ	512番
春日野町	浮雲	25番/1、25番/2、25番/3
	野守	1番/1、1番/2、2番/1、2番/2、3番/1、4番、5番/1、5番/2、5番/3、5番/4、5番/5、5番/6、5番/7、5番/8、7番/1、

春日野町 野守	7番/2、8番/1、8番/2、9番/1、9番/2、10番/1、10番/2、10番/3、10番/4、10番/5、11番、12番、13番、14番、15番/2、16番/2、16番/3、17番/3、18番、19番/1
登大路 登大路	56番
正智院趾	57番/1、57番/2、57番/3
福生院跡	58番/1
持寶院跡	59番/1
登大路	60番、61番/1、61番/2、62番、63番
水門町 東垣内	52番、55番、57番、58番、66番/1、66番/2
南畠	71番
東垣内	72番/1、72番/2、73番、74番/1、74番/2、74番/3、74番/4
南院畠	75番、77番、78番、79番、80番、81番、82番、83番、84番、85番、86番、87番、88番、89番、90番、91番、92番、93番/1、93番/2、93番/3、94番、95番
東畠	96番/1、96番/2、97番/1、97番/2
神禪院	98番、99番
東院畠	112番
登大路 真加院跡	42番/5、42番/7
不動院跡	43番/4
築地内	40番/1、41番
新坊道路	44番
正法院跡	45番/1、45番/2
實相院跡	46番/1
築地内	47番

※一部常用漢字表記を含む

#### 図4 名勝指定（原文）

出典：文化庁記念物課所管資料『史蹟名勝天然記念物指定台帳 大正11年3月』に加筆  
 (参考：昭和2年5月内務省告示第343号、奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』1972)

### (3) 指定事由に関する考察

指定文より名勝奈良公園の指定の事由として、『史蹟名勝天然記念物保存要目』の名勝の部第一「著名ナル公園及庭園」に該当するとしている。

『国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第二号）』（以下、指定基準）によれば、「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」として名勝に指定される。

指定文の説明より指定となる要件を拾うと、「興福寺元境内及ビ春日野」「春日山花山若草山等ノ山林」「東大寺手向山神社等ノ境内地」「風致上必要ナル民有地」の4つの要素からなる。

これら要素と指定事由および指定基準と照らし合わせると「春日山花山若草山等ノ山林」の自然的要素と、「興福寺元境内及ビ春日野」「東大寺手向山神社等ノ境内地」「風致上必要ナル民有地」の人文的要素が調和する良好な風致が形成される公園地、として指定が行われたといえる。

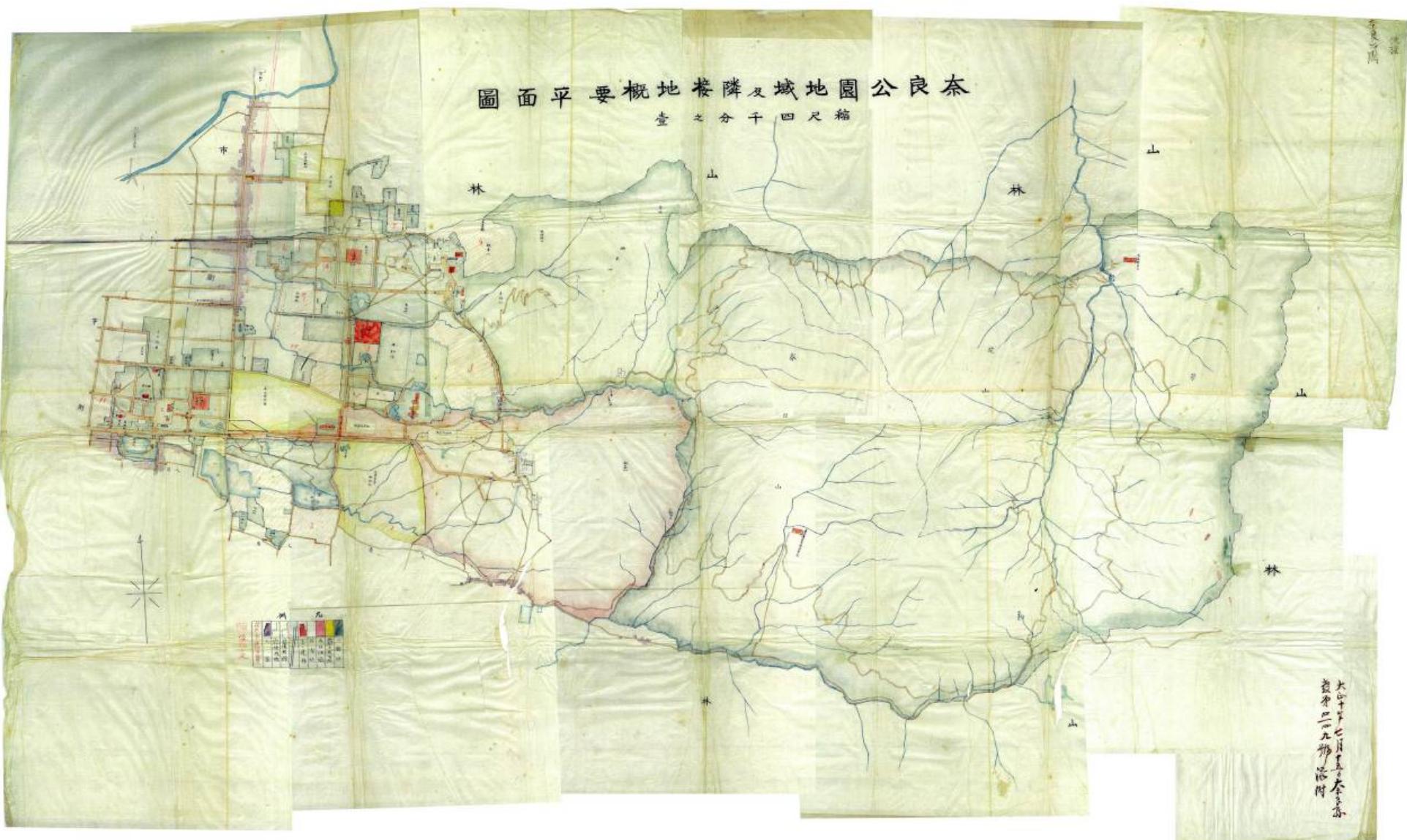


図5 名勝指定時（大正11年）の奈良公園（国有地）の区域（平坦部拡大）

出典：「奈良公園地及隣接地概要平面圖」（文化庁記念物課所管資料  
『大正十年七月十五日奈良縣教第四一四九号添付』）

(全体図)

14



出典：「奈良公園地及隣接地概要平面圖」（文化庁記念物課所管資料『大正十年七月十五日奈良縣教第四一四九号添付』）

## 2-2. 指定解除および追加指定

### (1) 指定解除および追加指定の概要

大正11年の指定後、名勝指定区域はいくつかの変更を受ける。<sup>1</sup>

大正13年(1924)11月26日には、焼失した勸学院と上性院の跡地について、接近する正倉院宝庫防災のため国有公園地の平坦部合計2,088.3坪の指定を解除し、御料地に譲渡している。

(大正13年11月内務省告示第761号)

大正15年(1926)9月7日には、奈良公園に近接する民有地112,583.03坪<sup>2</sup>について仮指定が行われた。(大正15年9月奈良県告示史第2号)

昭和2年(1927)5月14日には、御料地の整理に伴う土地交換により国有公園地の平坦部1,505.89坪の解除および平坦部5,204.25坪の追加指定とともに、先に仮指定を受けた民有地部分についての追加指定が行われた。(昭和2年5月内務省告示第343号)

表4 名勝奈良公園指定区域 地籍の変遷

		国有公園			民有地	計	計 (参考)	告示等	内容等
		平坦部	山林部	坪					
		坪	坪	坪	坪	坪	m <sup>2</sup>		
大正11年 (1922) 3月8日	名勝指定	1,590,419.00	197,817.00	1,392,602.00		1,590,419.00	5,257,583.47	大正11年 3月内務 省告示第 49号	国有公園地 部分の指定
大正13年 (1924) 11月26日	一部解除	-2,088.30	-2,088.30			-2,088.30	-6,903.47	大正13年 11月内務 省告示第 761号	正倉院宝庫防 災のため接近す る国有公園地の 平坦部を御料地 に譲渡
大正15年 (1926) 9月7日	一部追加 (仮指定)				※ (112,583.03)	-	-	大正15年 9月奈良 県告示史 第2号	名勝地に接続し 風致維持上重 要な地域の仮指 定
昭和2年 (1927) 5月14日	一部解除	-1,505.89	-1,505.89			-1,505.89	-4,978.15	昭和2年 5月内務 省告示第 343号	御料地の整理に 伴う土地交換(指 定及び解除)
	一部追加	5,204.25	5,204.25			5,204.25	17,204.13		仮指定地(民有 地)の指定
				※ 112,583.03	112,583.03	372,175.31			

※追加指定に伴う調書(『大正15年7月20日 社兵第1866号』附属調書)に記載の各地番の地籍合計

出典: 奈良公園史編集委員会編『奈良公園史』, 奈良県, 1982

奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』, 1972  
奈良県資料、文化庁記念物課所管資料より作成

<sup>1</sup> 文化庁記念物課所管資料および『奈良公園史』272頁上段11-273下段19

<sup>2</sup> 追加指定に伴う調書(『大正15年7月20日 社兵第1866号』附属調書)に記載の各地番の地籍合計

## (2) 大正13年一部指定解除

大正13年(1924)の一部指定解除(大正13年11月内務省告示第761号)は、大正11年(1922)4月の火災により焼失した勸学院跡地(実測1,643坪)および上性院跡地(実測445.3坪)について、隣接する正倉院宝庫の防災のため、帝室林野局からの要請を受けて両院の跡地計2,088.3坪を御料地に地目変更し、正倉院敷地に加えるための措置であった。

なお、上性院跡地については、その後昭和2年(1927)の御料地整理に際して公園地として再度名勝に追加されることとなる。

## 内務省告示第七百六十一号

大正十一年三月内務省告示第四十九号名勝ノ部中左記ノ地積ハ指定ヲ解除ス

大正十三年十一月二十六日

内務大臣 若槻禮次郎

奈良公園 公園地平坦部一九七、八一七坪(国有)ノ内解除地積二、〇八八坪三

出典：官報

## 公第二〇五号

名勝地解除申請案同

公第二〇五号 大正十二年六月 日 知事

内務大臣宛

(略)名勝地二指定相成候処今般帝室林野管理局長ヨリ此ノ内勸学院実測面積壱千六百四十三坪上性院四百四十五坪三合ノ地区ハ正倉院寶庫ニ接近シ火災防禦上必要ノ地域ナルヲ以テ御料地ニ編入致度讓渡ノ義申出有之(略)

出典：奈良県資料『大正三年起 史蹟名勝天然記念物指定解除一件』および  
奈良公園史編集委員会編『奈良公園史』、奈良県、1982

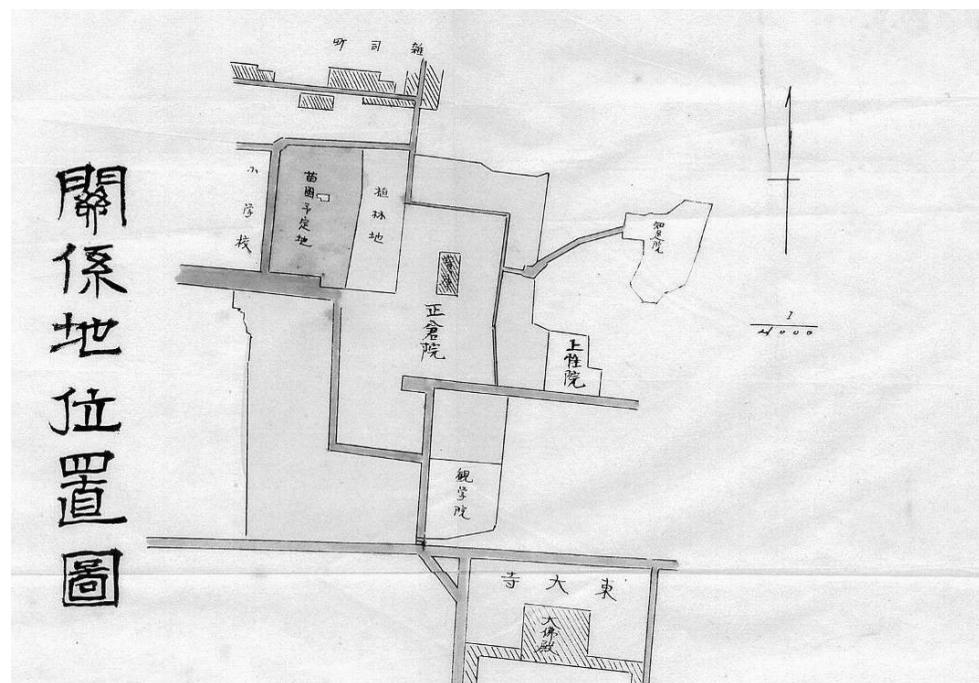
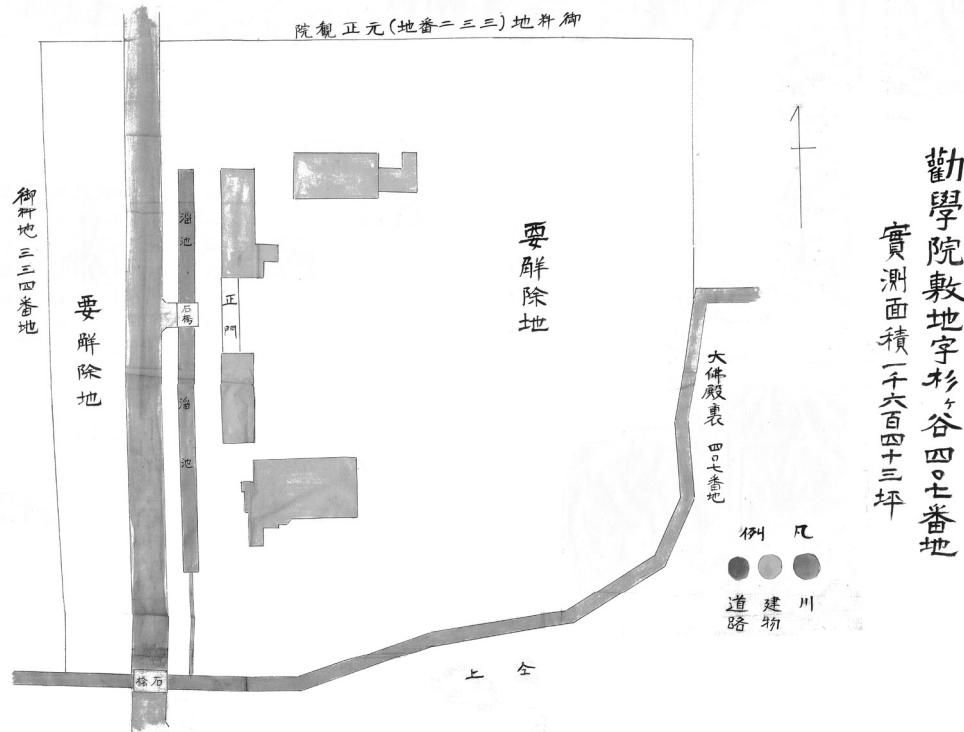


図6 勸学院跡地および上性院跡地と正倉院の関係地位位置図

出典：文化庁記念物課所管資料



地趾院性上  
地番四二三裏院足知字園公良奈  
合三坪五十四百四積面測實

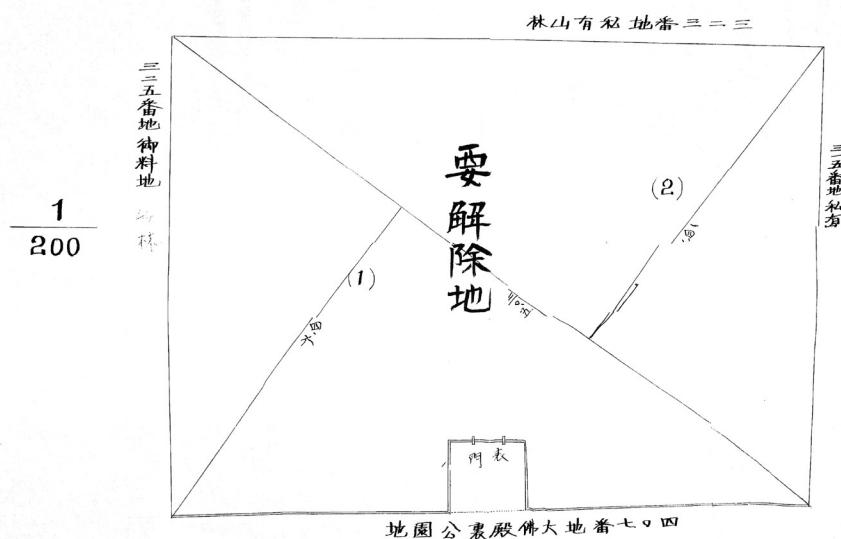


図7 名勝奈良公園一部指定解除（大正13年）勸学院敷地（上）および上性院敷地（下）

出典：文化庁記念物課所管資料

### (3) 大正15年一部指定追加

大正15年（1926）の一部指定追加（大正15年9月奈良県告示史第2号）は、国有公園地である名勝指定区域に隣接および介在する民有地（112,583.03坪<sup>1</sup>）について、名勝保存要目第11項「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地点」に該当するとして、追加指定が図られたものである。（大正15年7月20日社兵第1866号）

当時の資料より、追加指定は県告示にとどまっており、内務省告示による指定に至らない「仮指定」としての措置であったと考えられる。内務省においては、仮指定に際して、今後の周辺地の開発や土地利用改変を抑制する意図があったことが伺える。（大正15年8月6日奈理第1号）

#### 奈良県告示史第二号

史蹟名勝天然記念物保存法第一条第二項ニ依リ名勝奈良公園ニ左ノ通追加指定ス

大正十五年九月七日

奈良縣知事 鈴木信太郎

（字、地番、地目、段別、所有者等を略す）

出典：官報

#### 社兵第一八六六號

大正十五年七月二十日

奈良縣知事 鈴木信太郎

内務大臣官房地理課長 赤木朝治殿

名勝奈良公園追加假指定ノ件ニ付照會會

（略）別記調書ノ土地該名勝奈良公園ニ接攘シ名勝保存要目第十一ニ該當ノ特殊ノ地點ニ有之且同名勝地帶ニ追加致度候條至急何分ノ御回示相煩度此段及御照會候也

（以下略）

出典：奈良県資料『大正三年起 史蹟名勝天然記念物指定解除一件』

#### 奈理第一號

大正十五年八月六日

地理課長

奈良縣知事

名勝奈良公園追加假指定ノ件回答

大正十五年七月二十日社兵第一八六六号ヲ以テ御照會有之候標記ノ件仮指定相成差支無之候理由

本件假指定セムトスル地域ハ何レモ名勝奈良公園の接續又ハ介在地帶ニシテ名勝地ト共ニ保存上重要區域ニ属シ将来附近一帯ノ發展ニ伴ヒ家屋ノ建設其他土地利用等ノタメ風致保存ニ影響ヲ来タス虞有之ニ付取纏メ仮指定シ保存上遺憾ナキヲ期スルニ在リテ本件仮指定ノ結果買収又ハ補償等ニ付サシタル問題ハ惹起セサルモノト認ム

（以下略）

出典：文化庁記念物課所管資料

<sup>1</sup> 追加指定に伴う調書（『大正15年7月20日 社兵第1866号』附属調書）に記載の各地番の地籍合計

## (4) 昭和2年一部指定解除および一部追加指定

昭和2年（1927）の一部指定解除および一部追加指定（昭和2年5月内務省告示第343号）では、正倉院宝庫附属地、奈良御料地（添上第二御料地、現飛火野一帯）等の奈良公園周辺の御料地について、整理に伴う土地交換により国有公園地の平坦部1,505.89坪の解除および平坦部5,204.25坪の追加指定が図られた。

あわせて、大正15年（1926）に仮指定を受けた民有地部分について、追加指定が行われた。

## 内務省告示第三百四十三号

史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ大正十一年三月内務省告示第四十九号ヲ以テ指定シタル名勝奈良公園地域ヲ左記ノ通解除又ハ追加ス

昭和二年五月十四日

内務大臣 鈴木喜三郎

名勝	地名	解除地域
奈良公園	奈良縣奈良市	国有公園地平坦部一九五、七二八坪七ノ内 実測一、五〇五坪八九
名勝	地名	追加地域
奈良公園	奈良縣奈良市	国有公園地平坦部実測五、二〇四坪二五 (追加地域地名、地番を略す)

出典：官報

## 内務省発理第一号 昭和二年四月二十日

主査 地理課長

大臣 了

史蹟、名勝、天然記念物指定地域解除並追加ノ件

(略)

理 由

## 一、名勝奈良公園

(イ) 本名勝地ハ御料地整理ニ伴ヒ土地交換ヲ為スノ必要アルニヨリ其ノ地域ヲ解除又ハ追加シ同時ニ囊ニ指定シタル地域ニ接續シ風致維持上必要なる地域（仮指定地域）ヲ追加セントスルモノニシテ客年十二月十五日各専門嘱託員打合會ヲ於テ議定シ指定保存ノ要アルモノナリ

(ロ) 本指定地域ニ就テハ從来條令ヲ以テ規定ヲ設ケ本法施行ト略同様ノ取締ヲ為シ風致維持ニ努メ來タリタルモノナリ、面シテ囊ニ仮指定シ今日ニ至レルモノナリ

(ハ) 本指定地ト關係アル官省ニハ已ニ交渉済ナリ

(略)

出典：文化庁記念物課所管資料

### 1) 御料地の整理に伴う一部指定解除及び追加

『大正15年11月18日 公第287号』および関係資料における御料地の整理状況をみると、正倉院宝庫附属地1,505.89坪についての指定解除とともに、正倉院宝庫附属地および奈良御料地について5,204.25坪が買収または宮内省からの譲渡による追加指定が行われた。この中には、先に指定解除（大正13年（1924））が行われた上性院跡地445.3坪の再指定が含まれている。

公第二八七號 大正十五年十一月十八

奈良縣知事 別府總太郎

内務大臣官房地理課長 唐澤俊樹殿

大正十二年五月三十日付第一一五號同年七月三日付公第二〇五號及同年十月二十五日付公第二〇六號ヲ以テ上申致置候正倉院寶庫附属地整理其ノ他名勝地指定及解除ニ關スル件左記之通御取計相成度此段及上申候也

記

第一図（正倉院寶庫附属地ノ分）

- (一) 赤色重斜線ノ箇所即チ元東大寺講堂、三面僧坊址及道路沿等實測壹千五百五坪八勾ハ公園ニシテ名勝地ニ付之カ公共用ヲ廢止シ指定解除ノ上雜種財產トシテ大藏省ニ御引繼相成度
- (二) 赤色斜線ノ箇所即チ元東大寺勸學院址實測壹千六百四拾參坪ハ從来公園ニシテ名勝地ナリシモ大正十二年七月三日公第二〇五號ヲ以テ名勝地指定解除上申ニ對シ大正十三年貴省告示第七六一號ヲ以テ解除セラレ現在ニテハ單ニ公園ニ付之カ公共用ヲ廢止シ雜種財產トシテ大藏省ニ御引繼相成度
- (三) 赤色無斜線ノ箇所即チ元東大寺上性院址實測四百四拾五坪參合ハ現在公園ニシテ今般正倉院寶庫附属地整理ノ爲御料地ニ編入ノ豫定ヲ以テ前記（二）ト共ニ名勝地指定解除セラレタルモ其ノ後計畫變更ノ爲御料地ニ編入ノ要ナキニ至リ公園トシテ存置スルコトハナリシヲ以テ從前通名勝地ニ御指定相成度
- (四) 紫色斜線ノ箇所實測六拾壹坪ハ同色無線ノ箇所五拾五坪ト共ニ本件寶庫附属敷整理ノ爲宮内省ノ費用ヲ以テ公園トシテ買収セルモノニ付公共用ヲ廢止シ雜種財產トシテ大藏省ニ御引繼相成度而メ無線ノ箇所五拾五坪ハ公園トシテ存置スルコト、ナリシヲ以テ名勝地ニ御指定相成度
- (五) 褐色ノ箇所實測壹千壹百六拾參坪は何レモ前記（四）同様公園ニ買収ノ處其ノ後計畫變更ノ爲御料地ニ編入ノ要ナキニ至リ公園トシテ存置スルコトナリシヲ以テ名勝地ニ御指定相成度
- (六) 緑色ノ箇所實測壹千壹百八拾貳坪八勾及黃色ノ箇所實測貳千四拾六坪參合八勾ハ御料地ナルモ本件整理ノ結果公園ニ移管セラルヘキヲ以テ其ノ旨宮内大臣ニ御照會相成度而メ移管ノ上ハ名勝地ニ御指定相成度

第二図（奈良御料地ノ分）

紫色ノ箇所實測貳百六拾七坪六合貳勾ハ奈良公園道路敷及黃色ノ箇所實測四拾四坪八合七勾ハ祭器庫敷トシテ奈良御料地ノ一部借受中ノ處今般公園ニ讓渡セラルヘキ見込ナルヲ以テ其ノ旨宮内大臣ニ御照會相成度而メ讓渡ノ上ハ名勝地ニ御指定相成度

（略）

出典：文化庁記念物課所管資料

表 5 御料地の整理（昭和2年）

	区域※	地積(坪)	備考
解除地籍	正倉院 宝庫附 屬地	第一図(一) 第一図(二)	1,505.89 1,643.00 指定解除の上、雑種財産として大蔵省へ譲渡 (追て宮内省へ譲渡) 勸学院跡地として指定解除済(T13.11.26)。雑種 財産として大蔵省へ譲渡(追て宮内省へ譲渡)
	計	1,505.89	※第一図(二)を除く
追加地籍	正倉院 宝庫附 屬地	第一図(三) 第一図(四)紫斜線 第一図(四)紫無線 第一図(五) 第一図(六)黄 第一図(六)緑	445.30 61.00 55.00 1,163.00 2,046.38 1,182.08 T13.11.26指定解除(上性院跡地)の再指定 公共用を廃止。雑種財産として大蔵省へ譲渡 買収 買収 宮内省より譲渡 宮内省より譲渡
		第二図(紫) 第二図(黄)	267.62 44.87 宮内省より譲渡 宮内省より譲渡
		計	5,204.25 ※第一図(四)紫斜線を除く

※添付図が欠落のため、場所の詳細は不明

〔大正15年11月18日 公第287号〕および〔昭和2年4月20日 内務省発理第1号〕より作成)

出典：文化庁記念物課所管資料

## 2) 仮指定地の追加指定

仮指定地（民有地 112,583.03 坪<sup>1)</sup>）について、仮指定（大正15年9月奈良県告示史第2号）以降、所有者からの特段の異議が無かつたことから、追加指定に対する了承が得られたものと判断がなされた。（昭和2年1月28日号外および昭和2年2月28日社兵第1106号）

号 外
昭和二年一月二十八日
内務大臣官房地理課
奈良県社寺兵事課御中
名勝奈良公園追加仮指定地域ヲ指定方ノ件
客年十二月二十五日社兵第一八六六号ヲ以テ御申請相成候標記ノ件、右申請書符箋ニ地積 図及全調査書ハ後ヨリ送付スヘキ旨有之候処、于今御送付無之、右指定詮議上取急キ候条、 折返シ御回送相成度候、
追テ本件ハ昨冬指定会議ニ於テ指定スルコトニ決定、近ク発表ノコトニ相成居リ候条御含 相成度、
尚、民有地ニ就テハ各所有者ニ於テ指定ニ意義ナキヤ、其ノ点充分御確メ相成御回報相煩 度候、

出典：『奈良公園史』273 頁上段 23-下段 10

<sup>1)</sup> 追加指定に伴う調書（『大正15年7月20日 社兵第1866号』附属調書）に記載の各地番の地籍合計

社兵第一一〇六號

昭和二年二月二十八日

奈良縣

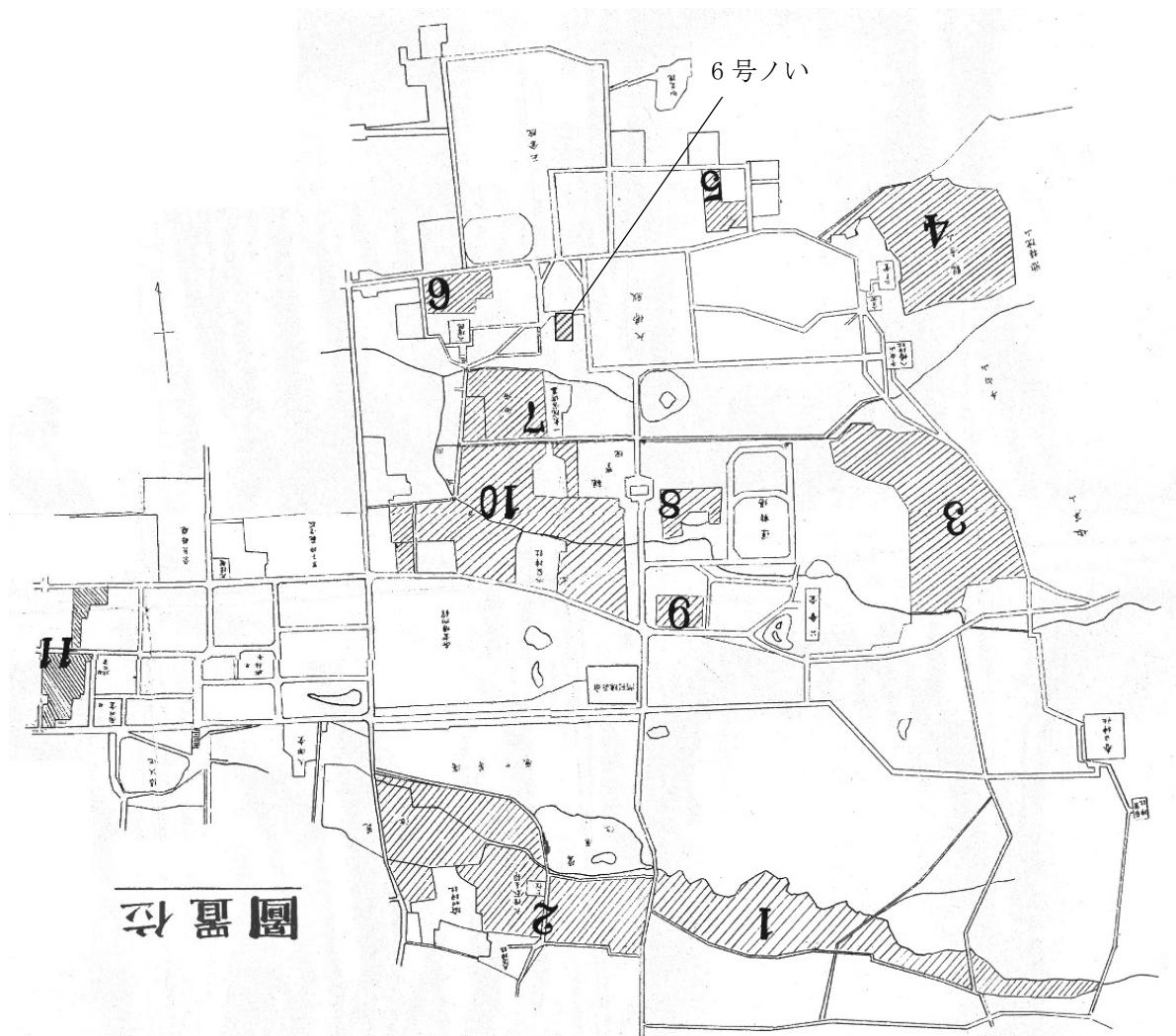
内務大臣官房地理課御中

名勝奈良公園追加假指定地域ヲ指定方ノ件

一月二十八日號外ヲ以テ標記ノ件ニ關シ主務課宛御照會ノ趣了承右圖面及調書別紙ノ通提出候條可然御取計相煩度此段及回報候也

追テ指定地域ハ大部分民有ニ屬スルヲ以テ各所有者ニ指定ニ關スル異議ノ有無ヲ充分確ムルニハ相當ノ日時ヲ要スルニ付其繁ヲ避ケ度曩ニ爲シタル假指定ニ對シ今日迄公式ノ異議ノ申立テ又ハ書面ヲ以テ意見ノ開申等無之に徵シ異議無之モノト見做居候條此義御了知相成度申添候

出典：文化庁記念物課所管資料



※北を上に掲載している

図 8 名勝奈良公園追加指定区域（昭和 2 年）位置図

出典：『民有地編入地位置圖』（奈良縣資料『昭和 7 年 名勝奈良公園』）に加筆

表6 名勝奈良公園追加指定区域（昭和2年）の概要

<b>社兵第一八六六號 大正十五年七月二十日</b>
(抄)
<b>附図第一号地</b>
官弊大社春日神社境内ニ接續シタル土地ニシテ溪流ニ沿フ斜面一帯ハ春日神社境内林ト相併ヒ常緑落葉両樹繁茂シ春ハ藤ノ絡マル珍木等一層風致ヲ添ヘタルモノアリ 本地域ハ別荘ヲ建設セルモノ及畠地等ヲ含ムモ大部分生草地ニシテ景勝ノ地タリタメハ春日神社社家ノ趾ニシテ又西方ノ丘ハ八王子神社ノ趾アリ史蹟ニモ富ミ保存上極メテ重要ノ地域トス
<b>全第二号地</b>
名勝奈良公園浅茅ヶ原及瑜伽山瑜伽神社、村社天満神社等ノ風致林ニ接續シ荒池、鷺原池等ニ臨ミ風景絶佳ノ地ニシテ名勝地トシテ保存ノ要アル地トス
<b>全第三号地</b>
本地域ハ嫩草山ト公園春日野トノ間ニ位置シ南ハ春日神社境内林ニ接續シテ一帯ノ雜木鬱蒼トシ保安林トシテ風致ヲ保存シ来リシモノ大部分ヲ占メ名勝地トシテ極メテ重要ノ地トス
<b>全四号地</b>
觀音山ト稱シ公園手向山總持院山ニ接續シテ一帯松ヲ主トセル老樹繁茂シ其ノ間ニ常落闊葉樹混生ス殊ニ二月堂、三月堂ノ風致林トシテ永久保存ノ要アリト認ム 此ノ地ハ東大寺私有地ニシテ伐採ノ虞アリ名勝地トシテ保存スルヲ要ス
<b>全第五号地</b>
大佛殿ノ東北部一段高キ箇所ニアリ全面生草地ニシテ大佛殿、正倉院ニ近ク景勝地ナルノミナラス 旧東大寺ノ食堂跡ニシテ今尚其ノ礎石ヲ存シ保存ヲ要スル地域ナリ
<b>全第六号地</b>
戒壇院、受戒堂ニ接續シ現状畠及森林地帯トナリ畠ハ龍松院跡、森林ハ戒壇院講堂跡ナリ名勝地トシテ保存ヲ要スルノミナラス史蹟トシテモ保存スヘキ地域ナリ
<b>全六号地ノイ</b>
住宅地トシテ一劃ヲナセルモ大佛殿ニ接近スルヲ以テ周圍公園地ト共ニ名勝地トシテ保存スルヲ要ス
<b>全第七号地</b>
一乘院宮御墓ニ接續シテ松ノ老木群生ス此地ハ東大寺西塔跡ニシテ礎石八間四面廻廊四十五間四面ノ七重寶塔ノ跡アリ風致上史蹟上極メテ重要ノ地區トス
<b>全第八号地</b>
奈良公園名勝保存上肝要ナル地域ニアリ且ツ東大寺南大門及東南院聖武帝祀社ニ接近スルヲ以テ防火上ニモ極メテ重要ナル地域トス
<b>全第九号地</b>
奈良公園ノ中部ニ位シ最モ景勝地ヲ占ムル別荘地ニシテ名勝奈良公園ノ風致保存極メテ重要ナル地トス
<b>全第十号地</b>
吉城川ヲ中心トシテ南ハ公園道路ヲ狭ミ帝室博物館敷地及村社氷室神社境内ニ接シ北ハ勸学院及東大寺西塔跡ニ接シ東ハ南大門ニ接スル土地ニシテ沿道ハ人家並立スルモ大部分ハ樹林地ナリ殊ニ吉城川ヨリ北ノ大部分ハ依水園トテ造園ノ美ヲ盡セル一大区劃ヲ成シ之等皆奈良公園ト共ニ名勝地トシテ保存ヲ要スル地域トス
<b>全第十一号地</b>
元興福寺境内ニシテ唐院、不動院、新坊ノ敷地タリシモノニシテ南圓堂及北圓堂ノ背景ヲ形成スル重要ノ地域ナリトス。

出典：奈良県資料『大正三年起 史蹟名勝天然記念物指定解除一件』

### 3. 都市公園奈良公園の設置及び整備

#### (1) 社寺境内地の払い下げ

昭和 15 年（1940）施行の「寺院等に無償にて貸付してある国有財産の処分に関する法律」および同法の改正法（昭和 22 年（1947）施行）に基づき、境内地の払い下げに伴う公園地の解除が実施される。解除は第一次処分法に基づき、昭和 15 年に東大寺および興福寺の公園地解除が実施されたのに続き、昭和 22 年にその他社寺を含めて実施され、合わせて約 35.6ha の除籍が為された。<sup>1</sup>

#### (2) 都市公園奈良公園の設置

都市公園法施行（昭和 31 年（1956）4 月 20 日公布）に伴い、奈良公園はその適用を受けることとなった。昭和 31 年（1956）10 月 15 日付けで、地盤国有公園である奈良公園は、大蔵省所管の普通財産として近畿財務局へ引き継がれ、公園施設と認められない施設については除籍または公園用地に転用を行った後、公園敷地について一部有償を除き無償貸与を受けることとなった。昭和 35 年（1960）4 月 1 日には、「奈良県立都市公園条例」（「県条例」第 11 号）が制定され、「奈良県立都市公園条例施行規則」（「県規則」第 15 号）の施行により、奈良県立都市公園奈良公園が設置された。<sup>2</sup>

#### (3) 奈良公園の新整備

昭和 36 年（1961）に近畿地方を襲った第二室戸台風は奈良公園にも甚大な被害をもたらし、県は奈良公園の復興と恒久的な整備を図る方針を固め、同年 11 月 15 日、奈良公園整備対策委員会を設置する。昭和 38 年（1963）11 月に策定された「奈良県新総合開発計画」（第一次）にもとづき、奈良公園の整備が急務とされ、その計画案として同年 11 月に「奈良公園整備計画案」ができあがり、爾後の奈良公園整備を規整することとなる。<sup>3</sup>

奈良公園開設百年を機会に奈良県と奈良公園運営協議会は、「奈良公園開設百年記念植樹祭」を行い、奈良公園浮雲園地に高さ 3 メートルのクロマツを植えた。明治 13 年（1880）に奈良公園が開設されて以来の歩みを振り返って先人の功績をたたえ、上田副知事は主催者を代表して、「奈良公園の草木は一木一草もおろそかにせず、一本の木が枯れれば五本植えるようにして緑の保持を努める」と、公園管理者としての県の決意を表明した。<sup>4</sup>

また、奈良公園開設百年を機会に設置した「奈良公園整備研究委員会」の提言にも「奈良公園は、千数百年の歴史を受け継いで作られた歴史的文化遺産で、都市近郊にあって、よく保存された自然と文化財が一体となった世界的公園である。今後、これらの優れた文化財と自然景観の保全を図りつつ、静的な利用をする公園として整備すべきである」との統一見解が述べられている。県はこうした奈良公園の性格を踏まえ、同公園の将来にわたる保全と整備についての構想を策定した。<sup>5</sup>

<sup>1</sup> 『奈良公園史』367-372 頁、381-385 頁

<sup>2</sup> 『奈良公園史』431-436 頁

<sup>3</sup> 『奈良公園史』467-468 頁

<sup>4</sup> 『奈良公園史』518 頁

<sup>5</sup> 『奈良公園史』522-526 頁

## 4. 奈良公園の整備・開発と保護の経緯

明治 21 年（1888）の奈良公園拡張、その後の整備を通じ、奈良の観光都市としての下地が固まる、鉄道の発達もあり奈良への遊覧客は飛躍的な増大を遂げた。

一般に地域産業の発達や、観光事業の進展にともない、道路や観光施設が建設されようとするとき、環境の保全や文化遺産の保護のことなどが問題となる。とりわけ奈良の場合は、美しい自然と貴重な歴史的文化財を破壊から守ろうとする立場との対立は、避けられない問題として常に提起される。奈良ではすでに早く大正のころから、観光に係わりこうした問題がおこっている。<sup>1</sup>

以下、奈良公園の整備・開発と保護に係る主な経過について示す。

### （1）大軌電車の開通

奈良と大阪とを直結する電鉄として「奈良電気鉄道株式会社」が設立されたのは明治 39 年（1906）のことであり、大阪市東区上本町六丁目を起点として奈良市三条町に至る延長 18.16 マイルの路線が免許された。路線は生駒山隧道の開鑿、西大寺経由などに変更、終点も東向中町への乗入れにするなどの迂余曲折があり、社名も「大阪電気軌道株式会社」と改称（明治 43 年（1910）10 月 15 日）したのち、大正 3 年（1914）4 月に営業（上本町～奈良（高天町）間）を開始、7 月に東向中町終点までの延伸区間が開業した。現在の近畿日本鉄道奈良線の開通である。

県は大軌の開通と、東大寺大仏殿修理落慶法要による人出に備えて、大正 2 年（1913）9 月には大仏高畠線（大仏見とおし道）の雪消沢から高畠町に至る道路の拡幅工事を行なうため、添上第二御料地 1,214 坪の割譲を申請、また翌大正 3 年（1914）には師範学校前の東辻（博物館前）から春日野町野守辻（大仏前）までの道路拡幅のため奈良帝室博物館敷地（奈良御料地）307 坪余の割譲を上申した。登大路の道路は三間幅となり、奈良俱楽部表門から水谷橋までは春日神社境内地を削っている。<sup>2</sup>

### （2）若草山の観光開発

大正 11 年（1922）に嫩草山登山電気鉄道株式会社が設立され、手向山八幡宮の裏山から若草山の裏を通り一重目頂上に至るケーブルカー（1 車両 50 人乗）の付設が計画された。これに対し県は、大正 14 年（1925）6 月自然保護に支障がある旨を鉄道大臣に進達、同 12 月に不許可となった。

ついで大正 14 年（1925）、若草山にエスカレーターを設けようとして三笠山自動階段株式会社が設立された。計画案は、若草山北側の麓から「自動昇降階段」を敷設して一重目頂上の裏側に地下の終点駅を設けるというものであった。当時の史蹟名勝天然記念物調査會から自然破壊の懸念が訴えられるものの、申請を受けた県ではこれに許可条件を示して好意的に対応した。しかし、階段を引き上げるケーブル線の製造入手のことで行き詰まり、最終的に計画は立消えとなつた。<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 『奈良市史 通史 4』480 頁 8-12

<sup>2</sup> 『奈良公園史』267-268 頁

<sup>3</sup> 『奈良市史 通史 4』480 頁、『奈良公園史』336-337 頁および奈良県資料『自大正九年至大正十二年史蹟名勝天然記念物一件』

### (3) 春日奥山周遊道路の拡幅

春日奥山周遊道路は明治33年(1900)にすでに遊歩道として完成していたが、大正13年(1924)ごろから県公園課を中心に自動車道として拡幅改修する計画が立てられた。大軌に協力を要請したところ、昭和3年(1928)7月大軌から工事費12万円の寄付があり、同年10月末に一応自動車道として竣工、昭和4年(1929)5月から大軌による春日山周遊不定期遊覧自動車(九人乗り自動車三台)の営業が開始された。

しかし同年9月、第二期の拡張整備工事が始められるによんで、すでに大正13年(1924)に春日山原始林が天然記念物に指定され、地獄谷石窟仏と春日山石窟仏(穴仏)が史蹟に指定されていたことから、その実施が大問題となつた。

11月から12月にかけて、三好学博士や内田圭助博士の調査があり、学者たちから「拡張工事をやめて原状復旧工事にきりかえよ」という強硬な意見書が出され、文部省から県に対し「重要な現状変更と認められるから工事を中止し復旧せよ」との通達もあり、自動車の通行制限ないし通行禁止の主張にまで発展した。森林美を破壊する、ルーミスシジミなど貴重な学術資料が失われるというのが、おもな反対理由であった。

工事はこの間も継続され昭和5年(1930)6月に完了、7月に県史蹟名勝天然記念物調査委員会の「大評定」が行われたが、春日山は果たして原始林かといった議論まで飛び出して結論を得るにいたらなかった。9月になって拡張整備工事を追認、「自動車通行はよろしい。春日奥山原始林はできるだけ現状を維持保存するため古典的気分を失うような施設はしない。入山自動車に1台1周50銭の料金を徴収する」ということで結着をみた。ついで7年には若草山頂まで道路が延長され、月日磐から花山を経て高畠に出ていた自動車のコースが、高畠から入る逆のコースに改められた。遊覧自動車の営業は、昭和13年(1938)に大軌から奈良自動車会社(奈良交通の前身)に移されたが、戦時体制の進展にともない、昭和15年(1940)10月に運行は中止された。<sup>1</sup>



春日周遊道路と遊覧自動車

出典:『奈良公園史』

### (4) 国道15号

昭和4年(1929)、内務省と県土木課が、国道15号(京街道、いまの国道24号)が狭いのでこれを東に移し、雲井坂下の一里塚のところから転害門の東を通り、川上町を横断して般若寺

<sup>1</sup> 『奈良市史 通史4』481-482頁

の東に抜ける新国道を建設する計画を立案した。計画によれば、新国道は東大寺境内を縦断することになる。東大寺は計画の変更を県に陳情、黒板勝美博士をはじめ学者らも抗議書を寄せ、県の再考をうながした。これに対し土木課は反駁の声明を出し、沿道の有志はこれに賛同、「国道期成同盟会」をつくり内務省に陳情したりしたが、同年7月百済知事が黒板博士と会談、東大寺旧境内が史蹟に指定されるならばということで計画は中止となった。

これが契機となり、昭和7年（1932）、「東大寺旧境内」が史蹟に指定される。なお、道路の方は、佐保橋・奈良阪間は般若寺東方にほぼ計画通りに新設、問題になった今在家・登大路間は在来道路が12メートルの幅員に拡幅された。<sup>1</sup>

#### （5）奈良ホテル前線

昭和11年（1936）、都市計画道路ホテル線（春日神社一の鳥居からホテル前を通過、紀寺町で南大路と交差する「登大路－肘塚線」）の拡築工事計画が具体化し、昭和12年（1937）秋に南大路から十輪院畠町までが完成するが、奈良ホテル敷地（大乗院跡地）の所有者である鉄道省が用地の割譲に難色を示し、また道路の旧大乗院庭園通過に反対する運動がおこり難航した。名園の遺構が破壊されるというので、日本庭園協会などが中心になり反対運動が展開された。

昭和14年（1939）を迎えると、庭園遺構にかかるよう道路を迂回させることに計画が変更され、旧大乗院庭園は破壊をまぬがれた。鉄道省もこの年9月に用地の買収に応じ、ホテル線は翌昭和15年（1940）に完成する。

なお、旧大乗院庭園は昭和33年（1958）名勝に指定される。<sup>2</sup>

#### （6）若草山麓自動車道路

昭和12年（1937）、若草山麓の道路が混雑するので、その西方崖下に水谷川橋から手向山八幡宮にいたる自動車専用道路を開設しようとの願出が、その地の所有者である大阪の三笠山土地株式会社から提出された。自らその構想をもっていた県は、同年12月会社の所有地約1万坪を公園地として使用することを条件に道路の新設を許可した。

これに対し、同地は旧東大寺境内に接し、春日率川宮跡伝承地にも抵触し、史蹟を破壊するものだと反対運動がおこった。昭和13年（1938）を迎えると、県史蹟名勝天然記念物保存調査会委員の足立康博士は、『聖地奈良公園の危機と其保存』というパンフレットを出して反対を訴えた。奈良史蹟愛護連盟が結成されてこれを支持し、山麓の観光業者や人力車夫組合も反対にまわった。他方、奈良実業協会は道路の新設に賛成、2月2日観光団体の有志が協議して開発絶対賛成の談話を発表する。

賛否両論が渦まく中、奈良在住の芸術家や有志は奈良風致愛護会を結成し（奈良帝国博物館長ら約50人余。志賀直哉も名を連ねていた）、2月1日、道路は散歩道路の範囲にとどめ自動車の通行や俗化を招く施設を避けるよう県に陳情、波紋がひろがった。しかし、反対運動は実を結ばず、11月に着工、昭和14年（1939）3月に自動車道路が完成した。<sup>3,4</sup>

<sup>1</sup> 『奈良市史 通史4』482頁

<sup>2</sup> 『奈良市史 通史4』482-483頁

<sup>3</sup> 『奈良市史 通史4』481-483頁

<sup>4</sup> 足立康著『聖地奈良公園の危機と其保存』、1938

## 5. 奈良公園に係る主な地域活動の経緯

### (1) 興立舎による公園管理

奈良公園が政府認可により開設する明治13年（1880）に先立ち、明治10年（1877）に奈良の平松甚平・金沢昇平ら有志十四名が、官有地になっていた元興福寺境内外を公園地として10ヶ年借用し、奈良県の廃止によって衰微した奈良の復盛の一助として、花樹を植えるなどその風景体裁を整えたい旨、堺県に願い出て翌明治11年（1878）正月にその許可を得た。<sup>1</sup>

拝借人十四名らは、公園地の維持改良を合議するため、会議機関を組織し、これを興立舎と称したらしい。この興立舎（の会員）が公園の維持費を積立てたり、醸金の能力を示したこと、堺県は明治12年（1879）5月に奈良公園地の制定を内務省に上申する。その「伺」に、「今般該区戸長ヨリ右確定之義出願之趣有」と記され、但書に「該地人民兼テ結合罷在候興立舎員數拾名積立醸金之利子其他有志ノ醸集スル物品等ニテ永年維持スヘキ旨申立」とある。興立舎は同年9月「市中社寺名所旧跡案内人」の免許鑑札の交付権を得て案内所を設立、「案内者心得」および「案内会所規則」の制定し、名所案内人の統括とともに、ロキ行為（旅客を土産店などの商家に誘い代價に賄賂を受取る）の自主的な取り締まりに乗り出した。<sup>2</sup>

明治13年2月の開設認可に伴い、奈良公園地の所管を改めて命ぜられた堺県は、同年3月「公園取締規則」を制定、興立舎は十ヶ年拝借権を失ったが、公園経営が委ねられた。<sup>3</sup>

明治14年（1881）2月の堺県の大坂府合併以降も奈良公園の経営は興立舎に委ねられたが、ロキ行為の根絶等を目論んだ警察本署による、興立舎に与えた「案内会所規則」の廃止の上申、奈良公園事務の奈良郡長への委任などを経て、明治16年（1883）3月以降、名所案内人は廃止、興立舎は有名無実となり、やがて解体したものと一応考えられる。（南大門前の興立舎事務所は（明治21年（1888）まで存続）<sup>4</sup>

### (2) 三笠山保勝会

大正13年（1924）、若草山登山が人気を博するにいたり、奈良県では下駄履き登山禁止の制札を建てている。翌大正14年（1925）3月、若草山麓町総代は受益業者らの同意をとりつけて草履貸営業の許可を県に出願し、認可された後同年4月より実施されている。

以降、若草山の芝生保護には下駄履きでの登山の禁止、草履貸しなどの努力が払われてきたが、芝生は傷む一方であった。この解決にあたり、県は昭和5年（1930）4月1日、奈良市・奈良警察署、奈良実業協会・名産商組合・接客業連合組合などの関係者を集め、若草山の芝生保護について協議を行った結果、「三笠山保勝会」を組織することになった。

芝生の保護対策としては、春と秋には登山を禁止するのが望ましいとしながらも、山麓業者の要望をいれ、この年は5月21日から9月19日と、11月25日から翌年3月20日まで登山を禁止することとした。なお、この時期に決められた年二回の若草山の開山期間は現在も守られている。

また芝生保護の財源とするため、三笠山保勝会は登山者に絵葉書を販売することとしたが、入山者が多い場合、販売の徹底ができないことからこれを改め、山麓で一枚三銭の登山券を売り、入口で絵葉書を渡し、別に一足三銭で下駄を預かる方法が以降採用された。<sup>5</sup>

<sup>1</sup> 『奈良市史 通史4』155頁8-12、『奈良公園史』100頁上段5-101頁上段7

<sup>2</sup> 『奈良市史 通史4』155頁14-156頁5および『奈良公園史』102頁上段1-105頁下段5

<sup>3</sup> 『奈良公園史』107頁上段4-下段7

<sup>4</sup> 『奈良公園史』111頁下段22-113頁下段17

<sup>5</sup> 『奈良公園史』337頁上段17-338頁上段15

### (3) 財団法人奈良の鹿愛護会

奈良のシカは古来、春日神社の神鹿として特別の保護が与えられてきたが、明治6年（1873）には鹿が相次いで病に倒れ、わずか38頭に激減したと伝えられる。その年の11月に藤井千尋県令の下、鹿の保護に目が向けられるようになると、翌明治7年（1874）鹿園が春日神社に引き渡され、明治8年（1875）には春日神社に神鹿保護団体として白鹿社が結成された。

明治20年（1887）奈良県が再設置されると、農民達の鹿害を訴えに対し、県は殺傷禁止区域＝放飼区域を春日神社境内と奈良公園（春日奥山を含む）に限り、農民の要望に応えるとともに区域内の神鹿を保護することにした。明治24年（1891）には、町長橋井善二郎ら有志28人によって春日神鹿保護会が結成され、明治25年（1892）春日参道の北側に木柵を作つて鹿園を建設した。

神鹿保存会はその後、明治45年（1912）に県および市の参加の下、神鹿保護会として改組され、昭和9年（1934）には財団法人として認可を受けた。昭和22年（1947）には、神鹿保護会の発展解消にともない、財団法人奈良の鹿保護会が設立され現在に至っている。

財団法人奈良の鹿保護会では、奈良の鹿の保護管理とともに、鹿害補償（人身被害、農業被害）への対策に取り組んでおり、鹿の保護育成活動のための賛助会員（平成21年3月31日現在1,288名）を募るなど活動の展開を図っている。<sup>1</sup>

表7 奈良のシカの保護・管理の主な経緯（明治以降）

年次	出来事
明治6年（1873） 4月	・当時の四条奈良県知事により、雪消の沢他に鹿園柵を設け七百数十頭の鹿を追い込んだ。
11月	・藤井千尋知事は38頭に激減した春日神鹿の保護策をたてた。
明治7年（1874）	・鹿園が春日神社に引き渡された。
明治8年（1875）	・春日神社で、神鹿保護団体として白鹿社が組織された。
明治24年（1891） 11月	・奈良遊覧客誘致のためと神鹿保護のため、県と町との保護の下に神鹿保存会が設けられた。
明治25年（1892）	・春日参道の北側、通称「北山」に木柵を作つて鹿園（周囲432m、面積11,880m <sup>2</sup> ）を建設
明治36年（1903）	・東西117m、南北54mの石柵による鹿園（現在の万葉植物園）に移転
明治45年（1912）	・神鹿保存会を改組、神鹿保護会として県及び市の直接参加となる。
大正2年（1913） 7月	・鹿センベイの販売を統制し、神鹿保護会の収入を計るため証紙を発行、同時に県令をもつて飼料取締令を発布。
大正7年（1918） 7月	・春日神鹿が資料不足のため農作物を荒らして捕まえられているため、市内の有志は神鹿愛護後援会を組織して野菜を購入し各収容所に配布した。
昭和4年（1929） 6月	・神鹿保護会が御大典記念事業としてコンクリート柵延長298mと鹿角伐り場延長192mの収容所を建設、名称を鹿苑とした。
昭和9年（1934） 3月	・神鹿保護会は財団法人の許可をうけた。
昭和22年（1947） 4月	・神鹿保護会は発展解消し、奈良の鹿保護会が誕生した。
昭和28年（1953） 10月	・昭和12年以来一時中止していた鹿の角伐り行事が復活された。
昭和32年（1957）	・「奈良のシカ」が天然記念物に指定。
昭和39年（1964） 4月	・奈良の鹿害補償を要求する市東部の農家代表者が鹿害阻止農家組合を結成。
昭和45年（1970） 9月	・奈良の鹿愛護会は鹿害補償の対策として民間からの基金協力を募る。
昭和58年（1983） 3月	・鹿害問題に対し奈良地裁は原告（奈良公園近傍住民）の訴えを認め、春日大社・奈良の鹿愛護会に対し鹿害補償に対する補償の支払を命じた。

出典：藤田和『略年表奈良の鹿』、ゆるき、1995 に加筆修正

<sup>1</sup>奈良市史編集審議会編『奈良市史 通史4』、吉川弘文館、1995、藤田和『略年表奈良の鹿』、ゆるき、1995 および財団法人奈良の鹿保護会資料

表 8 奈良公園の概略年表

年 次	内 容
明治 6 年(1873)	・太政官、府県に公園を開設するよう布達
明治 11 年(1878)	・若草山山焼きが復活
明治 13 年(1880)	・太政官布達により明治 13 年(1880 年)2 月 14 日開設
明治 22 年(1889)	・春日野・浅茅ヶ原等の名勝地、東大寺・氷室神社等の寺社境内地、若草山・春日山等の山野を含む新奈良公園地(奈良県立奈良公園)を告示
明治 24 年(1891)	・奈良町長橋井善二郎ら有志 28 人により神鹿保存会が設立
明治 25 年(1892)	・興福寺・東大寺旧境内に桜・楓など数百本を植樹
明治 27 年(1894)	・「奈良公園改良諮詢会規則」を制定(6.15 第 1 回改良諮詢会を開催) ・前部重厚、古沢奈良県知事に招かれ奈良公園改良の顧問となる
明治 28 年(1895)	・花山・芳山・春日山に杉・松を大々的に植樹 ・帝国奈良博物館が開館(4 月 29 日)
明治 30 年(1897)	・公園平坦地、芳山に楓、桜、柳、松、百日紅、杉などを植樹
明治 33 年(1900)	・奈良県、公園第改良計画を樹立。財源に春日山・芳山・花山の樹木伐採許可を内務省に上申 ・春日山周遊道路の開通(12 月 7 日)
明治 35 年(1902)	・奈良県物産陳列所が開館(9 月 1 日)
明治 36 年(1903)	・奈良県公会堂(1 号館)が完成(6 月 6 日)
明治 41 年(1908)	・奈良公園蓬萊池(鷺池)が完成(3 月 31 日)
明治 43 年(1910)	・春日野運動場が完成(5 月 30 日)
大正 11 年(1922)	・奈良公園が名勝に指定(3 月 8 日)
大正 12 年(1923)	・春日大社ナギ樹林、知足院ナラヤエザクラが天然記念物に指定(3 月 7 日)
大正 13 年(1924)	・奈良県、奈良公園林經營について施行計画案を添え内務大臣に認可を申請 ・勧学院、上性院跡地を公園地及び名勝指定地から解除し正倉院敷地とする(11 月 26 日) ・春日山原始林が天然記念物に指定(12 月 9 日、昭和 31.2.15 特別天然記念物に指定)
昭和 2 年(1927)	・名勝指定地の追加及び解除(御料地整理および名勝地に隣接する民有地)(5 月 14 日)
昭和 3 年(1928)	・春日山周遊道路自動車道が開通(10 月 20 日)
昭和 7 年(1932)	・ルーミスシジミ棲息地が天然記念物に指定(3 月 25 日) ・東大寺旧境内が史跡に指定(7 月 23 日)
昭和 12 年(1937)	・奈良公園を含む箇所を風致地区に指定
昭和 14 年(1939)	・若草山麓車道が開通(4 月 1 日)
昭和 15 年(1940)	・東大寺および興福寺境内地を奈良公園区域から除外(3 月 23 日)
昭和 16 年(1941)	・興福寺薪能が 50 年ぶりに復興
昭和 22 年(1947)	・奈良公園区域から東大寺・興福寺・手向山八幡宮等の境内地を除籍(5 月 1 日)
昭和 29 年(1954)	・「奈良県立公園条例」「奈良県立公園条例施行規則」を公布(4 月 1 日)
昭和 32 年(1957)	・「奈良のシカ」が天然記念物に指定(9 月 18 日)
昭和 35 年(1960)	・都市公園法に基づく都市公園として公園の名称、位置及び区域が定められる(4 月 1 日)
昭和 38 年(1963)	・奈良公園整備対策委員会「奈良公園整備計画案」を作成(11 月 26 日)
昭和 40 年(1965)	・奈良公園一帯を含む奈良市歴史的風土保全区域春日山地区を指定
昭和 42 年(1967)	・春日大社、東大寺、興福寺、奈良公園一帯を含む春日山歴史的風土特別保存地区を指定 ・興福寺旧境内が史跡に指定(5 月 10 日)
昭和 54 年(1979)	・奈良公園整備研究委員会による提言集を発行
昭和 55 年(1980)	・奈良公園開設百周年記念展を県文化開館で開催
昭和 62 年(1987)	・奈良県新公会堂が竣工(9 月)
昭和 63 年(1988)	・奈良公園一帯と平城宮跡を会場として、なら・シルクロード博が開催
平成 10 年(1998)	・世界文化遺産「古都奈良の文化財(Historic Monuments of Ancient Nara)」として奈良公園一帯(東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林)が登録

出典:『奈良公園史』および同「奈良公園史年表」より作成

## 第Ⅲ章. 名勝奈良公園の特性

### 1. 名勝奈良公園の現況

#### 1－1. 位置等

名勝奈良公園は、奈良盆地北東部、奈良市中心部東方大和高原と盆地周辺の丘陵との境界に位置する。

大阪、京都方面より、ともに20～40kmの距離に位置しており、奈良公園への到達手段として、鉄道は大阪方面からはJR大和路線と近鉄奈良線が、京都方面からはJR奈良線と近鉄京都線が走行している。道路は、大阪方面からは奈良市内までの有料道路として第二阪奈有料道路が整備されている。また京都方面からは京奈和自動車道、国道24号などが整備されており、大阪、京都との幹線道路のネットワークを形成している。奈良市内から奈良公園までは、国道369号、国道169号によるアクセスが可能である。



図9 位置

公園内を通過する有料道路として、若草山、春日山、高円山を結ぶ奈良奥山ドライブウェイ（全長約13km）が整備されている。特別天然記念物春日山原始林内を通過する奈良奥山コースは、自然環境への影響を配慮して未舗装道路区間となっており、また北側より南側への一方通行規制が行われている。

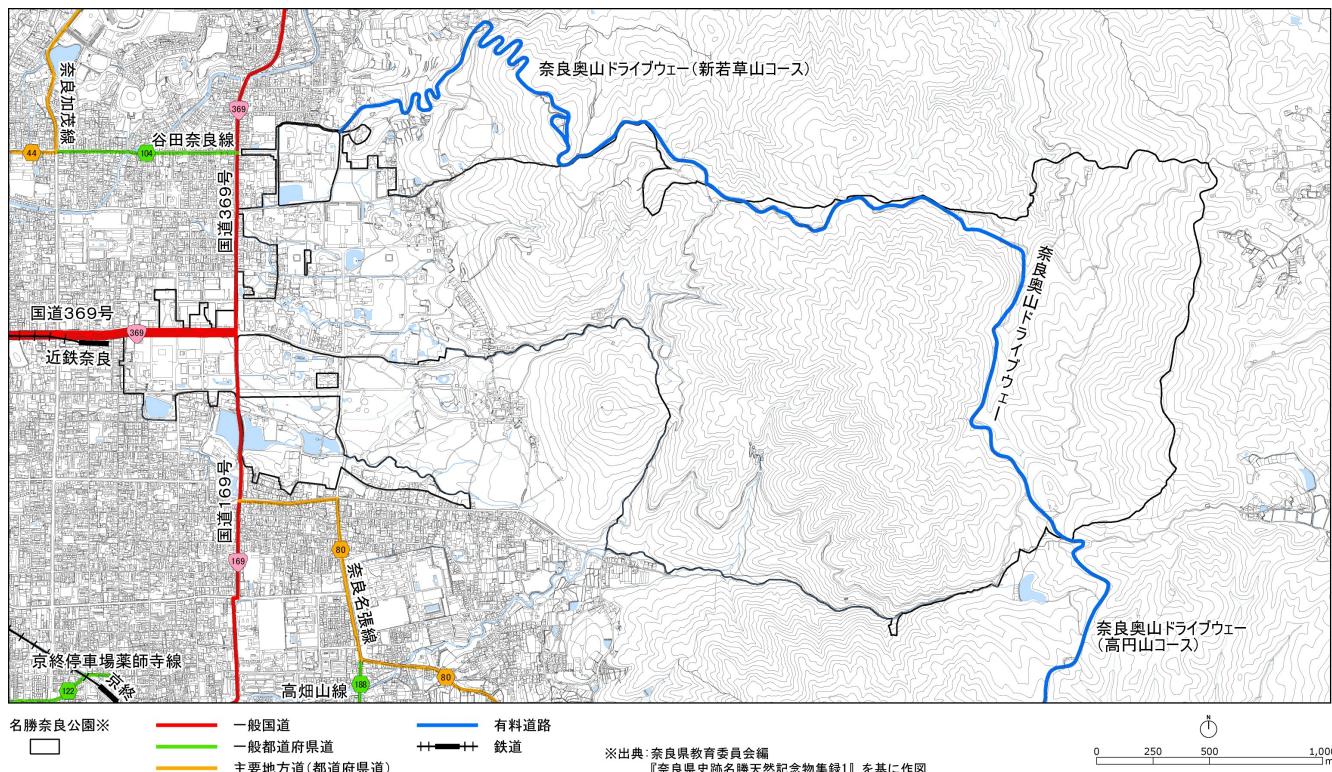


図10 交通網

## 1-2. 土地所有

『奈良公園史』附図「奈良公園図」より名勝奈良公園平坦部の土地所有状況をみると、登大路園地、猿沢池から浅茅ヶ原、浮雲園地、春日野園地、若草山山腹に至る一帯が奈良県立都市公園奈良公園として公園地となっている。県立都市公園奈良公園に隣接する興福寺および東大寺一帯は社寺地となっており、また若草山麓や氷室神社周辺、飛火野南端等の水門町、春日野町、高畠町の一部が民有地となっている。

山林部では春日山、花山、芳山、若草山をはじめとした大部分が公園地（国有地）である他、春日大社末社・摂社の社寺地等となっている。

なお、県立都市公園奈良公園のうち、国有地は約498haと大部分を占め、その他県有地約11ha、民有地（借地）約828 m<sup>2</sup>となっている。

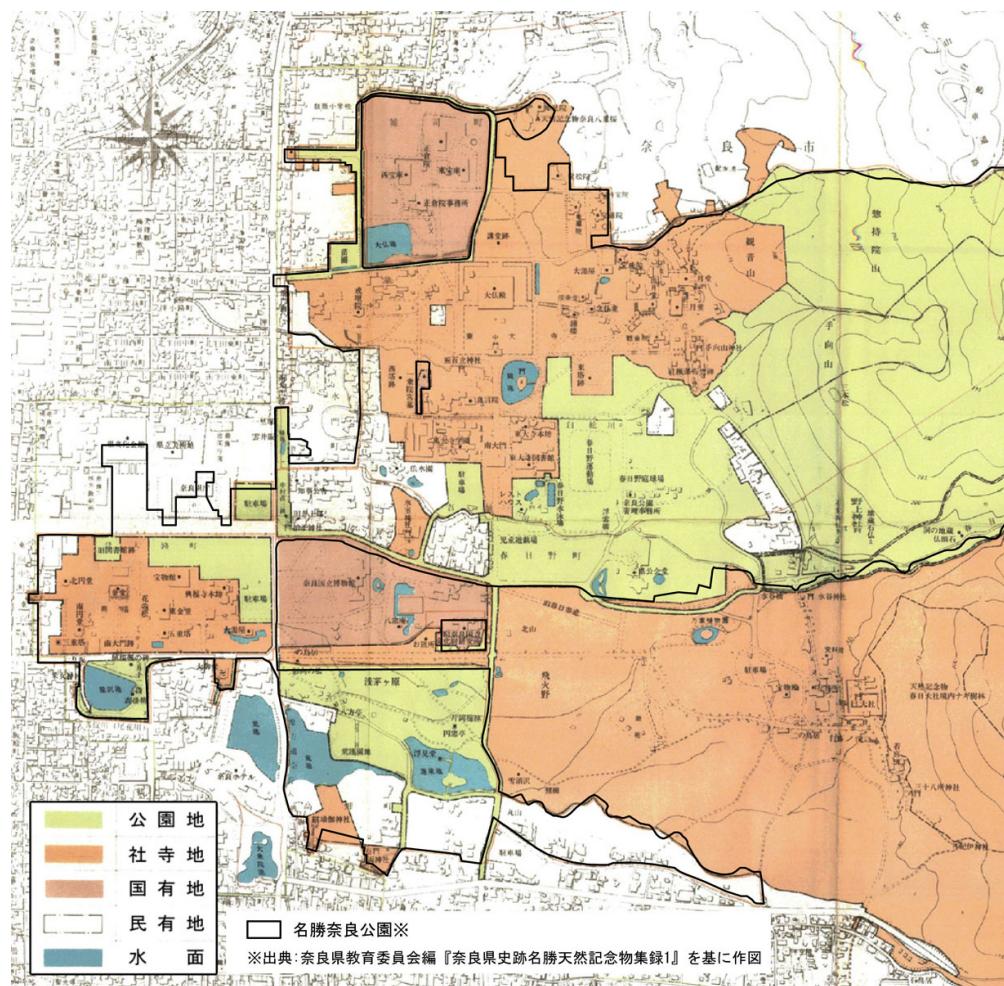


図 11 奈良公園（平坦部）土地所有状況

出典：『奈良公園史』附図「奈良公園図」

表 9 県立都市公園奈良公園 土地所有状況（面積区分）

内 許			総面積
国有地	県有地	民有地（借地）	
4,979,737.54 m <sup>2</sup>	108,627.32 m <sup>2</sup>	828.105 m <sup>2</sup>	5,089,192.965 m <sup>2</sup>

出典：奈良公園パンフレットより作成

### 1－3. 関係法令

名勝奈良公園指定区域および周辺地域は、風致地区および歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、自然公園地域、保安林等の指定による風致景観等の保全が図られている。

#### (1) 風致地区

奈良公園一帯は、都市計画法ならびに奈良県風致地区条例に基づく「春日山風致地区」(約2,801.8ha)に指定(昭和12年(1937)指定、昭和40年(1965)変更)され、奈良公園及び周辺の風致景観保全が図られている。

「奈良県風致保全方針」において、奈良公園区域内はすべて「春日山風致地区」のゾーン1(保護地区)に指定され、建築物等の形状や色彩の規制が行われている。

#### 春日山風致保全方針

##### 1. 地区の概況

奈良盆地の東端を形成する大和青垣の山並みと春日断層崖による「青垣」といった美しい自然景観の保全を念頭におき、東大寺、興福寺、春日大社といった国宝・重要文化財の建築群と周辺の緑地や山並みへの眺望等、奈良の重要な景観を維持・保全していく。また、山並みに緩く連なる市街化や田園・果樹園等の農村地域の風景といった、奈良全体のイメージを構成する景観を保全するために、緑地保全、建築物の意匠形態に配慮する。

##### 2. 地区の風致特性

(1) 風致構成要素 自然保全+歴史保全+市街地育成型

- (2) ランドマーク 遠景: 春日山、若草山、高円山、原始林  
中景: 奈良公園(東大寺、興福寺、春日大社等)  
近景: 奈良公園(東大寺、興福寺、春日大社等)

(3) 主な視点場 登大路、国道169号、飛火野、若草山

##### 3. 地区の維持・創出すべき風致の内容

(1) 保護すべき要素 自然: 春日山原始林を含む森林

歴史: 東大寺、興福寺、春日大社等の史跡及びそれと一体となっている緑地

(2) 維持・保全すべき要素

- ・春日山を中心とする山並みの稜線(遠景)
- ・青垣を形成する急斜面の緑地
- ・奈良公園周辺のまちなみ(近景)
- ・旧集落の一体感あるまちなみ(近景)

(3) 育成すべき要素

- ・歴史的景観との調和(遠景としての屋根並み)
- ・背景となる緑地との調和(遠景としての色彩、緑化による一体感)

##### 4. ゾーンごとの建築物等の修景に関する方針

###### ○ゾーン1(保護区域)

**【概況】**・東大寺、興福寺、春日大社や若草山、高円山及びそれらを取り囲む緑地、点在する文化施設等からなるゾーンである。

・世界的な歴史遺産と自然性の高い緑地からなる、奈良を代表する風致であり、現況の保護を今後も図ることが必要である。

**【方針】**・原則的に現況を凍結的に保全する。

- ・建築物・工作物の建て替え等については歴史的景観を保全するため、意匠形態等現況を踏襲し伝統的・和風様式のものとする。
- ・工作物についても自然材での仕上げあるいは伝統色による彩色等周辺との調和を図る。
- ・樹林については管理・維持目的以外では伐採は行わないものとする。樹林内あるいは樹林に接する工作物等については、近・中景で見ても高さや仕上げにおいて森林の中で目立たないものとし、周囲に極力緑化を施す。

(以下略)

出典：奈良県風致保全方針・審査指針集

## (2) 歴史的風土保存区域

奈良公園を含む一帯は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域春日山地区（約1,743ha）に指定（昭和41年（1966））され、うち歴史的風土特別保存地区は1,329haとなっている。

### 奈良市歴史的風土保存計画（抜粋）

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

#### (1) 春日山地区

本地区の歴史的風土維持保存の主体は、春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存にあり、背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその陵線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとする。また、春日奥山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美的保存に重点をおくものとする。

出典：奈良市歴史的風土保存計画

## (3) 自然公園地域

奈良公園の南端に接するように大和青垣国定公園が指定されている。同公園は、盆地の東部の丘陵線を保護・整備するために昭和45年（1970）12月28日に指定された。

公園地域は、笠置山地に属する大和高原西辺の春日断層崖とその麓で大和盆地の東辺を南北に連なる帶状の台地からなる。春日断層は急傾斜して大和盆地に臨み、その東線上に北から高円山・八伏峠・城山・竜王山・巻向山・三輪山・初瀬山・天神山などが連なり、大和高原西部稜線を形成している。

奈良公園の南部に位置する高円山一帯は同公園第1種特別地域に指定されている。

## (4) 奈良町都市景観形成地区

奈良市都市景観条例（平成2年（1990）3月27日「条例」第12号、平成17年（2005）3月30日改正）に基づき、平成6年（1994）4月に「奈良町都市景観形成地区」が指定された。（平成12年（2000）3月一部追加指定）

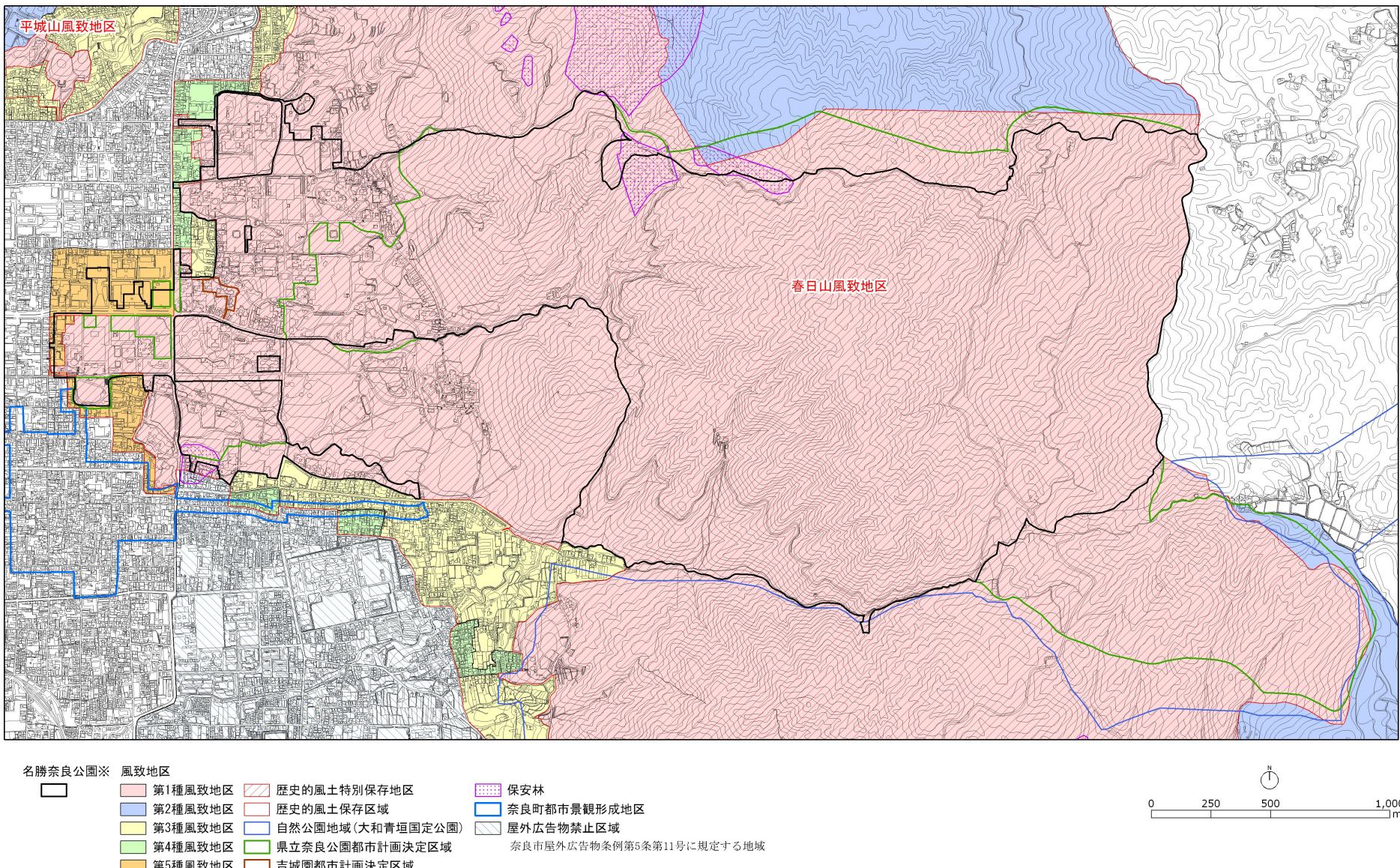
同地区内においては、建築物の位置・構造・外観の意匠などについて「景観形成基準」を定めるとともに、建物の新築・改築・増築・外観の修繕・模様替え・色彩等の変更などを行なう際の届出が義務付けられている。同景観形成地区は名勝奈良公園の平坦部南部に位置しており、猿沢池において隣接している。

## (5) 屋外広告物禁止区域

「奈良市屋外広告物条例」（平成13年（2001）12月20日「条例」第52号、平成17年（2005）3月30日改正）において、文化財指定区域および歴史的風土保存区域、風致地区、都市景観形成区域、世界遺産歴史的環境調整区域、都市公園等において、一定の規模を越える広告物の掲出が制限されている。

奈良公園区域においては、名勝指定区域を包括する形で風致地区、歴史的風土保存区域の指定、また歴史的環境調整区域が屋外広告物禁止区域に指定されている。

図 12 法規制状況



※出典：奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』を基に作図

## 2. 名勝奈良公園の特質

### 2-1. 自然的特質

名勝奈良公園指定区域および周辺地域は、地域の豊かな自然環境の核として、都市域にありながら豊かな自然環境を享受できる、我が国でも有数の都市と自然の共生的関係が構築されている。

#### (1) 地勢

奈良公園の標高は、飛火野周辺で比高100m前後、最高所は芳山である。若草山、御蓋山の西側は、山麓部の100m前後から300m近くまで急激に高まり急斜面を作っている。この東側は300～400mの高原をなし、若草山(341.8m)、御蓋山(297m)、春日山(496m)、花山(496m)、芳山(528.8m)に、公園南側の高円山(463.8m)が連なる。

公園内を流れる主な河川<sup>1</sup>として、西流する吉城川と率川(菩提川)がある。吉城川は山林部では水谷川と称され、若草山と御蓋山の間より西流し、依水園・吉城園内を通り佐保川に流入する。また、御蓋山を源とする率川(菩提川)が飛火野を西流し、鶯池、荒池へと流入、猿沢池端を経由して奈良市内を西流し佐保川に流入する。

その他、北側に鶯ノ滝より流下する佐保川、南側に地獄谷に発し春日山と高円山の間を南西流する能登川が流下する。<sup>2</sup>

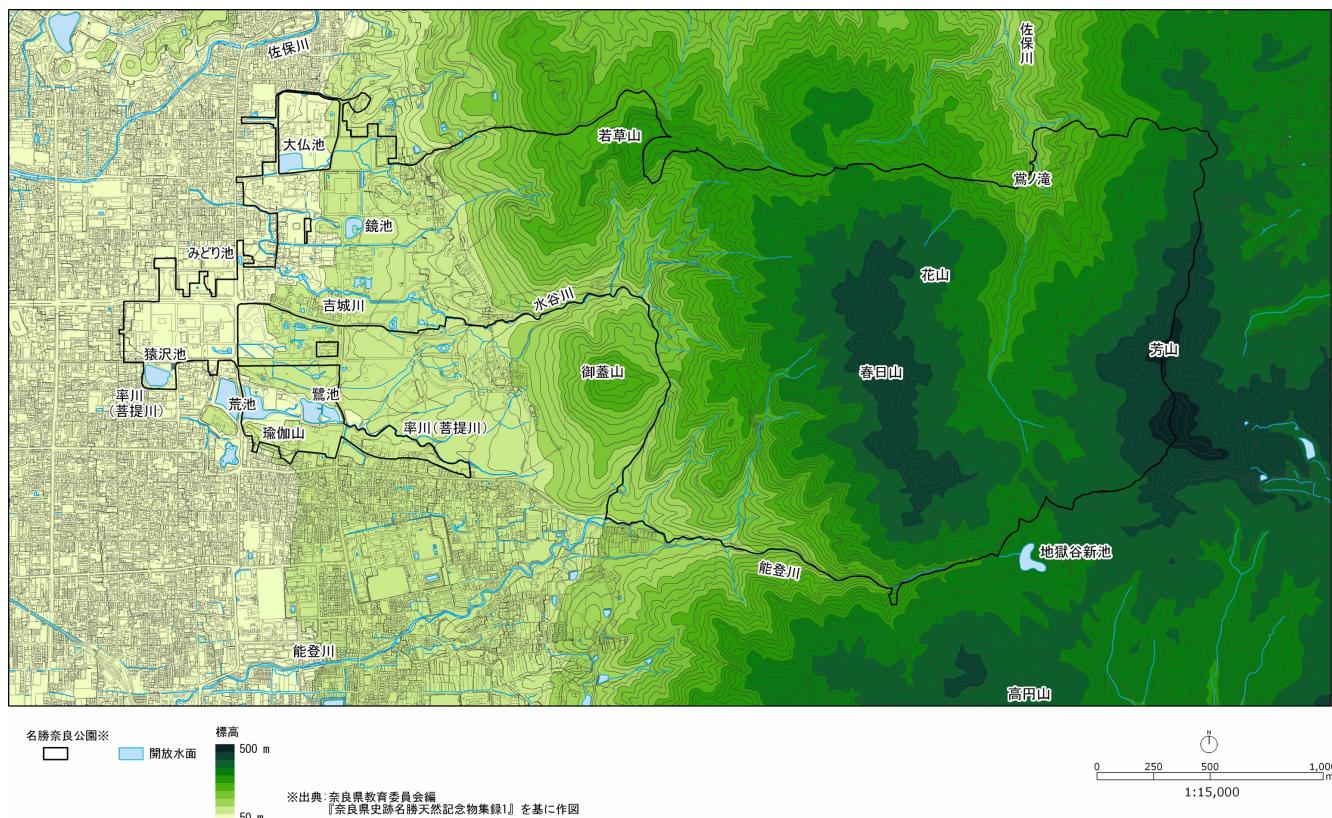


図 13 標高

<sup>1</sup> 河川法による河川以外を含む

<sup>2</sup> 『奈良公園史』〈自然編〉3頁および奈良市史編集審議会編『奈良市史 自然編』, 奈良市, 1971, 111頁に加筆

## (2) 天然記念物の分布

名勝奈良公園指定区域内および周辺地域には、国指定、県指定、市指定あわせて9件の天然記念物が指定されている。

国指定天然記念物は、奈良市全域での指定6件のうち「春日山原始林（特別天然記念物）」「奈良のシカ」をはじめとする5件が分布しているなど、地域の豊かな自然環境の核として高密度に集積している。

表 10 名勝奈良公園および周辺地域※に所在する天然記念物一覧

指定種別	名称	所有者	指定年月日	所在地
国指定 特別天然記念物	春日山原始林	国(管理団体:奈良県)	昭30.2.15 (大13.12.9天然記念物指定)	春日野町
国指定 天然記念物	知足院ナラノヤエザクラ	知足院	大12.3.7	雑司町319
	春日神社境内ナギ樹林	春日大社	大12.3.7	春日野町160-1
	奈良のシカ		昭32.9.18	奈良市一円
	ルーミスシジミ棲息地	(管理団体:奈良県)	昭7.3.25	春日野町御蓋山160 川上町花山904
県指定 天然記念物	東大寺鏡池棲息ワタカ	東大寺	昭28.3.23	雑司町東大寺境内
市指定文化財 天然記念物	春日大社境内のイチイガシ巨樹群	春日大社	昭56.2.12	春日野町
	春日大社境内のナギ巨樹	春日大社	平9.4.16	春日野町160
	春日大社境内のウドカズラ自生地	春日大社	平9.4.16	春日野町160

※春日大社境内、正倉院構内、国立博物館構内および地獄谷国有林

出典：奈良県資料及び奈良市資料より作成

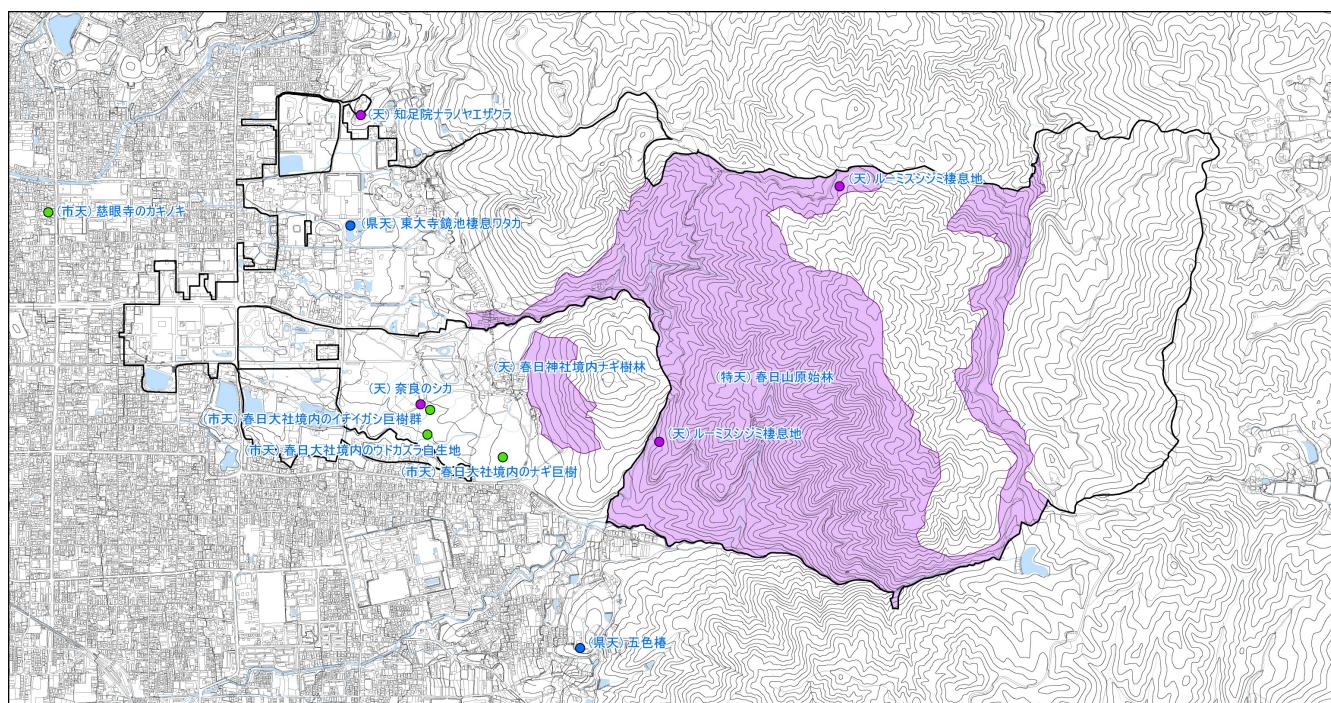


図 14 天然記念物の分布

### 1) 特別天然記念物 春日山原始林

春日大社の東側にある春日山原始林は、承和8年（841）に狩猟と伐採が禁止されて以来、大社の神山として守られてきた。原生的状態を維持している貴重な照葉樹林として大正13年（1924）12月9日に天然記念物に、昭和30年（1955）2月15日には特別天然記念物に指定された。<sup>1</sup>

指定基準は植物の部第2「代表的原生林、希有の森林植物相」であり、指定に際して以下の説明がなされている。

古来禁伐林として保存せられたる原始林にして、老樹大木繁茂し、暖地の草木に富み、加うるに寒地の種類を交え、稀有の林相を呈せるものなり。

出典：奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録2』, 1974

春日山原始林については、以下の自然環境の特徴が挙げられる。

奈良市の背後にある原始林で、風景の上からも大切なところである。此原始林は古来幸に保存されたもので、多数の暖性の樹木に富んでいる点に於て学術上の価値の多いところである。即ちカゴノキ・アオガシ（ホソバタブ）・シイノキ・イチイガシ・ツクバネガシ・シロバイ・イスノキ・リンボク・ヤマモモ等が生え、其中イチイガシ・ツクバネガシの巨樹がある。

暖性の蔓植物も又林中に多く就中カギカヅラが諸所に群生して幹圍一尺余になっている。又ビナンカズラ（サネカズラ）・ティカカズラ等があり、フジも甚だ多い。

自生ラン類にはセッコク・カヤラン・ムギラン等があり、又石松類のマツバランもある。

斯様に暖性の草木が多いが、これに乗じて寒性の樹木即ちタラノキ・ホオノキ・ウリカエデ・ウラジロノキ・イモノキ等が生えている。此原始林は奈良の都のあった前からの遺物で、今日に保存されたのは一に春日神社の為である。昔は此地方には尚斯かる立派な原始林があったのが、殆ど皆伐拂われ、普通の赤松林に変わったことが想われる。現に赤松の林は奈良附近を始め畿内諸域には甚だ多い。

※旧字体については新字体に改めている。また植物名は仮名表記とした。

出典：三好学『天然記念物解説』, 富山房, 1926 : 215-216 頁より抜粋



春日山原始林

出典：奈良市観光情報センター資料

<sup>1</sup> 「世界遺産条例世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財」1997年6月

## 2) 天然記念物 春日神社境内ナギ樹林

公園区域に隣接する春日大社境内地の御蓋山一帯において、春日神社境内ナギ樹林が大正12年（1923）3月7日に天然記念物に指定されている。

指定基準は植物の部第2「代表的原生林、希有の森林植物相」であり、指定に際して以下の説明がなされている。

春日大社の殿背後の高地、大御蓋山（海拔280m）の両側中央辺下に多く生育し、幅700～800mにいたりて純樹を支樹、幹林定板を交えて密生せるを以って大木となれるものなるも地上150cmの所にて幹囲180cm辺、上辺3mに達するもの少なからず。御蓋山の頂上にまで行くに従い竹柏は次第に疎生し、コウモリ窟より谷を下り滝坂付近に至るまでの春日山区域内（公園）にも散生せり。春日大社境内の竹柏は自生と認めべからざるも年輪の研究によりて、其歴史は古きを証すべく樹葉厚くして光沢あり樹叢の壮大さと幹囲の太きもの少なからざると、その天然状態を保持せる点は比すべきものはない。

出典：『奈良県史跡名勝天然記念物集録2』

天然記念物調査を行った三好学博士は、春日神社境内ナギ樹林について以下の特徴を挙げている。

- ・ナギ（竹柏）の樹林の最も緻密なる処は御蓋山の西側の中腹以下で、幅七八町に亘る一帯の純林がある。密生している為大木は少ないが、それでも地方五尺の幹囲が六七尺から一丈位に達したものが少ない。旧時は一尺以上のものもあったことが其腐朽して遺っている株によって知られる。
- ・御蓋山の上部に達するに従ってナギは次第に少なくなり、蝙蝠窟から谷を下りて妙見宮附近に達する春日山区域内の中には僅かに散生している。此辺一帯の樹林にはナギの芽生えが多く、前記の純林に比して遙かに自然状態を呈している。
- ・春日神社のナギは古い昔に於て珍樹として植えられたものが風土に適した為繁殖したのであろう。又殊に社殿の背後の山腹に於て純林をなしていることは、一面には人工繁殖が考えられる。
- ・春日神社のナギの植樹はいつの時代に起ったか何等歴史的考証がないが、今該樹の材鑑の年齢によって調べてみると、其年代が甚だ古いことが想像される。（略）材鑑の年齢調査を基として幹囲一丈三尺の樹齢を計算するときは、約一千年となる。これによつて見るも該樹の植えられた起源は奈良町の時代に遡るかも知れぬ。
- ・紀州其他南方の暖地にはナギが神社の境内に植えられ、大木になっているものがすくなくない。又四国九州には（略）自生があるから、おそらくは是等の地方から移されたものであろう。何れにせよ春日神社のナギの樹林は他に比類のないもので、天然記念物として価値の大なるものである。

※旧字体については新字体に改めている。また植物名は仮名表記とした。  
出典：三好学『天然記念物解説』、富山房、1926、88～91頁より抜粋

### 3) 天然記念物 知足院ナラノヤエザクラ

奈良八重桜は、「いにしえの奈良の都の八重桜けふここへの匂ひぬるかな（才媛伊勢大輔）」に代表されるように、昔から奈良の八重桜として古歌に詠まれていたものの、植物学的にはどのような種類の桜であったのかはよく判っていなかった。

この「奈良の都の八重桜」を、植物分類学上の種類について科学的に検証したのが、桜の権威として知られる植物学者三好学である。三好は大正11年(1922)の春に、東大寺の塔頭、知足院の裏藪の中に咲いた気品ある八重桜を見て、古花の八重桜と同種のものと見なし、知足院の桜にナラノヤエザクラ *Prunus antiqua Miyoshi* と命名した。

大正12年(1923)3月7日に植物学上、文学上、史跡上貴重な存在であるとして天然記念物に指定されるに至っている。<sup>1</sup>

指定基準は植物の部第1「名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢」であり、指定に際して以下の説明がなされている。

知足院の奥庭嵯上にあり。樹幹目通周囲約85cmあり、其一側に朽下部を残し、他側に幼き幹の発生せるものあり。花は5月上旬に咲き、重ねあって、花弁の数30に達し、弁は比較的末細なり。(略)此の他奈良県師範学校の門外、及び春日大社の境内に同種の様あれども何れも小樹なり。古来著名の桜にして珍稀なる種類なり。

出典：『奈良県史跡名勝天然記念物集録2』

昭和25年(1950)ごろには、奈良学芸大学(現奈良教育大学)、東大寺、春日大社、春日若宮神社、奈良公園の一部、奈良女子大学、県公会堂塔に少數植栽されていたが、県公園課により増殖に成功し、昭和35年ごろより奈良公園内に多数植栽されるようになった。なお、ナラノヤエザクラは昭和43年(1968)3月1日に奈良県の花に選ばれている。



春日神社境内ナギ樹林

出典：グリーンあすなら編『奈良の巨樹たち』, 1998



知足院ナラノヤエザクラ

出典：『奈良公園史』<自然編>

<sup>1</sup> 『奈良公園史』<自然編>30頁

#### 4) 天然記念物 ルーミスシジミ棲息地

ルーミスシジミ *Panchala ganesa loomisi* は、翅を広げて 2 cm 前後という小さくて、翅表に青藍色部の部分が美しい蝶である。ヒマラヤ・雲南・中国中部および西部・台湾および日本と、東洋暖～温帶圏に帶状に分布している。

本種が奈良で産することを記録し一般に紹介したのは大正 6 年（1917）佐武正一で、これは奈良女高師の西山熊夫が大正 2 年（1913）に採集したものであった。奈良は千葉県につづく 2 番目の採集地であり、これが当時一大センセーションを巻き起こし、以後多数の同行者・好事家が奈良県に殺到した。<sup>1</sup>

このルーミスシジミ多産地を保護する為に、公園区域に隣接する春日大社境内地（御蓋山）および花山のルーミスシジミの多産地について、昭和 7 年（1932）3 月 25 日に天然記念物に指定されている。

指定基準は動物の部第 5 「家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地」であり、指定に際して以下の説明がなされている。

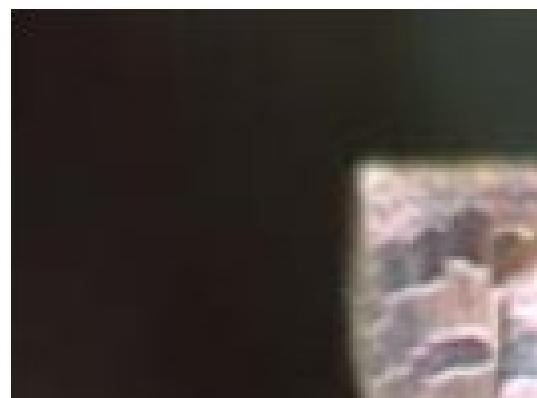
「ルーミスシジミ」は本邦に希有なる蝶にして、櫻に覆はれたる雑木の叢中に多数棲息する「ルーミスシジミ」の棲息地として著し。

出典：『奈良県史跡名勝天然記念物集録 2』

同地にルーミスシジミが多数生息する理由として、春日大社境内、花山では、特にイチイガシが多く、カシ類の巨樹の大半はイチイガシであることが挙げられる。ルーミスシジミは水のあるイチイガシが多い処に生息し、年 3 回の世代を繰り返している。多数いた頃には、4 月中旬から 5 月上旬までの間に数十頭がイチイガシに集まり、群飛していた。

これほど、多数生息していたルーミスシジミが、昭和 37 年（1962）ごろからその姿を見せなくなつた。その原因としては、ひそかに密猟するものがあったことと、昭和 36 年（1961）9 月 16 日の第 2 室戸台風の際、食樹のイチイガシがたくさん折れたことや、春日大社の駐車場開設前にあったイチイガシが倒されたこと、水谷川谷のイチイガシが減少したこと、また県市が殺虫剤を散布したこと等が考えられる。<sup>1</sup>

ルーミスシジミは現在、「大切にしたい奈良県の野生動植物－奈良県版レッドデータブック植物・昆虫類編－」で県の絶滅寸前種に指定されている。



ルーミスシジミ（提供：伊藤ふくお）

出典：奈良県レッドデータブック策定委員会編『大切にしたい奈良県の野生動植物【奈良県版レッドデータブック】（植物・昆虫類編）』奈良県農林部森林保全課, 2008

<sup>1</sup> 『奈良公園史』〈自然編〉72 頁

## 5) 天然記念物 奈良のシカ

奈良のシカは古くから「神鹿」とされ、さまざまな形で古文書や伝承に登場している。このシカに対して、昭和32年（1957）9月18日、奈良市一円を指定区域として天然記念物「奈良のシカ」の指定がなされた。

指定基準は動物の部第3「自然環境における特有の動物又は動物群聚」であり、指定に際して以下の説明がなされている。

古来、神鹿として愛護されて来たものであって、春日大社境内・奈良公園およびその周辺に群棲する。苑地に群れ遊んで人の与える餌を求める様は、奈良の風景のなごやかな点景をなしている。よく馴致され、都市の近くでもその生態を観察することができる野生生物の群落として類の少いものである。

出典：『奈良県史跡名勝天然記念物集録2』

奈良公園のシカの個体数は、昭和初期において700頭から800頭程度と考えられるが、第二次世界大戦の戦時下の餌不足等の影響により、個体数が80頭にも満たないなど極端に減少したことが当時の行事記録から伺える。戦後以降、奈良県、奈良市、春日大社の援助のもと財団法人奈良の鹿愛護会による保護育成が図られ、個体数は増加し、現在ほぼ1,000頭で安定している。<sup>1</sup>

奈良のシカの生態的特徴としては、以下の点が挙げられる。<sup>2</sup>

### **全体として閉鎖的な空間であること**

奈良公園に隣接しては小数の集団の存在が確認されるが、公園から8kmをこえるとその生息は確認できず、公園への多数の個体の集中に比べ、周辺への分散は驚くほど少ない。この要因として、植生条件の差が挙げられる。

### **生息密度が高く個体数変動の少ない個体群であること**

奈良公園での異常に高い生息密度は、個体相互の社会的接触を著しく増加させ、個体間関係も質的に変化しているものと考えられる。

### **オープンな環境と食性の単純化**

生息地の食いつぶしや踏みつぶしによる森林更新の完全な停止、ディア・ラインの形成、短草型群落化、不嗜好植物の増加などによる影響が、公園のオープンな景観をもたらしている。

シバ草原への極端な食性上の依存は、冬場にはかなりの貧栄養化をもたらし、人間への依存・馴化という習性をさらにおし進める一方で、個体の活動力の低下をもたらしていると考えられる。

### **人間への馴化と給餌**

日中のシカの「休み場」が観光客が特に集合するような場所（センベイ屋など）に形成され、日周活動への人間の介入が極めて大きいことが示される。また近年、出産・保育期において仔

<sup>1</sup> 『奈良公園史』〈自然編〉50頁および財団法人奈良の鹿愛護会資料

<sup>2</sup> 『奈良公園史』〈自然編〉52-54頁

や自分自身に人間の接触を許容するようなメスもかなり増加しており、極端な馴化によって保育メスの行動がかわるという家畜化による習性上の変化がみられる。

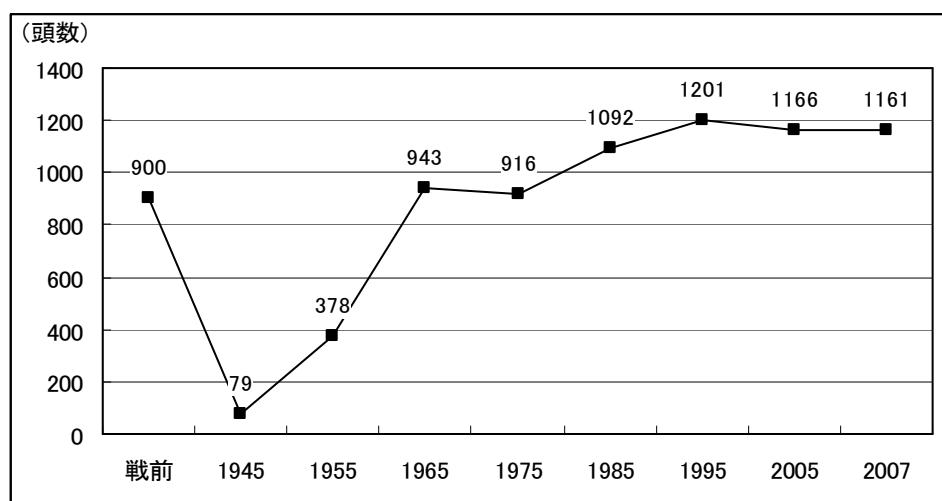
### “角伐”行事

角伐は、寛文11年（1671）に、興福寺により始められて以降、古来の行事として定着してきたが、一方でシカの生態に対しても影響を与えている。

行事に際して角を切られるシカは、発情期直前までに公園内で捕獲されあらかじめ鹿苑に収容される。このため、発情期をひかえて攻撃性を著しく増加させたオスを狭い鹿苑に閉じこめることで、オスの死亡率をかなり高いものとしてしまうといわれる。

また、鹿苑に収容される頭数はオス成獣のおよそ60%に達し、そのため間引きを受けた公園での個体群は、極めて偏った性比に変更をうけ、繁殖上の偏りが生まれてしまうなど、オス間の社会的関係を著しく攪乱させているといわれる。

図 15 「奈良のシカ」頭数の推移



出典：(財)奈良の鹿愛護会、「奈良のシカ」頭数調査票



短草型群落化とディアラインの形成



シカの馴化

### (3) 植生

#### 1) 奈良公園の植物

奈良公園植物目録（奈良公園管理事務所、2008年11月作成）には1,181種（シダ植物128種、被子植物1018種、裸子植物35種）が記載されており、このうち113種が奈良県レッドデータブックに記載されている。被子植物で絶滅寸前種あるいは絶滅危惧種として選定されている種は、48種となっている。

表 11 奈良公園内の奈良県レッドデータブック記載種数

奈良県 RDBカテゴリー	シダ植物	被子植物	裸子植物	総計
絶滅種	0	2	0	2
絶滅寸前種	3	18	2	23
絶滅危惧種	2	30	0	32
希少種	1	46	2	49
情報不足種	0	7	0	7
計	6	103	4	113

出典：奈良公園管理事務所『奈良公園植物目録』2008より作成

#### 2) 春日山原始林

春日山原始林に関する吉井（1924）の調査報告<sup>1</sup>では、「暖帯南部の植物に、温帯固有の植物が混生していることは、植物分布上、興味深く学術上重要」な森林であると評価している。また渓谷や渓流が多く、乾湿や光条件等に違いが生じるため、地勢的な植物群落の変化に極めて富んでおり、さらに特筆すべきこととして、このような原始林が都市の近くに残されていることを評価している。こうした豊かな森林を背景として、春日山では数多くの野鳥をはじめ、爬虫類、両生類、昆虫類等、多様な動物の生息が報告されている<sup>2</sup>。

##### ① 春日山原始林の沿革

『続日本紀』には、春日山麓で遣唐使が出稿する前に渡航の安全を祈願する記述が見られる<sup>3</sup>など、春日山は古来神々の棲む山として信仰の対象であり、承和8年（841）には勅命が大和国司に下され、郡司や神宮領に命じて春日山における狩獵伐木が禁ぜられる<sup>4</sup>など、春日社の神山化が進んだ。平安末期から鎌倉にかけて、春日山は、東大寺や興福寺の僧侶の山岳修行の場となっていたとの記述が見られる。また鎌倉時代に春日山の裏山が「花山」（興福寺や東大寺の諸佛に供えるシキミなどが採取されたことに由来）、その東が「芳山」と呼ばれるようになり、興福寺宗徒の管理下において、松明木やキノコの採取等の利用がなされてきた。江戸時代になると、春日山は奈良奉行の直接管理に入り、明治21年、春日山は奈良公園に編入された。なお本来、春日山とは山峰の総称であったが、分水嶺の東側を花山、西部の御蓋山に接し、奈良市内からみえる部分を春日山とよぶようになったとされる。<sup>5</sup>

<sup>1</sup> 吉井義次／内務省『奈良縣春日山原生林調査報告』1924, 190-194頁

<sup>2</sup> 『奈良公園史』<自然史編>63-77頁

<sup>3</sup> 『続日本紀』卷卅四宝亀八年（777）二月戊子癸未朔六「二月戊子。遣唐使拜天神地祇於春日山下。」

<sup>4</sup> 『続日本後紀』卷十承和八年（841）三月壬申朔「三月壬申朔。勅。大和國添上郡春日大神神山之内。狩獵伐木等事。令當國郡司殊加禁制。」

<sup>5</sup> 『奈良公園史』41-42頁および大宮守友「春日山の歴史」（『興福寺佛教文化講座』第231講, 2006）

## ② 地形・地質

春日山原始林は、春日山（標高496m）の全域と花山（496m）の一部を含み、総面積は約100haである。原始林のほとんどは、春日山を中心とする南北に走る峯の線より西に面する傾斜地を形成し、東は花山川で芳山と、西は御蓋山（293m）と隣り合う。また南は能登川で高円山（432m）、北は凹部で若草山（342m）および民有林と接する。原始林内には水谷川、能登川、花山川等の河川が上流に向かって掌状に発達し、林内の地形は標高の低い割合に起伏が多く複雑である。

地質は、紫蘇輝石安山岩（御蓋山付近）、花崗片麻岩（春日山、花山、芳山一帯）で、春日山の稜線付近はやや乾燥性の土壤だが、この稜線を除いて適潤性の砂質壤土である。

## ③ 植生

三好（1926）は、春日山原始林を「風景の上からも大切な処」と位置づけており、数多くの暖帶の樹木が見られる点で学術的価値が高いと評価している。

菅沼ら（1975）の調査<sup>1</sup>では、原始林的な景観が十分に維持されているところでは、常緑広葉樹、針葉樹はランダムに分布し、落葉広葉樹は枯損木のあとを埋めるように生育して集中分布となっていること、尾根近くの風害が激しかったところでは、すべてが集中分布の傾向をとることが判明した。すなわち、枯損木によってできた森林のパッチは、自然状態では、カラスザンショウ、クロバイ、タラノキ、ウリハダカエデが芽生え、やがて林床に照葉樹林の構成種（クロバイを含む）の稚樹が育って、照葉樹林への道を進むものと考えられている。

## ④ コケ類

北川（1975）が実施した春日山のコケ類についての調査報告<sup>2</sup>によると、春日山では着生性のコケが減少しており、大気汚染と、台風による倒木等に起因する林内の乾燥化が原因と推測されている。

## ⑤ 外来種ナギとナンキンハゼの分布拡大

春日山原始林においては、侵入種の分布拡大による原始林の種組成の変化、多様性の劣化が問題となっている。侵入種は、700年代に春日大社に献木されたのが起源とされる中国地方以南分布種である国内外来種ナギ、および1930年代に奈良公園に街路樹として植栽された中国原産の国外外来種ナンキンハゼである。

前迫（2007）の調査報告<sup>3</sup>では、2種の外来種は侵入時期が異なるものの広域的に拡大していることが明らかになっており、外来種の拡大によって、春日山照葉樹林が組成、景観の両面において大きく変化する可能性を示唆している。

<sup>1</sup> 奈良県教育委員会『特別天然記念物春日山原始林緊急調査報告書』1975, 93-95頁

<sup>2</sup> 『特別天然記念物春日山原始林緊急調査報告書』77頁

<sup>3</sup> 前迫ゆり「春日山照葉樹林に侵入した外来種ナギとナンキンハゼの空間分布」（『植生学会誌』卷24号（2），2007, p103-112）

### 3) 山林部の植生区分

平田（1975）は、地形や周辺環境の差異に基づき、おおむね8区分に分けて概況を記している<sup>1</sup>。この区分ごとに概況をみると、「①若草山との境付近ではクロマツ、イチイガシが上層の林冠を形成し、エゴノキ、カエデ類が見られる。②水谷川流域では、コジイ林、ウラジロガシ林等の暖帯林が発達し、モミ、ツガの大木の分布も見られる。③春日山と御蓋山との連なる鞍部付近では、モミ、アカシデ、ヤマザクラやコジイが広く分布している。④能登川流域は、深い谷を有するため植物の分布も複雑であり、スギ大木が群生する妙見堂付近、イチイガシの大木が群生する地獄谷付近等が特徴的である。⑤奥山ドライブウェイと高円山ドライブウェイとの合流点では、スギ、モミを主とする安定した森林の様相を呈している。⑥花山川流域では、スギの大木が比較的多く分布している。⑦鎌研山との境付近では、モミ、スギに混じって、サカキ、シロバイ等の常緑広葉樹の低木が分布する。⑧春日山を中心とする稜線付近では、スギ、モミ、ツガを主として下層にはアセビが多く分布する。」としている。

自然環境保全基礎調査「第5・6回植生調査」（環境省自然環境局）<sup>2</sup>の結果および航空写真（平成18年撮影）からの判読、現地調査に基づく植生区分（平成21年（2009）11月時点）では、山林部の植生区分は大きく「特別天然記念物区域内の常緑広葉樹林」、「特別天然記念物区域外の落葉広葉樹林」、「特別天然記念物区域外のスギ・ヒノキ植林」の3つに分けられる。

特別天然記念物区域内の大部分は、シイ・カシ類が優占する常緑広葉樹林となっている。特にシイ（主にスダジイ）が多くみられ、ツクバネガシやウラジロガシ、アカガシが混じっている。イチイガシやスギ、モミについては、巨木が見られる。

特別天然記念物区域外の植生をみると、常緑樹林は二次林としてもほとんど見られず、大部分がスギやヒノキの人工林、またはコナラ、クヌギが優占する落葉樹二次林である。これは特別天然記念物区域の指定以降、長年にわたって区域の内外が明瞭に区別され、区域外では強度の人手が加わってきた結果と推測される。



常緑広葉樹林（シイ・カシ林）



落葉広葉樹林（シデ林）



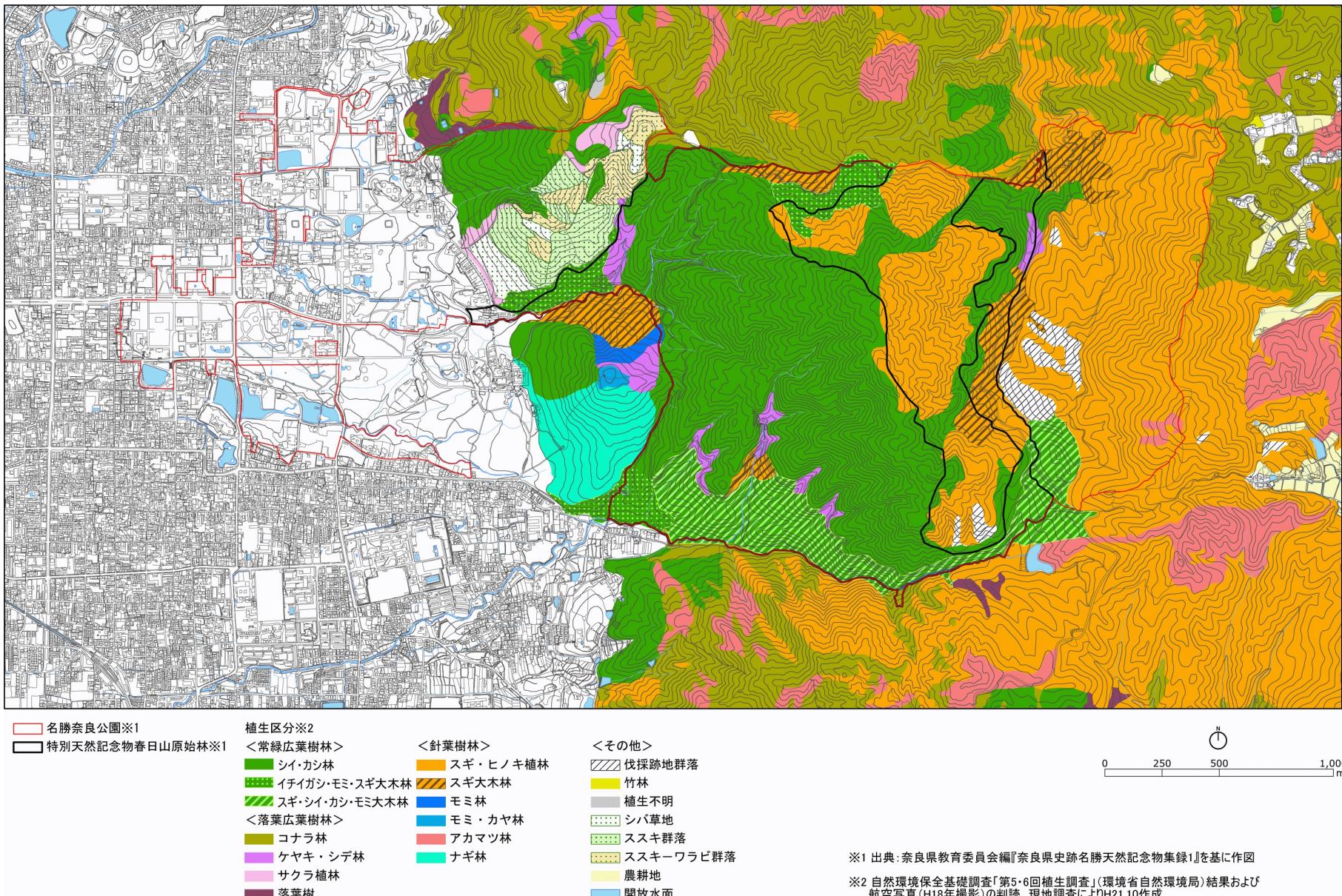
スギ・ヒノキ植林（スギ林）

<sup>1</sup> 『特別天然記念物春日山原始林緊急調査報告書』98-100頁

<sup>2</sup> 環境省自然環境局が、全国の植生現況を把握する目的で実施している調査。本調査では、第5回調査「奈良県」5万分の1現存植生図（平成11年作成）、および第6回調査「奈良」「柳生」2万5千分の1現存植生図（平成13年作成）を用いた。

図 16 山林部の植生区分

47



#### (4) 名木・巨樹

奈良公園内における、名木<sup>1</sup>や巨樹<sup>2</sup>としては、春日大社社殿の大杉、春日若宮の大クス、春日大社参道のムクロジ、手向山八幡宮のオガタマノキ等が挙げられる。なお、ナギの原生林は国の天然記念物に、春日若宮のイチイガシは奈良市の天然記念物に指定されている。

また巨樹ではないが、春日大社境内の砂すりの藤、東大寺開山堂の糊こぼし椿等も、名木として紹介されている。

表 12 主な名木・巨樹

名称(位置)	樹種	概要	出典
春日大社社殿の大杉 (春日大社境内)	スギ	樹高 24m、幹周り 8.85m、推定樹齢 700 年 本殿前の傾斜地に立つ。	1
ナギの原生林 (春日大社境内)	ナギ	樹高 15m、幹周り 3.47m、推定樹齢 850 年 ナギの純林は珍しく、国の天然記念物に指定。	1
春日若宮の大クス (春日大社境内)	クスノキ	樹高 8m、幹周り 11.2m、推定樹齢 1700 年 神功皇后三韓遠征の記念に植樹されたとの伝承がある。	1
春日若宮下のエノキ (春日大社境内)	エノキ	樹高 17m、幹周り 5.02m、推定樹齢 300 年 地上約 1 m で二本に枝分かれしている。	1
春日若宮のイチイガシ (春日大社境内)	イチイ ガシ	樹高 18m、幹周り 4.85m、推定樹齢 300 年 県下でも貴重な巨木で、奈良市の文化財に指定。	1
影向の松 (春日大社一の鳥居近く)	クロマツ	樹高 18m、幹周り約 3.3m 「春日若宮おん祭」に神様が降臨するといいういわれがある。 平成 7 年(1995) に枯死し、現在後継樹が植樹されている。	2, 3
砂すりの藤 (春日大社境内)	フジ	推定樹齢 800 年 摂関近衛家からの献木と伝えられる。	2, 5
ワビスケの巨樹 (春日大社社殿の西北)	ワビスケ	樹高 8m、幹周り 39cm フジを除去したために樹勢が衰えている。	2
糊こぼし椿 (東大寺開山堂)	ツバキ	樹高約 3m、幹周り 70cm 花弁の色は薄紅色の地に白い糊をこぼして刷毛でなでた ような白斑がある。奈良の三名椿のひとつとされる。	2, 4
良弁杉 (東大寺二月堂)	スギ	東大寺を開山した良弁の伝説にちなみその名がつけられた。 第 7 代目(樹高 40m、幹周り 6.5m、推定樹齢 450 年) が昭和 41 年(1966) に完全枯損し、現在は第 8 代目。	2, 3
一里塚のエノキ (東大寺旧境内西大門跡)	エノキ	樹高 15m、幹周り 4.2m。古くから「一里塚樺」と呼ばれ親しまれ昭和 47 年(1972) には奈良県環境保全樹木に指定されたが、平成 2 年(1990) に台風により枯死。	1, 4
花の松 (興福寺東金堂前)	クロマツ	弘法大師の御手植えとされ、元禄時代に植えられた後代の花の松は樹高 25.5m、幹周り 5.4m の枝を大きく拡げた立派な樹形であったが、昭和 12 年(1937) 枯死。	2, 3
衣掛柳 (猿沢池畔)	シダレ ヤナギ	奈良時代の采女の説話にまつわる柳として、江戸時代の名所案内等に記される。	3
飛火野のクスノキ (飛火野)	クスノキ	樹高 20m、幹周り 4.65m(他 3.8m, 2.9m の 2 本)、推定樹齢 85 年。広々とした芝生内に成育し、ひとつの大きな森を形づくる。	1
春日大社参道のムクロジ (国立博物館南側)	ムクロジ	樹高 18m、幹周り 5.7m、推定樹齢 300 年 2 本あるが、東側のものが県下で最大。	1
手向山八幡宮の オガタマノキ (手向山八幡宮)	オガタマ ノキ	樹高 18m、幹周り 2.4m、推定樹齢 300 年 名称の由来は、招靈(おきたま)、「神靈をおがみたまう木」からきており、この枝を神前に供えたとされる。	1

1 : グリーンあすなら編『奈良の巨樹たち』, 1998

4 : 佐藤陽子「奈良公園における巨樹・名木の調査」

2 : 『奈良公園史』<自然編>

(奈良教育大学『奈良公園の自然』, 1994, p52-94)

3 : 北川尚史 / 伊藤ふくお『奈良公園の植物』,

トンボ出版, 2004

5 : 春日大社資料

<sup>1</sup> 由緒があつてよく知られている樹木(大辞林 第二版)。ここでは『奈良公園史』等の文献(上表参照)で紹介されている樹木を「名木」として抽出した。

<sup>2</sup> 環境省による巨樹・巨木林調査では「地上から 130cm の位置で幹周(幹の円周)が 300cm 以上の樹木」を巨木と定義している。また「巨樹が数本の群生や、広範囲に広がりを持って生えている場合には巨木林と呼ぶ」としている。(出典: 第 4 回自然環境保全基礎調査「巨樹・巨木林調査報告書」)

## (5) 野生生物の分布

### 1) 哺乳類

奈良公園管理事務所資料「奈良公園の哺乳動物相一覧」(2009年2月作成)には、ネズミ科、モグラ科等、計22種が記載されており、このうちテングコウモリが絶滅危惧種、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリが希少種、シカが郷土種として、奈良県版レッドデータブックに記載されている。

ヒミズやコウベモグラ等のモグラ科は、正倉院の講堂跡等で坑道が確認されている。コウモリ科については、春日山、若草山、花山での採取記録(秋田、1957年)があるが、これ以降は観察・採取記録が報告されていない。ニホンザルは、1955年ころから姿を消したとされる。ノウサギやホンドリスは、生息が予想されるが確認されていない。ムササビはシカの次に個体数が多いといわれており、奈良公園の各所で、スギ、イチイガシ、クス、クロマツ等に営巣が見られる。ネズミ科は、生息が予想されるが確実な生息証拠は挙げられていない。タヌキは、奈良公園周辺の道路で轢死体が見られ、浮見堂周辺の住宅街でも目撃されている。キツネは春日奥山遊歩道の南部交番所近くで目撃されており、数が多くはないが生息しているとされる。テンは、春日大社参道口バス停付近や妙見宮周辺で目撃されている。チョウセンイタチは、妙見宮周辺等で目撃されているが、分布の詳細は不明である。アナグマの生息記録は、1939年の狩猟以降、寄せられていない。イノシシは、若草山ドライブウェイや、奈良公園南側の大通町付近で目撃されており、公園の山地部に生息していると推測される。<sup>1</sup>

### 2) 鳥類

奈良公園から春日山にいたる地域は、シイ、カシを中心とする森林がよく保存されているために、野鳥も多く見られ、県内有数の探鳥地として知られている。奈良公園では、夏には繁殖する鳥類が春日山原始林を中心に山地に集中し、冬には公園の平地で越冬するという季節的なパターンがみられる。

奈良公園における鳥類については、小船・土屋(1982)<sup>2</sup>によって32科100種が報告されており、これを季節的に区分すると、留鳥35種、夏鳥17種、冬鳥26種、旅鳥1種、通過鳥15種、漂行鳥6種であった。また奈良公園の自然(1994)では、その後新たに12種の生息が確認されたこと、夏鳥を中心に生息状況に変化が生じていることが報告された。

小船(1975)らによる春日山の鳥類に関する調査報告<sup>3</sup>によると、春日山原始林の鳥類の種数・繁殖個体数は、他の二次林と比較して多いことなどが報告されている。

一方で、原始林の鳥相について、深山性の種が減少し、低山林を好む種が増加していることが報告<sup>4</sup>される他、日本野鳥の会奈良支部(2004)による1973年と2000年の比較調査<sup>5</sup>では、生息密度の平均に大きな差異は見られないものの、個々の種をみると、生息密度の低下が見られるもの、個体数が減少したものなど変化が見られるなど、原始林の深山的性格から低山的性格への移行や環境の変化を示すものとして懸念されている。

<sup>1</sup> 奈良教育大学『奈良公園の自然』1994, 104-107頁および同120-123頁

<sup>2</sup> 『奈良公園史』<自然編>63-64頁

<sup>3</sup> 『特別天然記念物春日山原始林緊急調査報告書』45-46頁

<sup>4</sup> 『奈良公園史』<自然編>64頁

<sup>5</sup> (財)日本野鳥の会奈良支部『春日山原始林生息鳥類調査～27年間で何が変わったか』2004, 77頁

### 3) 両生類・爬虫類・魚類

奈良公園管理事務所資料「奈良公園とその付近で目視により確認した両生・爬虫類一覧」(2009年2月作成)には、12種の両生類、15種の爬虫類が記載されている。

両生類ではカスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、モリアオガエルの4種が、絶滅寸前種又は絶滅危惧種として、奈良県版レッドデータブック(2006年3月発行)に記載されている。

爬虫類ではイシガメ、ヤマカガシ、アオダイショウ、マムシの4種が、絶滅危惧種又は希少種として、同レッドデータブックに記載されている。なお猿沢池で多く見られるアカミミガメは、米大陸原産の外来生物であり飼われていたものが放流されたと推測され<sup>1</sup>、駆除が必要である。また春日山原始林においては、かつてはモリアオガエルやカスミサンショウウオが見られたが、その姿が減少しつつあると報告<sup>2</sup>されている。

奈良公園内の渓流、池に生息する淡水魚として、ワカサギ、ナマズ、ハゲギギ、アカザ、ドジョウ、ホトケドジョウ、シマドジョウ、タビラ、ヤリタナゴ、バラタナゴ、タモコロ、カワムツ、ワタカ、カワバタモロコ、フナ、コイ、メダカ、カムルチー、ドンコ、ヨシノボリ、ウキゴリ、イチモンジタナゴ、ハス、ハクレン等の種が報告されているが、河川の改修工事や排水による汚濁等で、魚種が減少しつつあるとされている<sup>3</sup>。東大寺の長池、鏡池で確認されたニホンバラタナゴは、外来種の繁殖で生息地が減ってきていると報告されている<sup>4</sup>。また東大寺鏡池の馬魚(ワタカ)は、奈良県の天然記念物に指定されている。

### 4) 昆虫類

奈良公園を原産地として新種記載された種としては、コツヤマグソコガネ、オビモンマグソコガネ、ヒメマグソコガネ、チャグロマグソコガネ等の食糞性のコガネムシ、クビアカモモブトカミキリ、カスガカクツツトビケラ等が挙げられる<sup>5</sup>。奈良公園内で見られる珍しい種として、クチナガコオロギ、タイワンクツワムシ等が報告されている<sup>6</sup>。

奈良公園のシカの糞を食べているコガネムシは、約40種類が生息するとされており、食糞性コガネムシは、奈良公園の芝生景観を維持する上で重要な役割を担っていることが指摘されている<sup>7</sup>。

春日山原始林における昆虫類についての調査報告<sup>8</sup>によれば、各地で生息域が狭まっているゲンジボタル、カエデの花の蜜を吸うホソカミキリモドキ・ヤマトヒメハナカミキリ・ミヤマルリハナカミキリ・ヤマトシロオビカミキリなどの珍しい種、特産種や、シカの糞を食べるコガネムシなどの生息が報告されている。

<sup>1</sup> 『奈良公園史』<自然編>69頁

<sup>2</sup> 『特別天然記念物春日山原始林緊急調査報告書』42-43頁

<sup>3</sup> 『奈良公園史』<自然編>70頁

<sup>4</sup> 『奈良公園の自然』113頁

<sup>5</sup> 『奈良公園史』<自然編>71頁

<sup>6</sup> 『奈良公園史』<自然編>71頁

<sup>7</sup> 『奈良公園史』<自然編>73頁

<sup>8</sup> 『特別天然記念物春日山原始林緊急調査報告書』3頁および41-42頁

## 2－2. 歴史的・文化的特質

名勝奈良公園指定区域および周辺地域は、8世紀初頭から連綿と続く歴史を有する神社仏閣等の文化財が高密度に集積し、また伝統的な行催事の場であるなど、平城京遷都以来の古都の歴史・文化を今に伝える重要な役割を果たしている。

表 13 古代～近世の奈良公園の主な歴史

年号	西暦	事項
和銅 1	708	2. 15 平城遷都の詔
	3	3. 10 平城貢都、興福寺など諸大寺が相次いで飛鳥から平城京に遷る
天平 19	747	9. 29 大仏鑄造と大仏殿の造営をはじめる（東大寺要録）
神護景雲 2	768	11. 9 春日神社創建（社記）
延暦 3	784	11. 11 山背長岡に遷都
	13	794 10. 22 平安遷都
弘仁 4	813	藤原冬嗣、南円堂を建立（帝王編年記）
承和 8	841	3. 1 春日山を神山とし、狩獵伐木を禁じる（三代格）
貞觀 1	859	藤原良房、春日社の社殿・境内地を拡充、春日祭祀を振興する（社記）
安和 1	968	7. 15 東大寺と興福寺が寺田を争い戦う（日本紀略）
寛治 5	1091	1. 12 大風で春日山の樹木3分の1倒れる（中右記）
保延 2	1136	9. 17 若宮祭（おんまつり）を創始（略年代記）
平治 1	1159	12. 9 平治の乱。平清盛、大和を領国とする（東大寺文書）
治承 4	1180	12. 18 平氏の南都焼討ち（玉葉）
文治 4	1188	1. 29 興福寺金堂・南円堂上棟（玉葉）
建久 6	1195	3. 12 大仏殿落成供養、後鳥羽天皇行幸、將軍源頼朝臨席（吾妻鏡）
正治 1	1199	8. 8 東大寺三月堂・南大門建立（続要録）
正安 3	1301	10. 春日社の御正体が悪党らに奪われる。春日山木が枯れる（略年代記）
元弘 1	1331	8. 24 元弘の乱。後醍醐天皇、東大寺東南院に潜幸
康安 1	1361	6. 21 大地震、春日石燈籠全倒（春日若宮神殿守記）
永徳 2	1382	1. 24 春日社焼失。足利義満、復興を主宰する（永徳二年記）
応永 6	1399	3. 11 興福寺金堂供養、足利義満臨席（興福寺供養記）
	18	1411 閏10. 15 興福寺東金堂・五重塔、春日東西塔雷火で焼失（東院毎日雑々記）
正長 1	1428	10. 土一揆起こる。興福寺衆徒徳政令を発する（東大寺文書）
天文 3	1446	1. 2 東大寺戒壇院炎上（東大寺雑集録）
宝徳 3	1451	10. 14 土一揆、元興寺金堂・大乗院門跡を焼く（大乗院寺社雜事記）
天文 2	1533	高天市・南市が開設される（春日大社文書）
永禄 2	1559	8. 松永久秀、奈良に進軍、翌年多聞山城を築く（略年代記）
	10	1567 10. 10 松永久秀、大仏殿を焼く（多聞院日記）
天正 4	1576	5. 10 筒井順慶、大和守護となる（多聞院日記）
	8	1580 8.～ 大和国検地（多聞院日記）
	13	1585 9. 3 豊臣秀長、郡山城主となり、奈良町の商業を弾圧する（多聞院日記）
	17	1589 3. 豊臣秀長、南都社寺の復興を助成。4月大仏池を造る（多聞院日記）
慶長 5	1600	9. 15 関ヶ原の戦。大久保長安、大和国奉行となる。
元和 5	1619	12. 2 南新町から出火、高畠町にかけ1,000軒を焼く（南都年代記）
寛永 11	1634	閏7. 26 江戸幕府、奈良町の地子を免除（徳川実紀）
	19	1642 11. 27 奈良町大火、興福寺一乗院・諸院諸坊・東大寺八幡宮など罹災（南都年代記）
寛文 4	1664	南都代官所（代官五味藤九郎）を中御門町に開設（柳營補任）
宝永 1	1704	4. 11 奈良町大火、約1,800軒余焼失（年中行事記）
	6	1709 3. 21 大仏殿落成供養（大仏殿再建記）
享保 2	1717	1. 4 興福寺大火、講堂・金堂・西金堂・南大門・中門・廻廊焼失（南都年代記）
明治 1	1868	5. 19 大和鎮撫総督府に代わり奈良県が設置された

出典：『奈良公園史』および同「奈良公園史年表」より作成

### (1) 文化財の集積

名勝奈良公園内および春日大社境内、正倉院構内、国立博物館構内等の周辺地域に所在する有形文化財（建造物）および記念物は63件となる。有形文化財（建造物）は国指定37件（うち国宝14件）であり、これは奈良市全域の指定件数のうち36.3%（うち国宝は45.2%）と、貴重な文化財が名勝指定区域内を中心に非常に高密度に集積している。

表 14 名勝奈良公園および周辺地域<sup>※1</sup>に所在する文化財件数

指定種別		名勝 区域内	周辺地 <sup>※1</sup>	総計 (A)	奈良市 全域(B)	A/B
有形文化財 (建造物)	重要文化財 (うち国宝)	32(12)	5(2)	37(14)	102 <sup>※3</sup> (31)	36.3% (45.2%)
	県指定文化財	6		6	37	16.2%
	市指定文化財		2	2	24	8.3%
	小計	38(12)	7(2)	45(14)	163 <sup>※3</sup> (31)	27.6%
記念物	史跡(うち特別史跡)	4	3	7	27(2)	25.9%
	名勝(うち特別名勝)	2 <sup>※2</sup>		2	7(1)	28.6%
	天然記念物 (うち特別天然記念物)	3(1)	2	5(1)	6(1)	83.3%
	県指定天然記念物	1		1	6	16.7%
	市指定文化財 天然記念物		3	3	14	21.4%
	小計	10(1)	8	18(1)	60(4)	30.0%
合計		48	15	63	223	28.3%

※1 春日大社境内、正倉院構内、国立博物館構内、および地獄谷国有林

出典：奈良市資料より作成

※2 名勝奈良公園を含む

※3 国宝および重要文化財の両方に指定されるものを1件と計算

#### 1) 主な有形文化財（建造物）（国指定）

##### 【国宝】

###### 東大寺法華堂（国宝）

創建時には正面5間・側面4間の正堂と、正堂前面に軒を接して建つ正面5間・側面2間の礼堂の、2棟の建物から成っていた。鎌倉時代に礼堂が大仏様（中国・宋から導入した建築手法）を用いて建て替えられ、両道をつなぐ屋根がかけられて一体の堂になった。奈良時代の正堂と鎌倉時代の礼堂が見事に調和した建物である。

出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』



###### 東大寺南大門（国宝）

元永2年（1119）に創建時の位置と規模を踏襲して再建されたものである。大仏様の手法により、上層まで一本で通した柱に縦横に貫を通して高く組上げ、鉄骨造のような機械的な構造美を見せている。その堂々とした姿からは、鎌倉再建時の大仏殿の威容がしのばれる。内部には、一対の巨大な金剛力士像が安置されている。

出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』



**東大寺転害門（国宝）**

奈良時代の創建時の遺構である。その雄大な姿は、奈良時代の東大寺の建築を想像させるに十分である。

出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**東大寺金堂（大仏殿）（国宝）**

巨大な東大寺本尊を安置する仏堂である。大仏は752年に開眼したが、治承4年（1180）、永祿10年（1567）と度々兵火に遭い、そのたびに大仏は修理・鋳造され、大仏殿は再建された。現存の大仏殿は宝永6年（1709）に再建された三代目のもので、鎌倉再建時（二代目）の大仏殿に倣って大仏様が使われている。正面は創建時以来11間あったものが7間に縮められているが、側面と高さは創建時の壮大さを今日に伝えている。

出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**東大寺開山堂（国宝）**

正治2年（1200）の建立時には方1間の独立した堂であったが、建長2年（1250）に現在地に移築して、周囲に外陣を加えて方3間の堂とした。内側の1間は純粹な大仏様で建てられているが、後補の外陣は大仏様を取り入れながらも和洋的な意匠となっている。

出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**東大寺鐘楼（国宝）**

13世紀初頭に栄西によって建て替えられたもので、四方を吹放しとし、強い反りをもった屋根を載せている。梵鐘を釣る円形断面の太い虹梁を組み込んだ架構は力強く、大仏様の特色を最大限に生かした傑作である。

出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**東大寺本坊経庫（国宝）**

奈良時代の校倉造の倉庫である。校倉造は、断面三角形の部材を組み上げて壁をつくる高床式倉庫建築の手法で、本例は古い形式をよく残している。もとは構造の北東にあったが、正徳4年（1714）に現在地に移築された。（現在は非公開）

出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』



**東大寺二月堂（国宝）**

十一面觀音を本尊とする十一面悔過所として創立され、8世紀後期には堂があったと考えられる。現在の堂は、寛文9年（1669）に再建されたもので、江戸幕府による大規模な造営になる代表的建築である。古代から連綿と勤修されている修二会と極めて密接に結びついている類い希な建築として、文化史的意義においても特に高い価値を有している。



出典：文化庁文化財部「新指定の文化財」（文化庁文化財部監修『月間文化財』12,2005）

**東大寺正倉院正倉（国宝）**

天平勝宝8年（756）頃に建てられた。高床造の長大な双倉で、北倉・中倉・南倉の3室からなり、南北の倉を校倉、中倉を板倉としている。現存する奈良時代の板倉のなかでも、最大規模のものである。光明神后が東大寺に献納した聖武天皇の遺愛品をはじめ、奈良時代を代表する多数の美術工芸品が現在に伝えられている。これらの中には、中国・唐や朝鮮・統一新羅、さらには遠くインドやペルシャなどからもたらされた品々もある。



出典：『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**興福寺北円堂（国宝）**

承元4年（1210）頃に再建されたもので、随所に古い技法を残している。外観は和洋の形式を守りながらも、柱に貫を通じて軸組を固めるなど、大仏様の構造手法もいち早く取り入れられている。



出典：『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**興福寺三重塔（国宝）**

康治2年（1143）に初めて建てられたが、現存の塔は治承4年（1180）の焼失後間もなく再建されたものである。初重を広くとて、中央の4本の柱の内側を対角に張った板壁で4つに区切り、各区に千体仏を描いている。



出典：『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**興福寺東金堂（国宝）**

創建の後、5回の焼失と再建を重ねている。現存する建物は応永22年（1415）に完成したものである。正面7間・側面4間の寄棟造で、前面1間を吹放しとしている。外観・内部とともに、奈良時代建立の唐招提寺金堂と同様の構成であり、古い形式が固く守られていることがよく分かる。



出典：『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**興福寺五重塔（国宝）**

東金堂とともに5回の焼失と再建を重ねている。現存する建物は応永33年（1426）に完成したものである。高さ50mあり、京都の教王護国寺五重塔に次いで、2番目に高い塔で、古都奈良の景観シンボルとなっている。東金堂と同様に奈良時代以来の形式を踏襲しており、純粋な和様のきわめて保守的・復古的な建物である。

出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**春日大社本殿（国宝）**

東西に並立する4棟の春日造の建物から成っている。春日造は神社本殿建築の代表的な形式のひとつで、本社本殿はその最も典型的な例である。方1間の切妻造妻入の建物の正面に庇をつけた形式で、その原型は奈良時代には既に完成していたと考えられている。現存する本殿は、文久3年（1863）の造替時のものであるが、平安時代末頃の洗練された優美な姿を伝えている。

出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』



出典:『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』

**【重要文化財】**

東大寺中門



東大寺廻廊



東大寺東楽門



東大寺西楽門



東大寺勸進所經庫（非公開）



東大寺法華堂經庫



東大寺法華堂北門



東大寺二月堂關伽井屋(若狭井屋)



東大寺二月堂仏餉屋(御供所)



東大寺三昧堂(四月堂)



東大寺念佛堂



東大寺大湯屋



東大寺法華堂手水屋



東大寺二月堂参籠所



手向山神社境内社住吉神社本殿



旧春日大社板倉(円窓)



手向山神社宝庫



興福寺大湯屋



旧奈良県物産陳列所



興福寺南円堂



旧帝国奈良博物館本館



春日大社本社中門・御廊



春日大社摂社若宮神社本殿

## 2) 主な史跡・名勝（国指定）

### 東大寺旧境内（史跡）

東大寺は聖武天皇邦家慶福の歎慮に依りて建立せられし大伽藍にして規模の雄大なること世界に比類なく、境内には大佛殿を中心として、東方に大鐘楼、二月堂、手向山神社（旧鎮守）等あり、西方に戒壇院及附属堂舎あり、西北に正倉院あり、創立當時の轉害門及鎌倉時代の南大門あり、東西兩塔の土壇大講堂、三面僧房、食堂等の礎石猶原位置に存せるのみならず、この大伽藍区域を廻りて僧房雜舍境内諸処に散在し、旧塔頭寺院の跡は現今民有地となりし処ありと雖も寺名を地字に存し、中門阯、西大門阯、聖武天皇御拝壇阯等皆礎石によりて平城京の東京極路たりし、現今の手具通と境し、北方雜司方面の区画亦旧時に異ならず、東大寺の四至はかくて天平創立当初のまま依然として厳存し、國家鎮護の靈域たりし、旧態を保ち我国の史跡として最も重要なものの一つなりとす。

出典:『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』



### 東大寺東南院旧境内（史跡）

貞觀17年（875）聖宝の開基で、代々別当の房室となっていた。元弘元年（1331）8月後醍醐天皇討幕の事がもれると、同24日夜、天皇皇居を脱して奈良に潜幸され、東寺の長者であつた聖尋に迎えられて一日御滞在になったところである。

出典:『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』



### 鷺塚古墳（史跡）

古来鷺陵と称する前方後円墳で、南西に面している。主軸の長さ約103m、後円部の径約60m、前方部の幅約48mで、山頂を利用して二段に築成したものである。墳丘は埴輪及び葺石があり、規模雄大にみえるものである。後円部頂上に享保18年（1733）建立の「鷺陵」と陰刻した碑がある。

出典:『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』



出典:入江泰吉、青山茂『こんなに面白い奈良公園』、新潮社、1988

### 春日大社境内（史跡）

春日大社は奈良時代に建立され、藤原氏の氏神として栄え、伊勢、八幡と並ぶ三社信仰として広く一般の信仰を集めた。境内は、古い時代の姿をよくとどめ、我国の神社の代表的なものである。

出典:奈良県資料



### 興福寺旧境内（史跡）

旧境内の境域には変遷があり、拡張されて、左京三條七坊の全域と四條七坊の北端四町の地域を占めていた。そして、たとえば旧境内七坊の地は、平城京の一坊の地域を殆どそのまま示すものとして意義があり、北限二條大路に当る油留木町に面するところ等は、長く一線を劃して土地が高く、よく旧境内の面影をとどめる等、史跡としての価値が高いが、この全域はしばらく措き、いま指定しようとする地域は、（一）主として伽藍地区である現境内と（二）旧境内にして名勝奈良公園として指定されているところである。

この両者を総合すると、東限の国道は左京七坊大路（京極路）で旧境内の東限であり、南限の国道（三條通）は三條大路に当たり、拡張以前の旧境内の南限と認められる。しかして現境内がこの三條通を越えて十三鐘の大御堂にも及んでいるのは、拡張後の旧境内の南部の名残をとどめるものであろう。

西限は六坊大路に当る東向の通りに面し、これも旧境内の西限である。北限の線は、三條七坊の中央を東西に通る小路を越えて北方に延びるが、歴史的な意味はなく、不規則であり、かつ先に述べた歴史的に意味のある旧境内北限に及んでいない。

出典：『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』



### 春日山石窟仏（史跡）

南面する石窟にして東西の2窟よりなるも風化著しく岩質脆弱となり、仏像等の識別困難であるが、東窟は高さ約1.3m、間口約3.1m、奥行2.1mにして、正面壁中央部に柱脚を挟出し、その下部の周囲に六地蔵とおぼしきもの及び天部像を刻出し、西窟は甲乙の二窟あって甲窟に像高約1mの仏像5軀、乙窟に4軀の仏像を刻出するも破損のため詳細は究め難いが、右端に「保元2年(1157)2月7日仏造始云々」左側に「久寿2年(1155)8月云々」とあって重要な遺構である。

出典：『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』



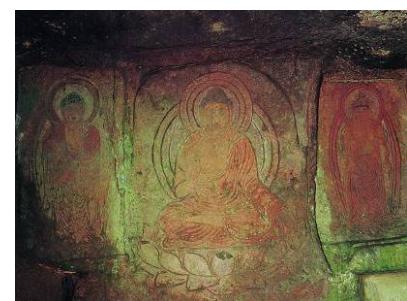
出典：入江泰吉、青山茂『こんなに面白い奈良公園』、新潮社、1988

### 地獄谷石窟仏（史跡）

石窟の入口高さ2.27m、天井奥行約2.51mに南面する岩窟にして、その正面岩壁中央に約1mの阿弥陀如来坐像及び左脇十一面觀音立像、左脇阿弥陀如来立像の3尊、右岩壁に約80cmの觀音坐像1軀、左岩壁に仏体坐像及びその外方にさらに仏体坐像の各1軀を、いずれも線刻してある。

当初は極彩色をほどこされていたもののように、今も魂魄及び色彩の一部を遺存し、重要な遺構である。

出典：『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』



出典：入江泰吉、青山茂『こんなに面白い奈良公園』、新潮社、1988

**奈良公園（名勝）**

奈良県の經營に属に明治 13 年（1880）興福寺元境内及び春日野等約四万三千坪の地を画して公園と為したるに始まる、後春日山花山若草山等の山林及東大寺手向山神社等の境内地を編入し更に風致上必要なる民有地を買収し以て今日の区域を成すに至れり。

出典:『奈良県史跡名勝天然記念物集録 1』

**依水園（名勝）**

東大寺南大門の西、吉城川の北側にある。前園および後園の、創始を異にする 2 つの築山泉水庭を水流でつなぎ全体として依水園と称する。前園は延宝年間、奈良の晒業者清須美氏の別業三秀園の遺構を整備したものである。

後園は、明治 32 年（1899）、奈良の富商関藤次郎のときに作られ、中心建築冰心亭から池を越えて東大寺南大門と若草・春日・御蓋の三山をとり入れた借景庭園として特に著名である。飛石、澤渡には伽藍石、挽臼石などを用い、サツキ、オカメザサなどの刈込みを配し、その他全般に明治らしい特色のよく表現されたすぐれた庭園である。



出典:文化庁資料

## (2) その他歴史的・文化的資源

### 1) 社寺

名勝指定区域および周辺地域には、文化財指定以外の数多くの社寺が所在しており、それらの有する歴史とともに、献冰祭（氷室神社）や若草山山焼き（野上神社）、采女神社など、現代に受け継がれる行催事の場として成り立っている。



名勝奈良公園および周辺地域に所在する主な社寺

### 2) 石仏

奈良公園平坦部より東、春日山と高円山の間の渓流を遡る滝坂道に沿って、史跡に指定される春日山石窟仏、地獄谷石窟仏の他、様々な石仏が所々に祀られており、古来の信仰の面影を今に伝えている。



出典：飛鳥園『柳生みち』

### 3) 高畠町界隈のサロン文化

志賀直哉が山城から奈良の幸町に来住したのは大正14年（1925）のことであり、その後昭和4年（1929）高畠に家を新築し、同13年（1938）まで在住することとなった。志賀のあとを追うように高畠に居を構えた滝井孝作をはじめとして、志賀を慕って来住・来遊する文人達が相次ぎ、志賀邸の広間は文化サロンとしてにぎわった。

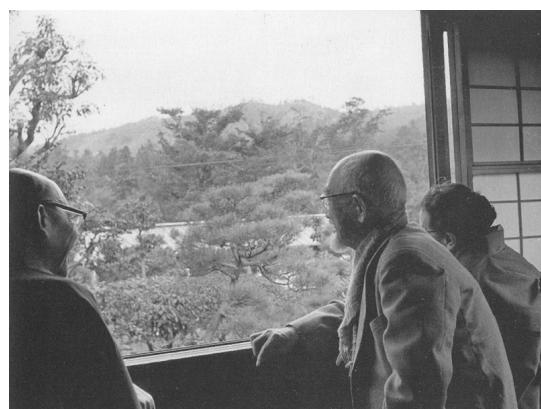
また、大正中期ごろより、高畠にアトリエ（現・中村家住宅）を構えた足立源一郎をはじめ、小見寺八山、新井完、九里四郎ら多くの画家が奈良に来住することとなる。やがて足立の高畠のアトリエは、これら気鋭の画家達の集まるところとなり、いわゆる高畠サロンとして知られるが、そのころ志賀直哉を中心とするサロンとも交流し、昭和初期の高畠町界隈は文人・画家達の文化的雰囲気に満ちていた。<sup>1</sup>

昭和初期の高畠町界隈略図をみると、名勝指定区域に隣接する志賀邸および中村邸を中心に、多くの文人・画家の住居が確認できる。名勝指定区域内には加納鉄哉邸及び山口別荘が所在する。山口別荘は、小見寺八山の後援者・山口吉郎兵衛の別荘であり、志賀は『淋しき生涯』（昭和16年（1941））の中で「公園に接した長門氏の大きな別荘」と記している。<sup>2</sup>



図 17 昭和初期の高畠町界隈略図

出典：吳谷充利編『志賀直哉旧居の復原』, 学校法人奈良学園, 2009 に加筆



二階客間から若草山の山並みを見る志賀直哉  
左端は上司海雲

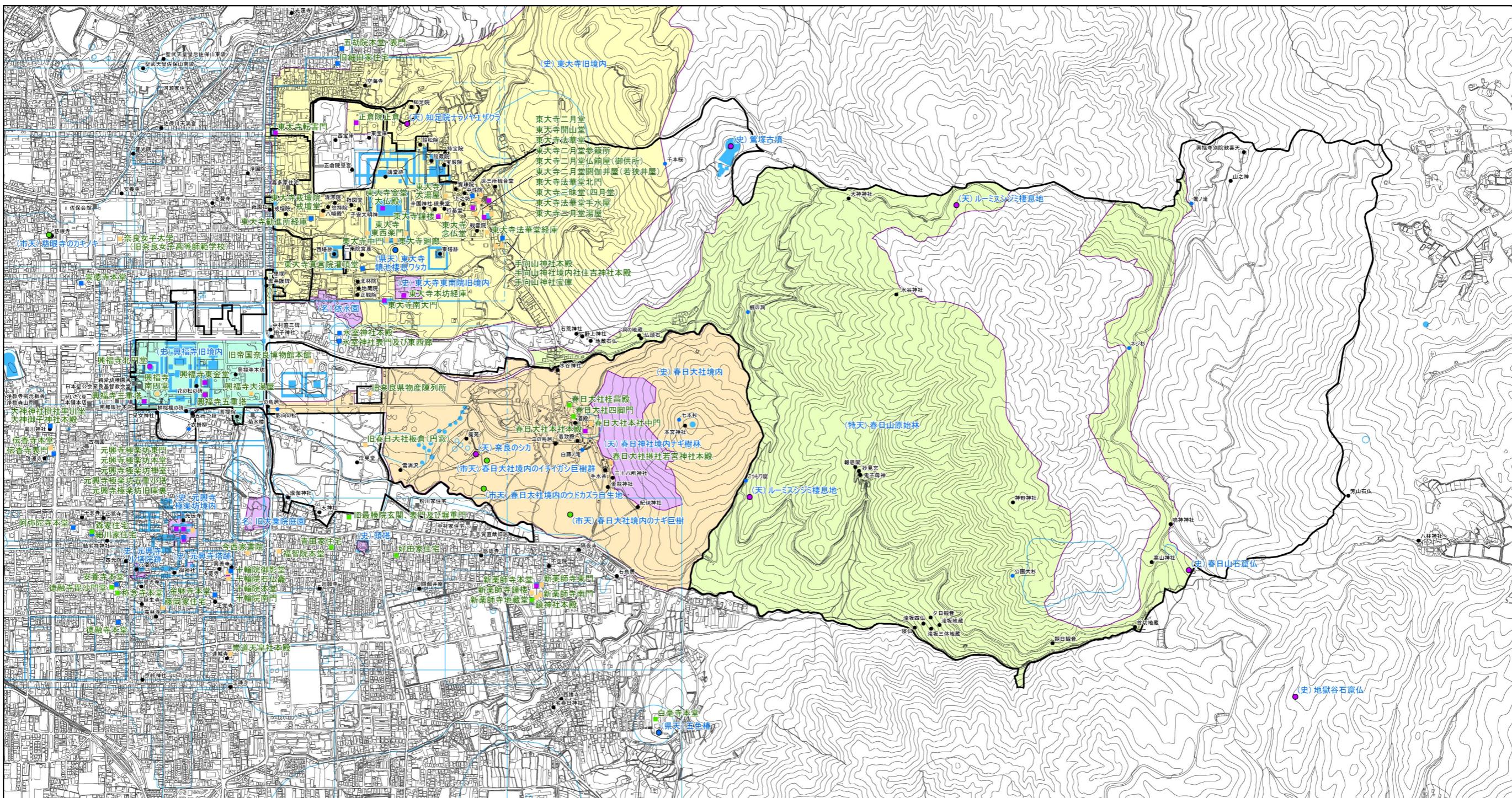
出典：吳谷充利編『志賀直哉旧居の復原』, 学校法人奈良学園, 2009

<sup>1</sup> 『奈良市史 通史4』370-373頁

<sup>2</sup> 吳谷充利編『志賀直哉旧居の復原』, 学校法人奈良学園, 2009



図 18 文化財の分布



## 名勝奈良公園※1



## 埋蔵文化財包蔵地※2



遺跡の範囲。古墳については、その可能性のあるものの、断定できないもの

古墳および伽藍配置。発掘調査等及び文献史料等に基づき想定される範囲

平城京条坊。発掘調査等で確認された遺構に、文献史料などを加味して想定した復元

条里制地割の復元線

寺域。条坊や条里の地割と遺構の一致などからの想定  
発掘調査等及び文献史料等で確認はされていないが存在が想定される条里制地割または寺域

## 史跡・名勝・天然記念物

- 国指定史跡 春日大社境内
- 国指定史跡 東大寺旧境内
- 国指定史跡 興福寺旧境内
- 国指定特別天然記念物 春日山原始林

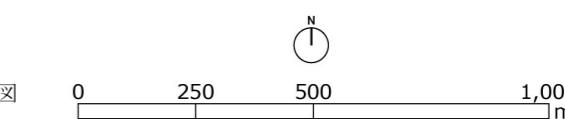
- その他国指定史跡・名勝・天然記念物
- 県指定史跡・名勝・天然記念物
- 市指定史跡・名勝・天然記念物

## 有形文化財（建造物）

- 登録有形文化財（建造物）
  - 国指定（国宝）
  - その他歴史的・文化的資源（文化財を除く）
  - 国指定（重文）
  - その他自然的資源（文化財を除く）
- 県指定
- 市指定

出典：奈良県資料および奈良市資料  
『奈良公園史』附図「奈良公園図」

※1 出典：奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』を基に作図  
※2 出典：奈良県教育委員会『奈良県遺跡地図』





### (3) 伝統的な行催事の継承

第二次世界大戦によって奈良公園に関する年中行事は数多く衰退したが、県は終戦直後から積極的にその復興に努めた。昭和21年(1946)12月17日、春日若宮おん祭の渡御が復活したのをはじめ、戦時中昼間に行われていた若草山焼きが夜間行事として復活した。昭和22年(1947)春日大社の万燈籠が復活、昭和24年(1949)には采女祭で初めて猿沢池に花扇が浮かべられ、昭和26年(1951)には薪能、昭和28年(1953)には鹿の角伐りがそれぞれ復活する。<sup>1</sup>

#### 1) 若草山焼き

若草山焼き行事の起源には諸説ある。若草山頂にある前方後円墳（史跡鷺塚古墳）の靈魂を鎮める榎人の祭礼ともいべきものであるという説の他、若草山を年内もしくは翌年の1月頃までに焼かなければ、翌年に何か不祥事件が起こると考えられていたことや、若草山一帯をめぐる春日大社・興福寺と東大寺の領地争いがもとであるなどの説、あるいは春の芽生えを良くするための原始的な野焼きの遺風を伝えたものであるという説などがある。

元来、昼間に行なわれていたが、明治33年(1900)2月17日から夜間行事となり、2月11日(紀元節)に挙行されるようになった。第二次世界大戦の激化に伴い、防空の上から昼間(午後)に行なわれ、終戦の年の昭和20年(1945)は午前9時半に点火されている。終戦後、夜間行事として復活、昭和25年(1950)からは1月15日「成人の日」に行なわれてきたが、祝日法の改正等により、現在では1月第四土曜日に行なわれている。<sup>2</sup>

#### 2) 万燈籠

春日大社の燈籠すべてに点灯されるのを「万燈籠」と呼び、毎年2月の節分の日と8月の中元の日に行なわれる。<sup>3</sup>

#### 3) 東大寺二月堂修二会

本来は十一面悔過といい、東大寺にとって最も重要な行事である。二月堂修二会は、3月12日夜から13日未明にかけて行なわれる「お水取り」行事が有名だが、実際は2月20日から3月14日の間に行なわれる厳格な行法である。参加する僧(参籠者)は11名で、「練行衆」と総称される。

練行衆は2月20日から戒壇院の庫裏を別火坊として修行を始め、28日午後、二月堂下の参籠所に移る。翌3月1日、二月堂で本行に入り、毎日正午から午前零時まで6回練行が行なわれる。5日から7日の間、12日から14日の間には「走りの行法」が行なわれ、7日には「小観音」の行法、また終盤に入って12日から14日の間には「達陀の妙法」がある。

お水取りは観音菩薩に供える净水をくむ行事で、13日午前2時過ぎ、練行衆が手松明、法螺貝、金剛鈴、牛玉杖、大松明などを持って、闕伽井屋で香水をくみ、本堂に持ち帰る。

12日に使われる松明は8メートルにも及ぶ青竹の先に籠松明といわれる竹で編んだ籠に檜の木片を入れたもので、この松明に点火して上堂、本堂の舞台でこれを振り回す。<sup>4</sup>

<sup>1</sup> 『奈良公園史』420頁下段 16-421 上段 3

<sup>2</sup> 奈良県資料および『奈良公園史』421頁上段 14-20 に加筆

<sup>3</sup> 『奈良公園史』421頁下段 13-15

<sup>4</sup> 『奈良公園史』421頁下段 16-422 上段 9

#### 4) 氷室神社の献氷祭

和銅3年（710）、吉城川の上流月日磐に、氷神を奉祀し、氷室を設けて厳冬に結氷させたのを貯え、翌年に平城京へ献氷する慣わしに由来する。

明治45年（1912）、関係者の奉賛により復興、以来毎年7月15日を祭日とされていたが、昭和35年（1960）に5月1日に変更された。当日は神前に花氷や鯛の結氷などの花氷三基と氷柱六基を捧げ、祭典には舞楽四曲が舞楽殿で奏せられる。<sup>1</sup>

#### 5) 薪能

興福寺の修二月会に行なわれた芸能で、中世以降は四座の大夫によって演じられたが、大正時代からは中断していた。昭和12年（1937）6月29日、県公会堂で皇太后陛下台臨のもと催された薪能を契機に興福寺関係者による薪能再興の動きが高まり、「興福会」を中心として同18・19両年（1943・1944）に薪能が開催された。

第二次世界大戦直後の昭和21年（1946）、春日神社若宮の「御社上りの能」が復活され、翌22年（1947）には奈良市制四十周年記念に興福寺南大門跡で薪能が行なわれた。そして昭和25年（1950）には春日大社本社で「呪師走りの翁」が復興した。昭和26年（1951）、奈良県は古典行事復活保存のため予算措置を行ない、同年4月1・2両日、金春、金剛、観世、宝生の家元が皆参して薪能は復活した。

翌27年（1952）には県・奈良市共催で3月14・15日に行なうことになり、本来の修二月会に付随した行事の姿に戻った。昭和36年（1961）、「奈良薪能保存会」が組織され、観光振興のため5月11・12両日の行事に改められた。<sup>2</sup>

#### 6) 采女祭

猿沢池の北西にある小さな後向きの社「采女神社」で、中秋の名月の日に行なわれる。

月夜に身を投げた采女の靈を慰めることから始まったと伝えられ、昭和28年（1953）からは秋の草花で飾った花扇を作つて奈良市の繁華街をねり、神前に献じる花扇奉納の行事が行なわれるようになった。花扇は、王朝の貴族が七夕の夜、それぞれの趣向で花扇を作り、御所に献じ天覽に供した後、庭の池に浮かべて風雅を楽しんだ古事にならつたものである。<sup>3</sup>

#### 7) 鹿の角伐り

奈良の鹿の角伐りは毎年10月に行なわれる。

角伐りは江戸時代の寛文年間に始められた。明治初年（1868）には中断、同29年（1896）に復興した。大正14年（1925）に角を伐られる鹿が残酷だという理由で中止されるまで毎年秋の2日間に行なわれた。一定の場所で角伐り行事が復活したのは昭和3年（1928）で、10月14・15両日、現鹿苑の地に300人収容の観覧席を仮設して行なわれたが、同16年（1941）9月、全国的な防空演習の実施を契機に中止された。

第二次世界大戦直後は頭数も極端に減小したが、昭和22年（1947）6月には奈良の鹿愛護会（同年4月、神鹿保護会より改称）による鹿の飼料園が完成し、鹿の増殖保護を行なうこ

<sup>1</sup> 『奈良公園史』423頁上段6-11、奈良市史編集審議会編『奈良市史 社寺編』奈良市、1985、20-21頁および奈良市観光情報センター資料

<sup>2</sup> 『奈良公園史』423頁上段20-422下段8

<sup>3</sup> 『奈良公園史』424頁上段4-424下段8

とになった。鹿の頭数もようやく 250 頭余りに増えたので昭和 28 年（1953）10 月 17・18 両日、鹿苑の周囲に二千人収容の観覧席を組立て、両日で五歳以上の雄鹿 70 頭余の角を伐り、角伐りが復活した。昭和 41 年（1966）11 月、鹿苑横に現在の角伐り場が完成した。<sup>1</sup>

## 8) 春日若宮おん祭

春日若宮社の例祭で、12 月 17 日に行なわれる。10 月 1 日の「御旅所縄練祭」から始まり、12 月 18 日の「後宴能」で終わるが、なかでも 12 月 17 日のお渡り（時代行列）や神前に奉納される各種芸能は王朝文化の伝統として圧巻、昭和 54 年（1979）「春日若宮おん祭の神事芸能」として国の重要無形民俗文化財に指定された。

17 日の「本殿祭」にさきがけて 11 日に「御旅所、仮御殿の鉾始め」があり、御旅所に春日造りの仮御殿が造られ、15 日には「大宿所祭」が行なわれて、願主人の大和国衆の遺制として、その装束や懸鳥が飾られる。16 日は「宵宮祭」、17 日は午前零時から淨闘のうちに若宮の祭神を御旅所に移す「遷幸の儀」が行なわれ、御旅所へ鎮座の後、同一時から神前の芝生で「暁祭」がある。同 10 時から本社ならびに若宮で「本殿祭」、午後 1 時から「御渡り」の時代行列が県庁前広場から油阪、国鉄奈良駅前、三条通りを御旅所へと練り、平安・鎌倉・室町・江戸時代それぞれの時代風俗を披露する。

行列が春日大社の一の鳥居を入ると、「影向の松」の前で、「松の下の儀」が行なわれる。細男・猿楽・田楽など所芸を披露、行列が御旅所へ繰込む。同 3 時からは「御旅所祭」、その後、社伝の神楽はじめ東遊・和舞・田楽・細男・猿楽・舞楽などが夜遅くまで奉納される。午後 11 時から「還幸の儀」があり、祭神は御旅所から本殿へ還幸、神鎮めの神樂が奏されて祭は終わる。

18 日は斎庭の芝舞台で金春座による「後宴の能」があり、春日野で「奉納相撲」が行なわれる。<sup>2</sup>

重要無形民俗文化財指定時の解説文は以下の通りである。

### 【春日若宮おん祭の神事芸能】

春日大社の攝社である春日若宮社の例祭に奉納される各種の芸能である。

この奉納芸能は、日本の芸能の源流をさまざまに示すものであり、およそ次のようにとり行なわれる。十六日午後田楽・願主・流鏑馬一行の宵宮詣、田楽奉奏などがあり、若宮で神迎えの儀の後、道楽を奏しながらお旅所への渡御がある。十七日の午後、興福寺からの行列が影向の松の下に通りかかると、細男・田楽・猿楽などの芸能を勤める各組がそれぞれの芸能を松に対して奉るという松の下の渡りがある。また、夕刻から夜更けまで神前芝舞台で、東遊び、田楽、細男、舞楽、猿楽、倭舞などが次々と演じられる。さらに明けて十八日になると、金春一座による後宴の能がある。

日本の芸能史を解明する内容を含んだ極めて多彩な芸能行事であり、非常に重要な価値を有している。

出典：文化庁資料

<sup>1</sup> 『奈良公園史』424 頁下段 9-26 および財団法人奈良の鹿愛護会資料

<sup>2</sup> 『奈良公園史』425 頁上段 1-24 および文化庁資料

表 15 伝統行事一覧（平成 20 年）

月	日	行事	場所	備考
1	1 日 3 日 7 日 10 日 13 日 14 日	歳旦祭 御湯立式 神楽始式 御神楽式 修正会 御祈祷始式 佐良気神社の十日えびす 若草山焼 成人祭舞楽始式	春日大社 瑜伽神社 春日大社 瑜伽神社 東大寺 春日大社 春日大社 若草山 春日大社	
2	3 日 15 日	節分万燈籠 追儺会 節分星祭り お田植祭 涅槃会	春日大社 興福寺 東大寺二月堂 手向山八幡宮 興福寺	成人の日の前日 成人の日 節分の日 節分の日 節分の日 節分の日
3	1~14 日 15 日 13 日 15 日	修二会 だったん帽 春日祭 御田植祭	東大寺 東大寺 春日大社 春日大社	
4	5 日 8 日 17 日 25 日	水谷神社鎮花祭 灌仏会 仏生会 放生会 文殊会	春日大社 東大寺 東大寺 興福寺 興福寺・般若寺	
5	1 日 2 日 10 日 11・12 日	献氷祭 聖武天皇祭 献茶祭 薪御能	氷室神社 東大寺 春日大社 春日大社・興福寺	
7	7 日 28 日	弁才天祭 解除会	興福寺 東大寺	
8	7 日 14・15 日 15 日	大仏お身拭い 春日大社中元万燈籠 東大寺万灯供養	東大寺 春日大社 東大寺	
9	14 日 17 日	采女祭 十七夜二月堂盆踊り	采女神社・猿沢池 東大寺	
10	1 日 5 日 6 日 6・7・8 日 15 日 17 日	例祭の舞楽 転害会 塔影能 鹿の角きり 大仏さま秋の祭り 大般若転誦会	氷室神社 手向山八幡宮・転害門 興福寺 春日大社鹿苑 東大寺 興福寺	13 日予備日
11	3 日 23 日	明治祭・文化の日舞楽演奏会 新嘗祭	春日大社 春日大社	
12	14 日 15・16・ 17・18 日 31 日	仏名会 春日若宮おん祭 大祓式	東大寺二月堂 春日大社 春日大社	

出典：入江泰吉／青山茂『こんなに面白い奈良公園』、新潮社、1988 および奈良市観光情報センター資料に加筆

## 2－3. 公園的特質

公園開設後の明治、大正、現在に至る施設の充実、改良等が図られることで、名勝奈良公園各所において公園的な特質が形成されている。

### (1) 名勝奈良公園における主な整備・開発の動向

#### 1) 興福寺境内

明治9年（1876）旧奈良県を合併した堺県は、奈良出張所として旧興福寺金堂仮用（明治10年（1877））をはじめとして、官有地である旧興福寺境内に官庁を集めた。遙拝所が南大門跡に仮設され（明治6年（1873））、小学教員伝習所として寧楽書院（洋風建築）が旧興福寺食堂に新設された（明治8年（1875））。

明治14年（1881）に興福寺の再興が認可されて以降、当時の奈良県復活運動の高まりもあり、奈良県出張所（当時は奈良郡役所庁舎）となる金堂の返還（明治16年（1883））および同庁舎の新築（旧普門跡：師範学校（旧寧楽書院）西方）、遙拝所の撤廃（明治21年（1888））が進められた。また奈良師範学校（旧寧楽書院、明治13年（1880）に登大路北方の旧興福寺勸禪院跡：現登大路駐車場付近に移転）について、旧寧楽書院の洋風建築およびこれに並ぶ東室（現在の興福寺社務所）とに復している（明治16年（1883））。

昭和15年（1940）に興福寺境内の公園地解除および払下げが行われ、興福寺は昭和34年（1959）に旧興福寺食堂跡に宝物収蔵庫（国宝館）を建設している。

昭和63年（1988）にはなら・シルクロード博の登大路会場として整備が行われており、平成10年（1998）より境内整備事業として中金堂の再建が進められている。<sup>1</sup>

興福寺旧境内のうち、北側の登大路周辺は公園園地として修景され、松、桜などの高木が奈良公園のエントランスを印象づけている。

#### 2) 登大路園地

明治41年（1908）、奈良県立戦捷紀念図書館が、当時の奈良公園の正面玄関口を飾るものとして興福寺境内の新設築地壝を後退させて建設された。

後に改称された奈良県図書館は昭和43年（1968）に撤去され、現在の登大路園地として芝地が整備されている。なお、撤去された建物は移築され現在大和郡山市民会館となっている。

昭和37年（1962）、県は奈良公園内の交通対策として、当時の野外音楽堂（興福寺本坊東側）を「一の鳥居駐車場」として改修した。同駐車場は昭和63年（1988）、なら・シルクロード博登大路会場として整備される。その後芝生によるオープンスペースの園地として再整備が行われ、現在名勝奈良公園の景観を構成するシカの遊ぶ様などを観賞する場として機能している。<sup>2</sup>

#### 3) 猿沢池園地

明治21年（1888）に開庁した奈良県では、その庁舎四周の公園地の整備を急務とし、猿沢池園地では、明治24年（1891）に、池畔に枝垂柳、堤には霧島躄躅が植栽され、池水の浚渫

<sup>1</sup> 『奈良公園史』100頁上段6-101頁下段10、同109頁下段3-24、同371頁下段12-372頁上段5、興福寺資料および奈良県資料

<sup>2</sup> 『奈良公園史』220頁下段7-221頁上段16、同476頁下段1-477頁上段11、（財）なら・シルクロード博協会『なら・シルクロード博公式記録』1989、奈良県資料および大和郡山市資料

が行われた。

猿沢池園地と興福寺境内をつなぐ五十二段の整備が明治31年(1898)頃に実施されており、昭和26年(1951)には猿沢池観光案内所が設置されている。猿沢池園地は明治・大正期の絵葉書に用いられ、また入江泰吉を筆頭とする写真家に親しまれる被写体として、その風致景観を今にとどめている。<sup>1</sup>

#### 4) 県庁周辺

登大路の北側では、明治13年(1880)、寧楽書院の後身となる堺県師範学校分局奈良学校が興福寺境内より奈良町大字登大路23番地(旧興福寺勸禪院跡:現登大路駐車場付近)に移築される。同学校はその後、旧校地(寧楽書院)に戻る(明治16年(1883))が、奈良県尋常師範学校として、登大路23番地の校舎を再び使用することとなる(明治21年(1888))。奈良青年師範学校との統合により奈良学芸大学と改称した後、昭和33年(1958)から昭和40年(1965)にかけて移転が行われた。

跡地には、明治28年(1895)に建築され老朽化が目立つ県庁舎の改築が行われた。また、県庁舎の新築の後、同地周辺には奈良地方裁判所(昭和40年改築)、合同庁舎(昭和43年(1968)建設)、奈良県文化会館(昭和43年建設)、奈良県美術館(昭和48年(1973)建設)等の公共施設が相次いで改築・建設された。

昭和42年(1967)、恒久的な奈良公園の交通対策樹立を急いでいた県は、奈良学芸大学の移転に伴い、土地を国から譲り受け、同時に隣接する民有地も含めて登大路駐車場を整備した。また、昭和44年(1969)近鉄奈良駅の地下移設に伴い、油阪から奈良バイパスまでをつなぐ大宮通りの拡幅が行われた。<sup>2</sup>

現在、大宮通りおよび文化会館に隣接する園地は、奈良公園のエントランスとして風致景観を形成しているとともに、来訪者の休憩の場として機能している。

#### 5) 氷室神社周辺

依水園は、古くは興福寺摩尼珠院の別業があった処とされ、延宝年間(1670年代)の奈良晒業者、清須美道清により亭(三秀亭)および池庭(前園)が整えられた。明治32年(1899)、奈良の富商関藤次郎により、三秀亭の東部の地つづきに庭園(後園)が築造され、これらを一体として依水園が整えられた。

吉城園は、依水園同様に摩尼珠院跡とされ、明治期に民間の所有となり大正8年(1919)に現在の建物と庭園が築造された。その後奈良県の所有となり、平成元年より一般公開されている。

昭和38年(1963)、井上邸(旧世尊院跡)の観光ホテル新築構想が持ち上がり、公園の風致破壊を防止する目的で県が買取ることとなった。同地は現在国際奈良学セミナーハウスとして活用がなされている。<sup>3</sup>

現在、国道369号に接するみどり池園地や吉城園は、奈良公園のエントランスとして風致景観

<sup>1</sup> 『奈良公園史』134頁下段12-136頁上段11、同『奈良公園史年表』および北村信昭『奈良いまは昔』奈良新聞社、1983

<sup>2</sup> 『奈良公園史』442頁上段2-10、同464頁上段13-466頁下段21、同477頁上段23-下段5、同501頁下段6-502頁上段15、同『奈良公園史年表』および奈良教育大学資料

<sup>3</sup> 『奈良市史 建築編』514-516頁、同521-524頁、『奈良公園史』442頁上段2-10、奈良県資料および依水園資料

を形成しているとともに、依水園は若草山、春日山等を借景とした庭園として著名な鑑賞の場となっている。

## 6) 東大寺境内

手向山八幡宮の公園地編入に伴い、奈良県は明治23年（1890）から同27年（1894）にかけて、瀑布（紅楓瀑布）の構築や楓の植樹等の境内地修造を行った。

昭和15年（1940）に東大寺境内の公園地解除および払下げが行われ、大仏殿の修理が大正5年（1916）および昭和55年（1980）の二度にわたり行われている。

昭和33年（1958）、県は警察当局の要望を受け、依水園東側の空地を寧楽美術館より借受け（後に買収）、大仏前駐車場を整備、開設運営している。<sup>1</sup>

公園地である東大寺参道は、南大門を視対象とする美しい軸線を観賞する場として、また多くの公園利用者で賑わう場となっている。

## 7) 浅茅ヶ原周辺

明治21年（1888）以降の公園地整備において、浅茅ヶ原では春日参道の大鳥居の南手から東に浅茅ヶ原内を通り狸橋に至る園路（「勅使道」）の拡幅を行っているほか、明治35年（1902）には八角亭（現在の八方亭）が建設されている。

明治28年（1895）に、もと春日社西談義屋の経蔵（板倉）である円窓亭が浅茅ヶ原の片岡に移設される。片岡は、公園開設以降梅の植栽が進められたと推測<sup>2</sup>され、明治38年（1905）に梅の木200本が植えられたのをはじめ、昭和40年（1965）には片岡梅林の復活に取り組み、残存している老梅に加え新に200本の梅の植栽が行われた。<sup>3</sup>

浅茅ヶ原は現在、円窓亭、片岡梅林などと共に四季の景観を享受できる場となっている。

## 8) 荒池・鷺池周辺

荒池は明治21年（1888）に三条町、杉ヶ町、大森町の三町の手で灌漑用水として築造された。同池を二分する中央の堤は、明治40年（1907）奈良市により整備され、また平成7年（1995）には堤防・護岸の補強工事および周辺景觀整備が県により実施された。

鷺池は浅茅ヶ原の水景整備の一環として明治37年（1904）に県の開鑿計画が立てられ、同41年（1908）に築造された。鷺池に浮見堂が建設されたのは大正5年（1916）のことである。

荒池の周辺では、明治42年（1909）荒池に南に位置する飛鳥山に奈良ホテルが大日本ホテル株式会社により建設、開業されたほか、高畠町に高畠駐車場が昭和27年（1952）に整備された。また荒池園地は、奈良公園整備計画案（昭和38年（1963））に基づき昭和42年（1967）に整備が行われた。<sup>4</sup>

荒池・鷺池は、背後の瑜伽山や浅茅ヶ原の樹林地、園地の芝地と一体となった美しい水辺景観を享受できる場となっている。

<sup>1</sup> 『奈良公園史』189頁上段13-190頁下段8、同371頁下段12-372頁上段5、同474頁上段15-475頁上段1および同「奈良公園史年表」

<sup>2</sup> 『奈良公園沿革誌』によると明治26年（1893）に興福寺・東大寺・浅茅ヶ原へ梅桜楓数百本を植栽との記述がある。（出典：『奈良公園史』, p225下段13-14）

<sup>3</sup> 『奈良公園史』137頁下段8-9、同185頁、同228頁上段2、同265頁下段17-266頁下段13および奈良県資料

<sup>4</sup> 『奈良公園史』244頁下段1-247頁上段22、同264頁下段7-265頁下段16、同417頁上段3-下段14、同468頁下段4-469頁下段23および荒池由来の碑

### 9) 春日野園地・浮雲園地周辺

東大寺周辺整備のため、公会堂に隣接する運動場建設が懸案となり、明治43年（1910）、奈良公園内に春日野運動場が開設される。公会堂と運動場の開設で、この地域は県施設の一大中心となり、監視の便宜も考慮されて公園職員の詰所や宿舎が森木立の間に建設された。また、大正14年（1925）には運動場東部を拡張して庭球場が整備された。昭和3年（1928）、御大典記念事業として水泳場建設設計画が進捗し、春日野運動場に隣接する三社池近くに春日野水泳場および児童遊戯場が建設された（昭和4年（1929））。

春日野運動場および水泳場、児童遊戯場、庭球場はその後、なら・シルクロード博（昭和63年（1988））の春日野会場整備の際に撤去され、博覧会後は「多目的に利用し得るオープنسペースを軸とした園地として整備を図ることが望ましい」として、春日野園地（春日野運動場跡）および浮雲園地・三社池（春日野水泳場および児童遊戯場跡）、奈良公園館（春日野庭球場跡）として再整備され現在に至る。

奈良公園事務所は、昭和53年（1978）6月の山林火災を契機に公園内の防災対策の一環として管理体制の強化充実を図るため、従前の看守詰所を改造して昭和54年（1979）設置された。同事務所は奈良公園館の建設（平成2年（1990））にともない、同館内に併設された。<sup>1</sup>

現在では、若草山をはじめとした公園の山々を観賞する奈良公園を代表する園地として、新しい行催事である「なら燈花会」が開催されるなど、名勝奈良公園を活用する新しい場となってい る。

### 10) 若草山山麓・茶山園地周辺

昭和12年（1937）、若草山麓の道路の混雑緩和をねらい、水谷川橋から手向山八幡宮にいたる自動車専用道路の開設が計画された。整備にあたっては当地の史跡の破壊に対する懸念より反対運動も展開されたが、昭和14年（1939）若草山麓自動車道路が開設された。

明治21年（1888）、第六十八国立銀行・第三十四国立銀行の両奈良支店が集会所として奈良俱楽部を春日神社境内地の水谷橋近くの旧四恩院跡に建設した。明治33年（1900）、県は奈良俱楽部を買得し、周辺民有地の買収、新館の建築等の拡充の後「奈良俱楽部および公会堂」として明治36年（1903）に開設された。

公会堂はその後、昭和62年（1987）に奈良県新公会堂として改築が行われ、翌年のなら・シルクロード博の春日野会場として周辺一帯の整備が行われた。<sup>2</sup>

### 11) 若草山

大正から昭和期にかけての奈良公園整備の充実とともに、若草山に登頂、これを展望台として「ふるさと奈良」の風光を賞せしめるという観光開発が計画され、ケーブルカーの運行やエスカレーターの設置等の検討がなされたが、風致破壊や自然保護への影響、また資金調達等の理由により実現には至らなかった。

県の観光課の新設に伴い、観光振興の一貫として昭和24年（1949）には若草山ローン・スキ

<sup>1</sup> 『奈良公園史』258頁上段22-259頁下段1、同333頁上段8-334頁上段11、同511頁下段2-513頁上段2、同『なら・シルクロード博公式記録』および奈良県資料

<sup>2</sup> 『奈良市史 通史4』481-483頁、『奈良公園史』155頁上段12-21、同218頁下段1-15および『なら・シルクロード博公式記録』

一場が、翌25年（1950）には若草山テント村が設置された。

観光客の増加に伴う芝地の損傷に対応すべく、昭和43年（1968）には若草山保勝会により一重目中央部にサクをめぐらして植生回復が図られたのに続き、翌44年（1969）秋は観光客の入山を禁止し、一重目北側と南側の芝の補植ならびに生垣のサクの補修が行われた。<sup>1</sup>

若草山のなだらかな山並みと山腹の芝地が、奈良市街東方を望むランドマークとなるとともに、眼下に奈良市街を一望することができる山頂周辺は、奈良を代表する眺望点となっている。

## 12) 山林部

奈良公園の拡大に伴う官林、惣持院山等の公園地への山林部編入（明治21年（1888））に際して、同年8月の台風被害を機に枯損木の処置や治山の山林部の整備が進められた。

山林伐採による公園の改良は明治33年（1958）より10ヶ年計画で実施され、明治43年度（1968）までに宅地・田畠・山林など25,865坪の民有地の買収、芳山林道の開削（明治33年（1958））、951,875本におよぶ杉檜苗の植栽が行われた。

大正12年（1923）、公園林経営は枯損木に頼るというのではなく、伐採と植林とを積極化するのが急務だと構想のもと、奈良公園改良のための施業計画案が立案され、大正13年（1924）2月に「公園林経営」と題して内務大臣に上申、許可される。同施業地として、春日山裏山の中腹を整理更新区として伐採整理を行い、その売却益を公園整備費に充てることとし、また芳山・花山の造林地については造林区として整備を行うとした。

昭和36年（1961）の第二室戸台風による被害（春日山付近一帯で約98,000本の被害）に対する復旧・植栽は、風倒木や折損木の整理に約二年間を要した後、県単独事業として春日山、花山、芳山を合わせて杉・檜約30万本が植樹された。<sup>2</sup>

山林部における施設等整備として、明治35年に月日集会所（現在の月日亭）が建設されている。春日奥山周遊道路は明治33年（1900）にすでに遊歩道として完成していたが、大正13年（1924）ごろから県公園課を中心に自動車道として拡幅改修する計画が立てられ、昭和3年（1928）10月末に第一期工事が竣工、12月に運行が開始された。

若草山山頂から三笠温泉郷を経て正倉院に至る新若草山自動車道は、当時の肥鉄土搬出路を観光有料道路に転化するため、昭和28年（1953）に本格的な道路工事が進められた。当初無届けのまま進められた工事は、文化財保護委員会による条件付きの現状変更許可を受け、昭和30年（1955）3月完成、既設の春日奥山周遊道路と若草山山頂で結ばれることになった。

続く昭和35年（1960）3月、新若草山自動車道株式会社により高円山自動車道が建設され、奈良市鹿野園町から高円山を経て春日奥山周遊道路と新若草山自動車道を通じて正倉院裏に至る全長13kmの「万葉ドライブコース」が誕生した。<sup>3</sup>

このように、山林部は、平坦部からその姿を観賞する対象であるだけでなく、周遊道路などからの近景としても、多様な森林景観を観賞する対象ともなっている。

<sup>1</sup> 『奈良公園史』336頁下段6-337頁上段16、同415頁下段16-20および同505頁下段13-21

<sup>2</sup> 『奈良公園史』136頁上段25-137頁上段17、同214頁上段1-7、同311-319頁および同472頁上段19-27

<sup>3</sup> 『奈良公園史』137頁下段8-9、同323頁下段26-324頁上段12、同419頁下段7-20および同420頁上段8-20

表 16 名勝奈良公園における主な整備・開発の動向

	明治	大正	
	明治 13 年 (1880) 奈良公園開設	明治 22 年 (1889) 公園地の拡張・整備	大正 11 年 (1922) 名勝の指定
興福寺 境内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遙拝所の設置 (旧興福寺南大門跡) (明治 6、明治 21 撤廃)</li> <li>・奈良出張所の設置 (旧興福寺金堂) (明治 10、明治 16 返還)</li> <li>・寧楽書院の開設 (旧興福寺食堂) (明治 8、明治 13 移転)</li> <li>・興福寺再興が認可 (明治 14)</li> <li>・奈良師範学校の移転 (旧寧楽書院 建物および旧興福寺東室) (明治 16、明治 21 移転)</li> </ul>		
登大路 園地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県立戦捷紀念図書館 (奈 良県立図書館) の開設 (明治 41)</li> </ul>	
猿沢池 園地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・猿沢池畔の植栽 (明治 24)</li> <li>・五十二段の整備 (明治 31 頃)</li> </ul>	
県庁周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良郡役所庁舎の建設 (旧興 福寺普門跡) (明治 16)</li> <li>・堺県師範学校分局奈良学校 (旧寧楽書院) の移転 (旧興 福寺勧禪院跡) (明治 13、明 治 16 移転)</li> <li>・奈良県尋常師範学校 (旧奈良 師範学校) の移転 (旧興福寺 勧禪院跡) (明治 21)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県庁舎の建設 (県書記官 官舎跡) (明治 28)</li> </ul>	
氷室神社 周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・依水園 (後園) の築造 (明治 32)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉城園の築造 (大正 8)</li> </ul>
東大寺 境内		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手向山八幡宮境内の修造 (明治 23~27)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大仏殿大修理落慶供養 (大正 5)</li> </ul>
浅茅ヶ原 周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅茅ヶ原園路の拡幅 (明治 21~)</li> <li>・円窓亭の移設 (明治 28)</li> <li>・八角亭の建設 (明治 35)</li> <li>・梅の植栽 (片岡) (明治 38)</li> </ul>	

昭和		平成
昭和 35 年（1960） 都市公園奈良公園の設置	昭和 63 年（1988） なら・シルクロード博	平成元（1989）～ 現在
・興福寺境内地の公園区域からの解除（昭和 15） ・宝物収蔵庫（国宝館）の建設（旧興福寺食堂跡）（昭和 34）	・登大路会場の整備（昭和 63）	・中金堂の再建（平成 10～）
・一の鳥居前駐車場の整備（昭和 37） ・奈良県立図書館の移築、撤去（現大和郡山市民会館）（昭和 43）	・登大路会場の整備（昭和 63） ・一の鳥居前駐車場の廃止	・芝生園地の整備 (一の鳥居前駐車場跡地)
・猿沢池観光案内所の設置（昭和 26）		
・奈良学芸大学（旧奈良県尋常師範学校）の移転及び県新庁舎の建設（昭和 33～40） ・奈良地方裁判所の改築（昭和 40） ・登大路駐車場の整備（昭和 42） ・合同庁舎の建設（昭和 43） ・奈良県文化会館の建設（昭和 43） ・大宮通りの拡幅（昭和 44） ・奈良県立美術館の建設（昭和 48）		
・井上邸の買収（旧世尊院跡）（昭和 32）	・国際奈良学セミナーハウスの整備（旧井上邸跡）（昭和 63）	
・東大寺境内地の公園区域からの解除（昭和 15） ・大仏前駐車場の整備（昭和 33） ・大仏殿昭和大修理落慶供養（昭和 55）		
・梅の植栽（片岡）（昭和 40）		

	明治		大正
	明治 13 年 (1880) 奈良公園開設	明治 22 年 (1889) 公園地の拡張・整備	大正 11 年 (1922) 名勝の指定
荒池・鷺池 周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒池の築造 (明治 21)</li> <li>・鷺池の築造 (明治 41)</li> <li>・奈良ホテルの開業 (明治 42)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浮見堂の建設 (大正 5)</li> </ul>
春日野 園地・ 浮雲園地 周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日野運動場の建設 (明治 43)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日野庭球場の開設 (大正 14)</li> </ul>
若草山山 麓・茶山 園地 周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良俱楽部の建設 (旧四恩院跡) (明治 21)</li> <li>・奈良県公会堂の開設 (旧奈良俱楽部跡) (明治 36)</li> </ul>	
若草山			
山林部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・官林の公園地編入 (明治 21)</li> <li>・惣持院山の公園地編入 (明治 21)</li> <li>・台風被害による枯損木処置、 治山 (明治 21~)</li> <li>・山林部の改良整備 (明治 33~34)</li> <li>・春日奥山周遊道路の開設 (明治 33)</li> <li>・芳山林道の開設 (明治 34)</li> <li>・月日集会所の建設 (明治 35)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良公園林経営の許可 (大正 13)</li> </ul>

出典 :

奈良公園史編集委員会編『奈良公園史』, 奈良県, 1982

奈良市史編集審議会編『奈良市史 建築編』, 奈良市, 1976

北村信昭『奈良いまは昔』, 奈良新聞社, 1983

財団法人なら・シルクロード博協会『なら・シルクロード博公式記録』1989

春日顧彰会編『史跡春日大社境内地実態調査報告及び修景整備基本構想策定報告書』1990

奈良県資料

興福寺資料

宮内庁資料

奈良教育大学資料

依水園資料

昭和		平成
昭和 35 年（1960） 都市公園奈良公園の設置	昭和 63 年（1988） なら・シルクロード博	平成元（1989）～ 現在
・高畠駐車場の整備（昭和 27） ・荒池園地の整備（昭和 42）		
・春日野水泳場および児童遊戯場の開設（昭和 4） ・奈良公園管理事務所の設置（昭和 53）	・春日野会場の整備（昭和 63） ・春日野運動場、春日野水泳場及び春日野庭球場等の廃止	・春日野園地、浮雲園地及び三社池の整備（春日野運動場、春日野水泳場跡地） ・奈良公園館の建設（春日野庭球場跡地）（平成 2）
・若草山麓自動車道路の開設（昭和 14）	・春日野会場の整備（昭和 63） ・奈良県新公会堂の建設（昭和 62）	
・若草山ローン・スキー場の設置（昭和 24） ・若草山テント村（昭和 25）	・植生回復、芝地整備等（昭和 43～44）	
・春日山周遊道路の拡幅（昭和 3） ・新若草山自動車道路の開設（昭和 30） ・高円山自動車道路の開設（昭和 30） ・台風被害の復旧・植栽（昭和 36～）		

## (参考図)

「奈良公園図面」（1878）（『奈良公園史』101 頁）

「奈良町實測複製全圖」（1890）（奈良県資料）

「奈良公園平坦部平面圖」（1930）（奈良県資料）

「奈良公園図」（1982）（『奈良公園史』附図）

## (2) 公園平坦部の構成要素となる樹木

奈良公園平坦部における樹木景観として、名勝奈良公園の景観構成要素となる松、桜、楓、杉の4種類の樹木について、植栽等の経緯並びに現状の分布状況等により景観構成要素としての特性の整理を行った。

景観構成要素	評価
松	・名勝指定区域において最も植栽本数の多い樹種であり、境内地および園地を中心に松の並木や疎林が点在し、仏閣に調和した豊かな風致景観を形成している。
桜	・歌題に詠まれるなど、古来鑑賞されてきた樹種であり、県花であるナラノヤエザクラをはじめ、多様な品種が公園内に植栽されている。
楓	・その紅葉の美しさから歌題として好まれ、古来鑑賞されてきた樹種であり、鹿の逍遙するさまとともに秋の奈良公園を彩る風物として親しまれている。
杉	・東大寺境内をはじめとして杉林、並木が区域各所に点在し、巨木が特色ある風致景観を形成している。

### 1) 松

#### ① 奈良公園における松の歴史

松は、長寿を表す縁起のよい木として好まれ、古来日本人の精神文化や日常生活に深く関わってきた。

奈良公園においても、室町期から花山や芳山でのアカマツの植林が確認されており、公園開設以降はクロマツの植栽が進んだ。数多くの仏閣を抱合する奈良公園では、参道を中心にして松を植栽しており、並木の美しさ、孤立木としての優美な姿も、仏閣に調和した豊かな風致景観を形成している。昭和40年代からの松くい虫被害により、本数が減少したが、今後は松くい虫に強い抵抗性品種を植林、管理していくこととしている<sup>1</sup>。

古来公園周辺の森林は植物の遷移と極相から想定すれば、カシ・シイなどの耐陰性の強い高木性樹種で覆われていたものと推測する。しかし当地は早くから社寺を中心とした文化が発展したため、森林とのかかわりも一層深く、したがって森林の伐採も早くから行われていた。

承和8年(841年)には春日山での伐採の禁制が行われたため、春日山以外の花山・芳山への木材の依存が急激に増加する。以後の森林は伐採の繰り返しによる土壤の瘦悪化と共に松林に移行することになる。

奈良公園の松は、歴史的に詳細に記載された記録は少ないが、東大寺や興福寺の創建等に深く関係し、花山や芳山等の松林の活用は盛んに行われたと記録されている。

奈良公園樹木の歴史で記載しているように、奈良公園での松の植林は15世紀の室町時代にさかのぼり、猿沢池畔を中心に大乘院山、天満山等に松林の植林が行われたとあり松苗が鹿野園領より徴収されている。この頃の松苗は天然の赤松の稚苗であったと推測される。

明治13年の奈良公園の開設当時は、公園各園地では、かなりの赤松林が点在したと考えられ山林部の芳山では赤松の二次三次の疎林が成立していたものと推測される。

公園開設以降の公園計画により、黒松の植林が盛んに実施されており現在奈良公園で残存する100年前後の老松は当時のものである。なお松くい虫の影響を受けその本数は激減し、現在維持管理中の松はこの跡後継樹として植栽されたものが多い。

出典：奈良県資料「公園の樹木・松」

<sup>1</sup> 奈良県資料「公園の樹木・松」

## ② 奈良公園における主な分布域

奈良公園では、アカマツよりもクロマツの方が多く見られる。アカマツは、春日野の奈良公園館の東側、北側に見られる。クロマツは、国立博物館の敷地内に、様々な樹齢の疎林が見られるほか、大仏前の交差点から南大門への道筋（表参道）には、クロマツの大木の並木が見られる。そのほか、大仏殿北側（講堂跡や僧坊跡の一帯）や西側（戒壇院までの間）、東側（大湯屋までのあいだ）および大仏池の西側にもクロマツが見られる。

興福寺東金堂前の「花の松」と、春日大社一の鳥居近くの「影向の松」は、いわれのあるクロマツとして親しまれた。「花の松」は、初代のものは弘法大師が興福寺に御手向花として植えたとされ、元禄期に後継木が植栽されたと伝えられる。影向の松の下では、例年12月17日の春日若宮おん祭りの行列が、「松の下の式」を行っており、かつて奉行が座を占めていたことから「奉行の松」とも呼ばれていた。<sup>1</sup>

「花の松」は、昭和9年（1934）の室戸台風以来勢いが衰え、昭和12年（1937）に枯死のため伐採された。跡地には現在「花の松」の碑が建立（昭和15年（1940））されている。「影向の松」は、平成7年（1995）に枯死のため伐採され、現在後継木が植樹されている。

表 17 園地毎の植栽本数（松）

園地名	本数	園地名	本数
県庁前園地	211	高畠駐車場	5
猿沢池園地	30	東塔跡園地	74
みどり池園地	56	春日野園地	49
登大路駐車場	7	茶山園地	88
公園中央通り	69	公会堂周辺	84
浅茅ヶ原園地	135	若草山山麓	12
荒池園地	22	公会堂庭園	70
三社池園地	34	焼門周辺	27
浮雲園地	73		
<b>総計</b>	<b>1,046</b>		

出典：奈良県資料「公園樹木台帳・松」（2000）



松の並木（東大寺参道）



興福寺「花の松」（絵はがき）

出典：文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業「東アジアのなかの日本文化に関する総合的な研究」により東北芸術工科大学東北文化研究センター所蔵

<sup>1</sup>『奈良公園史』<自然編>34頁

## 2) 桜

### ① 奈良公園における桜の歴史

桜は、歌題に詠まれるなど、古来鑑賞されてきた樹種であり、室町以降には交配も行われてきた。奈良公園でも、昭和40年に奈良八重桜が奈良県花に指定されたのを契機に、各園地で積極的に植樹された。

桜の寿命は他の樹種に比べると短いものの、東塔跡地及び若草山山頂駐車場から山頂に至るヤマザクラには、かなりの老桜があり、公園開設以降に植えられ、現在現存する桜である可能性が高いとされている。

古来奈良公園周辺では自然育成した山桜が点在したものと推測され、万葉集（7世紀頃）より桜を題材とした歌は多い。「いにしへの奈良の都の八重桜 けふこのへに匂ひぬるかな」の伊勢大輔によって詠まれた有名な歌は、調華和歌集（仁平元年（1151）前後）の誕生があるが、この奈良八重桜は桜の分類からヤマザクラ節カスミザクラの種類であるといわれている。

また、建長3年（1251年）には興福寺衆徒により春日山道南方に桜を植えた記録があり、天文19年（1550年）では鎌研山は桜の名所であったといわれており、一乗院門跡が亭屋を設けたとある。現在の若草山3重目北側の千本ざくらの位置に近いが、同一場所がどうかは不明である。

桜はこのように古来鑑賞され多くの歌題にもなって親しまれてきたが、室町時代以前では野生のものを移したり又自然に生育したものを鑑賞するにすぎなかつたようである。多くの種類を集め交配して作り出しそれを鑑賞するようになったのは室町以降である。

嘉永3年（1850年）には、東大寺、興福寺境内に桜を植えたとあり、現在の五十二段降り口の右側には「植桜楓之碑」が建立されている。

明治に入り奈良公園開設（明治13年）と共に、桜の植樹が進められ、また公園計画に沿って公園各園地には桜の植樹が一層進められているが、どのような種類の桜が植えられたかは詳細な記録はない。

昭和40年には奈良の八重桜が県花に指定されると共に、奈良の八重桜の復活をめざし、公園各園地に多くの八重桜を植栽した。

桜は、環境条件や病虫害に比較的弱く寿命は他の樹種に比べ短命であり、100年を越すものは稀であるが、東塔跡地及び若草山山頂駐車場から山頂に至るヤマザクラには、かなりの老桜があり、公園開設以降に植えられ現在現存する桜である可能性が高い。

出典：奈良県資料「公園の樹木・さくら」

### ② 奈良公園における主な分布域

桜は、奈良公園の各園地にみられるが、特に荒池、浅茅ヶ原、東塔跡、若草山麓の各園地では群状に植栽されている。

奈良公園では、2種類の八重桜（ナラノヤエザクラ、ナラノココノエザクラ）が特徴的であり、両種とも奈良公園では多く見られる。若草山の麓には、芭蕉の作とされる「奈良七重七堂伽藍八重ざくら」の句碑が立っており、その付近一帯にソメイヨシノとともに上記2種類の八重桜が植えられている。<sup>1</sup>

桜は単木で立つ老桜も魅力を感じるものであるが、一般的には公園や堤、その他の広場に集団的に植えられるものである。このことから、奈良公園でも各園地に桜を植えている。特に荒池、浅茅ヶ原、東塔跡、若草山麓の各遠地では集団的に植栽され、春季観光場所として推奨している。

奈良公園の桜は、花見期間を長く保つため、開花時期のずれる山桜、染井吉野、九重桜と奈良公園の八重桜を中心として植栽し、交雑種は比較的少ない。

奈良公園にこうして桜が導入されているのは、歴史的な経緯と広い園地に適合し、また四季折々に花の観賞が出来る公園として、この桜は春季の代表的な主木として位置づけし管理育成を図っているものである。

出典：奈良県資料「公園の樹木・さくら」

<sup>1</sup> 北川尚史／伊藤ふくお『奈良公園の植物』、トンボ出版、2004、118頁

表 18 園地毎の植栽本数（桜）

園地名	本数	園地名	本数
県庁前園地	71	春日野園地	152
猿沢池園地	3	公会堂周辺	46
焼門公園道	49	東塔跡園地	215
みどり池園地	63	茶山園地	320
浅茅ヶ原園地	326	若草山園地	100
荒池園地	65	若草山麓地	149
鷺池園地	12	水谷橋周辺	6
三社池園地	9	公会堂庭園	103
浮雲園地	6		
<b>総計</b>			<b>1,695</b>

出典：奈良県資料「公園樹木台帳・さくら」(2000)

**ソメイヨシノ**

奈良公園では、特に興福寺の境内、鷺池の畔、東大寺大仏殿の裏側、東大寺の鐘楼から二月堂にかけての地域、春日野の北側、若草山の麓と登山道沿いなどに多い。大木は若草山の山頂部に多く、最大木は胸高直径 80cm ほどに達する。<sup>1</sup>

**ナラノヤエザクラ**

奈良公園一帯にみられ、特に若草山山麓、新公会堂東側から若草山への道路沿いなどに多い。また天然記念物に指定される「知足院ナラノヤエザクラ」からの若木が、奈良県師範学校校庭の一角（旧興福寺東円堂跡、現登大路駐車場）に移植された（大正 12 年（1923））。<sup>1</sup>

**ナラノココノエザクラ**

ナラノココノエザクラは奈良県新公会堂の庭園内の丘の上、春日野の東に位置する殉職警察官招魂碑の前方一帯、若草山山麓に多く見られるほか、県庁前の芝生周辺地、鷺池の西側等に植えられている。<sup>1</sup>



桜（東大寺境内）



ナラノヤエザクラ（若草山麓）

出典：北川尚史／伊藤ふくお『奈良公園の植物』、  
トンボ出版、2004

<sup>1</sup> 『奈良公園の植物』、122-131 頁

### 3) 楓

#### ① 奈良公園における楓の歴史

楓は、その紅葉の美しさから歌題として好まれ、古来鑑賞されてきた。奈良公園においても、江戸時代後期からの植栽が記録されており、手向山<sup>1</sup>や瑜伽山<sup>2</sup>は紅葉の名所として人々に親しまれた。公園内に現存する楓は、明治13年の公園開設以降に植栽されたものであり、100年以上の古木は少ない。

奈良公園周辺では、楓の類は古来多く自生し、紅葉を題材として詠まれた短歌が多くのこっている。

万葉集（7世紀前後）には「雨隠り心いぶせみ出で見れば春日の山は色づきにけり」の大伴家持、また古今集には「奥山に紅葉ふみわけ鳴く鹿の…」猿丸太夫の有名な歌など秋の紅葉を鑑賞したものがある。

奈良公園の楓の植栽記録では、嘉永3年（1850年）に東大寺や興福寺の境内に楓の植林が行われ、「植桜楓之碑」が建立されている。

奈良公園山林部では、月日亭から鎌研交番に至る道路添い、また南部交番から芳山交番に至る道路添いにイロハモミジが多く植えられているが、明治33年の公園周遊林道の開設後、この道路周辺に多くの楓が植林されたと推測されるが詳細な記録はない。

昭和49年に奈良県教育委員会により特別天然記念物春日山原始林の学術調査が実施されその報告書における植物目録では、春日山とその周辺でのカエデ7種類を確認している。

出典：奈良県資料「公園の樹木・かえで／もみじ」

#### ② 奈良公園における主な分布域

奈良公園での楓は、平坦部では新公会堂庭園から依水園にいたる吉城川の両岸と手向山八幡宮から東大寺本坊に至る白蛇川の両岸に、並木上に植栽されているほか、大仏池や鏡池のほとりに植栽されている。

表 19 園地毎の植栽本数（楓）

園地名	本数	園地名	本数
猿沢池園地	8	三社池	26
県庁前園地	20	浮雲園地	2
公園中央通り	5	高畠駐車場	10
みどり池園地	10	公会堂前庭	45
浅茅ヶ原園地	58	茶山中道	46
鷺池園地	26	手向神社	12
荒池園地	6	公会堂南歩道	17
大仏前駐車場	5	若草山山麓	50
正倉院周囲路	8	若草山山内	32
白蛇川沿い	125	水谷川	65
吉城川沿い	174	公会堂庭園	98
総計			848

出典：奈良県資料「公園樹木台帳・かえで／もみじ」（2000）

<sup>1</sup> 「紅楓瀑布碑」碑文（手向山境内）

<sup>2</sup> 「瑜伽山櫻楓歌碑」説明文（瑜伽神社境内）



楓（吉城川）



楓（水谷川）

#### 4) 杉

杉は成長が比較的早く、その材は用途が広いため、古来重要な木材として重宝されてきた。

奈良公園における杉の分布を見ると、東大寺、春日大社両境内に多く、春日大社参道沿いの並木は顕著である。春日大社の裏参道付近一帯の林の中に杉の巨木がみられるほか、紀伊神社から金籠神社への道の途中や、ささやきの小道の北端から東へ少し進んだ左手の林にも見られる。

春日大社本社の社殿前庭には、樹齢 800 年とされる幹周 8.8～7.12m、樹高 22m の巨木「本社大杉」が立っている。また、東大寺三月堂の南東にも杉の巨木が見られるほか、浅茅ヶ原にも胸高直径 1 m を超える巨木が多く見られる。

東大寺二月堂には、古来の名所として「良弁杉」と呼ばれる巨木があったが、第2室戸台風（昭和 36 年（1961））により倒れ、昭和 41 年（1966）に枯死のため伐採された。現在の良弁杉の後継木は、昭和 63 年（1988）に奉納・植樹されたものである。<sup>1</sup>



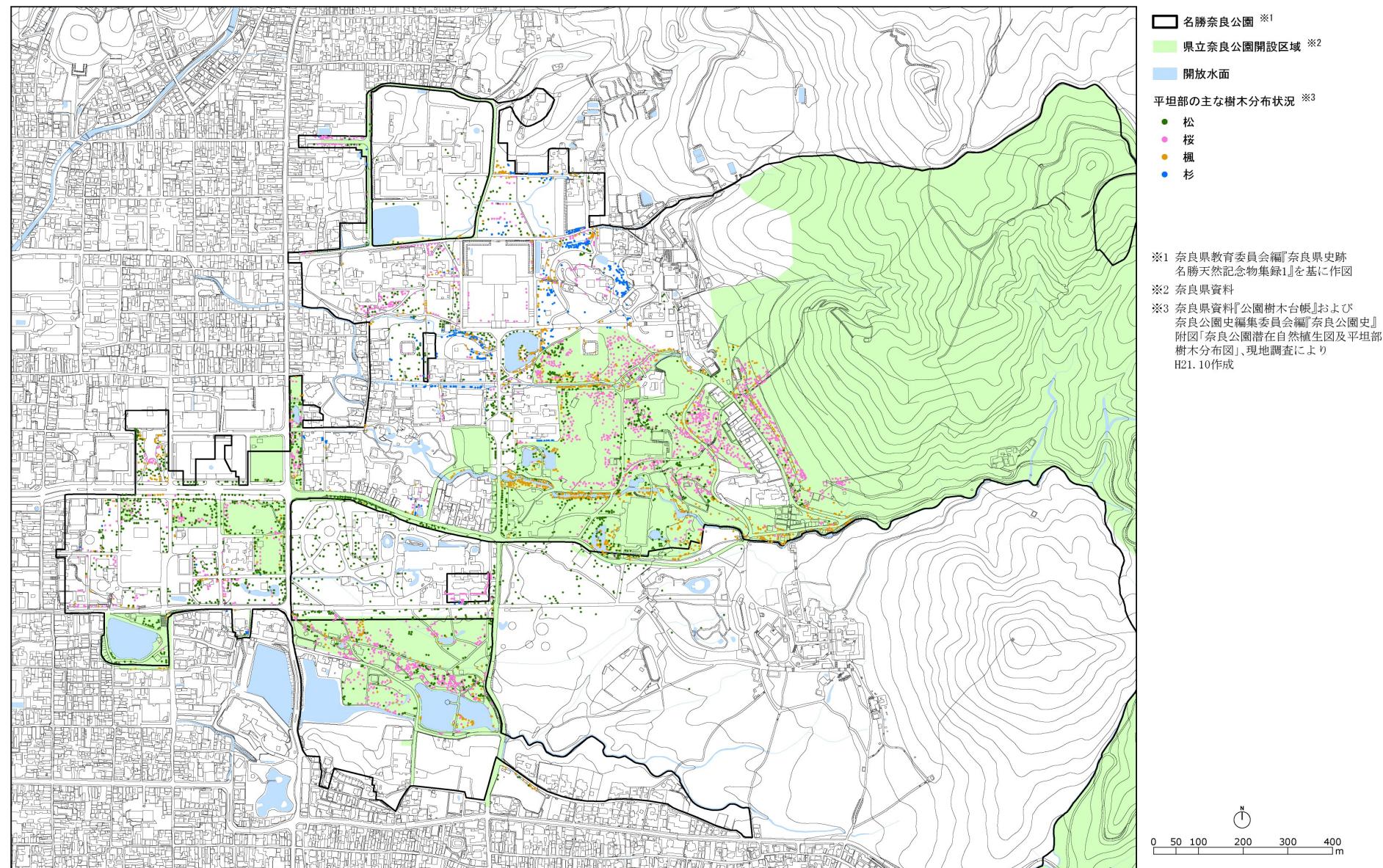
杉林（浅茅ヶ原）



杉林（東大寺講堂跡）

<sup>1</sup> 『奈良公園の植物』, 181 頁

図 19 奈良公園平坦部の樹木分布状況



## 2－4. 景観的特質

自然的特質、歴史的・文化的特質、公園的特質が融合することで、奈良公園独特の景観が形成されている。名勝奈良公園の風致景観は、万葉集に詠われ、近世の名所案内記の題材として、また近代の文人達の著述の対象として、様々な時代・人々においてその記録・表現対象として捉えられてきた。

### (1) 近世以前における奈良公園の景観的評価と景観構成要素

万葉集の時代、大宮人の『抒情のたね』となったのは「野」「山」「川」の地形、水系を基盤とした天候や植物など四季折々の風趣を映す自然的要素であった。

中世には貴族や中間層の僧俗が文人墨客を称して歌枕の名所旧跡を『さぐり歩く』ことが盛んとなり、奈良の新たな風物詩として東大寺や興福寺にゆかりのある風光明媚な秀景の地所が南都八景として形成されてきた。

さらに、近世に入ると奈良見物の案内書が次々と刊行された。案内書には社寺の他、社寺内外の様々な名所旧跡が描かれ、参詣のみならず、見物客の遊山を誘うものとなった。

景観構成要素	評価に関する記述等
・万葉集に詠われる地名、天候、動植物 「野」－春日野（春日の野、春日の小野）、 浅茅原（浅茅ヶ原） 「山」－春日山（春日の山）、御笠山（御笠の山）、 高円山（高円の山） 「川」－率川、宜寸川（吉城川）、能登川、佐保川 「天候」－雲、霞、時雨、露、雨等 「植物」－梅、桜、浅茅、藤、尾花、萩、もみじ等 「動物」－千鳥、かはず、鹿等	大宮人らの絶好の有楽逍遙の地として、天候や植物など四季おりおりの風趣について、抒情のたねとなっている。 犬養考『万葉の旅（上）』、社会思想社、1964
・南都八景に示される対象物 「地形」－春日野、三笠山、雲井阪 「水系」－佐保川、猿沢池 「建築物・工作物」－轟橋、東大寺の鐘、南円堂 「天候」－雪、月、雨 「植物」－藤 「動物」－鹿、螢 「その他」－行人（旅人）	南都八景：「春日野の鹿」、「三笠山の雪」、「猿沢池の月」、「佐保川の螢」、「轟橋行人」、「雲井阪の雨」、「東大寺の鐘」、「南円堂の藤」 南都八景は、寛正6年（1465）將軍義政の春日社参に随行した禪僧季瓊真蘂（きけいしんづい）の日記（『蔭涼軒目録』）に記載されるのが初見であり、我が国でも最も初期に選定された八景である 『奈良公園史』
・名所案内記に記載される主な名所 「若草山」「吉城川」「猿沢池」およびその周辺（「采女宮」「衣掛柳」） 春日野周辺（「飛火野」「野守池」「雪消沢」「神垣森」）	「南都名所集（1675）」「奈良名所八重桜（1678）」「南都名所記（1774）」「奈良曝（1687）」「大和名所図会（1791）」 『日本名所風俗図会（9）奈良の巻』 角川書店、1984
・鹿	「春日野 廣し。林多く、鹿多し。」 貝原篤信『和州巡覽記「大和廻」』、元禄5年[1692] 益軒会『益軒全集 卷之七』、国書刊行会、1973
・桜、楓	奈良奉行川路聖謨が首唱して町民有志とともに東大寺境内、興福寺境内を中心に桜や楓の数千株を植樹（嘉永2年[1849]頃） 川路聖謨を讃える会『川路聖謨：幕末のなら奉行』、2007

## 1) 南都八景

南都八景は、寛正6年（1465）將軍義政の春日社参に随行した禪僧季瓊真蘂の日記（『蔭涼軒目録』）に記載されるのが初見であり、「近江八景」に先立つこと約半世紀と、我が国でも最も初期に選定された八景である。

当時の東山文化において、貴族や中間層の僧俗が文人墨客を称して歌枕の名所旧跡をさぐり歩くことが盛んとなり、南都八景は奈良の新たな風物詩として紹介された。<sup>1</sup>

南都八景には東大寺や興福寺にゆかりのある風光明媚な秀景の地所が選ばれ、四季折々の美しい情景を捉えたものとして人々に慕われ、以降の旅の道中案内記や名所図会等にも度々とりあげられることとなる。

南都八景に挙げられるのは以下の風景である。

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 春日野の鹿 | 5. 轟橋行人  |
| 2. 三笠山の雪 | 6. 雲井阪の雨 |
| 3. 猿沢池の月 | 7. 東大寺の鐘 |
| 4. 佐保川の螢 | 8. 南円堂の藤 |

名勝奈良公園指定区域および周辺地域には、これら八景のうち4.佐保川の螢を除く七景が位置している。そのうち、国道369号沿いに位置していたと考えられる5.轟橋および、6.雲井阪については現在消滅しており、碑および遺構が残るのみである。

景観の構成要素としては、1.春日野の鹿、4.佐保川の螢、5.轟橋行人といった動物・人物、また2.三笠山（若草山）の雪、3.猿沢池の月、6.雲井阪の雨、8.南円堂の藤といった季節や気象現象など、いずれも時期が限定される現象が取り上げられている。また、7.東大寺の鐘は、視覚のみならず鐘の音といった聴覚的要素も含めた景観として選定されている。

このように南都八景においては、自然と社寺が一体化し、旅人もまた登場する奈良の名所が表されている。



南都八景図（部分）（古磯明誉筆）

出典：奈良県立美術館編『日本美術と鹿』, 1998

参考：『奈良公園史』

奈良市史編集審議会編『奈良市史 通史3』, 奈良市, 1988  
菅原賢昌『南都八景』, 奈良パークホテル企画室, 1990

<sup>1</sup> 『奈良公園史』60頁下段 20-61頁上段 10

① 春日野の鹿

かすが山 峰のあらしや さむからん  
ふもとの野辺に 鹿ぞなくなる  
清水谷権中納言公勝



飛火野



出典：『絵本通宝志』(享保 15 年(1730)刊)

金沢美術工芸大学所蔵

② 三笠山の雪

三笠山 さしてたのめば しら雪の  
ふかき心を 神やしるらん  
西園寺前右大臣実俊



三笠山（若草山）



出典：『絵本通宝志』(享保 15 年(1730)刊)

金沢美術工芸大学所蔵

### ③ 猿沢池の月

長閑なる 波にこぞほる さるさはの  
池よりとほく 月はすめども  
飛鳥井左近衛權少将雅幸



猿沢池



出典：『絵本通宝志』(享保 15 年(1730)刊)

金沢美術工芸大学所蔵

### ④ 佐保川の萤

飛ぶほたる かけをうつして さほ川の  
浅瀬に深き 心をぞしる  
転法輪三条前内大臣公忠



佐保川



出典：『絵本通宝志』(享保 15 年(1730)刊)

金沢美術工芸大学所蔵

⑤ 轟橋行人

打ちわたる 人めも絶えず ゆく駒の  
ふみこそなら せとどろきのはし  
小倉前中納言実遠



轟橋跡



出典：『絵本通宝志』(享保 15 年(1730)刊)

金沢美術工芸大学所蔵

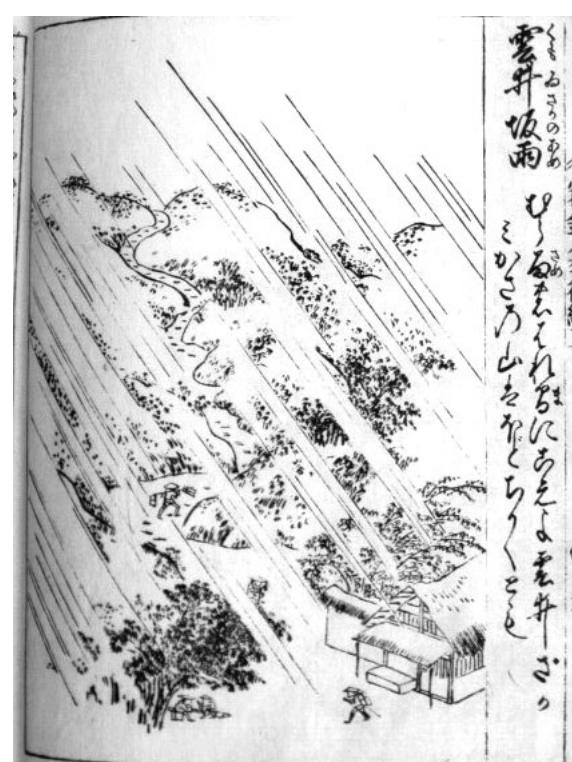
⑥ 雲井阪の雨

むら雨の はれ間に越えよ 雲井ざか  
みかさの山は 程ちかくとも

為重



雲井阪の碑



出典：『絵本通宝志』(享保 15 年(1730)刊)

金沢美術工芸大学所蔵

### ⑦ 東大寺の鐘

おく霜の 花いつくしき 名もたかし  
ふりぬる寺の かねのひびきに  
四辻前大納言入道善成



東大寺鐘堂



出典：『絵本通宝志』(享保 15 年(1730)刊)  
金沢美術工芸大学所蔵

### ⑧ 南円堂の藤

藤なみは 神のことばの 花なれば  
八千代をかけて なほやさかえん  
二条殿太政大臣良基



南円堂の藤



出典：『絵本通宝志』(享保 15 年(1730)刊)  
金沢美術工芸大学所蔵

## 2) 名所案内記に記載される景観要素

近世に入り、南都尾崎三右衛門による「和州南都之図（3巻）」（寛文6年：1666）の販売を皮切りに、「南都名所集（10巻）」（延宝3年：1675）、「奈良名所八重桜（12巻）」（延宝6年：1678）、「和州旧跡幽考（大和名所記）（20巻）」（延宝9年：1701）、「奈良曝（5巻）」（貞享4年：1687）と、奈良見物の案内書が続出する。案内書には社寺の他、社寺内外の様々な名所・旧跡が描かれ、参詣のみならず、見物客の遊山を誘うものとなっている。

社寺等を除く主な名所として、「猿沢池」を中心とした「采女宮」「衣掛柳」、春日野の「飛火野」「野守池」「雪消沢」「神垣森」、南都八景に謳われる「轟橋」「雲井阪」、その他「若草山」「吉城川」が、多くの名所案内記において記載されている。

表 20 名所案内記に記載される主な名所\*

		南都名所集 (1675)	奈良名所八 重桜(1678)	南都名所記 (1774)	奈良曝 (1687)	大和名所図 会(1791)	備考
興福寺 付近	猿沢池	○	○	○	○	○	
	采女宮	○	○	○	○	○	
	衣掛柳	○	○	○	○		
	楊貴妃桜		○	○	○		
	五十二段		○		○		
	左府の森		○		○		猿沢池北側の 堤付近
	八重桜		○				東円堂の八重桜 登大路駐車場付近
	十三鐘					○	菩提院大御堂
	浅香山			○			現奈良ホテル
春日野	飛火野	○	○	○		○	
	野守池	○	○	○		○	現存せず（案内板）
	雪消沢	○	○	○		○	
	六道辻	○	○				
	若草山 (三笠山)	○	○	○		○	
	武藏野		○			○	若草山麓附近
	神垣森	○		○	○	○	春日大社二の鳥居 附近
東大寺 付近	吉城川	○	○		○	○	
	緑池		○		○		
	鏡池 (八幡池)		○			○	
	轟橋	○	○	○	○	○	現存せず（遺構）
	雲井阪	○	○	○	○	○	現存せず（碑）
春日山	春日山 (御蓋山)	○				○	
	鶯滝	○	○			○	
	能登川	○				○	
	地獄谷	○				○	

\*社寺等に関する記述を除く

出典：『奈良公園史』に加筆修正（参考：『日本名所風俗図会(9)奈良の巻』）

## (2) 公園の形成過程における景観的評価と景観構成要素

名勝奈良公園の有する重要な風景および固有の景観特性に関する、奈良公園の公園開設及び拡大時、名勝指定時における様々な視点からの評価について既存資料をもとに整理、抽出した。

### 1) 公園開設・拡大時

- ・奈良公園の開設にあたっては、興福寺旧境内一帯が区域に指定されたが、その理由として古来の「堂塔」「名勝旧跡」が集積し、多くの人々が訪れ、清雅の風景を有しているとともに、「花木の植栽」による充実が、より風趣を高める役割を果たしているとされた。
- ・公園拡大に際して、既存の公園地に接続する名勝地や寺社境内地、山野を公園区域に含めることで、「山水の好景」と「歴史上及び美術上に關係ある古蹟の地」が取り込まれた完善至美の一大公園の形成が図られた。
- ・興福寺境内の復興に際して築地塀の設置が見送られるなど、「境界部」の風致に対する配慮がなされている。

景観構成要素	評価に関する記述等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園開設時（明治 13 年（1880））            指定区域：興福寺旧境内及び猿沢池近傍            (※猿沢池は含まず)            「堂塔」—東金堂、五重塔、北円堂、南円堂等            「名勝旧跡」—南円堂、南大門跡等            「地形」            「植栽花木」         </li> </ul>	<p>（公園地上申：明治 12 年（1879））</p> <p>興福寺旧境内及び猿沢池近傍の地は、「千古之堂宇が存在」「名勝旧跡が少なくない」「四時共に庶民の来觀するところ」「頗る清雅の風景を有する」「木石草花を植栽して体裁を整えつゝある」ことより、公園としてふさわしい。</p> <p>『奈良公園史』94 頁下段 2 (奈良公園地制定認可書：明治 13 年（1880）) 園内之義ニ付、地景変更、且樹木伐採等之義ハ總テ相成ラザル儀ト相心得ベキ事</p> <p>『奈良公園史』95 頁下段 4 当時興福寺は廃寺であったが、南円堂などは賽者でかなりにぎわったらしい。花木などの植栽による境内の美化は公園設置以前より進められていた。</p> <p>『奈良公園史』99 頁下段 12-100 頁上段 3</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園拡大時（明治 22 年（1889））            追加指定区域：            春日野・浅茅ヶ原の名勝地をはじめ、東大寺・手向山八幡宮・氷室神社・天神社・瑜珈神社などの寺社境内地、若草山・春日山・花山・芳山に及ぶ広大な山野を取り込む『完善至美の一大公園』            「山水の好景」—春日野、浅茅ヶ原、鶯滝、春日山、若草山、手向山等            「歴史上及び美術上に關係ある古蹟の地」—東大寺、手向山八幡宮、氷室神社、天神社、瑜珈神社境内地            興福寺境内地周辺：            「名木」—花の松            「境界部」—築地塀のない境界部の形成         </li> </ul>	<p>（公園地取扱之義ニ付上申：明治 21 年（1888））</p> <p>（上略）而して該園接続の近傍は別て山水の好景に富み歴史上及び美術上に關係ある古蹟の地も亦頗る多し、故に未だ公園の名あらざるも自ら公園に格好なる性質形状を具備するもの少なからず、（中略）現公園地の区域を広め之を接続の地形に籍り、春日山・嫩草山、手向山、鶯滝等近隣の諸勝地を公園地に取込み完善至美の一大公園を作成（後略）</p> <p>『奈良公園史』131 頁上段 3 (興福寺境内地の設定に際して)</p> <p>人口に膾炙する五重塔や名木「花の松」は、人民皆樂の公園地の華として残し、興福寺の囲い込みは許さなかつたらしい。</p> <p>興福寺は境内地に築地塀をめぐらす計画を立て、（中略）この築地塀は風致上のこともあって全境内にめぐらすには至らず、その一部にとどまり、要所に標石を埋設して終わった。</p> <p>『奈良公園史』134 頁上段 6-下段 3</p>

## 2) 公園改良・充実

- 公園区域の拡大に伴う奈良公園の改良計画（明治 26 年（1893））において、県は公園の風致の現状保存を基本とし、自然美を輝かす史蹟名勝公園として護符されるべしとの『奈良公園是』を確立していった。
- 園内整備における「地形」は、自然の地勢に従うとともに、「植栽樹木」は華美な花卉を避け松、杉、桜、楓に限る、との方針を打ち出した。
- 奈良県政調査（昭和 12 年（1937））では、春日山、若草山の様相の異なる「山林」を背景として、境内地や「近代施設」等を含み「鹿」の群れ遊ぶ様が、幽邃閑雅の風景を生み出していると評価している。

景観構成要素	評価に関する記述等
<ul style="list-style-type: none"> <li>奈良公園改良（明治 26 年（1893））           <ul style="list-style-type: none"> <li>「植栽樹木」－松、杉、桜（吉野桜）、楓（海棠、花菖蒲、山吹等の華美な花卉は植栽を禁じる）</li> <li>「地形」－自然の地勢に従うこと</li> </ul> </li> </ul>	<p>(奈良公園改良修正案)</p> <p>道路は勿論、全体の地勢風光は従来の儘総て之を保存し、其旧形に従て適當の修繕を加え、新たに道路を開鑿し樹林を伐採し地勢を変更する事等は一切之を禁じ、而して自然の地勢に従い、字片岡に於て一の瀑布を設け、尚を松・杉・桜・楓の四種に限り適當の場所に増植して其風光を補い、且つ桜は吉野桜に限るものとし、右四種類の外海棠・花菖蒲・山吹等の如き華美なる花卉は如何なるものと雖も之を栽培するを止め、次に公園の風致を害する不潔の地区に至ては大に改良を加え、以て完全の改良を計らんとするもの（後略）</p> <p>『奈良公園史』163 頁上段 8-26 (橋井県会議員による奈良公園改良修正案の趣旨説明)</p> <p>奈良公園の特色は松の鬱蒼たる間に純白雪の如き櫻あり、杉の森々たる中に深紅錦の如き楓あるを以ってにして、是即ち宇内に冠絶する所以なり、原案に対し金額は余程減したるも、其旨趣の異なる所は主として 12 間幅の大道を廃棄したるものにして、之に付き金壱万八千円を削り、其他花菖蒲とか山吹とかを栽培して西の京の花供養をなすが如きを止め、為に金式千円余を減じ即ち都合式万円余を減殺したるものにて、原案と異なる所は大道を止めたると、栽培するものは花菖蒲山吹等に代わるに松杉櫻楓の 4 種を以ってしたるもののみ。</p> <p>『奈良公園史』164 頁上段 10-17</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>奈良県政調査（昭和 12 年（1937））           <ul style="list-style-type: none"> <li>「山林」－春日山、若草山等</li> <li>「境内地」－興福寺、東大寺、春日大社、手向山八幡宮、氷室神社等</li> <li>「その他施設」－官庁、学校、博物館、正倉院等</li> <li>「動物」－鹿</li> </ul> </li> </ul>	<p>(現況) 境域広大なる国有地にして、綠樹蔥鬱たる春日山、容姿温乎たる若草山、春日、手向、氷室の諸社、東大、興福の二大寺及官衙、学校、帝室博物館、正倉院等をも其の中に擁し園内各所には無数の神鹿遊び其の幽邃閑雅なるは他に類を見ざるところなり。</p> <p>(改良計画) 本公園の雅趣は天下に卓絶し名勝地として指定せられたるは当然と謂うべく、而して本公園は他の近代的公園と異なり、本公園本来の特徴あり、即ち他の模倣を許さざる古典的にして雄大なる自然美之なり。</p> <p>『奈良公園史』356 頁下段 1-357 頁下段 7</p>

- ・本多静六博士は、講話（明治42年（1909））の中で、天然の風致を有する「大森林」の美が最大の特徴であり、さらに「神社仏閣」が各所に点在し、「鹿」が悠々として逍遙していること、吉野造林法による杉・檜植林地が重要な特徴と評している。
- ・奈良公園整備研究委員会提言（昭和53年（1978））においては、若草山の山容や飛火野の緩傾斜地などの「地形」を基盤として、松林や自然林、芝生地と鹿の群れが融合することで良好な景観が形成されていると評価している。

景観構成要素	評価に関する記述等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本多静六博士の奈良公園改良講話（明治42年（1909））           <ul style="list-style-type: none"> <li>「由緒ある神社仏閣」</li> <li>「鬱蒼たる大森林」</li> <li>「鹿の逍遙するさま」</li> <li>「植林地」－杉檜植林地（芳山、花山）</li> </ul> </li> </ul>	<p>(奈良公園改良に関する講話要領)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名所旧蹟に富み、莊嚴にして且由緒ある神社仏閣各所に点在し、(略) 天然の風致を存する鬱蒼たる大森林を有し、(略) 春日神社附近に到れば人をして神々しき一種の靈気に打たれしむるの概あり、斯の如きは他に比類なき特徴にして、次で麋鹿の園内至る処に悠々として逍遙し行人に近接して少しも恐怖の態なき風趣も亦當公園の特徴の一となす、其他彼の芳山・花山に於ける我国の林業上最も著名なる吉野造林法を模倣せる百八十万本の杉檜栽植地の如き、(略) 亦重要な特徴（後略）</li> <li>・就中当公園の最大特徴たる森林美（後略）</li> </ul> <p>『奈良公園史』247頁下段 24-248頁下段 8</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良公園整備研究委員会提言集（昭和53年（1978））           <ul style="list-style-type: none"> <li>「眺望景観」－大仏殿の前景の芝生と後背の若草山</li> <li>春日大社と後背の奥山原生林</li> <li>「植栽・植生」－松林、芝生、東大寺（旧境内）の自然林</li> <li>「動物」－鹿</li> <li>「庭園」－大乗院庭園</li> <li>「地形」－飛火野の緩傾斜地と水脈、若草山の山容</li> <li>「その他施設」－帝国博物館</li> </ul> </li> </ul>	<p>(奈良公園の性格について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大寺大仏殿の大きさもそこに至る芝生の広さと後背の若草山があつてこそひきたてられるし、春日大社の幽巖も奥山原生林の存在によって維持される。</li> <li>・奈良公園の大きな特色であるシカの群れと芝生、松林も千数百年におよぶ歴史の所産であり、文化遺産である。</li> </ul> <p>朝日稔「奈良公園の将来について」</p> <p>(奈良公園の文化財的意義)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大寺、旧境内は遺跡として重要なことは勿論であるが、広大な区域は現在一部に造林部はあるが、大部分自然林として景観的にもすぐれたところがある。</li> <li>・春日神社境内には、飛火野以東につづく緩傾斜地の、水脈を伴う至って好ましい景観地が展開している。</li> <li>・大乗院庭園をはじめ東大寺、興福寺の境内地には、諸處に学術的に無視できない庭園も美観を添えている。</li> </ul> <p>森蘊「奈良公園とその隣接地保存に関する意見」</p> <p>(奈良公園についての所感)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良公園は若草山の線のやうに、なだらかで、大様なのが特徴</li> <li>・もとの帝国博物館が出来る頃は、風致上からも反対もあつたやうに聞いてゐるが、今では一つの風致となつてゐる。</li> </ul> <p>保田與重郎「奈良公園についての所感」</p>

### 3) 名勝指定時

#### ① 名勝指定時

- 太政官布達による興福寺境内地の公園指定から始まり、春日山、花山、若草山などの「山林」及び東大寺、手向山八幡宮などの「境内地」、さらに「風致上必要な民有地」（現在の主要な園地）を含む区域が、名勝にふさわしいものと評価している。

景観構成要素	評価に関する記述等
<ul style="list-style-type: none"> <li>名勝指定時（大正11年（1922）） 指定基準：名勝の部第1『著名ナル公園及庭園』 説明： 「山林」－春日山、花山、若草山等 「境内地」－興福寺、東大寺、手向山八幡宮等 「名勝地等」－春日野 「風致上必要な民有地」－荒池園地周辺、新公会堂周辺、茶山園地周辺、東塔跡園地周辺、春日野園地周辺、浮雲園地周辺等</li> </ul>	<p>(指定の説明) 奈良県の形成に属し、明治13年興福寺及び春日野等約4万3千坪の地を劃して公園と為したるに始まる。後春日山花山嫩草山等の山林及東大寺、手向山神社の境内地を編入し、更に風致上必要な民有地を買收し、以て今日の区域を成すに至れり。 文化庁記念物課所管指定台帳および『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』</p>

#### ② 追加指定時

- 奈良公園に隣接する区域は景勝地であるとともに、著名な風景を眺めることが可能な「眺望点」として重要としている。
- 追加指定区域の個別要件においては、当地が隣接する社寺境内林と一体となる「樹林地」であることや、かつての寺院跡等の「遺構」を包含していること、著名な景勝地を眺める「眺望点」であることがその理由とされる。

景観構成要素	評価に関する記述等
<ul style="list-style-type: none"> <li>追加仮指定時（大正15年（1922）） 「奈良縣告示史第二号」大正十五年九月七日 (文化庁資料) 説明： 「眺望点」－奈良公園に隣接する景勝の地であるとともに、著名な風景を眺めうる地点</li> </ul>	<p>(追加指定の説明) 奈良公園ニ接壤セル景勝ノ地ニシテ且著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地点ニ有之名勝保存要目第十、第十一ニ該当セルモノニ有之候条</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>個別追加指定区域 「社兵第一八六六號」大正十五年七月二十日 (奈良県資料)</li> </ul> <p>第一号地 「植栽・植生」－春日境内林と一体となす樹林地 (常緑樹、落葉樹)、藤、草地 「遺構」－八王子神社跡</p>	<p>(附図第一号地) 官弊大社春日神社境内ニ接續シタル土地ニシテ溪流ニ沿フ斜面一帯ハ春日神社境内林ト相併ヒ常緑落葉両樹繁茂シ春ハ藤ノ絡マル珍木等一層風致ヲ添ヘタルモノアリ 本地域ハ別荘ヲ建設セルモノ及畑地等ヲ含ムモ大部分生草地ニシテ景勝ノ地タリタメハ春日神社社家ノ趾ニシテ又西方ノ丘ハ八王子神社ノ趾アリ史蹟ニモ富ミ保存上極メテ重要ノ地域トス</p>

<p><b>第二号地</b>        「植栽・植生」－園地および社寺の風致林と一体となす樹林地        「眺望点」－荒池、鷺池等を臨む</p>	<p>(全第二号地)        名勝奈良公園浅茅ヶ原及瑜伽山瑜伽神社、村社天満神社等ノ風致林ニ接續シ荒池、鷺原池等ニ臨ミ風景絶佳ノ地ニシテ名勝地トシテ保存ノ要アル地トス</p>
<p><b>第三号地</b>        「植栽・植生」－春日境内林と一体となす樹林地</p>	<p>(全第三号地)        本地域ハ嫩草山ト公園春日野トノ間ニ位置シ南ハ春日神社境内林ニ接續シテ一帯ノ雜木鬱蒼トシ保安林トシテ風致ヲ保存シ来リシモノ大部分ヲ占メ名勝地トシテ極メテ重要ノ地トス</p>
<p><b>第四号地</b>        「山」－觀音山        「植栽・植生」－二月堂、三月堂の風致林        松、落葉樹および広葉樹の混生</p>	<p>(全四号地)        觀音山ト稱シ公園手向山總持院山ニ接續シテ一帯松ヲ主トセル老樹繁茂シ其ノ間ニ常落闇葉樹混生ス殊ニ二月堂、三月堂ノ風致林トシテ永久保存ノ要アリト認ム此ノ地ハ東大寺私有地ニシテ伐採ノ虞アリ名勝地トシテ保存スルヲ要ス</p>
<p><b>第五号地</b>        「植栽・植生」－草地        「遺構」－東大寺食堂跡        「眺望点」－東大寺大仏殿、正倉院を臨む</p>	<p>(全第五号地)        大佛殿ノ東北部一段高キ箇所ニアリ全面生草地ニシテ大佛殿、正倉院ニ近ク景勝地ナルノミナラス旧東大寺ノ食堂跡ニシテ今尚其ノ礎石ヲ存シ保存ヲ要スル地域ナリ</p>
<p><b>第六号地</b>        「植栽・植生」－畑地、樹林地        「遺構」－龍松院跡、戒壇院講堂跡</p>	<p>(全第六号地)        戒壇院、受戒堂ニ接續シ現状畑及森林地帶トナリ畑ハ龍松院跡、森林ハ戒壇院講堂跡ナリ名勝地トシテ保存ヲ要スルノミナラス史蹟トシテモ保存スヘキ地域ナリ</p>
<p><b>第七号地</b>        「植栽・植生」－松        「遺構」－東大寺西塔跡、七重宝塔跡</p>	<p>(全第七号地)        一乘院宮御墓ニ接續シテ松ノ老木群生ス此地ハ東大寺西塔跡ニシテ礎石八間四面廻廊四十五間四面ノ七重寶塔ノ跡アリ風致上史蹟上極メテ重要ノ地區トス</p>
<p><b>第八号地</b>        奈良公園名勝保存上肝要なる地域</p>	<p>(全第八号地)        奈良公園名勝保存上肝要ナル地域ニアリ且ツ東大寺南大門及東南院聖武帝祀社ニ接近スルヲ以テ防火上ニモ極メテ重要ナル地域トス</p>
<p><b>第九号地</b>        「眺望点」－奈良公園の中部に位し、最も景勝地を占める地点</p>	<p>(全第九号地)        奈良公園ノ中部ニ位シ最モ景勝地ヲ占ムル別荘地ニシテ名勝奈良公園ノ風致保存極メテ重要ナル地トス</p>
<p><b>第十号地</b>        「植栽・植生」－樹林地        「川」－吉城川        「庭園」－依水園</p>	<p>(全第十号地)        吉城川ヲ中心トシテ南ハ公園道路ヲ狭ミ帝室博物館敷地及村社氷室神社境内ニ接シ北ハ勸学院及東大寺西塔跡ニ接シ東ハ南大門ニ接スル土地ニシテ沿道ハ人家並立スルモ大部分ハ樹林地ナリ殊ニ吉城川ヨリ北ノ大部分ハ依水園トテ造園ノ美ヲ盡セル一大区劃ヲ成シ之等皆奈良公園ト共ニ名勝地トシテ保存ヲ要スル地域トス</p>
<p><b>第十号地</b>        南円堂及び北圓堂の背景地        「遺構」－元興福寺境内（唐院、不動院、新坊跡）</p>	<p>(全第十一号地)        元興福寺境内ニシテ唐院、不動院、新坊ノ敷地タリシモノニシテ南圓堂及北圓堂ノ背景ヲ形成スル重要ノ地域ナリトス。</p>

### (3) 近代～現代の文人等の著述における景観的評価と景観構成要素

明治より大正・昭和にかけて、数多くの文人等が奈良を訪れ、また住まう中で、奈良公園における景観の特性を評した記述を残している。

#### 1) 奈良公園全体に対する景観的評価と景観構成要素

- 志賀直哉は、奈良公園を含む奈良の美しさを自然の美しさと歴史的建築物の美しさの融合であると説き、それは名画の残欠のようだと評している。
- フェノロサは、名山に囲まれ、老杉の樹林の天にも迫るさまや鹿の逍遙する静寂な公園の姿を世界に唯一と評している。
- ベルツは背景となる丘陵山岳とその前景の地形の構成が優雅であり、自然の雄大さが現れないと評価している。また、園内の至る所に現れるシカと、寺院や四季折々に色づく花木とがあいまって、絵のような美しい景観が形成されていると評価している。

景観構成要素	評価に関する記述等
<ul style="list-style-type: none"> <li>自然と人工物（建築）の融合しているさま</li> <li>原始林をひかえている自然の庭のような公園</li> </ul>	<p>「兎に角、奈良は美しい所だ。自然が美しく、残つてゐる建築も美しい。そして二つが互いに溶けあつてゐる点は他に比を見ないと云つて差し支へない。今の奈良は昔の都の一部に過ぎないが、名画の残欠が美しいやうに美しい。」 志賀直哉『奈良』、昭和13年 [1938]</p> <p>「或る廣さへあれば何所にでも作れる公園と奈良のやうな千何百年の歴史を持ち、更にそれ以前からの原始林をひかえてゐる自然の庭のやうな公園は一緒にはならない。」 志賀直哉『置土産』、昭和13年 (1938)</p>
<p>「地形」 －名山、背景の丘陵山岳 「植栽・植生」 －原始的な密林、 　スギ、マツ、クスノキ、 　カシワ、モミジ、ケヤキ 「建造物」－寺院 「動物」－鹿</p>	<p>「千数百年以前ノ美術極地ノ宝器アリ、名山近辺ニ囲達シ、天ヲ摩スル老杉ノ樹林、神鹿徐ニ歩ミ、静寂ナル公園世界広シト雖モ無シ、故ニ只々驚嘆スルノミナレバ、発スル言葉モ出ザリシナリ。」</p> <p>－文部省嘱託米国人フェノロサが九鬼隆一郎男爵とともに奈良を訪問し、正倉院の拝観、古社寺巡り、奈良公園の散歩等を行ったが、3日間一言も発しなかった。心痛した九鬼男爵がおそるおそる問うたところ、フェノロサが答えた返事 藤田祥光『奈良公園』、</p> <p>「奈良公園は日本で一番美しい公園だと思う。(中略) なんとなく自然的な雄大さがあり、よくある箱庭趣味によってゆがめられていない。特にこせこせした築山や引きぎつてきてすえつけた岩石などのないのが気持よい。もちろんこんなものはここでは必要がない。何しろ自然そのものが背景に丘陵山岳を配し、前景の地形を優雅に構成しているからだ。」</p> <p>「木立ちは、美しい公園で見受けられるようにあまり密生せず、ここかしこの丘のすそで、まだ斧を加えられたことのない、莊厳な原始密林に連なっている。樹木類は主としてスギ、マツ、クスノキ、常緑のカシワ、モミジ、ケヤキ等」</p> <p>「莊厳な公園へ眼を向けると、まったく神秘的なながめで、至るところ、これらのなれた獸と共に、千古の寺や塔が赤、白の装いをこらし、絵のような美しい形を、ほのかに見せている。(中略) およそ地上に、これ以上理想的の平和な風景はあり得ない。」</p> <p>エルヴィン・フォン・ベルツの日記より明治37年(1904) 4月17日の頃 (トク・ベルツ編『ベルツの日記』)</p> <p>「興福寺の塔に面して、公園の入口に間近い位置にある宿の菊水楼では、部屋の窓から公園、寺院、山野をながめて楽しめるが、この景色はいくらながめても見飽きがしない。」</p> <p>エルヴィン・フォン・ベルツの日記より明治37年(1904) 4月20日の頃 (トク・ベルツ編『ベルツの日記』)</p>

## 2) 園内の個別地・施設に対する景観的評価と景観構成要素

### ① 御蓋山

- 志賀直哉は、御蓋山の新緑や秋の紅葉、夏の雨後に樹々の間から湧く雲といった四季、気候を通じた山々の表情の変化について、憧憬を伴った美しい風景として評価している。
- 堀辰雄は、紅葉に覆われた御蓋山の姿を評価している。

景観構成要素	評価に関する記述等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・御蓋山</li> <li>「地形」－春日社の上に笠を伏せた様</li> <li>「四季の植栽・植生」           <ul style="list-style-type: none"> <li>－新緑（楓、楠、櫟等）</li> <li>紅葉</li> <li>五月の藤 等</li> </ul> </li> </ul>	<p>「奈良で新緑の一番美しいのは御笠山である。春日社の上に笠を伏せたやうな、あの小さな原始林だ。楓、楠、櫟、その他、幾つかの名を知らぬ木がある。細かい毛の生えた銀色の若芽を出すのは何という木かしら」 志賀直哉『奈良の新緑』, 昭和6年(1931)</p> <p>「御蓋山の紅葉は霜の降りやうで毎年同じには行かないが、よく紅葉した年は非常に美しい。五月の藤。それから夏の雨後春日山の樹々の間から湧く雲。これらはいつ迄も、奈良を憶ふ種となるだらう。」 志賀直哉『奈良』, 昭和13年(1938)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「地形」－落ちついた姿</li> <li>「四季の植栽・植生」－紅葉</li> </ul>	<p>「三笠山の落ちついた姿が渋い色をして見えたりするのが、何んともいえずに好い。」 堀辰雄『大和路・信濃路』, 昭和18年(1943)</p>

### ② 春日野

- 會津八一は、春日野の平地を風趣豊かな景色と評し、月に照らされた春日野の風景を句にしている。また、春日野の鹿や藤を題材にした歌を多く詠んでいる。

景観構成要素	評価に関する記述等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日野</li> <li>「天候」－月</li> <li>「植栽・植生」－藤</li> <li>「動物」－鹿</li> </ul>	<p>「かすがの においてる つき の ほがらかに あき の ゆふべ と なり に ける かも －春日野・かすがの。若草山の麓より西の方一帯 の平地をいふ。古来国文学の上にて思出深き名にて、今も風趣豊かなる実景なり。」 會津八一『南京新唱』, 大正13年(1924)</p> <p>「もりかげ の ふぢ の ふるね に よる しか の ねむり しづけき はる の ゆき かな －ふぢ・藤。春日山のほとりには杉の古木多く、 それに纏へる藤にも老木多し。」 會津八一『南京新唱』, 大正13年(1924)</p>

### ③ 東大寺境内

- 司馬遼太郎は、東大寺境内について、大仏殿を中心とした多くの堂宇、子院等の諸施設の存在と共に、それらと、緩やかな傾斜の地形、自然林、小川、池等のゆたかな自然資源が一体となり良好に保たれた国内有数の境内地であると評価している。
- とりわけ、西方から二月堂へ向かい、三月堂、四月堂を経て観音院から大仏殿方面へ下る二月堂界隈の通り景観について高く評価している。
- 亀井勝一郎は「大和古寺風物誌」において、東大寺講堂跡の情景として、松や講堂跡の礎、鹿の鳴き声を詠んでいる。

景観構成要素	評価に関する記述等
・東大寺境内 「天候」一月 「植栽・植生」一藤 「動物」一鹿	<p>「東大寺の境内には、ゆたかな自然がある。(中略) 大仏殿をなかにすえて、境内は華厳思想のように広大である。(中略) 二月堂、開山堂、三月堂、三昧堂などの堂宇や多くの子院その他の諸施設が点在しており、地形は東方が丘陵になっている。ゆるやかに傾斜してゆき、大路や小径が通じるほかは、自然林、小川、池があり、ふとした芝生のなかに古い礎石ものこされている。日本でこれほど保存のいい境内もすくなく、それらを残しつづけたというところに、この寺の栄光があるといってよい。」</p> <p>「とくに一ヵ所をあげよといわれれば、二月堂あたりほどいい界隈はない。立ちどまってながめるというより、そこを通り過ぎてゆくときの気分がいい。(中略) 二月堂へは、西の方からやってきて、大湯屋や食堂のずっとした建物のそばを通り、若狭井のそばを経、二月堂を左に見つつ、三月堂と四月堂のあいだをぬけて観音院の前につきあたり、やがて谷を降りてゆくという道がすばらしい。」</p> <p style="text-align: right;">司馬遼太郎『街道を行く－近江散歩・奈良散歩』, 昭和 59 年 (1984)</p>
「天候」一雨 「植栽・植生」一松、苔 「遺構」一講堂跡礎石 「動物」一鹿	<p>講堂の址</p> <p>わづかに残る礎に寄せて詠める</p> <p>ひまなくぞ雨はふりけり 足曳の三笠の山のふもとなるこの夕はも 松が枝のしづくにぬれて 秋草に 黙し伏せし巨きいしづゑ 遠つ代の聖の帝が御夢を うつゝに偲ぶしるしかな いのちあれば語れ 汝が背にそびえしくれなゐの 圓き柱はいかに 願ひそめてそが蔭に寄りし貴の女人の 玉裳の紐のゆらぐまに 汝が背にひゞきつたはりし かそけき祈りのつぶやき はた尊きみ足の跫音！ げに寧樂びとが念に耐へて 汝は千年を経ぬるかな</p> <p>われなづさへて 柔き苔の微光に かすかなる息吹を窺ひぬ いのちなきものかは いのちなきものかは ひまなくぞ雨はふりけり秋のくれ 啼く鹿の聲のしみわたるかな</p> <p style="text-align: right;">亀井勝一郎『大和古寺風物誌』, 昭和 18 年 (1943)</p>

#### ④ 興福寺境内

- ・會津八一は、興福寺境内の桜樹に対して、千年の古木ではないものの、いにしえの古寺の有り様に想いをはせる重要な景物であると評している。

景観構成要素	評価に関する記述等
・興福寺境内 「植栽・植生」一桜	<p>「はる きぬ と いま か もろびと ゆき かへり ほとけ の には にはな さく らし も 興福寺・法相宗三大本山の一。(中略) ただ境内に桜樹多く、こ とに「いにしえの奈良の都の八重桜」と称する一株の老木は、 この寺の地つづきなる学芸大学の庭上にあり。桜には千年の古 木あるべくもあらねど、この名を聞きたるのみにても感想また 多かるべし。」</p> <p>會津八一『南京新唱』, 大正13年(1924)</p>

#### ⑤ 手向山

- ・手向山は楓の勝地として有名であり、森鷗外は手向山八幡宮境内地の修造の際に構築された瀑布（紅楓瀑布）を推賞している。

景観構成要素	評価に関する記述等
・手向山 「植栽・植生」一楓 「滝」一紅楓瀑布	<p>(紅楓瀑布之碑)      「手向山は奈良の東に在り、八幡を崇祀する神山なり。紅楓に富 み、その勝、海内に著称す。山中に又、清泉有り。社司上司延 絃君、氏子総代某等と謀り、引きて之を崖に墜す。珠璣逆然と して声有り。鼈石之を受け、瀦して小池と為す。宛ら天造の如 し。因りて名づけて紅楓瀑と曰う。(以下略)」</p> <p>『奈良公園史』190頁上段10-下段8行</p> <p>「十六日。土曜日。晴。参院。帰途三登若草山。至所謂楓滝而還。」      森鷗外『寧都訪古録』大正8年(1919)10月</p>

#### ⑥ 猿沢池

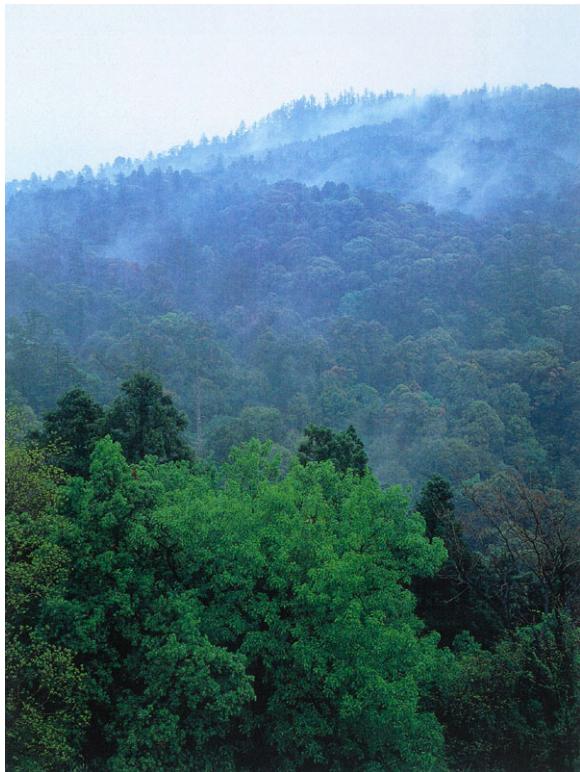
- ・會津八一は、采女の悲話伝説を象徴として猿沢池畔の衣掛柳を評している。

景観構成要素	評価に関する記述等
・猿沢池 「植栽・植生」一衣掛柳	<p>「わぎもこ が きぬかけやなぎ み まく ほり いけ を めぐりぬ かさ さし ながら 猿沢池・興福寺の南にあり。この池の岸に「采女祠」といふもの あり。そのほとりに衣掛柳といふものあり。(後略)」</p> <p>會津八一『南京新唱』, 大正13年(1924)</p>

## ⑦ 春日大社境内

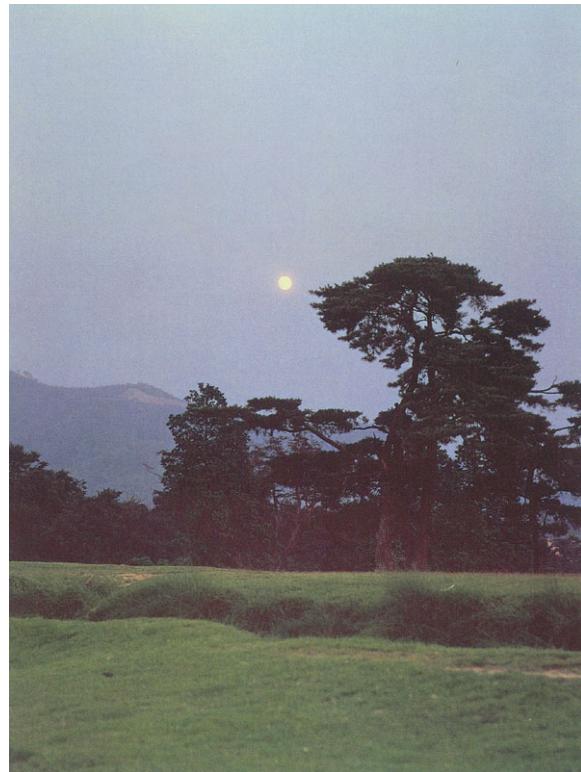
- ・谷口梨花は、春日大社境内は、丹塗の社殿と杉檜等の四辺を取り巻く深緑が調和しているさまが優美であると評している。
- ・和辻哲郎は、春日大社境内の森林について、杉や檜の巨木の幹が形成する空間の垂直性と藤の花が高所に咲くことによる縦方向の空間の広がりを認識している。
- ・志賀直哉は、藤の大木と自然の芝地という人の手によらない自然のままの植生が保たれていることを評価している。
- ・堀辰雄は、馬酔木の花の香りによる季節感を特徴として捉えている。
- ・森鷗外は、春日大社境内を逍遙する鹿について、境内の歴史を今に伝える景物として捉えている。

景観構成要素	評価に関する記述等
・春日大社境内 「建築物」—丹塗の鳥居、楼門、廻廊、正殿 「植栽・植生」—杉、檜、竹柏、藤	「やがて丹塗の二ノ鳥居を潜ると春日大社の樓門が其処に見えて居る。無論丹塗で廻廊がそれに繞いて正殿に行つて居る。(中略) 四辺の深緑と能く調和して、何とも云へぬ優美な感じがする。」「森の樹は杉檜が主で、竹柏の木も多い、藤の古いのも多い、五月になって藤咲きかゝる景色が好い」 谷口梨花『汽車の窓から』、大正7年(1918)
「植栽・植生」—杉、檜、藤	「帰りは(新薬師寺からの)春日公園の中の寂しい道を通った。この古い森林はいつ見てもすばらしい。いまはちょうど若葉が美しく出そろって、その間に太古以来の太い杉や檜の直立しているのが目立つ。藤の花が真盛りで、高い木の梢にまで紫の色が見られた。鹿野苑の幻想をここに実現しようとした人のこころもちが、今でもこの森の中にただよっているという気がする」 和辻哲郎『古寺巡礼』、大正8年(1919)
「植栽・植生」 —藤の大木、芝生	「藤の大木は一番誇っていいのかも知れない。それから芝生、こんなにいい自然の芝生も珍しい。」 志賀直哉『奈良の櫻』、昭和6年(1931)
「植栽・植生」—馬酔木	「それでもせっかく此処まで来ているのだからと、春日の森のなかを馬酔木の咲いているほうへほうへと歩いて往ってみた。夕じめりのした森のなかには、その花のかすかな香りがどことなく漂って、ふいにそれを嗅いだりすると、なんだか身のしまるような気のするほどだった。」 堀辰雄『大和路・信濃路』、昭和18年(1943)
「動物」—鹿	「春日なる 武甕椎の 御神に 飼はるる鹿も 常の鹿なり」 森鷗外『奈良五十首』、大正11年(1922)



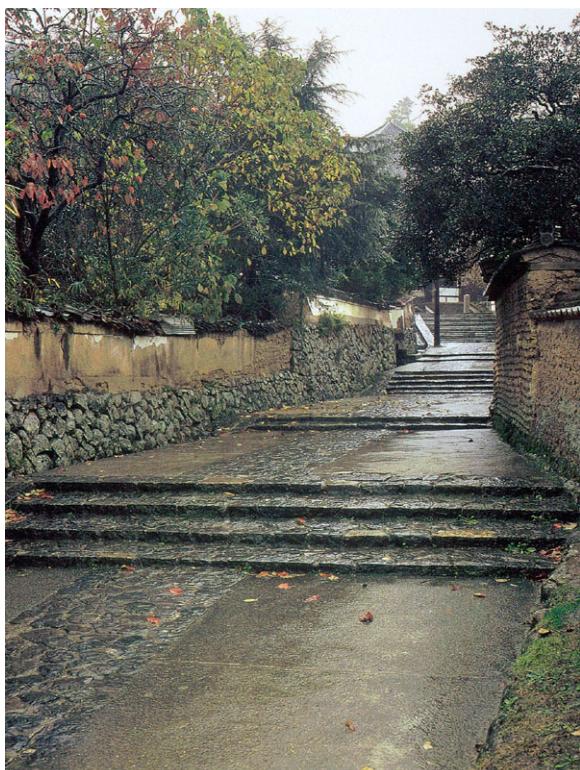
入江泰吉「春日山新緑」昭和 59 年(1984)

出典：財団法人ならまち振興財団／入江泰吉記念写真美術財団編『入江泰吉と奈良を愛した文士たち』，入江泰吉記念奈良市写真美術館，2007



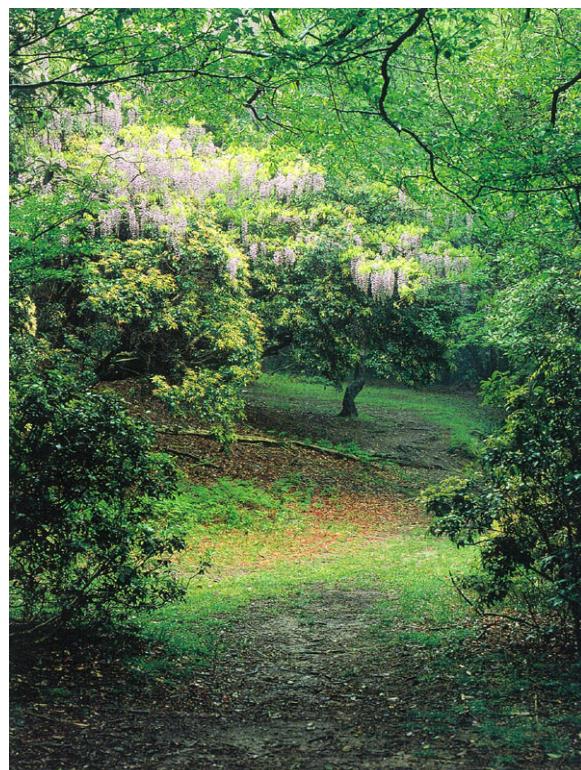
入江泰吉「春日野の月」昭和 40 年(1965)ごろ

出典：財団法人ならまち振興財団／入江泰吉記念写真美術財団編『入江泰吉と奈良を愛した文士たち』，入江泰吉記念奈良市写真美術館，2007



入江泰吉「二月堂裏参道」昭和 45 年(1970)ごろ

出典：財団法人ならまち振興財団／入江泰吉記念写真美術財団編『入江泰吉と奈良を愛した文士たち』，入江泰吉記念奈良市写真美術館，2007



入江泰吉「春日の社ふじ」昭和 55 年(1980)

#### (4) 眺望景観

##### 1) 眺望景観の状況

名勝奈良公園指定区域内外は古来風趣に優れ、名所案内記や絵葉書の写真・挿し絵の題材とされてきた風景から、県民に親しまれる眺望スポットなど、風趣に富んだ眺望景観が観賞できる場が数多く形成されている。

奈良公園に関する代表的眺望景観について、絵葉書、古写真、入江泰吉氏の写真作品等の描写より景観の現況の把握を行った。分析対象とした眺望景観は、以下の条件・資料より設定した。

- 1) 当該地を映す明治大正期の絵葉書、古写真が存在していること、
- 2) 昭和2年の名勝追加指定区域の理由において、眺望景観に関する記述が示されていること
- 3) 入江泰吉氏が写真の構図として比較的多く利用していること（解説等に基づく）
- 4) 県が実施した、有識者による「まほろば眺望スポット百選」に選定されていること

上記条件より、以下の4地点を設定した。

①	猿沢池	猿沢池を前面に、興福寺の堂塔を望む眺望点 設定条件－1)
②	春日野園地・浮雲園地	園地の芝地を前面に、若草山・春日山の山なみを望む眺望点 設定条件－2)
③	荒池・鷺池	荒池・鷺池を前面に、御蓋山・春日山の山なみを望む眺望点 設定条件－1)、2)、4)
④	奈良奥山ドライブウェイ	公園平坦部を一望する眺望点 設定条件－3)、4)

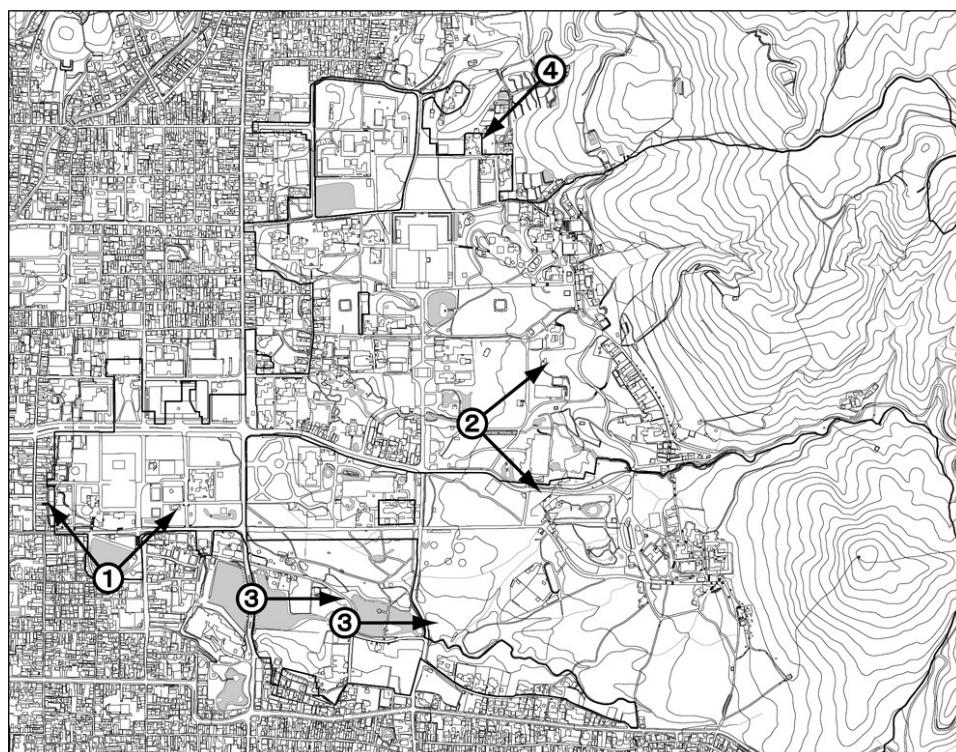


図 20 眺望景観分析対象の設定

## ① 猿沢池

### 猿沢池の眺望景観特性

<p>小川一真「猿沢池（1）」（年代未詳）</p>	<p>日下部金兵衛「猿沢池と興福寺五重塔」（年代未詳※）</p>
<p>出典：長崎大学附属図書館所蔵「幕末・明治期日本古写真コレクション」</p>	<p>※五十二段の形状より明治30年以前と推定される 出典：長崎大学附属図書館所蔵「幕末・明治期日本古写真コレクション」</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>猿沢池の水面越しに興福寺境内の堂塔を望む。</li> <li>猿沢池内には工作物等は見えない。池端は石積護岸が巡らされているが柵等は設置されていないなど、水面が一様に広がる開放的な空間を生み出している。</li> <li>台地上に位置する興福寺境内を仰ぎ見る構図であり、三重塔および南円堂が見える。</li> <li>猿沢池の対岸には、正面の采女宮と堤の植栽樹木（松、桜等）が見える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猿沢池の水面越しに興福寺五重塔をはじめとする境内の堂塔、その後方に若草山を望む。</li> <li>台地上に位置する興福寺境内を仰ぎ見る構図であり、五重塔および東金堂が見え、また境内地には植栽樹木（松）が見える。</li> <li>境内地と池の間に位置する堤には、五十二段とともに、植栽樹木（松、桜等）が見える。</li> <li>猿沢池端には石積護岸が巡らされており、手前側には木杭で柵が巡らされている。</li> <li>池の対岸の小丘に衣掛柳および民家が見える。</li> </ul>
<p><b>主な景観構成要素</b></p> <p>[近景] 猿沢池</p> <p>[中景] 采女宮、松、桜、石積護岸</p> <p>[遠景] 興福寺三重塔、南円堂</p>	<p><b>主な景観構成要素</b></p> <p>[近景] 猿沢池、木杭</p> <p>[中景] 衣掛柳、池端の民家、五十二段、桜（堤）、石積護岸</p> <p>[遠景] 興福寺五重塔、東金堂、松（境内地）、若草山</p>

### 現在の猿沢池の眺望景観

- 猿沢池には亀の甲羅干し棚が設置され、また池端にはフットライトおよび案内碑の他、一部柳が植栽されている。
- 堤や境内の植栽が生長し、興福寺境内の五重塔上部および南円堂の屋根の一部が見えるのみとなっている。また、興福寺三重塔および若草山は大部分が見えなくなっている。



猿沢池畔より興福寺境内（南円堂）を望む



猿沢池畔より興福寺境内（五重塔）を望む

## ② 春日野園地・浮雲園地

### 春日野園地・浮雲園地の眺望景観特性

<p>「野田町の集落」(明治 19 年 (1886)頃)</p>  <p>出典：藤井辰三『目で見る大和路』、サンケイ新聞社奈良支局、1987</p>	<p>「春日野グラウンド」(昭和 59 年 (1984))</p>  <p>出典：藤井辰三『目で見る大和路』、サンケイ新聞社奈良支局、1987</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当時民地であった春日野一帯は草地が広がり、遠景に若草山、春日山を擁する広大な景観が広がる。</li> <li>・周囲に民家が建ち並び、山麓が見通せる。</li> <li>・眺望点から山麓に向かっては、緩やかな傾斜地が続いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園地の買収および改良が進む中で春日野園地一帯は運動場として整備される。</li> <li>・運動場は平地として造成され、樹林地との間に法面および便益施設等がみえる。</li> <li>・樹林地の植栽が生長し、山麓は見えなくなつた。</li> <li>・遠景の若草山及び春日山に変化は見られない。</li> </ul>
<p><b>主な景観構成要素</b></p> <p>[近景] 草地、樹林（松等）</p> <p>[中景] 民家</p> <p>[遠景] 若草山、春日山</p>	<p><b>主な景観構成要素</b></p> <p>[近景] グラウンド</p> <p>[中景] 樹林地、便益施設</p> <p>[遠景] 若草山、春日山</p>

### 現在の春日野園地・浮雲園地の眺望景観

- ・春日野園地から若草山、春日山を望む眺望は、グラウンドの撤去と園地整備により、前面が緩傾斜地形の芝地として整備されることで、中景の樹林地および遠景の若草山、春日山との一体的な空間の広がりが形成されている。
- ・若草山山腹の樹木（三本松）が伐採されなくなっている。
- ・中景には便益施設等の施設の壁面および屋根が見える。
- ・浮雲園地から若草山、春日山を望む眺望は、中景に若草山麓の樹林地と県公会堂の大屋根が連なり、近景の芝地および背後の山なみと一体となつた空間が形成されている。



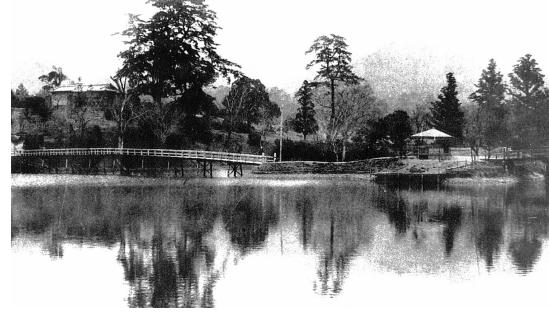
春日野園地より若草山・春日山を望む



浮雲園地より若草山・春日山を望む

### ③ 荒池・鷺池

#### 春日野園地・浮雲園地の眺望景観特性

入江泰吉「荒池」(年代不詳) 	「鷺池」(大正初期) 
出典：朝日新聞奈良局編『うつろいの大和—入江泰吉作品と今』,かもがわ出版, 1994 <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒池の水面越しに、遠景の御蓋山及び春日山を望む。</li> <li>・対岸には民家が数軒建ち並び、背後に鬱蒼とした樹林地が広がる。</li> <li>・視点場からは御蓋山の全容が間近に眺められ、その後方一帯に春日山が広がる。</li> </ul>	出典：藤井辰三編『写真集明治大正昭和奈良』,国書刊行会, 1979 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鷺池の水面越しに、遠景の御蓋山及び春日山を望む。</li> <li>・湖面には中島が造成され、船着場および四阿が造築されている。</li> <li>・浮見堂の建設以前の写真であり、中島に繋がる橋のみが確認できる。(浮見堂はこの後大正5年(1916)に建設された。)</li> <li>・左奥に浅茅ヶ原の樹林地が広がり、その上部に円窓亭が見える。</li> </ul>
<b>主な景観構成要素</b> [近景] 荒池 [中景] 民家、木柵 [遠景] 御蓋山、春日山	<b>主な景観構成要素</b> [近景] 鶴池 [中景] 木橋、中島、船着場、四阿、樹林地(浅茅ヶ原)、円窓亭 [遠景] 御蓋山、春日山

#### 現在の荒池・鷺池の眺望景観

- ・荒池は、隣接する廃屋が撤去され、荒池園地として整備が行われた。同園地には芝地が広がり、池端には柳が植樹されている。園地後方の樹林地(浅茅ヶ原)および御蓋山、春日山には変化はみられず、荒池ー園地・樹林地ー山地とが一体となった奥行きのある空間が形成されている。
- ・鷺池は、池東南岸の樹林地(浅茅ヶ原)が成長し、円窓亭が見えなくなっているものの、遠景の御蓋山、春日山は往時の姿を保ったままである。
- ・鷺池の池面にボートが浮かべられており、色彩的に目立っている。



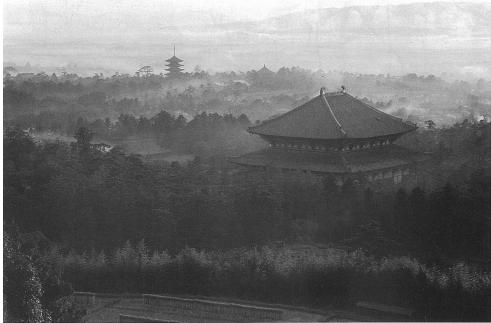
荒池より御蓋山・春日山を望む



鷺池より御蓋山・春日山を望む

#### ④ 奈良奥山ドライブウェイ

##### 奈良奥山ドライブウェイの眺望景観特性

<p>入江泰吉「古都展望」 (昭和 30~32 年 (1955~57) 頃)</p> 	<p>入江泰吉「秋行く境内」</p> 
<p>「(前略) このアングルは入江が最も愛し、こだわりつけた風景のひとつである。(中略) 古都を望むこの位置にこだわり、撮りつけたのは、天平びとが築いた日本文化の原風景をとどめる数少ない景観だと確信したからであろう。」(説田「作品解説」) 出典：奈良市写真美術館／入江泰吉記念写真美術財団編『やまと余情：入江泰吉の世界』、奈良市写真美術館／入江泰吉記念写真美術財団、2000</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高所からの見下ろしの眺望であり、眼下に奈良公園平坦部を一望する。</li> <li>・田畑を近景として、公園の樹林地が中景から遠景にかけて一面に広がる</li> <li>・樹林地の中に東大寺大仏殿、興福寺五重塔をはじめ数多くの堂塔が点在する。</li> <li>・遠景には公園地の外に奈良市街地が広がり、さらに背景に生駒山系の山なみが連なる。</li> </ul>	<p>「(前略) 小春日和のやわらかな日差しをうけた柿やすすきのある田圃も、大仏殿周辺の莊重な景観に溶け込み、奈良ならではのおおらかな情緒に充ち満ちていた。」(入江泰吉「作品解説」) 出典：入江泰吉『入江泰吉写真全集』、集英社、1981</p>
<b>主な景観構成要素</b>	
<p>[近景] 田畑 [中景] 東大寺大仏殿、東大寺南大門、興福寺五重塔、樹林地 [遠景] 奈良市街地、生駒山系の山なみ</p>	

##### 現在の奈良奥山ドライブウェイの眺望景観

- ・近景の田畑が樹木の生長により見えなくなっている。
- ・遠景の市街地部分が拡大するとともに、高層建築が増加し、興福寺五重塔などの主たる景観要素の周辺景観への埋没が懸念される。



奈良奥山ドライブウェイより公園平坦部を望む

## 2) 眺望景観の特性

### ① 遠景

典型的な神奈備山である御蓋山、なだらかな丘状の若草山、背後の春日山といった名山が連なることで、独特の景観が形成されている。

万葉集において、春日野を視点場として山々を望む状況下での歌が多数詠われるなど、当地は古代より著名な視点場－視対象の関係が確立している。



東大寺境内と背後の山並み



春日野園地から望む若草山



荒池と背後に連なる御蓋山・春日山

### ② 中景

園地や境内地等に所在する松や桜、楓、杉等の樹木や芝地、水系（流れ、池）および歴史的・文化的建築物・工作物等が中景の景観要素となる。

「南都八景」では、東大寺鐘堂や興福寺南円堂等のランドマークとなる建築物を中心とした自然と社寺が一体となる景観が高く評価されている。



春日野園地の三社池と桜



浮見堂と紅葉（楓）



東大寺鐘堂と大仏殿

### ③ 近景

境内地を中心に所在する数多くの建築物・工作物等の歴史的・文化的資産、名木やいわれのある樹木が、名所案内記・図会や文人の著述をはじめとした文献において歴史的背景とともに紹介され、歴史性や象徴性を伴った景観要素として評価されている。



二月堂と良弁杉



東大寺転害門



円窓亭

## 2-5. 名勝奈良公園の特質

名勝奈良公園は、若草山や国指定特別天然記念物「春日山原始林」をはじめとする芝地や樹林地、森林、水辺を擁し、国指定天然記念物「奈良のシカ」や野鳥など多くの生物の生息環境を有していることが、自然的特質となっている。

名勝奈良公園は、また、平城遷都以降の長い時間の蓄積を感じさせる東大寺および興福寺等の社寺境内地を中心に有形文化財（建造物）や史跡等の指定文化財が集積するとともに、若草山焼きや東大寺二月堂修二会等の様々な伝統的な行催事を継承する場を擁していることが、歴史的・文化的特質として挙げられる。

さらに、猿沢池や春日野や浮雲などの園地が、大木に育った松、桜などの植栽樹木と相まって、美しい風致景観を多くの人々が享受できる場を提供してきたことは、国内有数の公園として類まれな特質をつくりだしてきた。

こうした自然的特質と歴史的・文化的特質、さらに公園的特質が融合して、若草山、春日山、御蓋山などの山並みを背景に、樹林や芝地、猿沢池や鏡池の水面、吉城川の流れ、興福寺五重塔や東大寺大仏殿等の風趣に富んだ歴史的・文化的建築物や工作物、さらに公園内を鹿が逍遙するさま、群れるさまや趣のある街なみなどで形成される独特の風致景観が、名勝奈良公園の他に類を見ない景観的特質である。



図 21 名勝奈良公園の特質

### 3. 名勝奈良公園の本質的価値と課題

#### 3-1. 名勝奈良公園の本質的価値

##### (1) 名勝の本質的価値

文化財保護法第2条に定める名勝の定義は、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」であり、その本質的価値として、『史跡整備の手引き』には、「人文的名勝の場合には、公園・庭園の地割及び地形、石組、植栽樹木をはじめ、それらと一体となって価値を構成する建造物及び園外の眺望景観などを含む。自然的名勝の場合には、自然の景勝地を芸術上又は観賞上優秀ならしめているすべての自然的・人文的要素を含む。」とされている。

名勝を名勝ならしめる美しい景観がどのように形作られ、どのようにしてわたしたちの生活・文化の中に根付き、現在に継承される固有の景観特性を有しているのかということが、名勝の本質的価値といえる。

参考：史跡等整備の在り方に関する調査研究会／文化庁文化財部記念物課『史跡等整備の手引き  
-保存と活用のために-【総括編】』, 2004  
安原啓示「文化財保護法と名勝」『月刊文化財』438, 2000. 3, pp4-13

##### (2) 名勝奈良公園の本質的価値の考察

名勝奈良公園の優れた風致景観は、連綿と続く人々の営みによって形作られ、わたしたちの生活・文化に根付き、そして現在に継承されてきた。このことによって、名勝を名勝たらしめる本質的価値が構築されてきた。従って奈良公園の本質的価値は、公園の形成の過程そのものに存する。

##### 1) 古代からの優れた風致景観の地

平城京の東郊にあたる奈良公園の地は、『万葉集』の歌に多く詠まれる御蓋山、春日山、春日野をはじめ、古代より大宮人らの絶好の有楽逍遙の地として親しまれた。また中世から近世にかけて、『南都八景』の選定や名所・旧跡案内の流行などによって、春日社、東大寺、興



南都八景図巻 円照寺蔵（部分 南円堂藤）

出典：奈良市教育委員会『奈良市の絵画

奈良市絵画調査報告書』, 1995



植桜楓之碑

福寺参詣や物見遊山の要素を含めた奈良見物が発達し、文人墨客の人気を博するなど、後の公園開設に至る優れた風致景観の觀賞の場としての基盤が確立されてきた。また、江戸時代には、奈良奉行川路聖謨が首唱して町民有志とともに東大寺境内、興福寺境内を中心に桜や楓の数千株を植樹するなど、今日の奈良公園の風致景観は一朝一夕にして成ったものではなく、多くの人々の尽力によって受け継がれてきたものである。

このように古代から続く優れた風致景観の地であることが名勝奈良公園の本質的価値である。

## 2) 歴史的・文化的要素と自然的要素の融合する公園

奈良公園は明治13年（1880）の開設当初、興福寺境内地及びその周辺のみを区域とするものであったが、その後の公園拡大の過程において春日野、浅茅ヶ原の名勝地、東大寺、手向山八幡宮、氷室神社、天神社、瑜珈神社などの寺社境内地、若草山、春日山、花山、芳山に及ぶ広大な山野などを包括することとなる。

名勝奈良公園における興福寺、東大寺などの由緒ある社寺の堂塔の存在や伝統的な行催事が継承されてきたことは、平城遷都以降の当地の歴史・文化を象徴する重要な区域であることを示し、また春日山原始林は、都市に近い位置に残る原生的自然という極めて特殊かつ貴重な立地条件を備えている。

これら平城遷都以降の歴史を象徴する歴史的・文化的要素と、古来、守り継承されてきた豊かな自然的要素による、自然と人工の美の融合の妙が名勝奈良公園の本質的価値である。



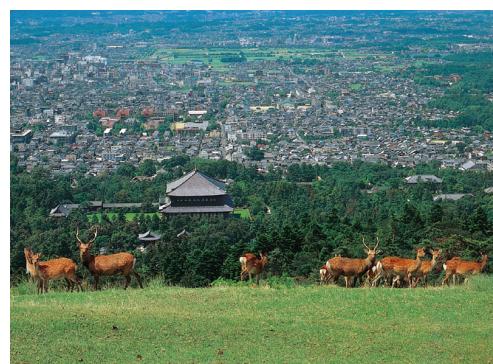
春日山原始林



興福寺境内と背後の若草山・春日山



東大寺二月堂と背後の観音山



若草山より大仏殿を見下ろす

出典：奈良公園パンフレット

### 3) 風致景観の充実と継承による「完善至美の公園」

奈良公園の誕生に際しては、当時官有地となり荒廃した旧興福寺地に、住民有志による花木植栽等の環境整備が行われたことが直接の契機となり、またその開設認可にあたって風致景観の破壊を厳しく制禁する付記がつくなど、当初よりその風致景観の保全に対する高い意識があった。

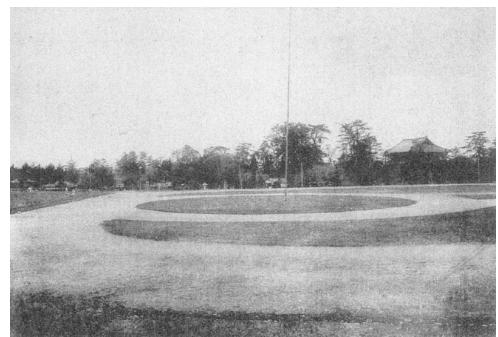
また、明治22年（1889）の公園地の拡張に際して、税所奈良県知事から内務・農商務両主管大臣に呈した公園地編入認可の上申書に「完善至美ノ一大公園ヲ作成<sup>1</sup>」と記されたように、「どこをとっても完全で美しい公園」づくりが目標としてあげられたものであると考えられる。

さらに、明治22年の公園地の拡張は、観光の一大拠点を形成し、奈良県振興のシンボルとするという意図とともに、歴史・美術の観点から貴重な社寺境内地や山野を公園地指定することで、当地の維持保存を図るためのものであったことは特筆すべきことである<sup>2</sup>。

後の公園地整備に際しても、奈良公園改良計画（明治26年（1893））では自然地形の維持や植栽樹木への配慮等、現状保存を基本とするなど、その風致景観の維持と向上が図られた。

この風致景観に対する考え方は、公園球技場（春日野運動場）（明治43年（1910））やプール（春日野水泳場）（昭和4年（1929））などの施設整備に際して、風致景観に配慮するなど、以降の公園近代化においてなお継承され、実践してきた。近年では、なら・シルクロード博（昭和63年（1988））後の春日野園地・浮雲園地整備など、風致景観の維持向上の実践と継承もまた奈良公園の特質であり、奈良公園の本質的価値を考える上で重要な要件であると考える。

このように、風致景観の充実と継承によってつくりだされた「完善至美の公園」を目指してきたことが名勝奈良公園の本質的価値である。



春日野運動場（大正4年（1915））

出典：奈良縣『奈良縣勢圖解』, 1915



なら・シルクロード博 春日野会場

（昭和63年（1988））

出典：財団法人なら・シルクロード博協会

『なら・シルクロード博公式記録』, 1989



現在の春日野園地

春日野園地の変遷

<sup>1</sup> 公園地取扱之義ニ付上申：明治21年(1888)「(略) 現公園地ノ疆域ヲ拡メ之ヲ接続ノ地形ニ籍リ、春日山・嫩草山、手向山、鷺滝等近隣ノ諸勝地ヲ公園地ニ取込み完善至美ノ一大公園ヲ作成(略)」, 『奈良公園史』131頁上段4-下段7

<sup>2</sup> 公園地取扱之義ニ付上申：明治21年(1888)「(略) 彼ノ古來歴史上及美術上ニ貴重ノ関係ヲ有スル名勝古蹟モ自ラ永遠保存ノ方法ヲ得ル義ト確認イタシ候(略)」, 『奈良公園史』131頁上段4-下段7

### (3) 名勝奈良公園の本質的価値を構成する要素

前項の考察をふまえて、保存すべき名勝奈良公園の本質的価値を構成する具体的要素を以下に整理する。

名勝奈良公園の本質的価値は、区域内に集積する自然的要素と歴史的・文化的要素が融合しているさまにあるといえる。さらに、公園開設後の改良整備等の進展とあわせて、風趣の維持向上に貢献する公園的要素の充実が、その価値をより高度に確立していった。

従って、名勝奈良公園の本質的価値を構成する要素は、自然的要素と歴史的・文化的要素および公園的要素に区分される。それぞれの要素は地形・地割および水系（流れ、池）、植栽・植生を基本として、自然的要素として動物、歴史的・文化的要素として建築物・工作物、遺構、行催事の場の形成、公園的要素として建築物・工作物が付加される。

表 21 名勝奈良公園の本質的価値の構成要素

区分	名勝奈良公園の本質的価値を構成する諸要素		
	自然的要素	歴史的・文化的要素	公園的要素
①地形・地割	山地、台地等の自然地形 (春日山、若草山、手向山等)	境内地（東大寺境内、興福寺境内等） 庭園地（依水園）	園地（春日野園地、浮雲園地等）
②水系	川（吉城川、率川等）	造成池（鏡池、猿沢池等）	造成池（鷺池、荒池等）
③植栽・植生	自然樹木（山林部の自然植生、自生樹木） 巨樹・名木（自生樹木）	境内地の植栽樹木（松、桜、杉、楓等） 芝地・草地（若草山等） 巨樹、名木（良弁杉、衣掛柳等）	公園地の植栽樹木（松、桜、杉、楓等） 芝地・草地（園地）
④建築物・工作物		著名な歴史的・文化的建築物・工作物（指定有形文化財（建造物）およびそれに準ずる建築物・工作物） 参道・塀（東大寺参道、興福寺参道等）	園路（五十二段等） 堤、護岸（猿沢池、鷺池、荒池等）
⑤遺構		地上に表出する遺構（伽藍跡：東大寺講堂跡、東塔跡、西塔跡等、興福寺金堂跡、南大門跡等） 古墳（鷺塚古墳） 地下遺構（伽藍跡等）	
⑥動物	景物としてのシカ		
⑦行催事の場の形成		若草山山焼き（若草山）、東大寺二月堂修二会（東大寺二月堂）、薪能（興福寺南大門跡）、春日若宮おん祭御渡式（大宮通り）等	

### 3－2. 名勝奈良公園の保存上の課題

名勝奈良公園の保存管理を進めるにあたり、本質的価値を構成する要素ごとの課題を以下に示す。これら課題を解決していくことが本質的価値の維持向上していくことにつながるといえる。

#### (1) 地形・地割

- 降雨等による山麓部や堤、斜面地における土砂流出は、地形・地割の変化による景観への影響とともに、樹木の根系の露出による根の損傷等の被害が懸念される。そのため、土砂流出箇所の修復と再発防止に向けた取り組みが必要とされる。
- 境内地、公園地の利用動線に係るバリアフリー化等の地形・地割の改変を要する整備については、利便性や安全性、快適性の確保とともに、文化財の保存と名勝の景観に対する影響に配慮することが必要とされる。
- 境内地および園地、庭園等の多様な土地利用が隣接する区域は、境界部分の地形・地割の連続性や視認性について景観的配慮が求められる。

#### (2) 水系

- 境内地および園地の造成池、川については、ゴミや落ち葉の散乱や土砂流入による水質の汚濁や藻の繁殖等が一部みられるなど、水辺環境の改善、維持のための取り組みが求められる。
- 池面への周辺景観の映り込み等による水辺景観の形成に配慮して、適正な維持管理を図る必要がある。



土砂の流防への対応の必要



水質汚濁への対応の必要性

#### (3) 植栽・植生

##### (平坦部)

- 境内地および園地の古木の枯死・伐採による風致景観の変化が懸念され、後継樹による植栽や樹勢の維持のための日常管理を適切に図る必要がある。
- 名木やいわれのある樹木の枯死・伐採跡における後継樹育成を図る必要がある。
- 境内地および園地、庭園等の多様な土地利用が隣接する区域は、境界部分の樹林地や植栽の連続性および視認性について景観的配慮が求められる。
- 公園周辺の低未利用地について、維持管理不足による樹林の繁茂や荒廃による景観への影響が懸念され、適切な維持管理と必要に応じた改善に取り組む必要がある。

## (山林部)

- 台風による倒木跡地や枯損木跡地等では林冠が開くため、日射量の増加、表面土壌の流出、林内の乾燥化などが懸念される。
- ナギやナンキンハゼ等の外来種の侵入による原始林の種組成の変化、多様性の劣化が懸念される。
- シイ・カシ等の後継樹の実生がシカに食されることによって森林の更新が妨げられ、シカの忌避植物の繁茂により林床の植生が単純化している場合がある。またシカの採食以外にも、ふみつけ、角研ぎ、樹皮剥ぎ等による森林構造の変化、種組成の変化が懸念される。



枯損木への対応の必要性

外来種（ナンキンハゼ）の侵入  
への対応の必要性

## (4) 建築物・工作物

- 境内地や園地の売店や休憩所等は、活用のための重要な施設であるが、境内地景観を構成する要素として立地、形状、色彩等の景観的配慮が求められる。
- 資材置場や駐車場等について、目隠しフェンス等の処置が不十分な箇所もみられるなど、参道や園路等の利用動線からの視認性について景観的配慮が求められる。
- 砂利舗装の飛散、土砂の流出等による園地環境の劣化の進行は、来訪者の利便性や安全性の低下とともに、景観上の悪化が懸念され、日常の管理（点検）の徹底と必要に応じた改善に取り組む必要がある。
- 公園と隣接する既存市街地では、屋外広告物の設置や建物の更新が進むなど、景観の阻害や一体性への影響が懸念され、名勝の景観に配慮した整備のためのルールづくり等の取り組みが求められる。



工作物等への景観配慮の必要性



駐車場等の視認性への景観配慮の必要性

- ・特別天然記念物指定区域内に立地する施設等について、維持管理及び更新等の整備の必要性と文化財の保存との調整を図る必要がある。

#### (5) 遺構

- ・東塔跡、西塔跡等の地上に表出する遺構について、降雨による流出やシカの掘り起こし等に対する対策の推進とともに、来訪者の理解を促すための解説版の設置等の整備が必要とされる。
- ・公園の改良整備や維持管理に際して、影響を受ける遺構や遺跡の適切な保存とともに、名勝の価値を維持向上してくための文化財の価値の顕在化や活用方策の検討が望まれる。

#### (6) 動物

- ・シカやイノシシ等による農作物被害等の地域住民の生業への影響が深刻であり、野生動物被害防止のための管理の適正化を図る必要がある。
- ・森林環境の遷移による鳥類や両生類・爬虫類の生態への影響が懸念され、的確な保護対策の実施とともに、実態把握のための継続的な調査・研究の推進が望まれる。

#### (7) 行催事の場の形成

- ・行催事に要する舞台や道具等の設置、準備に際して地形・地割や植生等の他の構成要素への影響との調整が求められる。
- ・行催事の進行に際して、来訪者増加に対応した適切な交通誘導警備対策の検討が求められる。

## 第Ⅳ章. 保存管理

---

### 1. 保存管理・活用の基本方針

奈良公園は、明治13年（1880）興福寺元境内および春日野の一部を画して太政官布達公園と為したことから始まる。その後、大正11年（1922）に文化財としての名勝に指定された奈良公園は、更に風致景観の形成を図る上で必要となる民有地を追加指定（昭和2年（1927））するなど区域を拡大し現在に至っている。

名勝奈良公園は、志賀直哉をして、「兎に角、奈良は美しい所だ。自然が美しく、残っている建築も美しい。そして二つが互いに溶けあっている点は他に比を見ないと云って差し支えない。」と言わしめ、さらに、ベルツをして、「奈良公園は日本で一番美しい公園だと思う。（略）何しろ自然そのものが背景に丘陵山岳を配し、前景の地形を優雅に構成しているからだ。（略）およそ地上に、これ以上理想的な平和な風景はあり得ない。」といわしめた風致景観を今に伝えている。

このように、名勝奈良公園の本質的価値は、万葉集の時代からの優れた風致景観の地として、その価値を高度に確立しているさまにあるといえる。

一方で現在の名勝奈良公園は、土砂の流出、水質の悪化、古木の枯死等による風致景観への影響や、交通量の増加など、来訪者の利便性や安全性を阻害する課題も多く、それらの課題に対して適切な対応を図ることが求められている。

これらを特質と課題を踏まえ、名勝奈良公園の将来像を、都市近郊の貴重な原生的自然を保全・再生すること、来訪者がこれらの自然や風致景観に触れること、わが国でも有数の歴史的・文化的環境のもとで様々な交流や芸術文化活動を展開すること、などを通じて、静寂と賑わいと共に体感できる「奈良公園」とする。

今後、50年、100年を見据えて名勝奈良公園の本質的価値を堅持するとともに、県民や来訪者が持続的にその魅力を享受していくことができるよう、着実に保存管理・活用を進めていくことが必要とされる。

そのため、名勝奈良公園の本質的価値の要素である春日山原始林や山林部の稜線、植生等の自然的要素、境内地および東大寺大仏殿や興福寺五重塔等の歴史的・文化的要素、園地や松、桜等植栽樹木等の公園的要素について、その価値を継承するための適切な保存管理を推進することが必要である。

また、名勝指定区域および周辺地域には社寺や博物館などの文化施設、賑わいをつくりだしている街なみが連なり、人々の暮らしや仕事を通じた日常的な係わりの中で、今日の名勝地の豊かな風致景観が育まれてきたといえる。公園開設から時代と共に変化してきた価値観への対応が図られる中で、130年余りを経た今日においてなお名勝奈良公園の本質的価値が守られ続けてきたことは、これら関係機関および地域住民をはじめとする奈良公園に係る様々な人々の絶えざる努力の故であり、今後も多様な主体の連携のもと、その保存管理を進めていくことが必要である。

このため、名勝奈良公園の価値の継承を目標とした保存管理計画の基本方針をここに定めるものとする。また、今後も社会の要請や変化に応じて、本計画に関する必要な見直しを行いながら適切な保存管理を進めていくものとする。

## 名勝奈良公園保存管理・活用計画 基本方針

- 1 名勝奈良公園は、自然的要素、歴史的・文化的要素、および公園的要素が融合した景観的特質により名勝の本質的価値である風致景観が構成されている。このため、各要素の個々の保存はもとより、それらの要素の相互作用により総合的価値が発揮されるように適切な保存管理を行う。
- 2 明治以降、現在に至る名勝奈良公園の形成過程を踏まえ、名勝地を構成する境内地や園地、山林部などを区分したうえで、各区域の本質的価値を活かすとともに、多様な空間構成に応じた適切な保存管理を進める。
- 3 奈良公園は、名勝の指定区域のみならず周辺地域の景観とも密接な関係を持ち、それら地域の景観もまた名勝奈良公園の構成要素として認識されるものである。このため、周辺地域も含めて、総体としての適切な景観形成を進める。
- 4 世界文化遺産「古都奈良の文化財」の資産を擁する名勝奈良公園の有する多様な価値を多くの国民が享受し、公園として多様な来訪者を迎える場にふさわしい保存管理と活用との調和を図る。
- 5 関係社寺および地域住民の生活・生業により継がれてきた奈良公園の脈々たる歴史に十分に配慮し、それら奈良公園に係る地域の諸活動との連携のもと、相互の協力により後世に続く名勝の保存管理・活用を進める。
- 6 名勝奈良公園の保存管理・活用を推進するため、関係部局等における体制づくりを進める。

## 2. 名勝奈良公園の区域区分と保存管理・活用

保存管理の基本方針をふまえ、名勝奈良公園指定区域において空間形態や特質に応じた区域を設定することで、それぞれの空間構成に応じた適切な保存管理・活用を図る。

### 2-1. 区域区分の考え方と区域設定

#### (1) 区域区分の考え方

区域区分の設定にあたっては、

- ①名勝指定区域には、境内地や園地、山林部等の性質の異なる空間が存在している。
- ②名勝の本質的価値を構成する各要素は、それら各空間にわたり広く分布している。
- ③当該地には名勝指定のみならず、史跡指定区域や天然記念物指定区域が重複しており、それら文化財の保存管理との整合を図る必要がある。

以上をふまえ、景観形成上の空間のまとまりに配慮して区域を区分する。

区域は、本質的価値の構成要素の分布・集積状況からみた空間的まとまりとともに、その地域の名勝指定に至る過程および居住者や来訪者の利用状況を考慮して、「ゾーン」単位で設定する。区域設定の考え方を図22に示す。

それぞれの「ゾーン」における構成要素や特性、保存管理および活用にかかる課題を抽出し、保存管理・活用の基本方針に基づく区域毎の保存管理・活用の方法および取扱基準等を定めることとする。

さらに、ゾーン同士が相互に影響することで、総体として名勝の価値向上が図られるものであることを考慮し、ゾーン間の繋がりについても保存管理・活用の配慮事項とする。

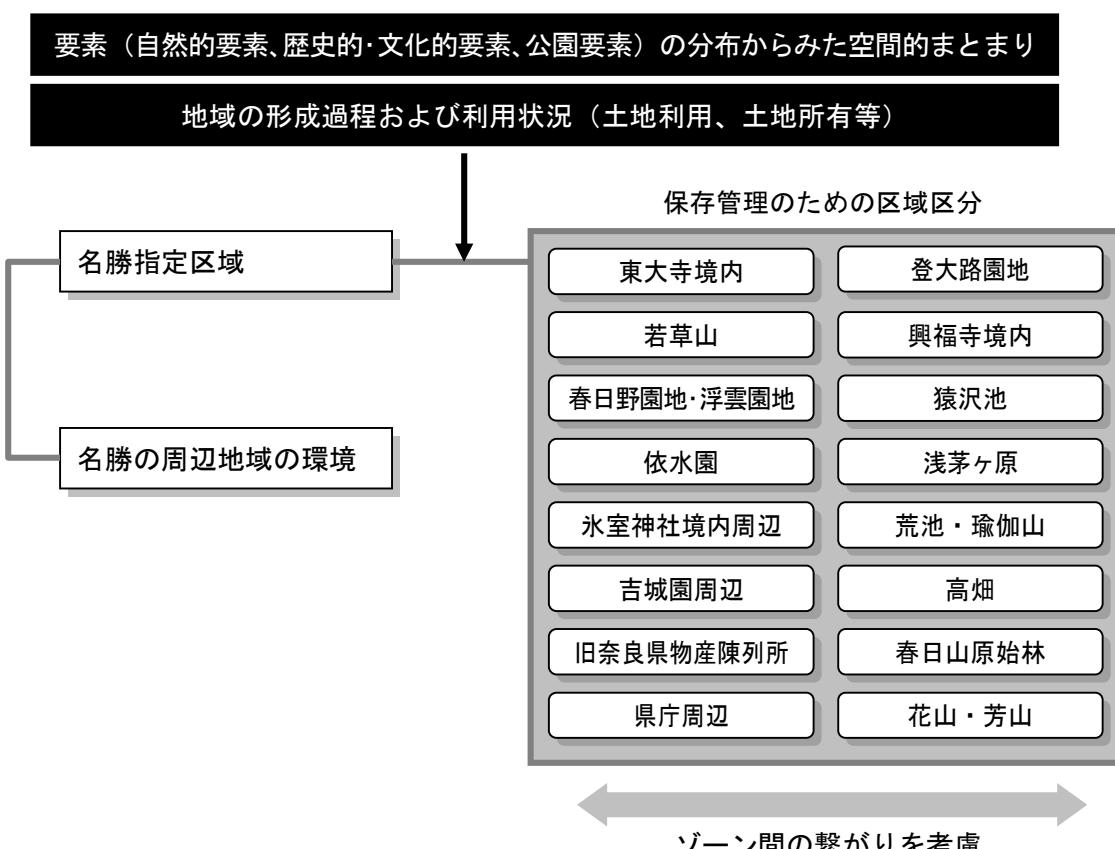


図22 区域設定の考え方

## (2) 区域設定

名勝奈良公園指定区域について、以下に示す16のゾーンに区域区分を行う。

表 22 区域区分及び区域設定の考え方

区域区分（ゾーン）	区域区分の範囲と設定の考え方
1 東大寺境内ゾーン	東大寺境内の区域。 現在の東大寺境内地、手向山八幡宮境内地に加え、東大寺旧境内の主要伽藍（遺構を含む）および二月堂・三月堂の後景となる東方の山林部（觀音山、手向山、惣持院山等）の樹林地を含む。
2 若草山ゾーン	若草山一帯の区域。 若草山山腹の芝地・草地および山頂部（鷺塚古墳を含む）に加え、昭和2年（1927）名勝追加指定区域：第3号地としてそれらと一体なる若草山麓の樹林地（茶山園地）および山麓周辺区域を含む。
3 春日野園地・浮雲園地ゾーン	春日野園地・浮雲園地一帯の区域。 県立奈良公園の中心的役割を担う地域であり、旧春日野運動場（現春日野園地）および旧奈良県公会堂（現奈良県新公会堂）および昭和2年（1927）名勝追加指定区域：第8号地（現三社池周辺）、同第9号地（現浮雲園地）を含む。
4 依水園ゾーン	依水園の区域。 国指定名勝依水園に指定される区域。
5 氷室神社境内周辺ゾーン	氷室神社境内および周辺の区域。 氷室神社境内地および隣接する春日野町野守周辺、昭和2年（1927）名勝追加指定区域：第10号地を含む。
6 吉城園周辺ゾーン	県庁東交差点東部の園地（吉城園地、みどり池園地）および周辺の区域。吉城園および隣接する登大路町ならびに昭和2年（1927）名勝追加指定区域：第10号地を含む。
7 旧奈良県物産陳列所ゾーン	旧奈良県物産陳列所構内の区域。 重要文化財（建造物）（旧奈良県物産陳列所）を含む。
8 県庁周辺ゾーン	県庁一帯の区域。 県庁等の官庁施設および登大路駐車場、大宮通りを含む。
9 登大路園地ゾーン	登大路園地の区域。
10 興福寺境内ゾーン	興福寺境内の区域。 現在の興福寺境内地および北円堂、南円堂の背景として一体となる昭和2年（1927）名勝追加指定区域：第11号地を含む。
11 猿沢池ゾーン	猿沢池園地の区域。
12 浅茅ヶ原ゾーン	浅茅ヶ原および隣接する鶯池一帯の区域。
13 荒池・瑜伽山ゾーン	荒池および荒池園地と、その後景となる瑜伽山一帯の区域 瑜伽神社境内および天神社境内と昭和2年（1927）名勝追加指定区域：第2号地（現荒池、荒池園地、瑜伽山）を含む。
14 高畠ゾーン	昭和2年（1927）名勝追加指定区域：第1号地となる飛火野南端一帯の区域。
15 春日山原始林ゾーン	山林部のうち、春日山原始林の区域。 特別天然記念物春日山原始林に指定される区域※。 ※山麓の一部は若草山ゾーンに含む
16 花山・芳山ゾーン	花山・芳山の造林地一帯の区域（山林部のうち、15春日山原始林ゾーンを除く区域）

図 23 名勝奈良公園の区域区分

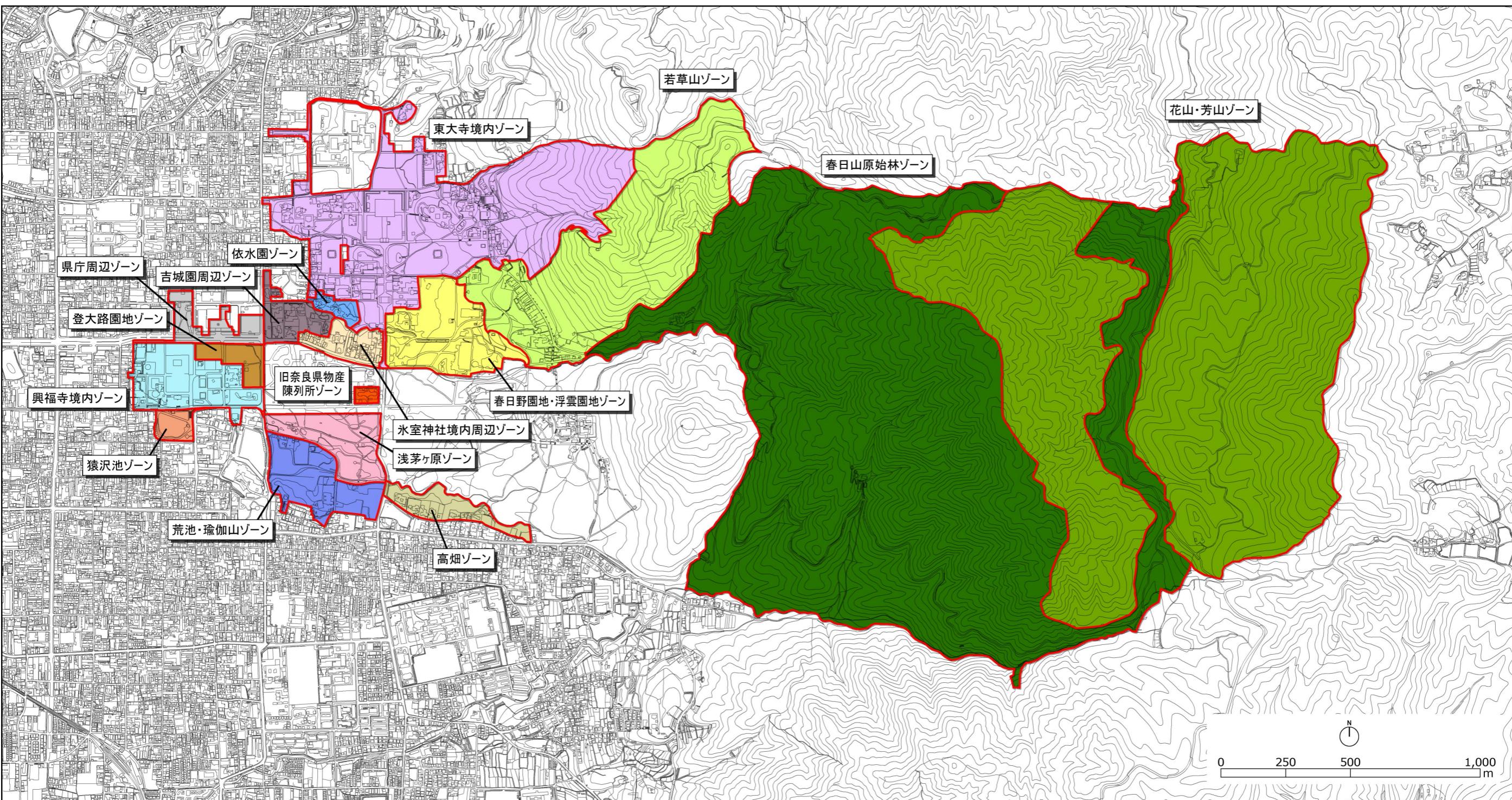


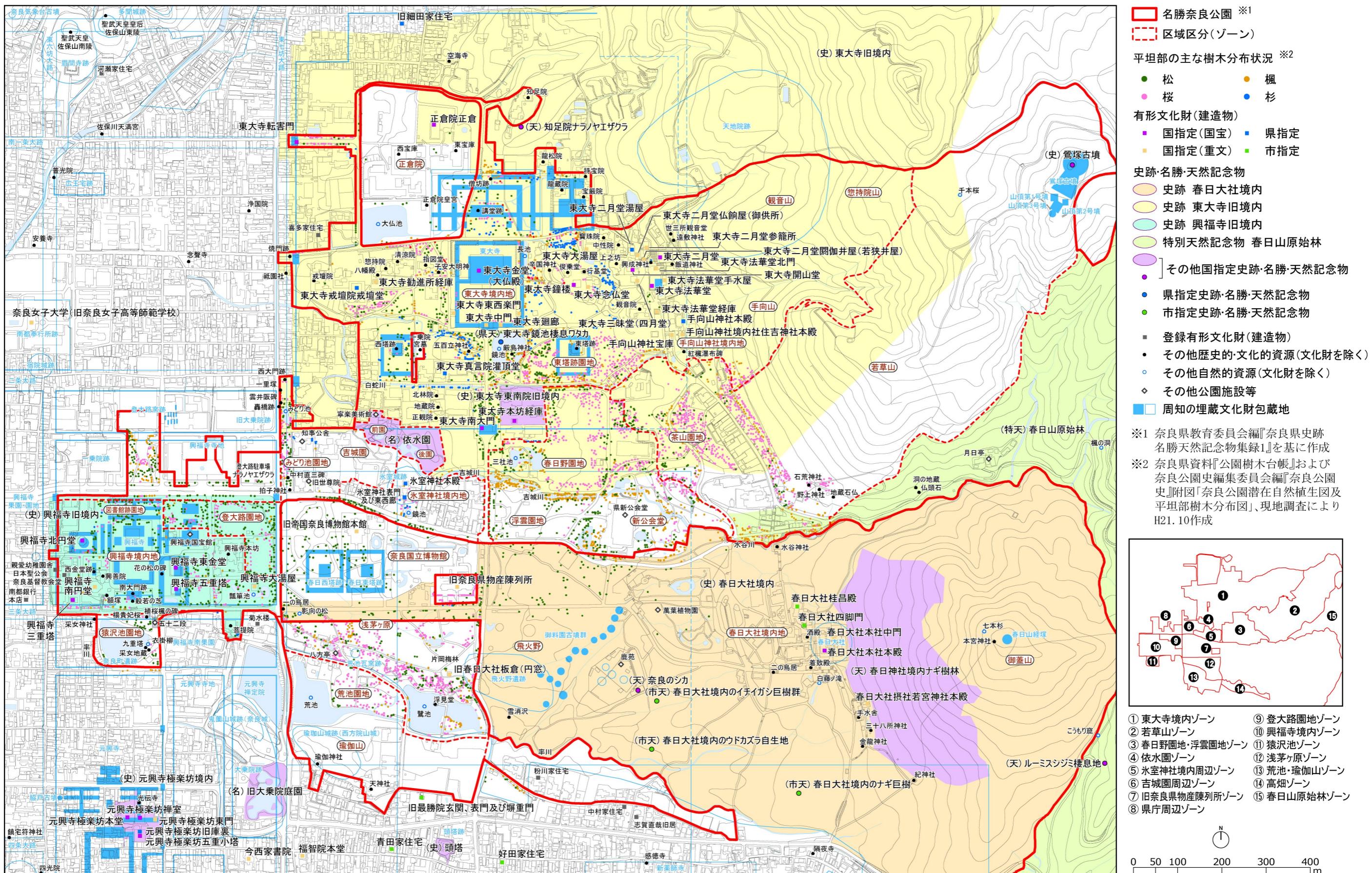


表 23 区域区分と本質的価値を構成する要素および保存管理・活用方針の整理表

		●自然的要素に関わる考え方 ○歴史的・文化的要素に関わる考え方 ○公園的要素に関わる考え方 ◇その他要素に関わる考え方															
		史跡東大寺旧境内に重複 史跡興福寺旧境内に重複 特別天然記念物春日山原始林に重複 天然記念物奈良のシカに重複 名勝依水園に重複 その他文化財に重複															
構成要素		区域区分															
		東大寺境内ゾーン	若草山ゾーン	春日野園地・浮雲園地ゾーン	依水園ゾーン	氷室神社境内周辺ゾーン	吉城園周辺ゾーン	旧奈良県物産陳列所ゾーン	県庁周辺ゾーン	登大路園地ゾーン	興福寺境内ゾーン	猿沢池ゾーン	浅茅ヶ原ゾーン	荒池・瑜伽山ゾーン	高畠ゾーン	春日山原始林ゾーン	花山・芳山ゾーン
		東大寺境内の区域	若草山一帯の区域	春日野園地・浮雲園地一帯の区域	名勝依水園指定区域	氷室神社境内および周辺の区域	吉城園、みどり池園地および周辺の区域	重要文化財旧奈良県物産陳列所敷地の区域	県庁一帯の区域	登大路園地の区域	興福寺境内の区域	猿沢池園地の区域	浅茅ヶ原および鶯池一帯の区域	荒池および荒池園地、瑜伽山一帯の区域	飛火野南端一帯の区域。	特別天然記念物春日山原始林の区域	花山・芳山の造林地一帯の区域
本質的価値を構成する要素	①地形・地割	●山地(觀音山、手向山、惣持院山)の地形の保全 ◎東大寺境内地・伽藍配置(手向山神社、東塔跡園地を含む)の保存	●山地(若草山)の地形の保全 ◎東大寺境内地・伽藍配置の保存 ○園地(若草山、茶山園地)の保全・整備・活用	◎東大寺境内地・伽藍配置の保存 ○園地(春日野園地、浮雲園地)の保全・整備・活用	◎依水園前園、後園の保全 ◎境内地・伽藍配置(氷室神社)の保存	○園地(吉城園、みどり池園地)の保全・整備・活用	—	—	◎興福寺境内地・伽藍配置の保存 ○園地(登大路園地)の保全・整備・活用	◎興福寺境内地・伽藍配置(図書館跡園地を含む)の保存 ○園地(猿沢池園地)の保全・整備・活用	○園地(猿沢池園地)の保全・整備・活用 ○堤の保全・整備・活用	○園地(浅茅ヶ原)の保全・整備・活用	●山地(瑜伽山)の地形の保全 ◎境内地・伽藍配置(瑜伽神社、天神社)の保存 ○園地(荒池園地)の保全・整備・活用	●飛火野南端部の丘陵地形の保全	●春日山原始林の保全・再生	●造林地(スギ、ヒノキ林)の保全・再生	
	②水系	●◎流れ(吉城川等)の保全・再生 ●○池(鏡池等)の保全・再生	●○流れ(水谷川)の保全・再生 ●○池(吉城川)の保全・再生	●○流れ(吉城川)の保全・再生 ●○池(三社池)の保全・再生	●○流れ(吉城川)の保全・再生 ●○池(みどり池)の保全・再生	—	—	—	●○池(瓢箪池等)の保全 ●○流れ(率川)の保全・再生	●○池(率川)の保全・再生 ●○池(猿沢池)の保全・再生	●○流れ(浅茅ヶ原の水路)の保全・再生 ●○池(鶯池等)の保全・再生	●○池(荒池)の保全・再生 ●○池(率川)の保全・再生	●○流れ(率川)の保全・再生	●○池(荒池)の保全・再生 ●○池(率川)の保全・再生	●○流れ(率川)の保全・再生	●鶯滝の保全	
	③植栽・植生	●山地の自然植生の保全 ◎名木等(良弁杉等)の保全 ○境内地の植栽樹木(松、桜、杉等)、芝地の保全・再生	●若草山の自然植生の保全・再生 ●原始林入口部の自然植生の保全 ○水谷川沿川の植栽樹木(楓等)保全・再生 ○若草山麓、茶山園地の植栽樹木(松、桜等)の保全・再生 ○茶山園地の樹林地の保全・再生	○園地の植栽樹木(松、櫻、楓等)、芝地の保全・再生	●吉城川沿川の樹林の保全 ○園地の植栽樹木(松、櫻等)の保全・再生 ◎名木等(氷室神社のしだれ桜)の保全 ○境内地の植栽樹木(楓等)の保全・再生 ○若草山麓、茶山園地の植栽樹木(松、櫻等)の保全・再生 ○街路樹(松等)の保全・再生	○構内の植栽樹木(ナラノヤエザクラ)の保全 ○園地の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○構内の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○街路樹(松等)の保全・再生	○名木等(ナラノヤエザクラ)の保全 ○園地の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○構内の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○街路樹(松等)の保全・再生	○園地の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○構内の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○街路樹(松等)の保全・再生	○名木等(楊貴妃桜、衣掛柳)の保全 ○園地および池畔の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○園地の樹林の保全・再生 ○片岡梅林(梅)の保全 ○堤の樹林の保全・再生	○名木等(楊貴妃桜、衣掛柳)の保全 ○園地の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○園地の樹林の保全・再生 ○片岡梅林(梅)の保全 ○堤の樹林の保全・再生	○園地の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○園地の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生 ○片岡梅林(梅)の保全 ○堤の樹林の保全・再生	●瑜伽山一帯の樹林の保全 ○園地の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生	●瑜伽山一帯の樹林の保全 ○園地の植栽樹木(松、櫻等)、芝地の保全・再生	●飛火野南端部の自然植生の保全			
	④建築物・工作物	◎文化財に指定される建築物・工作物の保存 ◎参道の保存・再生	○園路(若草山麓)の保全・整備・活用	○園路の保全・整備・活用	○文化財に指定される建築物・工作物の保存 ◎参道の保存・再生	—	—	○文化財に指定される建築物(旧奈良県物産陳列所)の保存	—	—	○猿沢池の石積護岸の保全 ○五十二段および園路の保全・整備・活用	○文化財に指定される建築物・工作物の保存 ◎参道の保存・再生	○参道の保存・再生	○文化財に指定される建築物(粉川家住宅)の保存	○妙見宮の保存 ○石仏等の保存	○興福寺別院歓喜天の保存 ○石仏等の保存	
	⑥遺跡・遺構	◎東大寺旧境内地遺跡・遺構の保存 ◎礎石等(東大寺講堂跡等)の保存 ◎鶯塚古墳の保存	◎東大寺旧境内地遺跡・遺構の保存	◎東大寺旧境内地遺跡・遺構の保存	◎東大寺旧境内地遺跡・遺構の保存	◎埋藏遺構(氷室城跡)の保存	◎東大寺旧境内地遺跡・遺構の保存	—	◎興福寺旧境内地遺跡・遺構の保存 ◎埋藏遺構(興福寺寺地等)の保存	◎興福寺旧境内地遺跡・遺構の保存 ◎埋藏遺構(興福寺寺地、奈良町遺跡)の保存 ◎埋藏遺構(南大門跡等)の保存	◎興福寺旧境内地遺跡・遺構の保存 ◎埋藏遺構(荒池瓦窯跡)の保存	◎埋藏遺構(奈良町遺跡、瑜伽山城跡)の保存 ◎埋藏遺構(土堀跡)の保存	◎埋藏遺構(奈良町遺跡)の保存	◎埋藏遺構(奈良町遺跡)の保存	◎埋藏遺構(香山堂跡)の保存	◎埋藏遺構(香山堂跡)の保存	
	⑦動物	●景物としての「奈良のシカ」の保全 ●東大寺鏡池棲息ワカの保全	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●ルーミスシジミ棲息地の保全	—	—	
	⑧行催事の場の形成	◎東大寺二月堂修二会(二月堂及び境内)等	◎若草山山焼き(若草山腹・野上神社)	—	—	◎献氷祭(氷室神社)	—	—	◎春日若宮おん祭・御渡式(大宮通り)	◎春日若宮おん祭・御渡式(登大路園地)	◎般若の芝(薪能) ◎春日若宮おん祭・御渡式(辻り坂)	◎采女祭(猿沢池)	—	—	—	—	
本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◎祠、碑等の保存 ◎東大寺子院、関連施設の保全 ◎一乘院宮墓の保存	◎祠、碑等の保存 ◇若草山麓周辺の保全・活用	◎祠、碑等の保存 ◇県新公会堂、シリクロード交流館の整備活用	◇寧楽美術館の保全・活用	◎碑等の保存 ◇氷室神社周辺の保全・活用	◎祠、碑等の保存 ◇旧邸宅、屋敷林の保全・整備活用	—	◇大宮通りの整備活用	—	◎碑等の保存 ◎興福寺子院、関連施設の保全	◎碑等の保存 ◎采女神社の保存	◎碑等の保存 ◎休憩施設等の保全・活用	◎碑等の保存 ◇旧邸宅、屋敷林の保全・整備活用	◎祠等の保存 ◇休憩施設等の保全・活用 ◇春日奥山周遊道路の適正化	◎祠等の保存		



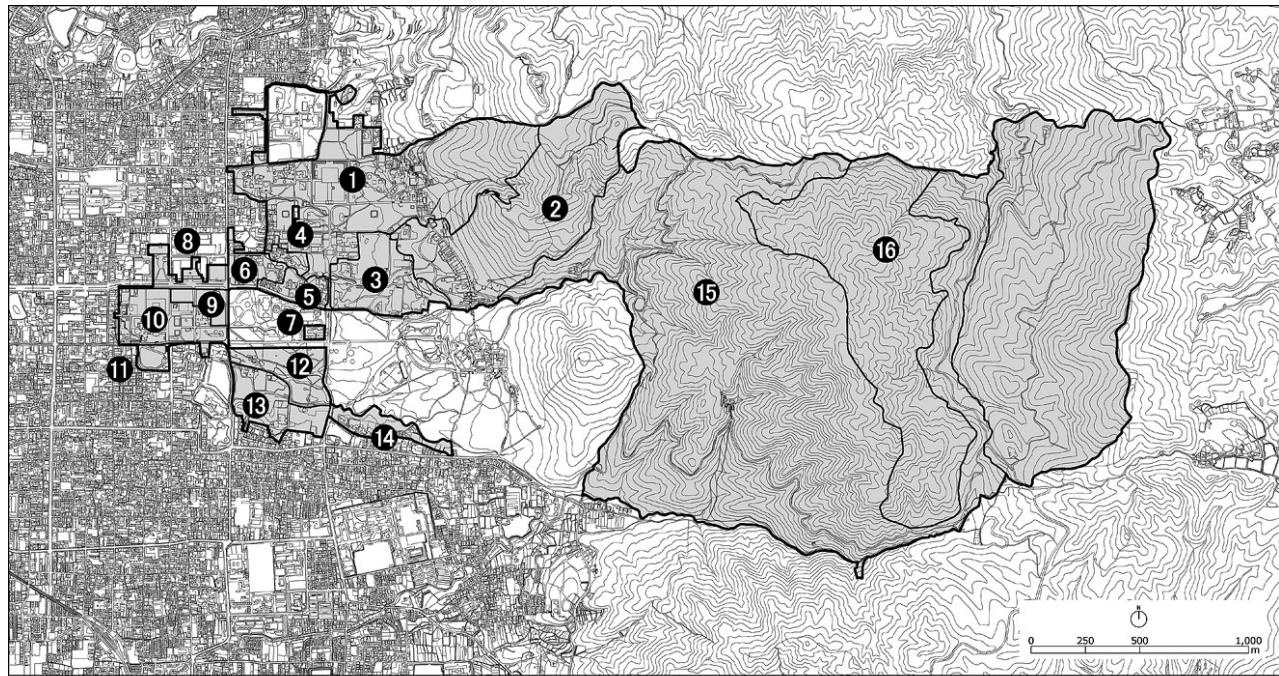
図 24 区域区分と本質的価値を構成する要素の分布（平坦部）





## 2-2. 区域毎の本質的価値を構成する要素と保存管理・活用の主な考え方

名勝奈良公園の各区域における本質的価値を構成する要素について整理とりまとめを行い、下記に示す16ゾーン別の保存管理・活用の基本方針ならびに個別要素の保存管理・活用の主な考え方を示す。

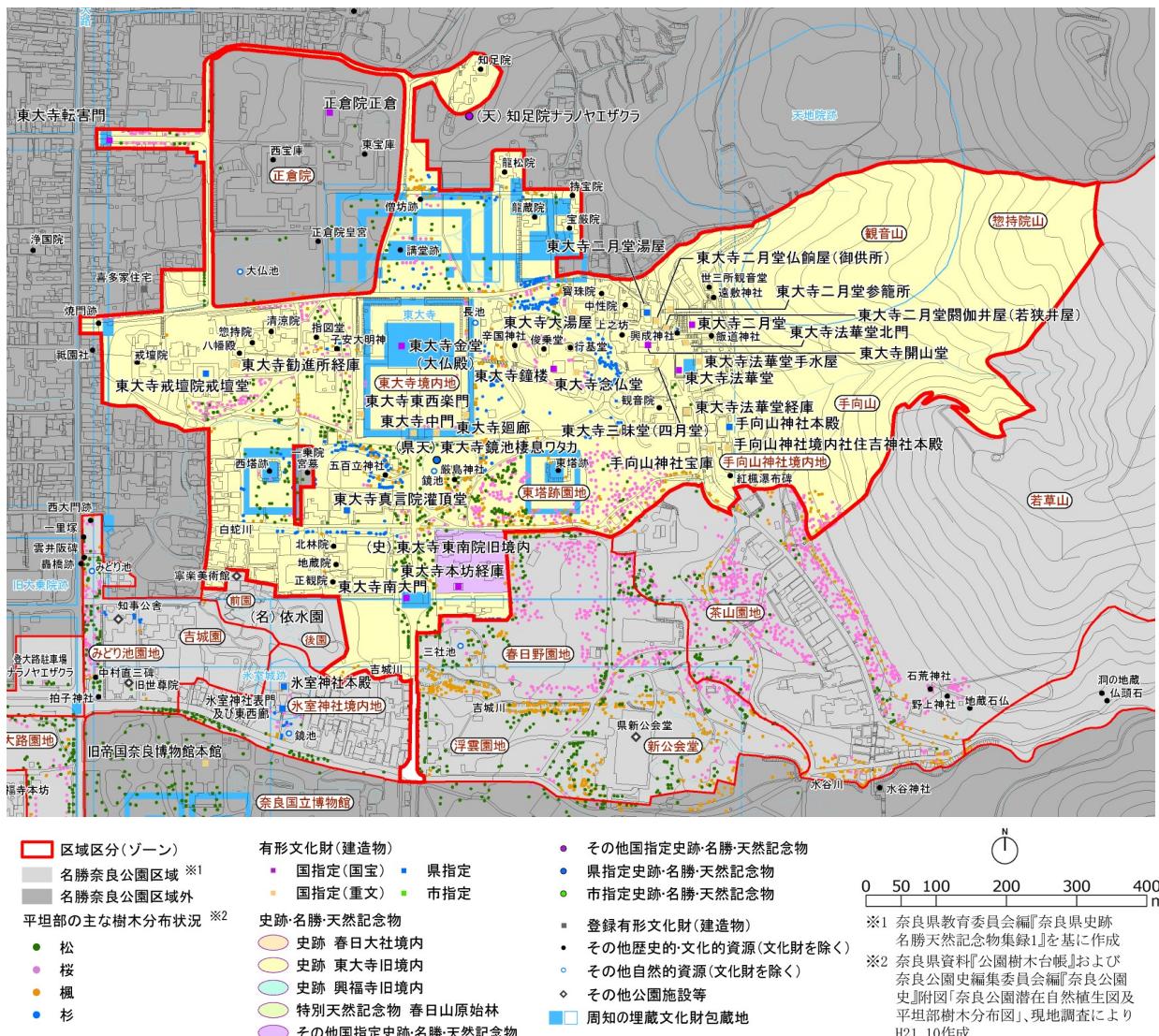


- |                 |                |            |             |
|-----------------|----------------|------------|-------------|
| ① 東大寺境内ゾーン      | ⑤ 氷室神社境内周辺ゾーン  | ⑨ 登大路園地ゾーン | ⑬ 荒池・瑜伽山ゾーン |
| ② 若草山ゾーン        | ⑥ 吉城園周辺ゾーン     | ⑩ 興福寺境内ゾーン | ⑭ 高畑ゾーン     |
| ③ 春日野園地・浮雲園地ゾーン | ⑦ 旧奈良県物産陳列所ゾーン | ⑪ 猿沢池ゾーン   | ⑮ 春日山原始林ゾーン |
| ④ 依水園ゾーン        | ⑧ 県庁周辺ゾーン      | ⑫ 浅茅ヶ原ゾーン  | ⑯ 花山・芳山ゾーン  |

図 25 区域区分図

## (1) 東大寺境内ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



●自然的要素 ◎歴史的・文化的要素

○公園の要素 ◇その他要素

区分		本質的価値を構成する要素
地形・地割	地形	●山地（觀音山、手向山、惣持院山）
	地割等	◎東大寺境内地（史跡東大寺旧境内、史跡東大寺東南院旧境内）および伽藍配置 ◎手向山八幡宮境内地 ○園地（東塔跡園地）
水系	流れ	●◎吉城川、白蛇川等
	池	●◎鏡池、長池等
植栽・植生	植栽	◎名木、いわれのある樹木（良弁杉） ○境内地の植栽樹木（松、桜、楓、杉） ○芝地（大仏殿廻廊内）
	植生	●山地の自然植生 ●天然記念物（知足院ナラヤエザクラ）

建築物・工作物	建築物	◎指定有形文化財（建造物）およびそれに準ずる建築物 －国宝（東大寺法華堂、東大寺南大門、東大寺転害門、東大寺金堂、東大寺本坊經庫、東大寺鐘樓、東大寺開山堂、東大寺二月堂）等
	工作物	◎指定有形文化財およびそれに準ずる工作物 －国宝（梵鐘、金銅八角燈籠）等 ◎東大寺参道、手向山八幡宮参道（鳥居、石燈籠等を含む）
遺跡・遺構	礎石等	◎東大寺講堂跡、僧坊跡、東塔跡、西塔跡等
	埋蔵遺構	◎東大寺旧境内地遺構（史跡東大寺旧境内）
動物（奈良のシカを除く）		●天然記念物（東大寺鏡池棲息ワタカ）
行催事の場の形成		◎東大寺二月堂修二会（東大寺二月堂および境内地）等
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素		◎祠（五百立神社、興成神社等）、碑（紅楓瀑布碑、万葉歌碑等） ◎東大寺子院、関連施設等 ◎一乘院宮墓 ※名勝指定区域に隣接
関係する法制度等		・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域（奈良市景観計画）

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

平城遷都以降の当地の歴史を象徴する東大寺等の貴重な歴史的・文化的要素が集積する区域として史跡等の適切な保存を図るとともに、境内地を構成する松、桜等の樹木や観音山の樹林などで構成される景観に配慮した保全・維持管理を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 自然的要素に関わる考え方

- ・観音山、手向山等の山地は、二月堂・手向山八幡宮等の背景として、名勝奈良公園の景観の基盤となる重要な要素であり、その地形及び植生の適切な保全を図る。
- ・鏡池等の境内地の適切な水環境（水質及び水量、生態系）の保全・再生を図る。

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・東大寺金堂（大仏殿）や南都八景の一つに挙げられる「東大寺の鐘」（東大寺鐘樓）をはじめとする、境内地に所在する文化財に指定される建築物・工作物そのものが貴重であるとともに、周辺景観・眺望景観を構成する重要な要素として、その適切な保存を図る。
- ・東大寺旧境内に関わる遺跡・遺構は、往時の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。
- ・東大寺二月堂修二会等の東大寺境内地に係る行催事は、当地の歴史・伝統を現在に伝える重要な要素であり、境内地の行催事の場について、その継承のための適切な保存を図る。

### 公園的要素に関わる考え方

- ・境内地景観を特徴づける松、桜、杉等の植栽樹木の適切な維持管理を図る。



東大寺参道



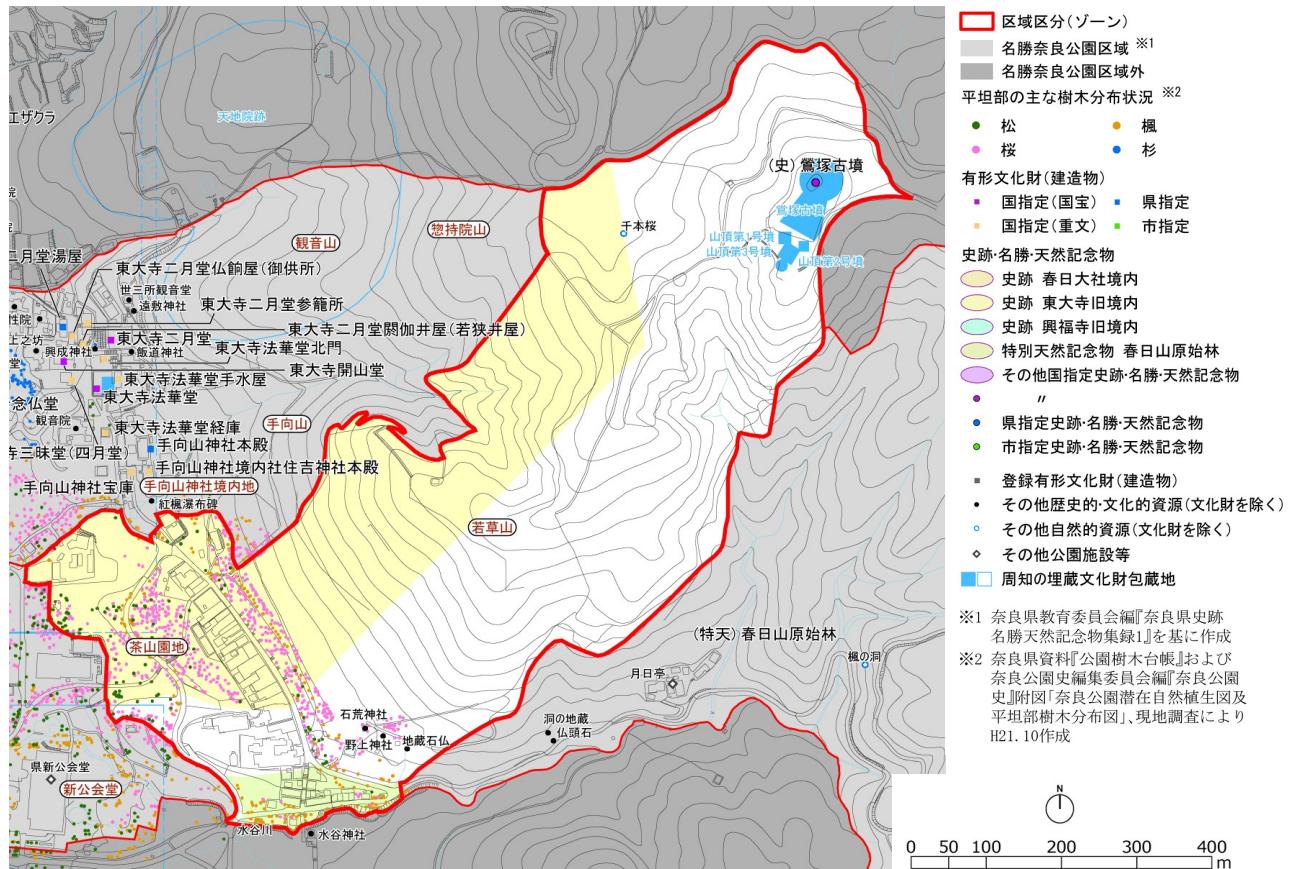
東大寺二月堂及び法華堂



東大寺講堂跡から見る大仏殿

## (2) 若草山ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



区分		本質的価値を構成する要素
地形・地割	地形	●山地(若草山)
	地割等	◎東大寺境内地(史跡東大寺旧境内)および伽藍配置 ○園地(若草山、茶山園地)
水系	流れ	●◎水谷川
植栽・植生	植栽	○若草山麓、茶山園地の植栽樹木(松、桜、楓) ○水谷川沿いの植栽樹木(楓)
	植生	●若草山の自然植生(山腹の芝地を含む) ●原始林入口部の自然植生 ○茶山園地の樹林地
建築物・工作物	建築物	—
	工作物	○園路(若草山麓)
遺跡・遺構	埋蔵遺構	◎東大寺旧境内地遺構(史跡東大寺旧境内)
	古墳	◎史跡鷺塚古墳
動物(奈良のシカを除く)		—
行催事の場の形成		◎若草山山焼き(若草山腹、野上神社)
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素		◎祠等(野上神社、石荒神社、地蔵石仏) ◇若草山麓周辺(雑司町及び春日野町)
関係する法制度等	・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域(奈良市景観計画)	

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

奈良公園を代表する眺望景観を形成する要素であり、名勝の価値を基底する若草山の景観を継承するため、地形・植生等を含めて総合的に適切な保全・維持管理を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 自然的要素に関わる考え方

- ・南都八景に数えられる「三笠山の雪」など、奈良公園の著名な眺望景観を構成する若草山の地形および植生の維持のための適切な保全、再生を図る。
- ・水谷川沿いの自然林は特別天然記念物春日山原始林として、その適切な保全を図る。

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・史跡東大寺旧境内に一部重複することから、遺跡・遺構等の現状保存を図るとともに、園地活用との調整に配慮する。
- ・鷺塚古墳は、古墳時代の当地の歴史を伝える重要な要素として、その適切な保存を図る。
- ・若草山山焼きは、当地の歴史・伝統を現在に伝える重要な要素であり、行催事の主たる場となる若草山一帯についてその継承のための適切な保存を図る。

### 公園的要素に関わる考え方

- ・当地の景観を特徴づける松、桜、楓等の植栽樹木の適切な維持管理を図るとともに、公園の風致景観に配慮した整備・活用を図る。
- ・茶山園地一帯は、若草山の山麓部の樹林地景観を構成する区域として、その地形および植生の維持のための適切な保全を図る。

### その他要素に関わる考え方

- ・若草山山麓の店舗等は、公園開設以前より若草山の景観形成・保全に配慮してきた地域として、地元地域活動との連携のもと名勝奈良公園の修景のための保存管理の推進を図る。



若草山



若草山（山頂部）



若草山（山麓部）



若草山麓の店舗



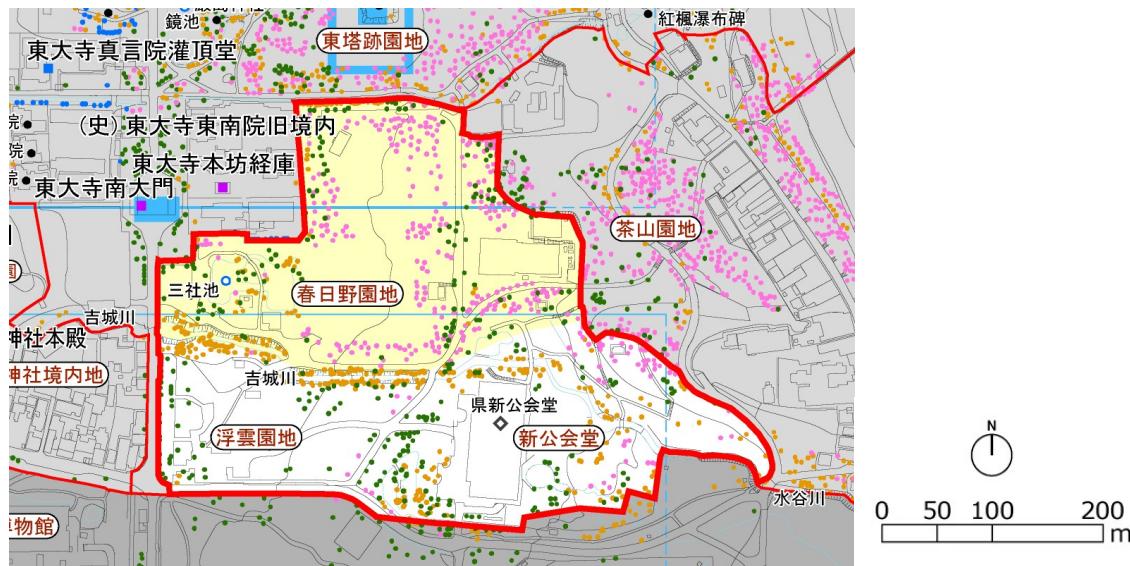
茶山園地



水谷川沿いの植栽樹木

## (3) 春日野園地・浮雲園地ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



- 区域区分(ゾーン)  
 ■ 名勝奈良公園区域※1  
 ■ 名勝奈良公園区域外  
 平坦部の主な樹木分布状況※2  
 ● 松  
 ● 桜  
 ● 楓  
 ● 杉
- 有形文化財(建造物)  
 ▲ 国指定(国宝) ■ 県指定  
 ▲ 国指定(重文) ■ 市指定
- 史跡・名勝・天然記念物  
 ○ 史跡 春日大社境内  
 ○ 史跡 東大寺旧境内  
 ○ 史跡 興福寺旧境内  
 ○ 特別天然記念物 春日山原始林  
 ○ その他国指定史跡・名勝・天然記念物
- その他国指定史跡・名勝・天然記念物  
 ● 県指定史跡・名勝・天然記念物  
 ● 市指定史跡・名勝・天然記念物
- 登録有形文化財(建造物)  
 ○ その他歴史的・文化的資源(文化財を除く)  
 ○ その他自然的資源(文化財を除く)  
 ◇ その他公園施設等
- 周知の埋蔵文化財包蔵地
- ※1 奈良県教育委員会編『奈良県史跡・名勝天然記念物集録1』を基に作成  
 ※2 奈良県資料『公園樹木台帳』および奈良公園史編集委員会編『奈良公園史』附図「奈良公園潜在自然植生図及平坦部樹木分布図」、現地調査によりH21.10作成

●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素

○公園の要素 ◇その他要素

区分	本質的価値を構成する要素	
地形・地割	地形	—
	地割等	◎東大寺境内地（史跡東大寺旧境内）および伽藍配置 ○園地（春日野園地、浮雲園地）
水系	流れ	●◎吉城川
	池	●○三社池
植栽・植生	植栽	○園地の植栽樹木（松、桜、楓） ○園地の芝地
	植生	—
建築物・工作物	建築物	—
	工作物	○園路（橋梁を含む）
遺跡・遺構	埋蔵遺構	◎東大寺旧境内地遺構（史跡東大寺旧境内）
動物（奈良のシカを除く）		—
行催事の場の形成		—
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◎祠、碑等 ◇奈良県新公会堂、シルクロード交流館	
関係する法制度等	• 歴史的風土特別保存地区 • 第1種風致地区 • 歴史拠点景観区域（奈良市景観計画）	

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

造営時から現在に至る整備・活用の変遷をふまえつつ、奈良公園の著名な眺望景観を望む視点場と、そこからの眺望景観の保全を図るとともに、名勝奈良公園における活用の中心として公園の有する質の高い風致景観に配慮した整備・活用を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 自然的要素に関わる考え方

- 吉城川の適切な水環境（水質及び水量、生態系）の保全と園地活用の調整に配慮する。

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- 史跡東大寺旧境内に一部重複することから、遺跡・遺構等の現状保存を図るとともに、園地活用との調整に配慮する。

### 公園的要素に関わる考え方

- 眺望景観の保全のため、視点場としての園地景観の維持管理を図る。
- 園地については、当地の景観を特徴づける松、桜、楓等の植栽樹木の適切な維持管理を図るとともに、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。

### その他要素に関わる考え方

- 奈良県新公会堂等の奈良公園のレクリエーションやコンベンション機能を支える施設については、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。



春日野園地



浮雲園地



浮雲園地から春日山の眺め



吉城川



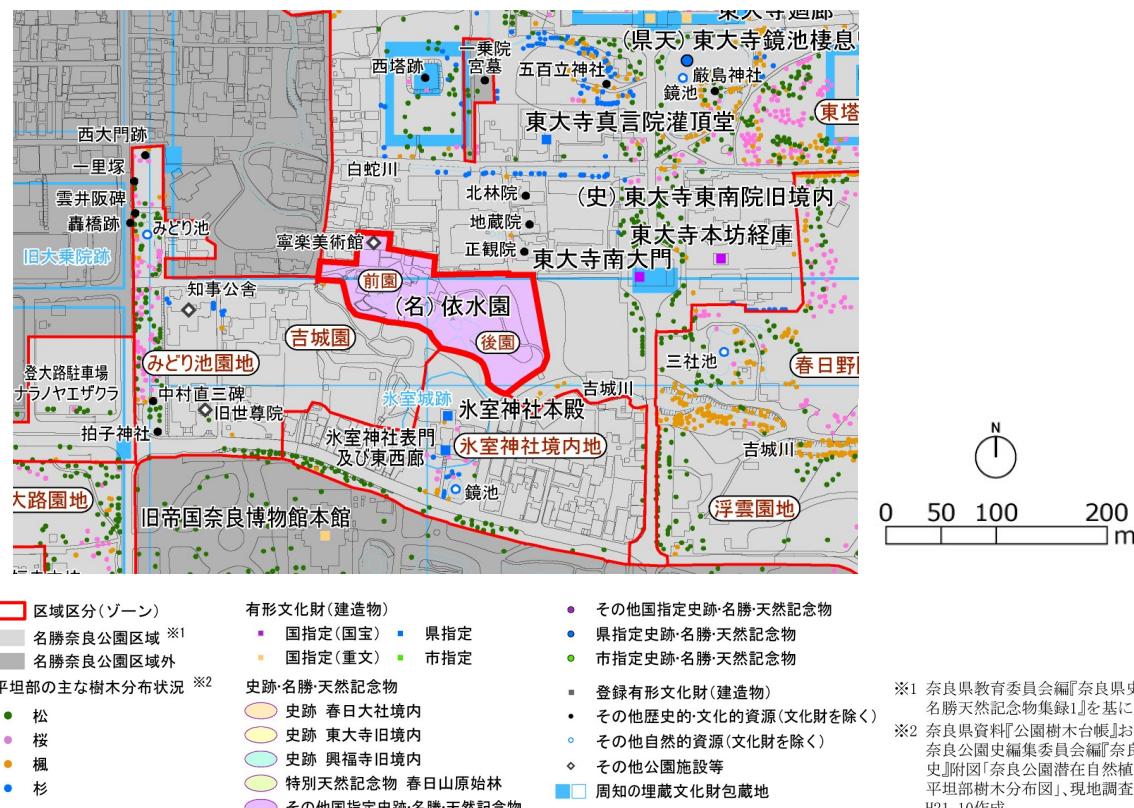
三社池



奈良県新公会堂

## (4) 依水園ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素

○公園の要素 ◇その他要素

区分	本質的価値を構成する要素	
地形・地割	地形	—
	地割等	◎依水園前園、後園 (名勝依水園)
水系	流れ	
	池	
植栽・植生	植栽	
	植生	
建築物・工作物	建築物	
	工作物	
遺跡・遺構	埋蔵遺構	◎東大寺旧境内地遺構 (史跡東大寺旧境内)
動物		—
行催事の場の形成		—
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◇寧樂美術館	
関係する法制度等	• 歴史的風土特別保存地区 • 第1種風致地区 • 歴史拠点景観区域 (奈良市景観計画)	

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

国の名勝庭園として適切な保存管理を図るとともに、依水園からの借景となる東大寺南大門および若草・春日・御蓋の三山を望む眺望景観の保全を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・依水園（前園、後園）を構成する要素（地割、水系、植栽、建築物・工作物）について、名勝庭園として総合的に適切に保存する。
- ・借景庭園としての価値を継承するため、東大寺南大門および若草・春日・御蓋の三山を望む眺望景観に影響を与える地割や空間的広がりに配慮した景観の保存管理を図る。
- ・史跡東大寺旧境内に重複することから、埋蔵遺構を含めて史跡として適切な保存を図る。

### その他要素に関わる考え方

- ・寧楽美術館は依水園と一体となる施設として、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。



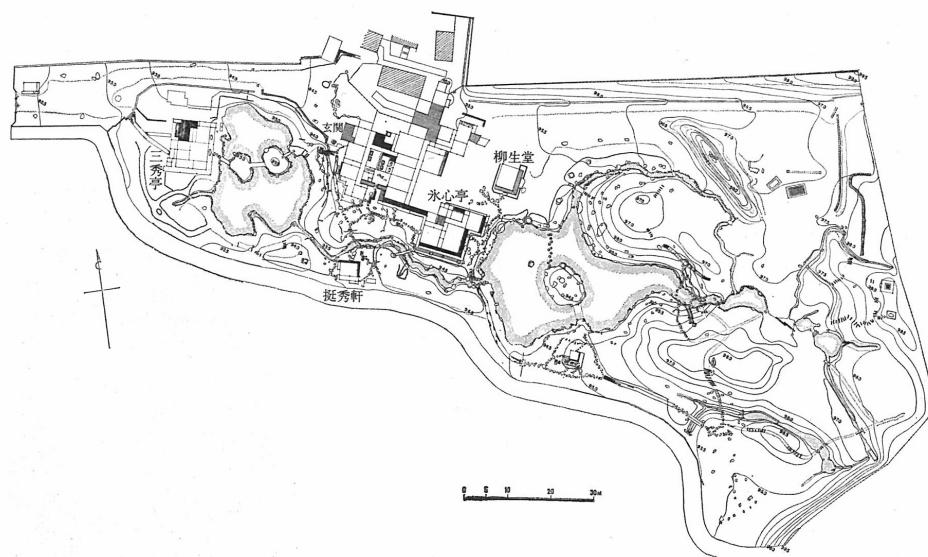
依水園・前園



依水園・後園



寧楽美術館



依水園庭園実測図

出典：奈良市史編集審議会編『奈良市史 建築編』, 奈良市, 1976

## (5) 氷室神社境内周辺ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



●自然的要素 ◎: 歴史的・文化的要素

○公園の要素 ◇その他要素

区分	本質的価値を構成する要素	
地形・地割	地形	—
	地割等	◎氷室神社境内地
水系	流れ	●◎吉城川
	池	●◎鏡池（氷室神社）
植栽・植生	植栽	◎名木、いわれのある樹木（氷室神社のしだれ桜） ○境内地の植栽樹木（桜、楓、杉） ○街路樹（松）
	植生	●氷室神社境内地の樹林 ●吉城川沿川の樹林
建築物・工作物	建築物	◎指定有形文化財（建造物）およびそれに準ずる建築物
	工作物	◎氷室神社参道（鳥居、石燈籠等を含む）
遺跡・遺構	埋蔵遺構	◎周知の埋蔵文化財包蔵地（氷室城跡）
動物（奈良のシカを除く）		—
行催事の場の形成		◎献冰祭（氷室神社）
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◇氷室神社周辺（春日野町） ◎碑（万葉歌碑）	
関係する法制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土特別保存地区</li> <li>・第1種風致地区</li> <li>・歴史拠点景観区域（奈良市景観計画）</li> </ul>	

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域である氷室神社境内地景観の適切な保全を図るとともに、氷室神社境内地および隣接する公園地と周辺区域の空間的まとまりや景観の連続性に配慮した適切な保全・活用を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 自然的要素に関わる考え方

- 吉城川及び沿川の樹林地は、隣接する名勝依水園、氷室神社境内、吉城園と一体となる景観形成の重要な要素として、その水環境（水質及び水量）及び植生の適切な保全を図る。

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- 氷室神社本殿等の建築物と桜、杉等の植栽樹木及び背後（吉城川沿川）の樹林等により構成される境内地景観の適切な保全を図る。
- 地下の埋蔵される遺構（氷室城跡）は、当地の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。
- 氷室神社の献冰祭は、当地の歴史・伝統を現在に伝える重要な要素であり、境内地の行催事の場について、その継承のための適切な保存を図る。

### 公園的要素に関わる考え方

- 隣接する奈良国立博物館と一体となる景観形成の重要な要素として、街路樹（松）の適切な維持管理を図る。

### その他要素に関わる考え方

- 氷室神社周辺は、氷室神社および東大寺参道と一体となり統一感のある街なみを形成するなど、地域の景観形成・保全に配慮してきた地域として、地域活動との連携のもと隣接する公園地・境内地との空間的まとまりや連続性に配慮した保存管理・活用の推進を図る。



氷室神社境内



氷室神社社殿と背後の樹林地



氷室神社のしだれ桜



街路樹（松）

氷室神社周辺の街なみ  
(春日野町)氷室神社周辺の街なみ  
(春日野町・大仏前商店街)

## (6) 吉城園周辺ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



● 自然的要素 ○ : 歴史的・文化的要素

○公園の要素 ◇その他要素

区分	本質的価値を構成する要素	
地形・地割	地形	—
	地割等	○園地 (吉城園、みどり池園地)
水系	流れ	●○吉城川
	池	●○みどり池
植栽・植生	植栽	○園地の植栽樹木 (松、桜、楓) ○街路樹 (松)
	植生	●吉城川沿川の樹林
建築物・工作物	建築物	—
	工作物	—
遺跡・遺構	礎石等	○雲井阪碑 ○轟橋遺構
	埋蔵遺構	○東大寺旧境内地遺構 (史跡東大寺旧境内)
動物 (奈良のシカを除く)	—	
行催事の場の形成	—	
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◇旧邸宅および屋敷林 (知事公舎、旧世尊院 (国際奈良学セミナーハウス)) (登大路町) ◇祠 (拍子神社)、碑 (西大門跡、一里塚、中村直三碑等)	
関係する法制度等	• 歴史的風土特別保存地区 • 第1種風致地区 • 歴史拠点景観区域 (奈良市景観計画)	

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域であるみどり池園地の景観の適切な保全を図るとともに、吉城園及び周辺地区について、隣接する公園地との空間的まとまりや景観の連続性に配慮した適切な保全・活用を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 自然的要素に関わる考え方

- ・みどり池の水環境（水質及び水量）及び植生の適切な保全を図る。
- ・吉城川及び沿川の樹林地は、隣接する吉城園、名勝依水園、氷室神社境内と一体となる景観形成の重要な要素として、その水環境（水質及び水量）及び植生の適切な保全を図る。

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・みどり池園地は、南都八景（雲井坂の雨、轟橋行人）の地として、その歴史を伝える重要な要素である池、碑、工作物等の保存を図る。
- ・史跡東大寺旧境内に一部重複することから、遺跡・遺構等の現状保存を図るとともに、園地活用との調整に配慮する。

### 公園的要素に関わる考え方

- ・吉城園は、大正期の庭園としての歴史を今に伝えるとともに、広く県民に親しまれる都市緑地として、その適切な保全・活用を図る。
- ・国道369号に接するみどり池園地は、名勝指定区域の境界部の緑地帯として、公園の風致に配慮した保全・整備・活用を図る。

### その他要素に関わる考え方

- ・公園の風致を維持向上する要素（旧邸宅、屋敷林等）の適切な保全・整備・活用を図る。



みどり池



みどり池園地と国道369号



雲井坂碑



吉城園



吉城園

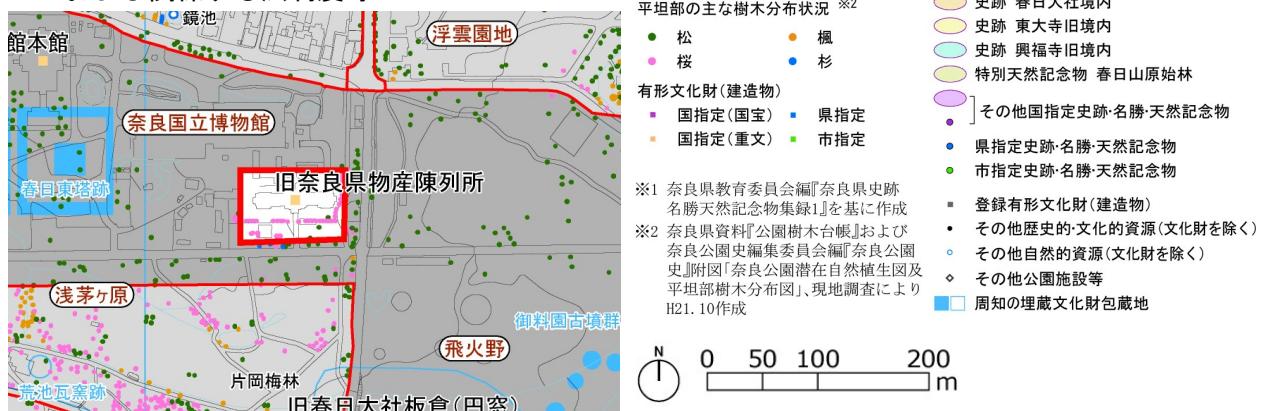


旧邸宅と屋敷林（登大路町）

## (7) 旧奈良県物産陳列所ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素

## および関係する法制度等



●自然的要素 ○歴史的・文化的要素

○公園的要素 ◇その他要素

区分	本質的価値を構成する要素	
地形・地割	地形	—
	地割等	—
水系	流れ	—
	池	—
植栽・植生	植栽	○構内の植栽樹木(桜)
	植生	—
建築物・工作物	建築物	○指定有形文化財(建造物) 重要文化財(旧奈良県物産陳列所)
	工作物	—
遺跡・遺構	—	
動物	—	
行催事の場の形成	—	
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	—	
関係する法制度等	• 歴史的風土特別保存地区 • 第1種風致地区 • 歴史拠点景観区域(奈良市景観計画)	

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

重要文化財(旧奈良県物産陳列所)を中心として形成される構内の景観の適切な保存を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

## 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- 旧奈良県物産陳列所は重要文化財(建造物)としての貴重性とともに、周辺景観を構成する重要な要素として、その適切な保存を図る。

## 公園的文化的要素に関わる考え方

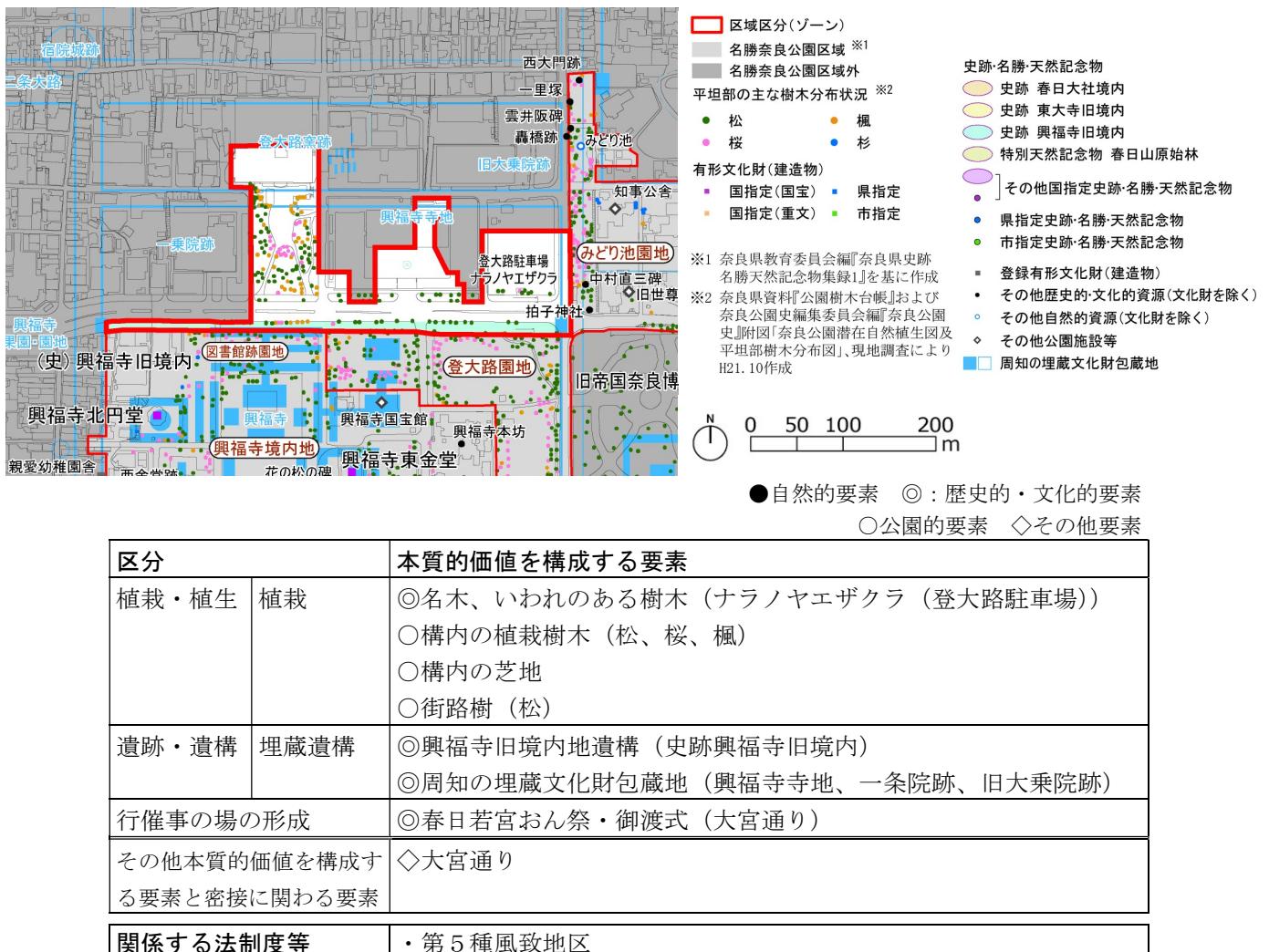
- 構内の景観を構成する植栽樹木(桜)の適切な保全を図る。



旧奈良県物産陳列所

## (8) 県庁周辺ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

公園の玄関口として、眺望景観の視点場及び隣接する市街地との緩衝帯的役割とともに、公園地の空間的まとまりや連続性に配慮した景観形成のための適切な保全・活用を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

## 歴史的・文化的要素に関する考え方

- 一条院跡地をはじめとする、かつての興福寺寺地に所在しており、当地の歴史を伝える遺跡・遺構等の保存と土地利用の調整に配慮する。

## 公園的要素に関する考え方

- 松、桜等の植栽樹木、芝地、街路樹の適切な維持管理を図る。
- 公園の玄関口として、来場者のアクセス (歩行者、車両) および安全の確保と、景観保全との調整に配慮する。



大宮通りの街路樹 (松)

## (9) 登大路園地ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



区分	本質的価値を構成する要素
地形・地割	地形
	○興福寺境内地（史跡興福寺旧境内）および伽藍配置 ○園地（登大路園地）
水系	流れ
	池
植栽・植生	植栽
	○園地の植栽樹木（松、桜、楓） ○園地の芝地
建築物・工作物	建築物
	工作物
遺跡・遺構	埋蔵遺構
動物（奈良のシカを除く）	—
行催事の場の形成	○春日若宮おん祭・御渡式（登大路園地）
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	—
関係する法制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土特別保存地区</li> <li>・第1種風致地区</li> <li>・歴史拠点景観区域（奈良市景観計画）</li> </ul>

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

公園開設当初の指定区域であるとともに、造営時から現在に至る整備・活用の変遷をふまえ、名勝奈良公園活用の中心的地域として、公園の有する質の高い風致に配慮した整備・活用を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・史跡興福寺旧境内に重複することから、遺跡・遺構等の現状保存を図るとともに、園地活用との調整に配慮する。
- ・春日若宮おん祭・御渡式は、当地の歴史・伝統を現在に伝える重要な要素であり、行催事の場となる登大路園地は、その継承のための適切な保存を図る。

### 公園的要素に関わる考え方

- ・当地の景観を特徴づける松、桜等の植栽樹木および芝地の適切な維持管理を図るとともに、隣接する興福寺境内地と一体となる風致景観に配慮した整備・活用を図る。



登大路園地



登大路園地（県庁屋上より）



登大路園地から興福寺境内地の眺め



行催事の場としての登大路園地  
(春日若宮おん祭・御渡式)

## (10) 興福寺境内ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素

○公園的要素 ◇その他要素

区分		本質的価値を構成する要素
地形・地割	地形	—
	地割等	◎興福寺境内地* (史跡興福寺旧境内) および伽藍配置 ○園地 (図書館跡園地)
水系	流れ	—
	池	●◎興福寺境内の池 (瓢箪池、他)
植栽・植生	植栽	◎名木、いわれのある樹木 (南円堂の藤) ○境内地の植栽樹木 (松、桜、楓) ○境内地の芝地
	植生	—
建築物・工作物	建築物	◎指定有形文化財 (建造物) およびそれに準ずる建築物 —国宝 (興福寺北円堂、興福寺三重塔、興福寺五重塔、興福寺東金堂) 等
	工作物	◎興福寺参道
遺跡・遺構	礎石等	◎南大門跡、西金堂跡、額塚等
	埋蔵遺構	◎興福寺旧境内地遺構 (史跡興福寺旧境内)
動物 (奈良のシカを除く)		—
行催事の場の形成		◎薪能 (般若の芝) ◎春日若宮おん祭・御渡式 (辻り坂)

その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◎興福寺子院、関連施設等 ◎碑（花の松の碑等）
関係する法制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土特別保存地区</li> <li>・歴史的風土保存区域<sup>※1</sup></li> <li>・歴史拠点景観区域（奈良市景観計画）<sup>※2</sup></li> </ul> <p>※1 市街地箇所は歴史的風土保存区域および第5種風致地区に相当する。</p> <p>※2 市街地箇所は歴史拠点景観区域には含まれない。</p>

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

平城遷都以降の当地の歴史を象徴する興福寺の貴重な歴史的・文化的要素が集積する地区として史跡の適切な保存を図るとともに、公園の玄関口として境内地景観を構成する名木、松、桜などの樹木と歴史的・文化的要素との調和に配慮した保全・維持管理を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・興福寺東金堂、五重塔や南都八景の一つに挙げられる「南円堂の藤」（南円堂）をはじめとする、境内地に所在する文化財に指定される建築物・工作物は個別の貴重性とともに、周辺景観・眺望景観を構成する重要な要素として、その適切な保存を図る。
- ・興福寺旧境内に關わる遺跡・遺構は、往時の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。
- ・薪能等の興福寺境内地に係る行催事は、当地の歴史・伝統を現在に伝える重要な要素であり、境内地の行催事の場について、その継承のための適切な保存を図る。

### 公園的要素に関わる考え方

- ・公園開設当初の指定区域として、その地形・地割、池の適切な保全を図る。
- ・南都八景の一つに挙げられる「南円堂の藤」をはじめ、境内地景観を特徴づける松、桜、杉等の植栽樹木の適切な維持管理を図る。



興福寺境内（県庁展望室より）



興福寺境内（東金堂及び五重塔）



南円堂と藤



北円堂



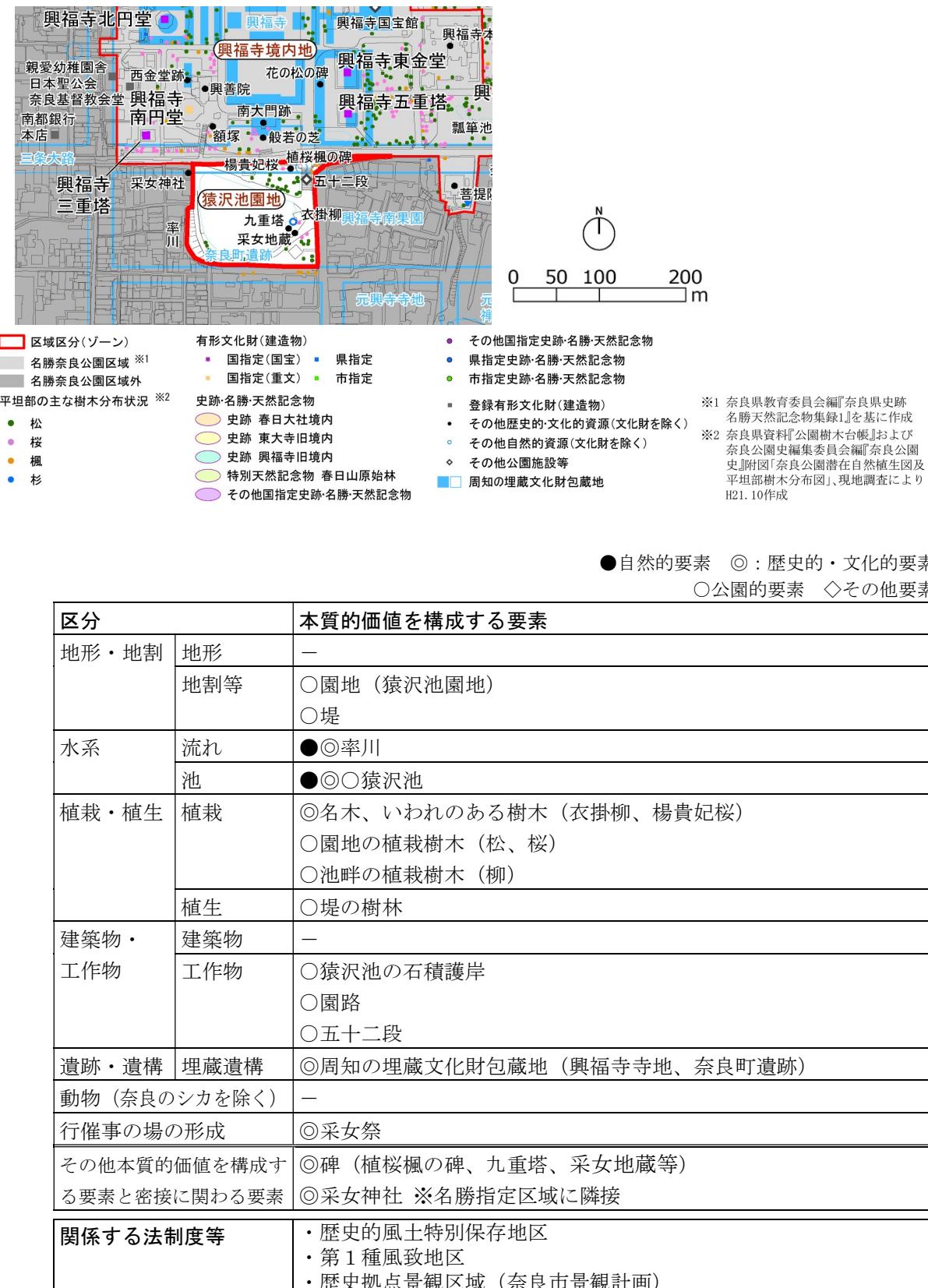
大湯屋と瓢箪池



南大門跡と般若の芝

## (11) 猿沢池ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

南都八景の一つである猿沢池の地形・水系・利用等を含めた総合的な保全・再生を図るとともに、名勝奈良公園における活用の中心として、公園の有する質の高い風致景観に配慮した整備・活用を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・南都八景の一つである猿沢池は、古来の名所を形成する重要な歴史的・文化的要素として適切な保存を図る。
- ・かつての興福寺寺地として、当地の歴史を伝える遺跡・遺構等の保存と園地活用との調整に配慮する。
- ・采女祭は、当地の歴史・伝統を現在に伝える重要な要素であり、行催事の主たる場となる猿沢池は、隣接する采女神社との関係をふまえ、その継承のための適切な保存を図る。

### 自然的要素に関わる考え方

- ・池の適切な水質と水量を考慮しつつ、興福寺の放生池としての歴史的経緯をふまえ、豊かな生態系回復に向けた良好な水環境の保全・再生を図る。

### 公園的要素に関わる考え方

- ・公園を代表する景観として指定以前より評価されてきた猿沢池一帯の景観について、名勝指定時の景観を基本とした保全を図る。
- ・園地および池畔景観を特徴づける松、桜、柳等の植栽樹木の適切な維持管理を図る。
- ・池畔景観の背景となる堤の地形及び樹林の適切な保全を図る。
- ・石積護岸及び五十二段等の工作物は、池畔景観を構成する重要な要素として適切な維持管理を図る。



猿沢池



猿沢池から興福寺境内を望む



猿沢池の石積護岸と堤



五十二段



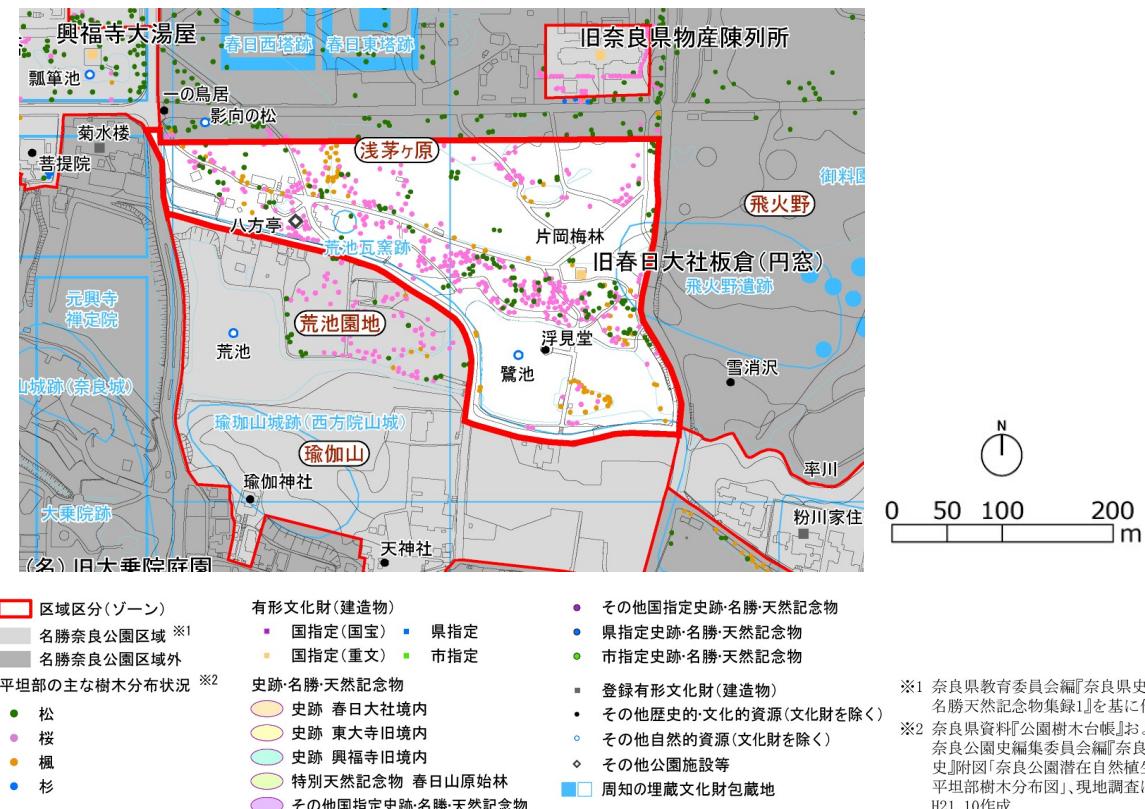
率川



采女祭（猿沢池）

## (12) 浅茅ヶ原ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



- 自然的要素 ◎: 歷史的・文化的要素  
○公園的要素 ◇その他要素

区分		本質的価値を構成する要素
地形・地割	地形	—
	地割等	○園地（浅茅ヶ原）
水系	流れ	○水路（浅茅ヶ原）
	池	●○鷺池 ●○池（浅茅ヶ原）
植栽・植生	植栽	○園地の植栽樹木（松、桜、楓、杉） ○片岡梅林（梅） ○園地の芝地
	植生	○園地の樹林地
建築物・工作物	建築物	◎指定有形文化財（建造物）およびそれに準ずる建築物 ○浮見堂
	工作物	○園路（蓬萊橋を含む）
遺跡・遺構	埋蔵遺構	◎周知の埋蔵文化財包蔵地（荒池瓦窯跡）
動物（奈良のシカを除く）	—	
行催事の場の形成	—	
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素		◎碑等（片岡梅林の碑等） ◇休憩施設等（八方亭）
関係する法制度等		・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域（奈良市景観計画）

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域として浅茅ヶ原の園地景観の適切な保全を図るとともに、隣接する荒池園地と一体となった奈良公園の水辺景観を形成する鷺池、浮見堂などの質の高い風致景観の保全を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 自然的要素に関わる考え方

- ・鷺池および浅茅ヶ原の水系の適切な水環境（水質及び水量、生態系）の保全・再生を図る。

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・園地内に所在する文化財に指定される建築物・工作物（旧春日大社板倉（円窓亭））の保存とともに、周辺景観・眺望景観を構成する重要な要素として、その適切な保存を図る。
- ・地下の埋蔵される遺構（荒池瓦窯跡）は、当地の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。

### 公園的要素に関わる考え方

- ・当地の景観を特徴づける松、桜、杉等及び片岡梅林の梅の植栽樹木の適切な維持管理を図るとともに、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。
- ・浅茅ヶ原の台地地形及び樹林地は、園地景観の重要な構成要素であるとともに、鷺池・荒池を望む水辺景観の背景を構成する景観要素として適切な保全を図る。
- ・浮見堂および蓬萊橋は、鷺池の水辺景観の重要な構成要素として、適切な維持管理を図る。



浅茅ヶ原



浅茅ヶ原



片岡梅林



旧春日大社板倉（円窓亭）



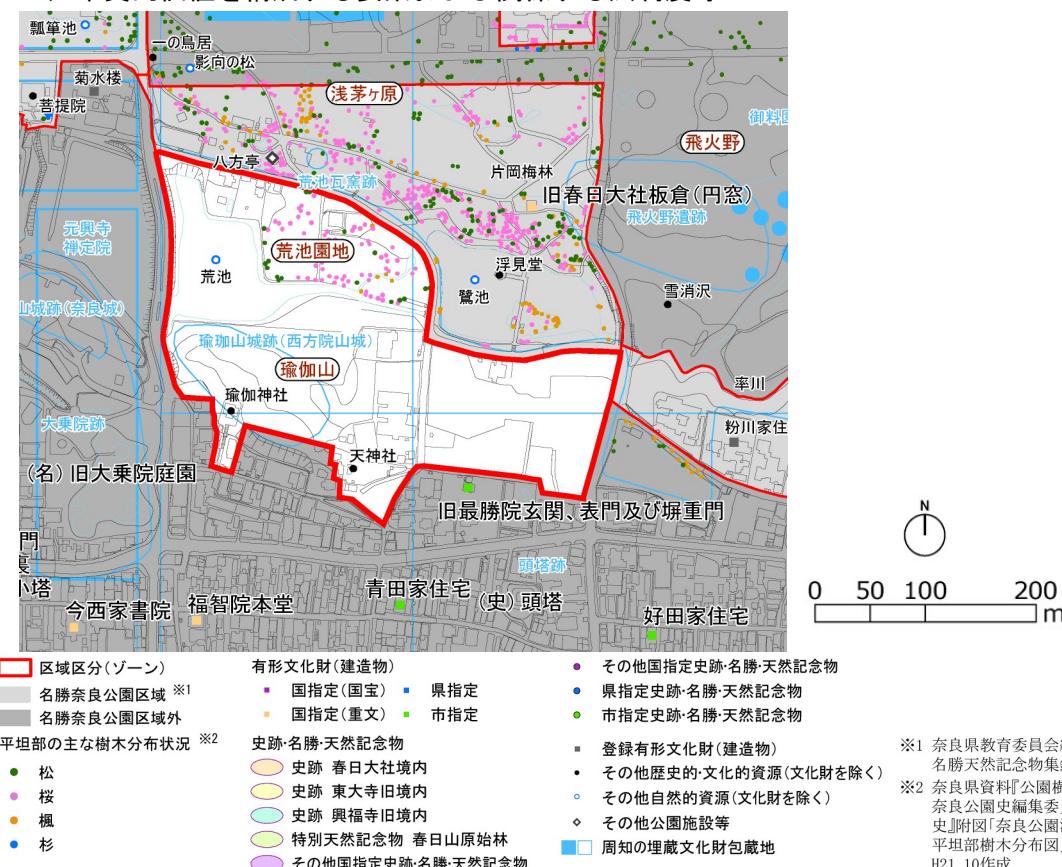
鷺池



浮見堂

## (13) 荒池・瑜伽山ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



●自然的要素 ◎歴史的・文化的要素  
○公園的要素 ◇その他要素

区分		本質的価値を構成する要素
地形・地割	地形	●山地(瑜伽山)
	地割等	◎境内地(瑜伽神社、天神社) ○園地(荒池園地)
水系	流れ	○水路(荒池園地)
	池	●○荒池
植栽・植生	植栽	○園地の植栽樹木(松、桜) ○池畔の植栽樹木(柳) ○園地の芝地
	植生	●瑜伽山一帯の樹林
建築物・工作物		○瑜伽神社参道、天神社参道
遺跡・遺構	礎石等	◎土壙跡
	埋蔵遺構	◎周知の埋蔵文化財包蔵地(奈良町遺跡、瑜伽山城跡)
動物(奈良のシカを除く)		—
行催事の場の形成		—
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素		◇碑(万葉歌碑)
関係する法制度等		・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域(奈良市景観計画)

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

名勝指定当初の区域である瑜伽神社および天神社境内地景観ならびに瑜伽山と一緒になる景観形成のための適切な保全を図るとともに、浅茅ヶ原と一緒に奈良公園の水辺景観を形成する荒池一帯の質の高い風致景観の保全を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 自然的要素に関わる考え方

- ・瑜伽山一帯は、鷺池・荒池の背景となる風致林として、その地形及び植生の適切な保全を図る。
- ・荒池の適切な水環境（水質及び水量、生態系）の保全・再生を図る。

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・瑜伽山の樹林地と一緒になる瑜伽神社境内および天神社境内の景観を保全する。
- ・地下の埋蔵される遺構（奈良町遺跡、瑜伽山城跡）やその他遺構（荒池園地の土壙跡等の表出する礎石等）は、当地の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。

### 公園的要素に関わる考え方

- ・園地の景観を特徴づける松、桜、柳等の植栽樹木および芝地の適切な維持管理を図るとともに、公園の風致に配慮した整備・活用を図る。



瑜伽神社境内



天神社境内



瑜伽山



荒池



荒池園地



鷺池から瑜伽山一帯の眺め

## (14) 高畠ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



●自然的要素 ◎:歴史的・文化的の要素

○公園の要素 ◇その他要素

区分	本質的価値を構成する要素
地形・地割	●飛火野南端部の丘陵地形
	—
水系	●◎率川
	—
植栽・植生	—
	●飛火野の自然植生
建築物・工作物	—
	—
遺跡・遺構	◎周知の埋蔵文化財包蔵地 (奈良町遺跡)
動物 (奈良のシカを除く)	—
行催事の場の形成	—
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◎粉川家住宅 (市登録有形文化財) ◇旧邸宅および屋敷林 (高畠町)
関係する法制度等	・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域 (奈良市景観計画)

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

春日大社境内地に隣接し、一体的景観を構成する区域として、境内地との景観の連続性に配慮した風致景観の維持を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 自然的要素に関わる考え方

- 春日大社境内地（飛火野）南端部の丘陵地形および水系（率川）、自然植生の保全・再生を図る。

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- 地下の埋蔵される遺構（奈良町遺跡）は、当地の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。

### その他要素に関わる考え方

- 飛火野隣接地となる高畠町の街なみおよび屋敷林は、風致上の緩衝地帯として適切な維持管理を推進する。



飛火野南端部の樹林地



率川



高畠町の街なみ



高畠町の街なみ

## (15) 春日山原始林ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



●自然的要素 ◎:歴史的・文化的要素

○公園の要素 ◇その他要素

区分	本質的価値を構成する要素	
地形・地割	地形	●春日山 (特別天然記念物春日山原始林)
水系	流れ	●鶯滝
植栽・植生	植生	
建築物・工作物		◎妙見宮
遺跡・遺構	埋蔵遺構	◎香山堂跡
	石造物等	◎石仏 (朝日觀音、夕日觀音、滻坂地藏等)

動物（奈良のシカを除く）	●天然記念物（ルーミスシジミ棲息地）
行催事の場の形成	—
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◎祠（鳴雷神社、神野神社、上水谷神社、大神神社、高山神社）、石造物（水船） ◇休憩施設等（月日亭） ◇春日奥山周遊道路
関係する法制度等	・歴史的風土特別保存地区 ・第1種風致地区 ・歴史拠点景観区域（奈良市景観計画）

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

特別天然記念物に指定された都市近郊の貴重な原生的自然であるとともに、奈良公園の眺望景観を構成する春日山原始林の保全を図る。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 自然的要素に関わる考え方

- ・シイ、カシを中心とした原始林の現状の保全を図るために、シカの食害に対する方策の検討を継続して実施する。
- ・台風による倒木跡地や枯損木跡地等の風穴を防ぎ、自然な状態で極相林であるコジイ林への遷移を誘導する。
- ・ナギ、ナンキンハゼ等の侵入種の分布拡大による、原始林の種組成の変化、多様性の劣化を防ぐために、適切な除伐等の保全管理を行う。
- ・春日山原始林を火災から守るために、周辺地域を含む防火の方策を検討する。
- ・春日山原始林の生態系および風致景観を損なう樹木の植栽は行わない。
- ・公園区域拡大時の主要な名所として挙げられる鶯滝の水環境（水質及び水量、生態系）の保全・再生を図る。

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・地下の埋蔵される遺構（香山堂跡）は、当地の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。
- ・妙見宮、石仏等の古くから親しまれてきた歴史的・文化的要素について、春日奥山周遊道路沿道の原始林と一体となる風致を形成するものとして適切な保全を図る。

### その他要素に関わる考え方

- ・春日奥山周遊道路に由来する自動車の排気ガスや粉塵などの影響の軽減を図りながら、森林生態系の保全を図る。



春日山原始林（全景）



春日山原始林



妙見宮

## (16) 花山・芳山ゾーン

## 1) 本質的価値を構成する要素および関係する法制度等



■ 区域区分(ゾーン)  
■ 名勝奈良公園区域 ※  
■ 名勝奈良公園区域外

有形文化財(建造物)  
 ▲ 国指定(国宝) ■ 県指定  
 △ 国指定(重文) □ 市指定  
  
 史跡・名勝・天然記念物  
 ○ 史跡 春日大社境内  
 ○ 史跡 東大寺旧境内  
 ○ 史跡 興福寺旧境内  
 ○ 特別天然記念物 春日山原始林  
 ○ その他国指定史跡・名勝・天然記念物

- その他国指定史跡・名勝・天然記念物
- 県指定史跡・名勝・天然記念物
- 市指定史跡・名勝・天然記念物
- 登録有形文化財(建造物)
- その他歴史的・文化的の資源(文化財を除く)
- その他自然的資源(文化財を除く)
- △ その他公園施設等
- 周知の埋蔵文化財包蔵地

0 50 100 200 300 400 m  
N  
※ 奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録』を基に作成

● 自然的要素 ◎ : 歴史的・文化的要素

○ 公園の要素 ◇ その他要素

区分		本質的価値を構成する要素
地形・地割	地形	● 花山・芳山の造林地 (スギ林、ヒノキ林、コナラ・クヌギ林)
水系	流れ	
植栽・植生	人工林	
建築物・工作物		◎ 興福寺別院歓喜天
遺跡・遺構	埋蔵遺構	◎ 香山堂跡
	石造物等	◎ 石仏 (芳山石仏)

動物（奈良のシカを除く）	—
行催事の場の形成	—
その他本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素	◎祠（興福寺歡喜天）
関係する法制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土特別保存地区</li> <li>・第1種風致地区</li> <li>・歴史拠点景観区域（奈良市景観計画）</li> </ul>

## 2) 区域の保存管理・活用の基本方針

公園経営の歴史を伝え、山林部の景観および生態系を構成する重要な要素として、花山・芳山一帯の造林地景観の保全・育成に努める。

## 3) 個別要素の保存管理・活用の主な考え方

### 歴史的・文化的要素に関わる考え方

- ・地下の埋蔵される遺構（香山堂跡）は、当地の歴史を伝える要素として現状の保存を図る。
- ・石仏等の古くから親しまれてきた歴史的・文化的要素について、森林と一体となる風致を形成するものとして適切な保全を図る。

### 自然的要素に関わる考え方

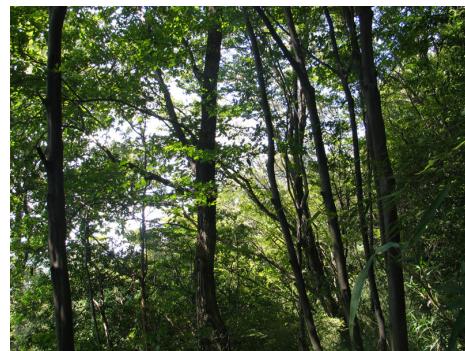
- ・造林地内での倒木の除去および後継樹の補植、適切な間伐、下刈り等の名勝としての景観保全に配慮した森林管理を図る。
- ・大木が残るスギ林は、歴史を感じられる造林地として現状の保全を図るため、シカの食害に対する方策の検討を継続して実施する。
- ・コナラ・クヌギ林は、適度な下刈等による景観保全に配慮した森林管理を図る。



スギ大木林



スギ林



コナラ・クヌギ林



コナラ・クヌギ林

### 3. 奈良のシカの保存管理・活用

「奈良のシカ」については区域区分を定めず、名勝指定区域全域に関わる要素として保存管理・活用の主な考え方を示す。

#### (1) 本質的価値を構成する要素としての奈良のシカ

鹿が園内を逍遙するさまや群れるさまは、奈良公園の風致を一層引き立てるものとして評価され、文人達をはじめとする多くの人々に多大なる感銘を与えるなど、奈良のシカの存在は、名勝奈良公園を特徴づける景観要素として、極めて重要である。

また、浅茅ヶ原や春日野園地等の広大な芝地の維持やディアラインの成立等、シカが生息することにより形成、維持される公園の風致景観もまた、名勝奈良公園の本質的価値を構成する要素である。

従って、奈良のシカは天然記念物としての保全はもとより、名勝奈良公園全域において、景物の対象として、また特徴ある公園の風致の形成、維持に必要不可欠な要素として、適切な生息環境の下、保全を図ることが重要である。

#### (2) 保存管理・活用の主な考え方

- ・天然記念物「奈良のシカ」に指定される野生生物として適切な保護に努める
- ・「春日野の鹿」として南都八景の一つに挙げられるなど、公園の景観を構成する重要な景物として、適切な生育環境の保全を図る。
- ・人工物の誤飲による死亡、交通事故死等を防ぐために、観光客のモラルの向上を図る。
- ・シカの採食、ふみつけ、角研ぎ、樹皮剥ぎ等による森林構造の変化、種組成の変化を抑制するために、山林部におけるシカの個体密度の適正化を図る。



東大寺境内（参道）



東大寺境内



荒池園地



春日野園地

## 4. 眺望景観の保存管理・活用

### (1) 本質的価値を構成する要素としての眺望景観

名勝奈良公園は、猿沢池や春日野などの視点場からの眺めが万葉集に詠われ、古来文人達の著述の対象として、さらに現在の県民に親しまれるさまざまな眺望点が各所に所在する。このため、眺望景観は名勝奈良公園の本質的価値を構成する他の要素とともに、またそれら要素間をつなぎ、総体的な価値を顕在化する役割を担う、極めて重要な要素である。

名勝奈良公園の眺望景観は、春日野園地や荒池・鷺池からの眺めに代表される若草山、春日山等の山地の稜線と山腹の樹林、芝地を遠景として、東大寺大仏殿や興福寺五重塔等の建築物・工作物、園地の樹林地及び植栽や芝地、水面等を中景及び近景に配することで形成される。さらに園内を鹿が逍遙するさまが融合することで、奈良公園ならしめる独特の景観が形成されることにある。

### (2) 眺望景観の保存管理・活用の基本方針

複数のゾーン間や名勝指定区域外の周辺地域との繋がりにより構築される眺望景観の視点場－視対象の関係をふまえ、眺望景観を構成する要素の適切な保存管理を図る。

### (3) 眺望景観の保存管理・活用の主な考え方

- ・名勝奈良公園の眺望景観を形成する視点場及び近景、中景、遠景の視対象となる構成要素の保全を図る。
- ・眺望景観の広がりをふまえ、複数のゾーン間および名勝指定区域外の周辺地域との連続性、調和を重視し、名勝奈良公園の眺望景観の一体性の保持に努める。
- ・眺望景観を妨げる恐れのある要因（建築物や工作物、広告物、公園施設等）の規制・誘導等適切な対応を図ることで、一体的な景観の形成に寄与する整備活用を推進する。
- ・名勝指定区域境界部においては、区域外を視点場とする眺望景観への影響に配慮し、構成要素の適切な保全を図る。

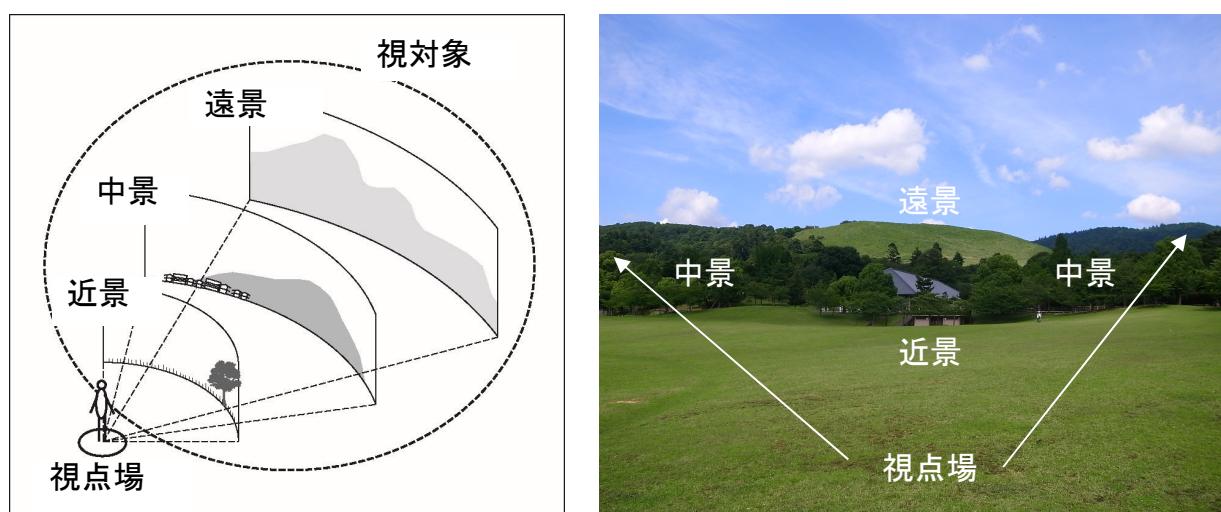
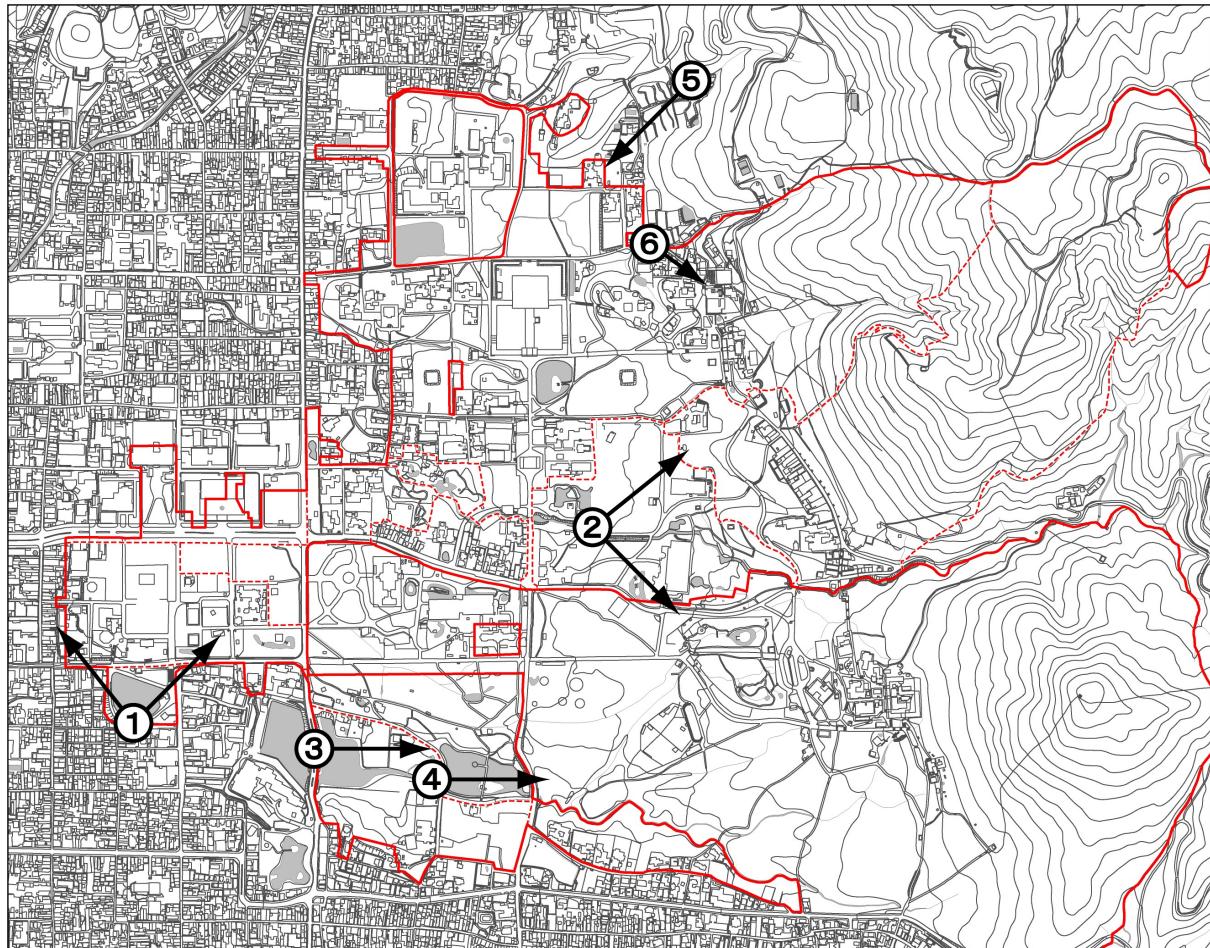


図 26 視点場と視対象の関係

### 名勝奈良公園の視点場－視対象の関係の例

文人達の著述および古写真等に示される名勝奈良公園の主な眺望景観において、視点場－視対象の関係を整理する。

ここで示したのは一部の例であり、名勝指定区域内にはその他にも数多くの眺望景観が存在しており、それぞれに視点場－視対象の関係が形成されていることに留意する。



眺望景観	視点場	視対象		
		近景	中景	遠景
①猿沢池から興福寺境内の眺望景観 	猿沢池 池畔	猿沢池の水面	池畔の樹木(柳) 堤の樹林地 石積護岸 五十二段	興福寺境内(三重塔、南円堂)

近景の猿沢池の水面の後方に堤の樹林地が広がり、背景には興福寺境内の五重塔及び南円堂がランドマークとして位置する一體的な景観が形成されている。

眺望景観	視点場	視対象		
		近景	中景	遠景
②春日野園地から若草山、春日山の眺望景観 	春日野園地	園地の芝地	園地の樹林地 便益施設	若草山 春日山 御蓋山 觀音山 手向山
若草山・春日山等の稜線と山腹の植生・芝地を背景に、山麓の樹林地、園地の芝地とが一体となる広がりのある景観が形成されている。				
③荒池から御蓋山の眺望景観 	荒池池畔	荒池の水面	池畔の樹木 (柳) 護岸 園地の芝地 樹林地（浅茅ヶ原、瑜伽山）	御蓋山 春日山
荒池及び園地の芝地の後方に浅茅ヶ原・瑜伽山の樹林地が広がり、背景には御蓋山、春日山が連なる奥行きのある水辺景観が形成されている。				
④鷺池から御蓋山の眺望景観 	春日野園地	鷺池の水面 浮見堂	護岸 樹林地（浅茅ヶ原）	御蓋山 春日山
鷺池に浮かぶ浮見堂の後方に浅茅ヶ原の樹林地、さらに背景に御蓋山、春日山が一体となる水辺景観が形成されている。				
⑤奈良奥山ドライブウェイからの眺望景観 	奈良奥山ドライブウェイ	山腹の樹林	—	境内地 園地 東大寺大仏殿 興福寺五重塔
境内及び公園の樹林地が眼下に広がり、東大寺大仏殿、興福寺五重塔等の歴史的・文化的要素との一体的な景観が形成される。				
⑥二月堂裏参道の眺望景観 	二月堂に続く参道	参道（練堀及び石畝）	東大寺二月堂	觀音山 手向山
寺院の練堀と石畝が連続する参道のアイストップとして東大寺二月堂が位置し、背後に觀音山、手向山の樹林地が連なる。				

## 5. 保存管理の方法と検討手順

### 5-1. 保存管理の方法

名勝の保存管理は、文化財保護法に定められた事項を基本としつつ、日常的な管理から活用に至る一連の行為の中で実施されなければならない。

このため、名勝奈良公園の保存管理の対象および保存管理の位置づけや留意点、保存管理の方法について検討を行うことを通じて、名勝の本質的価値の継承に努めるものとする。

#### (1) 保存管理の対象

名勝の構成要素の中には、その本質的価値を構成する要素のほかに、指定区域内に含まれ本質的価値と直接または間接に関わる諸要素があり、両者が一体となり名勝を構成している。このことから保存管理は、指定区域内に存在する、名勝を構成する全要素を対象とする。

さらに、借景としての景観保全や当該地に影響する水系や地形、植生等、名勝の適切な保存管理と深く関連するものとして、周辺地域の景観を構成する諸要素がある。

保存管理の中核となるのは、「本質的価値を構成する要素」であるが、名勝奈良公園の価値は、名勝指定区域内のみならず周辺の一般に認知される奈良公園の区域とも有機的に関連しつつ形成されていることに配慮し、名勝の価値の維持向上に資する周辺地域の保存管理のあり方に対しても、配慮すべきことを広く周知していくものとする。

また、保存管理にあたっては、関係機関との調整協議を行い、適切な方法により実施することとする。

#### (2) 保存管理の位置づけと留意点

##### 1) 文化財の総体としての保存管理

名勝奈良公園指定区域には、史跡東大寺旧境内、史跡興福寺旧境内、特別天然記念物春日山原始林等の記念物が所在する。また、国宝・重要文化財をはじめ数多くの有形文化財が内包されるほか、周辺地域には史跡春日大社境内が立地するなど、その本質的価値を構成する重要な歴史的・文化的要素や自然的要素が指定区域内外に重複して存在する。

これら名勝奈良公園指定区域と重複して所在する文化財は、個々に適切な保存・保全が図られることが基本となるが、名勝奈良公園は、それら相互が融合して名勝としての価値が發揮されることから、重複する文化財群を含む総体として、名勝の価値が發揮されるよう適切な管理基準による保存管理を進めていく。

##### 2) 活用の視点からの保存管理

保存管理・活用計画は、名勝奈良公園の価値のあり方や実情に即した適切な保存管理を図る上での指針となるべきものである。本計画は、単なる凍結的保存を目指すものではなく、名勝奈良公園に係るさまざまな状況を勘案した上で、将来あるべき名勝の姿に対し、その風致景観の保全ならびに県民の財産としての名勝をいかに適正なかたちで活用していくか等について、適切かつ柔軟な方針を定めていくことが求められる。

名勝奈良公園においては、県立都市公園として開設当初の地割や施設を確実に継承しつつも、その後に造園、文化に関する多くの施設等が付加されるなど、今後とも、時代により求

められる公園のあり方をふまえた対応が想定されることから、社寺等関係者や住民等の奈良公園に関わる多様な主体が協力して、その文化的価値について広く周知を図り、適切な保存管理を推進していく。

### 3) 関係法制度との整合

名勝奈良公園の指定区域は、大部分が歴史的風土特別保存地区（春日山地区）に指定されるほか、第1種風致地区（春日山風致地区）に指定されるなど、既存法制度によりその風致景観、環境の保全が図られている。

従って、名勝奈良公園の保存管理にかかる法的措置や行政的措置、技術的措置や活用にかかる種々の取り組みを考慮し適切に保存管理を進めていくため、当該地の風致景観、歴史的風土、景観などに係る各種法制度との関係を考慮し、本計画において取り組むべき「対応方針及び基準」との整合を図っていくものとする。

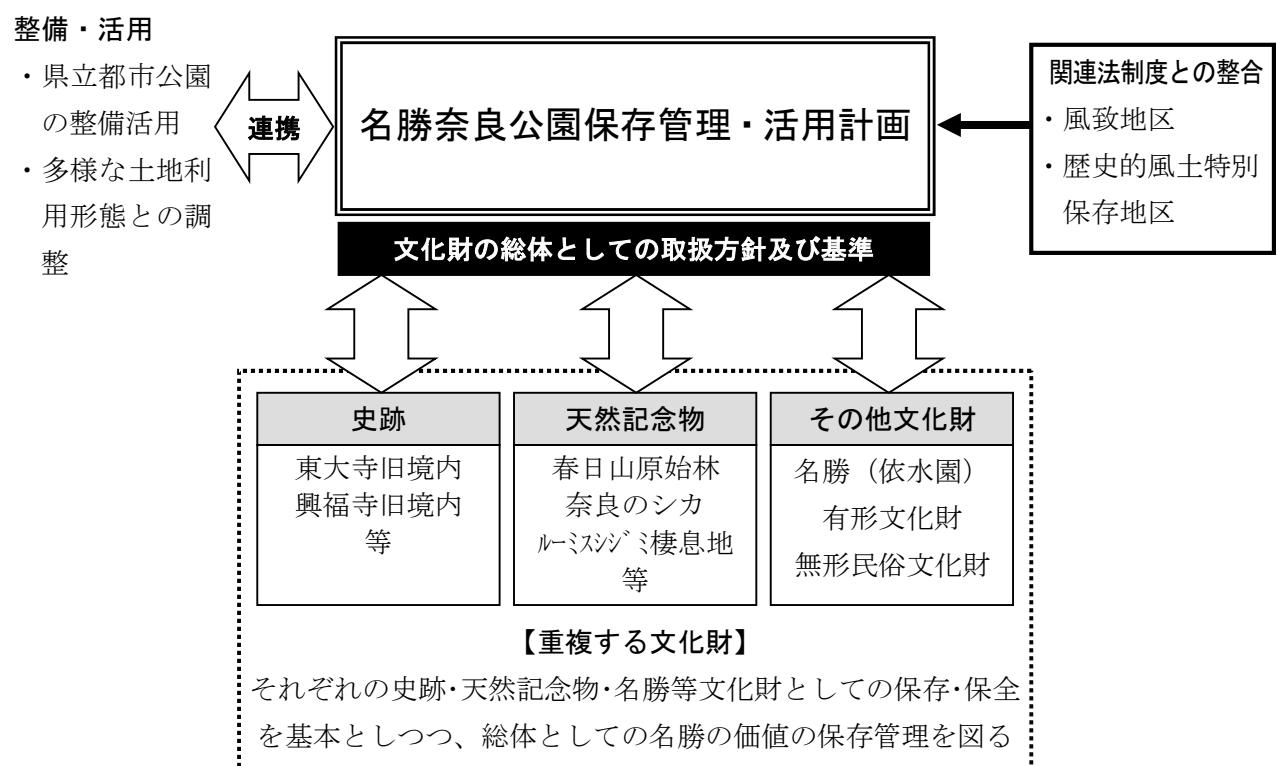


図 27 名勝奈良公園保存管理・活用計画 取扱方針及び基準の位置づけ

## 5－2. 保存管理に係る行為の取扱いにあたっての検討手順

### (1) 保存管理に係る行為の取扱方針

名勝奈良公園の保存管理に係る行為として、名勝指定区域における現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）を行う場合、「文化財保護法」（以下「法」という）第125条第1項の規定に基づき、現状変更等の行為に対する適正な対応を行うものとする旨が記載されている。

本計画では、現状変更等の行為の取扱方針と具体的な取扱基準を設定する。また、法第125条第1項但し書に示される現状変更等の許可申請を要しない場合についても、保存管理に係る行為として、その取扱方針ならびに取扱基準を設定する。

#### 文化財保護法（抄）

**第125条** 史跡名勝天然記念物に関する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

### (2) 保存管理に係る行為の取扱の検討手順

名勝奈良公園は、その指定区域内において県立都市公園区域をはじめ、社寺境内地、民有地、山林等様々な土地利用形態が含まれ、想定される保存管理に係る行為も多岐にわたる。

一般に、遺跡等を保存する最も望ましい方法は現状の凍結的保存であるが、名勝奈良公園は、樹木や植生、水系等の変容する要素を含め構成されるものであり、また都市公園として多様な利用が日常的に行われる場であることから、そのような方法は不適当である。

名勝奈良公園における風致景観の維持及び回復、向上に資する行為、また諸要素の利用及び活用に資する行為等は、名勝奈良公園を構成する本質的価値を構成する要素への影響を及ぼさない限りにおいて適切な方法の下に実施されるものであり、そのための事前の計画検討が極めて重要である。

保存管理に係る行為の円滑な実施にあたっては、行為者及び許可権者の連携のもと、行為内容、実施手法等の適正化のための確認・検討手順を踏むこととする。

#### ① 名勝の保存管理・活用方針との整合

行為内容が名勝奈良公園としてふさわしいものかどうかについて確認を行い、名勝の保存管理・活用方針との整合を図る。

具体的には、実施を検討する行為に対して、本計画に示す保存管理・活用の基本方針との適合ならびに行為の実施箇所が含まれる区域区分（ゾーン）毎の保存管理・活用の基本方針について適合するかについて確認を行い、必要に応じて計画および行為内容等の変更等を図ることとする。

#### ② 名勝の本質的価値を構成する要素に対する影響の把握

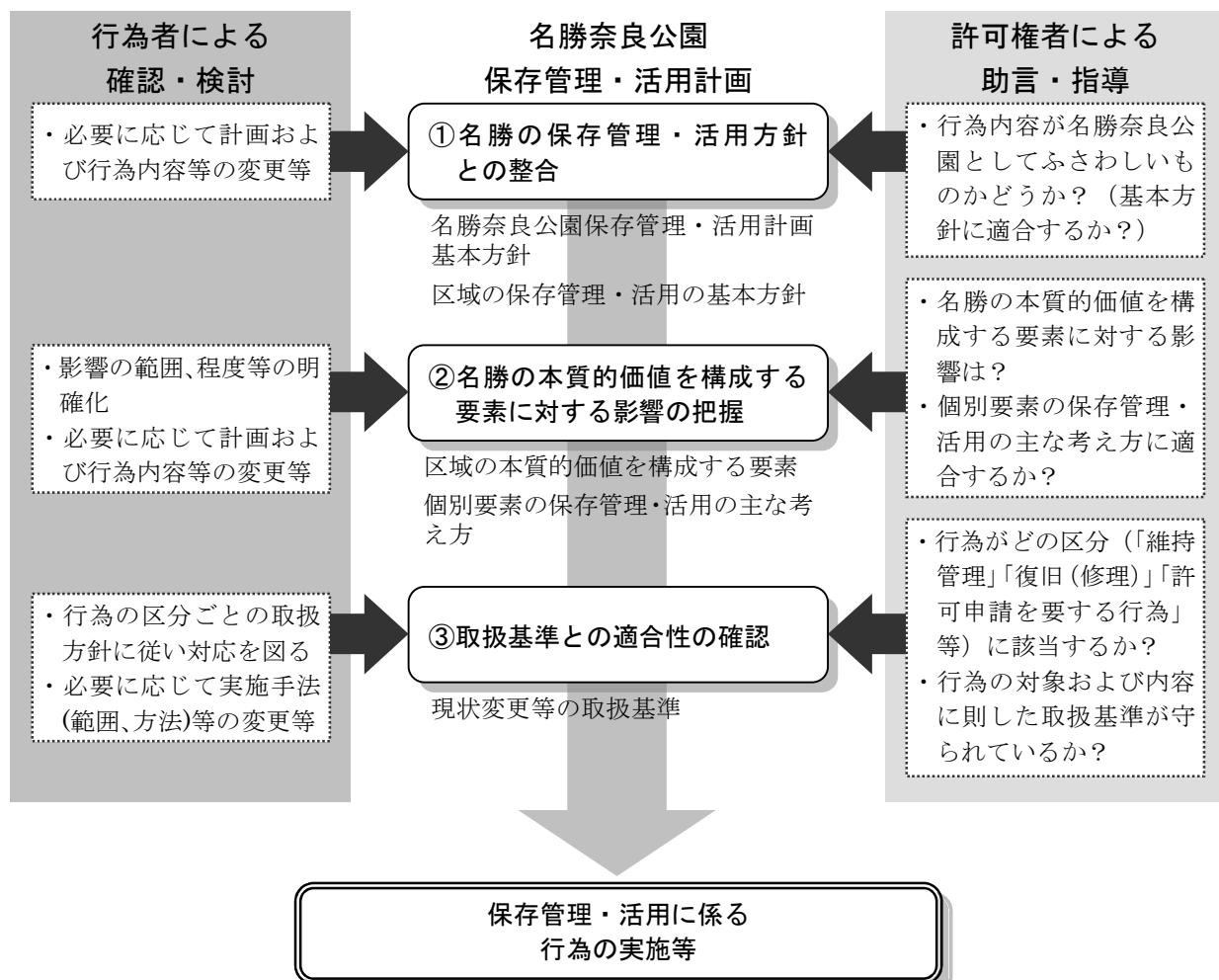
行為内容と名勝奈良公園の本質的価値を構成する要素との関係を明確にし、要素に対して及ぼす影響の範囲、程度等を把握する。

具体的には、実施を検討する行為について、本計画に示す区域区分（ゾーン）毎の名勝奈良公園の本質的価値を構成する要素に対して直接的または間接的に影響を生じる行為かどうかを検討するとともに、区域毎の個別要素の保存管理・活用の主な考え方に対する適合性について確認を行う。

検討および確認の結果、行為実施により要素に対し影響を生じる可能性を有すると判断する場合には、その対象および影響の範囲、程度等を明確にし、必要に応じて計画および行為内容等の変更等を図ることとする。

### ③ 取扱基準との適合性の確認

該当する行為区分の取扱方針に従い適切な対応を図る。法に基づく許可申請をする行為と判断される行為については、行為の対象および内容について、取扱基準との適合性を確認し、必要に応じて範囲、方法等の実施手法の変更等の処置を行うなど、円滑かつ適切な行為実施が図られるよう対応するものとする。



註：名勝奈良公園の取扱基準の適合性と併せて、史跡等他の文化財保護の考え方及び他の法令との整合性を図るものとする。

図 28 行為の実施にあたっての確認・検討手順

### 5－3. 現状変更等の取扱基準

#### (1) 行為区分の設定

名勝奈良公園指定区域において想定される現状変更等について、「維持管理」「復旧（修理）」「臨時かつ短期的な行為」「許可申請を要する行為」に区分し、それぞれの取扱方針について定める。

#### (2) 維持管理

点検及び維持的措置を行う行為であり、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条に示される「維持の措置※」の範囲とともに、名勝奈良公園を適切に保つための「日常の維持管理」を示す。

き損、破損及び劣化防止のために継続的に実施される見回り、除草、清掃等の日常的な維持管理行為及び防火施設、消火装置等施設及び設備機器の点検・保守の作業、枯れ枝の除去や病虫害駆除、水路の保守管理等の定期的な維持管理行為とともに、応急的又は小規模な点検・復旧等の臨時的な維持管理行為が該当する。

※維持の措置の範囲（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条）は以下の通りである。個別の行為が「維持の措置」に該当するかについては、内容・規模・期間等を勘案し、必要に応じて文化庁と事前に協議を行うこととする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の  
現状変更等の許可申請等に関する規則

**第4条**

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

#### 1) 取扱方針

名勝奈良公園の保存にかかる維持管理行為を実施するに当たっては、法に基づく現状変更等にかかる許可・届出を要しないこととする。

#### 2) 対象行為例

日常的な 維持管理行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・き損、破損及び劣化防止のために継続的に実施される見回り、除草、清掃などの日常的な維持管理作業</li> </ul>
定期的な維持管 理行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置した諸施設や設備機器の定期的な保守管理</li> <li>・通常の樹木の剪定、整枝や枯枝の除去、病虫害防除、施肥、下草の刈り込み</li> <li>・池の流入入口及び護岸の保守管理、水路の定期的な清掃や保守管理</li> <li>・水質の継続的な監視調査</li> </ul>

臨時的な維持管理行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域又は隣接地で災害・事故等を生じた場合の臨時的な点検</li> <li>・枯死又は風水害による倒木危険のある樹木の除去</li> <li>・病害虫に罹患した植物の伐採、除去及び被害の拡大を防止するための周辺植物や土壤の除去・入替等（被害が軽微なものに限る）</li> <li>・特別な活用（イベント・行催事等）を実施する場合の臨時的な点検</li> <li>・園路、広場等未舗装箇所における降雨等による軽微な表土の流出等が発生した場合の原状回復</li> <li>・設置した諸施設や設備機器の各種点検により発見された軽微な損傷等の適切な補修・改善</li> <li>・保存管理行為を行うに当たって必要な調査で、土地の改変や建物の解体などを伴わないもの</li> </ul>
------------	---

### 3) 行為実施に当たっての留意事項等

- ・作業に当たっては、現状を変更しないよう留意する。
- ・点検表や調書等の様式を定め、これに基づき計画的に実施する。
- ・点検の結果、き損等の異常が発見された場合には、発見日時、場所、所見等と共に、写真・図面などにより記録し、それを保管する。
- ・維持管理行為の実施に当たっては、活用に係るイベントおよび行催事等との重複に留意するなど、適切な時期を検討して実施する。
- ・名勝の価値を高めることに配意して、維持管理行為を進めるものとする。
- ・名勝奈良公園の景観を構成する植栽や、原始林・人工林等の保全・蘇生等に関わる行為のうち、対象規模が大きくなる場合には、申請許可を得て計画的に実施する。
- ・臨時的な維持管理行為の実施にあたっては、現状維持を基本とする。再整備を要するような損傷等については維持管理行為の対象とはせずに、新たに整備計画等を立案し復旧（修理）行為又は許可を要する行為として実施する。
- ・行為実施に係る諸手続きの円滑化を図るための維持管理マニュアル等の一定の様式・基準の作成を検討する。

### (3) 復旧（修理）

名勝奈良公園を構成する諸要素がき損または劣化した場合、復旧（修理）措置を講じ、機能を回復する作業（「非常災害のために必要な応急措置」<sup>※</sup>）をいう。

※文化財保護法第125条第1項但し書

#### 1) 取扱方針

名勝奈良公園の価値を維持・回復するための復旧（修理）行為を実施するに当たっては、法に基づく現状変更にかかる許可は要しないが、復旧等にかかる届出及び終了の報告を行うこととする。

#### 2) 対象行為例

地形・地割	・損傷等を受けて改変された地形等を、原状に復すため応急的かつ緊急的措置を行う場合
水系	・水質劣化、護岸のき損等を、機能維持のため原状に復すため応急的かつ緊急的措置を行う場合
植栽・植生	・名勝奈良公園の本質的価値を構成する重要な樹木等が損傷を受けた場合の応急的な措置
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝奈良公園の本質的価値を構成する重要な建築物・工作物等のき損等に対する応急的かつ緊急的措置を行う場合</li> <li>・名勝奈良公園の基盤施設（水路、園路等）のき損等を、機能維持のため現状に復す場合</li> </ul>

#### 3) 行為実施に当たっての留意事項等

- ・形状や素材、景観等を原状に戻すことを基本とし、周囲の要素との調和や共存が困難となるよう配慮する。
- ・地形・地割の原状回復にあたっては、その行為の程度を最小に留めることを基本とし、甚大な損傷等により、対応が大規模となるものや恒久的な工事となる行為は「許可申請をする行為」とする。
- ・箇所数、規模が名勝指定区域全域にわたるなど対応内容が多岐にわたる場合は、保存上の必要性や安全性等に基づく優先度を考慮した復旧のための計画を策定し、行為を実施する。その際、必要に応じて文化庁と協議を行うなど、名勝奈良公園を構成する本質的要素への影響に配慮する。

#### (4) 臨時かつ短期的な行為

名勝奈良公園の保存に影響を及ぼす行為のうち、その影響が軽微であるもの※をいう。

名勝奈良公園において同行為に該当するものとして、地形・地割の改変、植栽・植生の変更、建築物・工作物の変更等を伴わない臨時かつ短期的に実施されるものであり、行為実施後に容易かつ確実な原状復旧が図れるものとする。

※文化財保護法第125条第1項但し書

##### 1) 取扱方針

名勝奈良公園において臨時かつ短期的な行為を実施するに当たっては、名勝としての価値の維持及び向上を図ることを前提に、法に基づく現状変更等にかかる許可は要しないこととする。

##### 2) 対象行為例

臨時かつ短期的な公園利活用のための軽微な工作物等の設置、撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントおよび行催事に係る仮設案内板等の設置、撤去</li> <li>・イベントおよび行催事における仮設テント、仮設ステージ、屋台等※の設営、撤去</li> </ul> <p>※基礎工事等による地形の改変および植生への影響等を伴わない規模、形状とする。</p>
--------------------------------	--

##### 3) 行為実施に当たっての留意事項等

- ・行為に当たっては、実施後の原状回復が容易かつ確実に図られるよう留意する。
- ・周辺の景観と調和に配慮し、名勝としての価値を損なわぬよう適切な範囲、方法を検討し、実施する。
- ・名勝としての景観を重視しつつも、来場者に対する安全性の確保に努める。
- ・行為実施に係る諸手続きの円滑化を図るための運用マニュアル等の一定の様式・基準の作成を検討する。

## (5) 許可申請を要する行為

現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為は、すべて許可申請を要する行為とする。同行為は、名勝奈良公園に係る諸要素のき損や劣化を防止するための行為、および諸要素の利用および活用に資する状態にするために計画的に実施する行為等を含む。

同行為には、地形の改変や施設整備等の大規模・恒常的な行為から、イベント時の仮設舞台設置等の小規模・臨時的な行為の対象および内容が含まれ、名勝としての価値に対する影響も比較的軽微なものから注視すべき内容まで多岐に渡る。

名勝奈良公園における多様な利用意向に対応し、的確かつ効率的な文化財保護施策の運用を図るべく、名勝奈良公園に係る許可申請を要する行為について、本計画においてその取扱基準を定めることとする。

### 1) 取扱方針

名勝奈良公園にかかる諸要素の活用に資する行為を実施するに当たっては、諸要素のき損や劣化防止の行為等の名勝としての価値の保存・保全・維持管理に有効と考える行為以外について原則許容しない。但し、名勝としての価値の維持及び向上に資する行為に対して、法に基づく現状変更にかかる文化庁長官の許可※を得て行うこととする。

※法施行令第5条第4項第一号の規定に掲げる行為に係る事務については、同規定に基づき市教育委員会が行う。

#### 文化財保護法施行令

#### 第5条第4項第一号

①小規模※<sup>1</sup>な仮設建築物※<sup>2</sup>の新築、増築、改築又は除却

※1 階数2以下、木造又は鉄骨造、建築面積120m<sup>2</sup>以下

※2 期間3ヶ月以内の設置

②工作物の設置、改修若しくは除却※<sup>3</sup>（土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

※3 改修又は除去にあっては、設置の日から50年を経過していないもの

③道路の舗装若しくは修繕（土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

④史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

⑤埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

⑥危険防止のために必要な木竹の伐採

⑦史跡等の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡等の管理のための計画を県又は市の教育委員会が定めている区域のうち県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

## 2) 対象行為例

地形・地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷等を受けて改変された地形等を原状に復する行為</li> <li>・遺構の復原を目的とした地形の改良</li> <li>・樹林地等の保全・回復に伴う地形の改良</li> <li>・施設設置等に伴う地形の改変</li> <li>・園地整備に伴う地形の改変</li> <li>・公園利活用のための工作物等の設置等に伴う地形の改変</li> <li>・宅地の造成、土地の開墾その他地形の改変</li> </ul>
水系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水系（流れ、池）の修景に係る行為</li> <li>・水系の機能維持のための池底や護岸等の形質の改変を伴う整備</li> <li>・水質浄化に係る行為</li> </ul>
植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝奈良公園の本質的価値を構成する松、桜などの重要な植栽、植生等の保全に係る行為</li> <li>・春日山原始林をはじめとした貴重な植生等の衰退に対応するための保全・再生行為</li> <li>・維持修繕の規模を超える園地の改善、修景等に伴う植栽</li> <li>・植生等に係る調査</li> </ul>
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財（建造物）等の改修及び保存・復元</li> <li>・保存施設や防災施設等の保存管理に必要な施設の新築、改築、増築、移転、撤去</li> <li>・公益上必要な施設（電気、通信設備、道路及びその付属物等）の新築、改築、増築、移転、撤去</li> <li>・公園利活用のための園路・工作物等の新築、改築、増築、移転、撤去</li> <li>・イベント、行催事に係る仮設施設等の設置、撤去</li> <li>・建築物等の新築、改築、増築、移転、撤去</li> </ul>
遺跡・遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査</li> </ul>
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物等の適正化に係る行為</li> <li>・希少な野生動物等の保全に係る行為</li> <li>・野生動物等に係る調査</li> </ul>

## 3) 行為実施に当たっての留意事項等

- ・地形の改変は最小に留めることを基本とする。
- ・周辺の景観と調和に配慮し、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法を検討し、実施する。
- ・行為対象地において重複する有形文化財、記念物等の文化財については、対象となる文化財の保存・保全を原則として、必要に応じて文化庁と協議を行うなど、名勝奈良公園を構成する本質的価値を構成する要素への影響に配慮した方法を検討し、適切な措置を講ずる。
- ・大規模となるものや恒久的な工事等となる行為においては、将来に亘る名勝の価値の維持向上に資するため、計画的に実施する。
- ・名勝として適切な行為内容とともに、行為の対象に関連する法制度等（歴史的風土特別保存地区、風致地区等）に準拠し、その取扱の整合を図る。

#### 4) 名勝奈良公園に係る諸要素の保存整備にあたっての留意事項

- ・復旧（修理）の措置では困難な状況の場合や、放置することにより将来的に名勝の価値を損ねる可能性がある場合に許可申請を要する行為として実施する。
- ・実施に当たっては、周辺環境との調和に留意する。
- ・動植物の生育・生息環境に係る保全・保存整備等の実施後は、必要に応じてモニタリング調査及び評価等を実施する。

#### 5) 公園の利用および活用に係る整備のあたっての留意事項

- ・施設整備等により多くの来場者の集中が予測される行為に対しては、名勝の価値が低下しないよう行為実施後の影響について配慮する。
- ・名勝奈良公園の景観への影響が予想される行為に対しては、シミュレーション等による事前評価を実施し、名勝の本質的価値を高めるための適切な範囲、方法を検討、実施する。
- ・名勝としての景観を重視しつつも、来場者に対する安全性の確保に努める。
- ・行為対象が広範囲に及び複数のゾーンに渡る場合においては、各ゾーンの特性や景観との調和や統一性等に配慮するため、ゾーン毎の整備区分を定め計画的に実施することで名勝奈良公園を構成する本質的要素への影響に配慮する。

#### 6) 眺望景観ならびにゾーン間の繋がりに対する配慮事項

- ・大規模または広範囲を対象とする行為等の実施にあたっては、眺望景観および周辺ゾーンとの繋がり等の広域的な景観への影響を考慮し、名勝の本質的価値を高めるための適切な範囲、方法を検討、実施する。
- ・名勝奈良公園の眺望景観への影響が予測される行為に対しては、眺望景観を構成する視点場—視対象の関係を踏まえ、影響を最小に留める適切な範囲、方法を検討し、実施する。
- ・ゾーン境界部に係る行為に際しては、隣接するゾーンとの連続性、調和に配慮し、行為の範囲一帯の風致景観の維持向上に資する方法を検討、実施する。
- ・複数のゾーンに重複する史跡（東大寺旧境内、興福寺旧境内）への影響が想定される行為の実施に際しては、当該範囲のみならず史跡全体に対する影響に配慮し、実施にあたっての適切な措置を講ずる。

表 24 許可申請を要する行為の具体例と取扱基準

行為の対象	行為の内容	行為の具体例	取扱基準等 (共通)	区域区分における取扱基準(特記事項)																		
				ゾーン 東大寺境内	ゾーン 若草山ゾーン	ゾーン 浮雲園地ゾーン	ゾーン 春日野園地ゾーン	ゾーン 依水園ゾーン	ゾーン 周辺ゾーン	ゾーン 氷室神社境内	ゾーン 吉城園周辺	ゾーン 陳列所ゾーン	ゾーン 旧奈良県物産	ゾーン 県庁周辺ゾーン	ゾーン 登大路園地	ゾーン 興福寺境内	ゾーン 猿沢池ゾーン	ゾーン 浅茅ヶ原ゾーン	ゾーン 荒池・瑜伽山	ゾーン 高畠ゾーン	ゾーン 林ゾーン	ゾーン 春日山原始
①地形・地割	損傷等を受けて改変された地形等を原状に復する行為	・災害による大規模な地形の損傷の復旧	・名勝奈良公園の景観を特徴づける地形・地割が損傷等を受けた場合、復旧(修理)行為として応急的かつ緊急的措置を速やかに講じることとするが、対象の規模や工法等により復旧(修理)の措置が困難となる場合や、放置することにより名勝としての価値を損ねる可能性がある場合においては計画的に行行為を実施する。 ・名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	遺構の復原を目的とした地形の改良	・旧境内の地形・地割の復原	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	樹林地等の保全・回復に伴う地形の改良	・樹林地、芝地の植生回復に伴う地形の改良 ・生育回復のための土壤改良	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・行為により高木等他の構成要素への影響が生じないように努めるとともに、やむを得ない場合の対策について検討する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	※2	
	施設設置等に伴う地形の改変	・管路工事等に伴う敷地掘削(上下水、ガス等)	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・地下遺構等への影響を事前発掘等により確認した上で適切な範囲、方法で実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	園地整備に伴う地形の改変	・園路、広場等の新設、改修、増設、移転、撤去に伴う地形の改良	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・地下遺構等への影響を事前発掘等により確認し、文化財の保存と行為の整合を明らかにした上で適切な範囲、方法で実施する。 ・地形の状態維持を原則とし、地形の改変を行う場合の景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・眺望景観および周辺ゾーンとの繋がり等の広域的な景観への影響について必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、適切な範囲、方法を検討、実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を保持するため著しい景観の変化を避け、周囲の環境と調和したものとする。 ・行為により高木等他の構成要素への影響が生じないように努めるとともに、やむを得ない場合の対策について検討する。	● ※1	● ※3	● ※4				●		● ※5	●	● ※6	● ※7				●	●	●	●
	公園利活用のための工作物等の設置等に伴う地形の改変	・休憩施設、トイレ等整備に伴う敷地造成 ・照明施設、観光案内板等整備に伴う掘削	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・地下遺構等への影響を事前発掘等により確認し、文化財の保存と行為の整合を明らかにした上で適切な範囲、方法で実施する。 ・地形の改変に伴う景観への影響について必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を保持するため著しい景観の変化を避け、周囲の環境と調和したものとする。 ・行為により高木等他の構成要素への影響が生じないように努めるとともに、やむを得ない場合の対策について検討する。	● ※1	● ※3	● ※4				●		● ※5	●	● ※6	● ※7				●	●	●	
	宅地の造成、土地の開墾その他地形の改変	・宅地造成 ・駐車場整備に伴う土地造成	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・地下遺構等への影響を事前発掘等により確認し、文化財の保存と行為の整合を明らかにした上で適切な範囲、方法で実施する。 ・地形の改変に伴う景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・眺望景観および周辺ゾーンとの繋がり等の広域的な景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、適切な範囲、方法を検討、実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を保持するため著しい景観の変化を避け、周囲の環境と調和したものとする。 ・行為により高木等他の構成要素への影響が生じないように努めるとともに、やむを得ない場合の対策について検討する。	●	● ※8				● ※8	●				●	●	● ※8				●	●	●

## 特記事項

- ※1 東大寺境内ゾーンは、境内地景観の背景となる觀音山、手向山、惣持院山の地形については、その保全を基本とする。
- ※2 春日山原始林ゾーンは、動植物の生育・生息環境に係る行為実施後の経過を把握するためのモニタリング調査及び評価等を実施する。
- ※3 若草山ゾーンは、公園を代表する眺望景観の重要な構成要素となる若草山の地形の保全を基本とする。
- ※4 春日野園地・浮雲園地ゾーンから若草山・春日山の眺め、浅茅ヶ原ゾーンの鷺池及び荒池・瑜伽山ゾーンの荒池

- から御蓋山・春日山の眺めは、公園を代表する眺望景観として、その構成要素となる地形の保全を基本とする。
- ※5 猿沢池ゾーンは、興福寺境内を眺める眺望景観の重要な構成要素となる堤の地形の保全を基本とする。
- ※6 浅茅ヶ原ゾーンは、鷺池・荒池を望む眺望景観の背景を構成する浅茅ヶ原の台地地形の保全を基本とする。
- ※7 荒池・瑜伽山ゾーンは、鷺池・荒池を望む眺望景観の背景を構成する瑜伽山の地形の保全を基本とする。
- ※8 若草山ゾーン及び氷室神社周辺ゾーン、高畠ゾーン一帯は、隣接する境内地、民有地、公園地との空間的まとまりや連続性に配慮し、行為の及ぶ範囲を最小限に止める。



史跡東大寺旧境内として保存管理  
特別天然記念物春日山原始林として保存管理  
名勝依水園として保存管理  
史跡興福寺旧境内として保存管理  
天然記念物奈良のシカとして保存管理  
その他文化財として保存管理

● : 当該行為が想定される場所

行為の対象	行為の内容	行為の具体例	取扱基準等 (共通)	区域区分における取扱基準(特記事項)															
				ゾーン 東大寺境内	ゾーン 若草山ゾー ン	浮雲園地ゾーン	春日野園地ゾーン	依水園ゾーン	周辺ゾーン	氷室神社境内	ゾーン 吉城園周辺	陳列所ゾーン 旧奈良県物産	ゾーン 県庁周辺ゾー ン	ゾーン 登大路園地	ゾーン 興福寺境内	ゾーン 猿沢池ゾーン	ゾーン 浅茅ヶ原ゾー ン	ゾーン 荒池・瑜伽山	ゾーン 高畠ゾーン
②水系	水系(流れ、池)の修景に係る行為	・河川の修景整備 ・池の修景整備	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を特徴づける水辺景観の維持向上を目的として、周囲の環境との調和を図る形状・部材・色彩・仕上げとする。 ・行為に伴う景観への影響について必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・眺望景観および周辺ゾーンとの繋がり等の広域的な景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、適切な範囲、方法を検討、実施する。	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	
	水系の機能維持のための池底や護岸等の形質の改変を伴う整備	・河川護岸改修 ・池護岸改修 ・水路改修、法面保護工事	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を特徴づける水辺景観の維持向上を目的として、周囲の環境との調和を図る形状・部材・色彩・仕上げとする。 ・現状の維持を原則とし、改変を行う場合の景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	
	水質浄化に係る行為	・河川水質浄化 ・池水質浄化	・景観や生態系への影響を含む観点から、学識経験者等専門家による指導等を踏まえ、適切な浄化方法を検討する。 ・水質及び生態系保全の経過を把握するためのモニタリング調査及び評価等の実施に努める。	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	
③植栽・植生	名勝奈良公園の本質的価値を構成する松、芝地等の保全、蘇生等の重要な植栽、植生等の保全に係る行為	・名勝の重要な構成要素となる樹木、芝地等の保全、蘇生措置 ・枯死した樹木の伐採、伐根等 ・更新のための植栽・移植及び後継樹の育成 ・人工林の保全、育成のための森林施業	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・名勝の重要な構成要素となる樹種(松、桜、楓、杉)ならびに名木やいわれのある樹木等を伐採した場合には、同種による更新樹木の育成を行うことを原則とする。 ・名勝指定時より後に植栽されたことが明らかであり、春日山原始林の生態系に影響を与える樹種(ナンキンハゼ等)は、植生等の景観への影響について配慮しつつ、他の樹種への更新等について検討した上で伐採を図る。 ・行為により周辺の高木等他の構成要素への影響が生じないように努めるとともに、やむを得ない場合の対策について検討する。	● ※10 ※11	● ※10 ※12	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10	● ※10
	春日山原始林をはじめとした貴重な植生等の衰退に対応するための保全・再生行為	・倒木跡地や枯損木跡地等の植生の再生 ・侵入種の分布拡大の防止措置(除伐等)	・名勝奈良公園の風致景観を特徴づけるとともに、貴重な原生的自然を維持するため学術的な検討をふまえ、適切な保全再生のための整備を図る。 ・景観や生態系への影響を含む観点から、学識経験者等専門家による指導等を踏まえ、適切な範囲、方法を検討する。	● ※11	● ※12											● ※13	● ※14	● ※14	● ※14
	維持修繕の規模を超える園地の改善、修景等に伴う植栽	・枯死した樹木の伐採、伐根等 ・更新のための植栽、移植 ・眺望景観を妨げる樹木の強剪定、伐採、伐根等	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を特徴づける樹木景観の維持向上、周囲の環境との調和を図るため、植栽樹種について在来種を基本とする。 ・行為に伴う景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・眺望景観および周辺ゾーンとの繋がり等の広域的な景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、適切な範囲、方法を検討、実施する。	● ※11	● ※12	●			●		●	●	●	●	●	● ※13	● ※14	● ※14	● ※14
	植生等に係る調査	・植生調査の実施	・学識経験者等専門家の適切な関与の下、調査の必要性を明らかとするとともに、将来的な自然環境変化の把握のためのデータの蓄積に資する調査の実施に努める。 ・地形・地割、植栽、植生等の現状の維持を原則とし、改変が生じる場合は調査実施後の速やかな原状回復を図る。		●											●	●	●	●

## 特記事項

※9 猿沢池ゾーン及び浅茅ヶ原ゾーン(鷺池)、荒池・瑜伽山ゾーンは、公園を代表する水辺景観の保全を最優先とし、行為に際しては実施計画等を作成して景観への影響について検討を行うこととする。

※10 その他名勝奈良公園における植栽、植生等に係る行為について、同基準に準じて適切な対応を図ることとする。

※11 東大寺境内ゾーンは、境内地景観の背景となる觀音山、手向山、惣持院山の植生の保全を基本とする。

※12 若草山ゾーンは、公園を代表する眺望景観の要素となる若草山の植生の保全を基本とする。

※13 荒池・瑜伽山ゾーンは、鷺池・荒池を望む眺望景観の背景を構成する瑜伽山の植生の保全を基本とする

※14 春日山原始林ゾーンは、貴重な原生的自然の保全に影響を及ぼす植栽ならびに伐採等の行為について許容しないことを基本とする。



史跡東大寺旧境内として保存管理	特別天然記念物春日山原始林として保存管理	名勝依水園として保存管理
史跡興福寺旧境内として保存管理	天然記念物奈良のシカとして保存管理	その他文化財として保存管理

● : 当該行為が想定される場所

行為の対象	行為の内容	行為の具体例	取扱基準等 (共通)	区域区分における取扱基準(特記事項)																
				ゾーン 東大寺境内	ゾーン 若草山ゾーン	浮雲園地ゾーン	春日野園地・ ゾーン	ゾーン 依水園ゾーン	ゾーン 周辺ゾーン	ゾーン 氷室神社境内	ゾーン 吉城園周辺	ゾーン 陳列所ゾーン	ゾーン 旧奈良県物産	ゾーン 県庁周辺ゾーン	ゾーン 登大路園地	ゾーン 興福寺境内	ゾーン 猿沢池ゾーン	ゾーン 浅茅ヶ原ゾーン	ゾーン 荒池・瑜伽山	ゾーン 高畠ゾーン
④建築物・ 工作物	指定文化財(建造物) 等の改修及び保存・復元	・堂塔、社殿の改修・補修・復元 ・灯籠、鳥居、玉垣、塀、路盤等の改修・補修	・行為の必要性を明らかにし、専門家の適切な関与の下、歴史的・文化的施設、建築物・工作物の改修・補修・復元整備の目標を設定するとともに、改変に伴う景観への影響について必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・行為により他の構成要素への影響が生じないように努めるとともに、やむを得ない場合の対策について検討する。	● ※14				●			●				● ※14					
	保存施設や防災施設等の保存管理に必要な施設の新築、改築、増築、移転、撤去	・収蔵庫等の設置、改良、撤去 ・防火水槽および消火ポンプの設置、改良、撤去	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・地下構造等への影響を事前発掘等により確認し、文化財の保存と行為の整合を明らかにした上で適切な範囲、方法で実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を保持するため著しい景観の変化を避け、周辺環境との調和を図る形状・部材・色彩・仕上げとする。	● ※15	● ※15	● ※15	●	●	●	●	●	●	●	●	● ※16	● ※15	● ※15	● ※15	● ※15	● ※15
	公益上必要な施設の新築、改築、増築、移転、撤去	・電気通信設備の設置、撤去 ・交通施設(信号機、安全標識)の設置、撤去 ・道路、歩道整備	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・地下構造等への影響を事前発掘等により確認し、文化財の保存と行為の整合を明らかにした上で適切な範囲、方法で実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を保持するため著しい景観の変化を避け、周辺環境との調和を図る形状・部材・色彩・仕上げとする。	● ※15	● ※15	● ※15	●	●	●	●	●	●	●	● ※16	● ※15	● ※15	● ※15	● ※15	● ※15	
	公園利活用のための園路・工作物等の新築、改築、増築、移転、撤去	・園路等(階段、橋梁含む)の新設、補修、改良 ・照明施設の新設、立替、撤去 ・休憩施設(四阿含む)、トイレの新設、改良、撤去 ・観光案内板、注意喚起看板等の設置	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・地下構造等への影響を事前発掘等により確認し、文化財の保存と行為の整合を明らかにした上で適切な範囲、方法で実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を保持するため著しい景観の変化を避け、周辺環境との調和を図る形状・部材・色彩・仕上げとする。 ・行為に伴う景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・眺望景観および周辺ゾーンとの繋がり等の広域的な景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、適切な範囲、方法を検討、実施する。	● ※15	● ※15	● ※15				●		●	●	●	● ※16	● ※15	● ※15	● ※15	● ※15	● ※15
	イベント、行催事に係る仮設施設等の設置、撤去	・舞台、テントの設置、撤去 ・仮設照明等機材の設置、撤去	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施するとともに、イベント、行催事後に原状回復のための処置を速やかに実施する。 ・周辺環境との調和を図る形状・部材・色彩・仕上げとする。	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	● ※17	
建築物等の新築、改築、増築、移転、撤去	・公共建築物等の新築、改築、増築、撤去 ・住宅、店舗等の新築、改築、増築、撤去 ・屋外における資材置き場等の新築、改築、増築、撤去	・行為の必要性を明らかにし、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法で実施する。 ・地下構造等への影響を事前発掘等により確認し、文化財の保存と行為の整合を明らかにした上で適切な範囲、方法で実施する。 ・名勝奈良公園の風致景観を保持するため著しい景観の変化を避け、周辺環境との調和を図る形状・部材・色彩・仕上げとする。 ・行為に伴う景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・眺望景観および周辺ゾーンとの繋がり等の広域的な景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、適切な範囲、方法を検討、実施する。	● ※18	● ※15 ※18	● ※15 ※18				● ※18	●		●	●	●	● ※16	● ※15	● ※15	● ※18	● ※18	● ※18

**特記事項**

※14 東大寺大仏殿及び南大門（東大寺境内ゾーン）、興福寺五重塔（興福寺境内ゾーン）等の奈良公園を代表する眺望景観の視対象となる建築物・工作物については、行為実施にあたって、その景観上の影響に十分配慮する。

※15 春日野園地・浮雲園地ゾーンから若草山（若草山ゾーン）・春日山（春日山原始林ゾーン）の眺め、浅茅ヶ原ゾーンの鷺池及び荒池・瑜伽山ゾーンの荒池から御蓋山・春日山の眺めは、公園を代表する眺望景観であり、建築物・工作物に係る行為実施にあたっては、その景観上の影響に十分配慮する。

※16 猿沢池ゾーンは、興福寺境内（興福寺境内ゾーン）を眺める眺望景観の保全のため、建築物・工作物に係る行為実施にあたっては、その景観上の影響に十分配慮する。

※17 イベント、行催事等に係る臨時かつ短期的な行為については、行為実施に係る諸手続きの円滑化を図る。

※18 東大寺境内ゾーン及び若草山ゾーン、氷室神社周辺ゾーン、高畠ゾーンでは、隣接する民有地、公園地、境内地、樹林地との空間的まとまりや連続性に配慮し、公園の風致景観の維持及び向上に資する景観形成の検討を行う。



史跡東大寺旧境内として保存管理  
 特別天然記念物春日山原始林として保存管理  
 史跡興福寺旧境内として保存管理  
 天然記念物奈良のシカとして保存管理  
 名勝依水園として保存管理  
 その他文化財として保存管理

● : 当該行為が想定される場所

行為の対象	行為の内容	行為の具体例	取扱基準等 (共通)	区域区分における取扱基準(特記事項)																	
				ゾーン 東大寺境内	ゾーン 若草山ゾーン	ゾーン 浮雲園地ゾーン	ゾーン 春日野園地・ 浮雲園地ゾーン	ゾーン 依水園ゾーン	ゾーン 周辺ゾーン	ゾーン 水室神社境内	ゾーン 吉城園周辺	ゾーン 陳列所ゾーン	ゾーン 旧奈良県物産	ゾーン 県庁周辺ゾーン	ゾーン 登大路園地	ゾーン 興福寺境内	ゾーン 猿沢池ゾーン	ゾーン 浅茅ヶ原ゾーン	ゾーン 荒池・瑜伽山	ゾーン 高畠ゾーン	ゾーン 林ゾーン
⑥遺跡・遺構	発掘調査	・史跡、埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査	・学術研究上または整備上、重要な箇所等について、必要に応じて調査を実施する。 ・専門家の適切な関与の下、調査の必要性を明らかとともに、計画的な調査を実施する。 ・地形・地割、植栽、植生等の現状の維持を原則とし、改変が生じる場合は調査実施後の速やかな原状回復を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑦動物	野生動物等の適正化に係る行為	・鳥獣被害防止対策のための防護柵の設置等	・学識経験者等専門家の適切な関与の下、野生動物等の適正化の目標を定め、適切な範囲、方法で実施する。 ・現状の維持を原則とし、改変を行う場合の景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・施設又は設備等設置に際して周辺環境との調和を図る形状・部材・色彩・仕上げとする。	●	●															●	●
	希少な野生動物等の保全に係る行為	・天然記念物の生息環境の保全・再生に係る設備、施設等の整備 ・奈良のシカの捕獲・収容及び危険防止のための角伐	・学識経験者等専門家の適切な関与の下、野生動物等の保全の目標を定め、適切な範囲、方法で実施する。 ・現状の維持を原則とし、改変を行う場合の景観への影響について、必要に応じてシミュレーション等による事前評価を行い、本質的価値を高めるための適切な範囲、方法で実施する。 ・施設又は設備等設置に際して周辺環境との調和を図る形状・部材・色彩・仕上げとする。 ・野生動物等の保全の経過を把握するためのモニタリング調査及び評価等の実施に努める。	● ※19	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	● ※20	●
	野生動物等に係る調査	・野生動物等調査	・学識経験者等専門家の適切な関与の下、調査の必要性を明らかとともに、将来的な自然環境変化の把握のためのデータの蓄積に資する調査の実施に努める。 ・地形・地割、植栽、植生等の現状の維持を原則とし、改変が生じる場合は調査実施後の速やかな原状回復を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

#### 特記事項

※19 東大寺鏡池棲息ワタカ（県指定天然記念物）に係る行為については、その生息環境の保全を最優先とする。

※20 ルーミスシジミ棲息地（国指定天然記念物）に係る行為については、その生息環境の保全を最優先とする。



## (6) 現状変更等の取扱に係る特記事項

- 届出および許可申請の対象及び範囲は、名勝指定区域内の本質的価値を構成する要素以外を含めた全構成要素とする。
- 個々の現状変更等の行為については、許可申請の適否とは別途、関連法規（風致地区および歴史的風土特別保存地区）における行為規制の対象となることが想定され、必要に応じて担当機関との事前協議を行うものとする。
- 「臨時かつ短期的な行為」と「許可申請を要する行為」は、これら行為の内容によっては臨時および短期的の判断が困難な場合もあり、個々の行為の適否について担当機関との事前協議を行うものとする。

表 25 現状変更等の取扱方針

保存管理行為	法的な手続き	手続き先	取扱の考え方
1 維持管理	手続きを要しない。	なし	別途、維持管理マニュアル等を作成し、行為実施の円滑化および計画的実施のための対応を図る。
2 復旧（修理）	滅失・き損届、復旧届、終了の報告をする。	文化庁*	本取扱基準による。
3 臨時かつ短期的な行為	手続きを要しない。	なし	別途、運用マニュアル等を作成し、行為実施の円滑化および計画的実施のための対応を図る。
4 許可申請を要する行為	現状変更の許可申請、終了の報告をする。	文化庁*	本取扱基準による。

\* 文化庁へは県教育委員会事務局文化財保存課を経由する。

## 6. 周辺地域の管理にかかる検討事項

### (1) 名勝指定区域と周辺地域との関係性と管理の必要性

周辺地域は、名勝奈良公園との空間的連続性を有し、名勝の価値と一体となっている。また、隣接する市街地や公共施設等は、名勝指定区域の保全のための緩衝地帯としての役割を担う。従って、名勝奈良公園の適切な保存管理・活用を図るためには、周辺地域における風致景観や構成要素の適切な管理が必要であり、そのため名勝指定区域および周辺地域を一体ととらえ、総体としての適切な景観形成を進めることが重要である。

名勝奈良公園の周辺地域については、保存管理・活用計画の直接の対象とはならないが、奈良公園の本質的価値の保全および名勝の活用にあたり、本計画との連携により周辺地域における適切な管理を進めることが必要とされる。

### (2) 周辺地域の管理の考え方

周辺地域の歴史性や自然的要素等の特性を考慮し、名勝指定区域との空間的連続性を勘案した景観的調和を図るための調整及び協力を求める。

### (3) 周辺地域の設定及び保存管理・活用の主な考え方

名勝奈良公園の周辺地域として、広く一般的に認知されている奈良公園の範囲（名勝指定区域を除く）を設定する。

周辺地域の土地利用の現況および文化財保護法による記念物（史跡および名勝）の指定状況を勘案した、区分ごとの管理の基本的な考え方について次頁表に示す。



春日大社境内（飛火野）



正倉院構内（大仏池）



高円山（県庁屋上からの眺め）



奈良国立博物館構内



荒池・奈良ホテル周辺

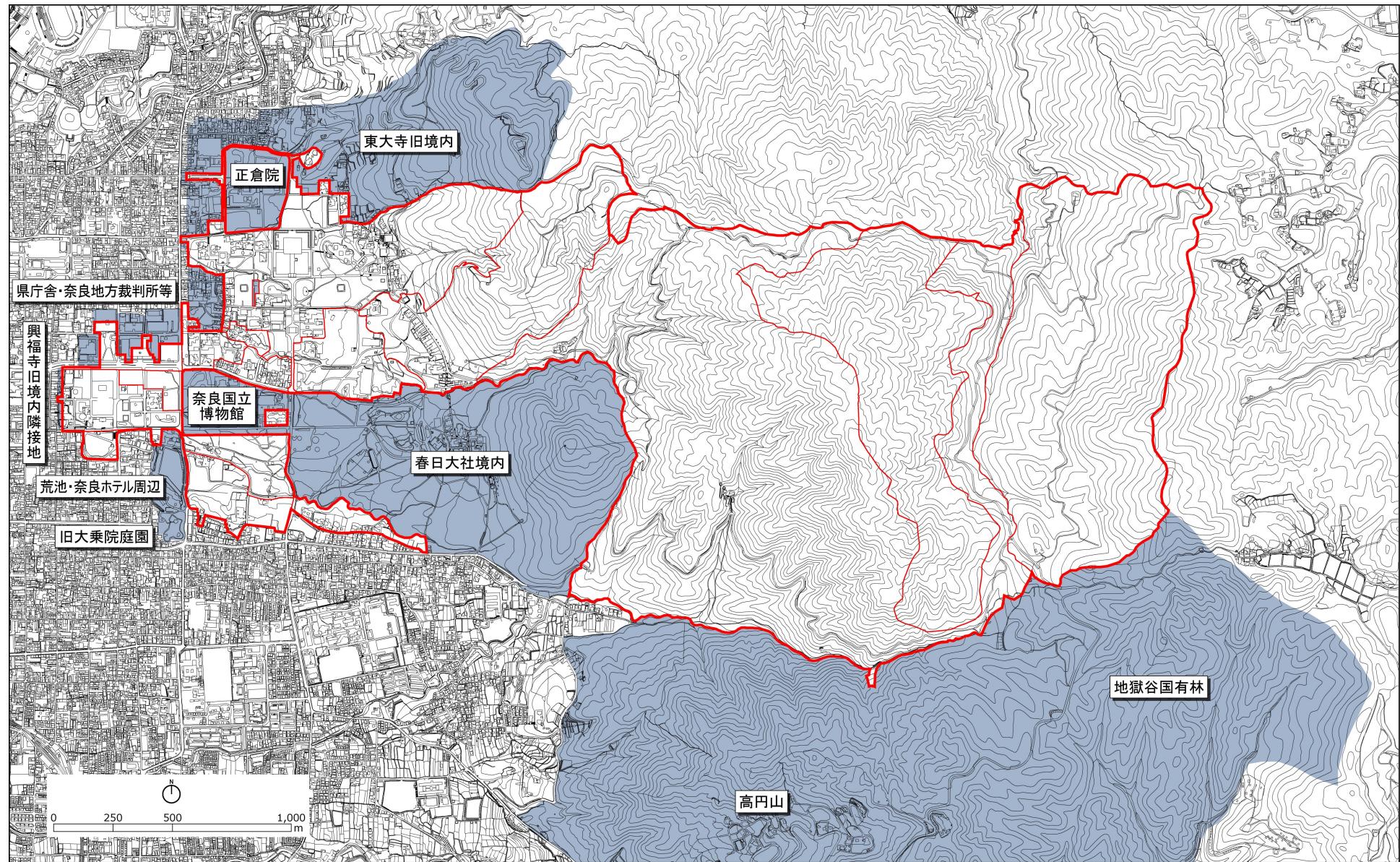


旧大乗院庭園

表 26 周辺地域の区分と保存管理・活用の基本的な考え方

周辺地域の区分	隣接するゾーン	保存管理・活用の基本的な考え方
春日大社境内 (史跡春日大社境内)	若草山ゾーン 春日野園地・浮雲園地ゾーン 氷室神社周辺ゾーン 吉城園周辺ゾーン 旧奈良県物産陳列所ゾーン 浅茅ヶ原ゾーン 春日山原始林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>奈良時代の建立から現在に至る春日大社の歴史を象徴する歴史的・文化的要素が集積し、史跡としてその保存が極めて重要な区域であり、地下に埋蔵される遺構を含め、その適切な保存を図る。</li> <li>御蓋山は古来、信仰の対象であるとともに、奈良公園の背景を構成する重要な要素として、地形および植生の適切な保全を図る。</li> <li>境内の樹林地および芝地（飛火野）は、隣接するゾーンとの空間的連続性や景観の変化を形成する要素として、適切な保全を図る。</li> </ul>
東大寺旧境内 (史跡東大寺旧境内)	東大寺境内ゾーン 若草山ゾーン 吉城園周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>平城遷都以降の当地の歴史を伝える史跡（史跡東大寺旧境内）として、地下に埋蔵される遺構を含め歴史的・文化的要素の適切な保存を図る。</li> <li>東大寺境内地の背景となる山地は、名勝指定区域と一体となる山なみを形成する重要な景観要素として地形及び植生の適切な保全を図る。</li> </ul>
正倉院構内 (史跡東大寺旧境内 (一部))	東大寺境内ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>国宝（正倉院正倉）を中心に、奈良時代の歴史的・文化的要素が集積する、史跡としてもその保存が極めて重要な区域であり、地下に埋蔵される遺構も含め、その適切な保存を図る。</li> </ul>
奈良国立博物館構内	氷室神社周辺ゾーン 吉城園周辺ゾーン 旧奈良県物産陳列所ゾーン 登大路園地ゾーン 興福寺境内ゾーン 浅茅ヶ原ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>奈良公園の中心に位置し、多様なゾーンと接する区域として、隣接するゾーンとの空間的連続性や風致景観に配慮した整備・活用を図る。</li> <li>構内の景観を特徴づける松等の植栽樹木および芝地の適切な維持管理を図る。</li> </ul>
荒池・奈良ホテル周辺	興福寺境内ゾーン 浅茅ヶ原ゾーン 荒池・瑜伽山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の風致景観保持上重要な隣接地として、隣接するゾーンとの空間的連続性や景観に配慮した整備・活用を図る。</li> <li>荒池を望む水辺景観の保全を図る。</li> </ul>
旧大乗院庭園 (名勝旧大乗院庭園)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧大乗院庭園は庭園史上重要な遺跡であり、名勝庭園としての適切な保存を図る。</li> </ul>
県庁舎・奈良地方裁判所等構内	吉城園周辺ゾーン 県庁周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>園地景観（みどり池園地、登大路園地）の保全と、名勝指定区域に隣接する市街地の適切な景観誘導を図る。</li> </ul>
興福寺旧境内隣接地 (史跡興福寺旧境内)	興福寺境内ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡興福寺旧境内に一部重複することから、遺跡・遺構等の歴史的・文化的要素の保存に配慮した土地利用を図るよう調整する。</li> <li>境内地景観（興福寺境内）と名勝指定区域に隣接する市街地の景観との適切な調和への誘導に努める。</li> </ul>
高円山	春日山原始林ゾーン 花山・芳山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>奈良公園の背景を構成する重要な要素として、地形、植生の適切な保全を図る。</li> <li>隣接する山林部との一体的な植生および生態系の保全・再生に努める</li> </ul>
地獄谷国有林	春日山原始林ゾーン 花山・芳山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する山林部との一体的な植生および生態系の保全・再生に努める</li> </ul>

図 29 周辺地域の設定



## 第V章. 活用

---

### 1. 活用の基本的考え方

名勝奈良公園を名勝として適切に保存し、次世代へと確実に継承するためには、名勝の価値と保存の必要性が正しく理解されるよう、名勝奈良公園の本質的価値を構成する自然的要素、歴史的・文化的要素や公園的要素の有する価値や意義についてより広く紹介する取組が重要である。

同時に、県立都市公園奈良公園は国内外からの多様な来訪者を迎える県最大の観光拠点であり、かつ県民や市民の憩いの場として、適切な利用のもと名勝としての価値を享受する場としての役割を提供していくことが求められる。

また名勝奈良公園は、これまで関係社寺の諸活動および地域住民の生活・生業が営まれてきたことで価値の形成が図られてきたことから、将来に亘り地域の諸活動との連携による維持管理を行うことが望まれる。そのために、日常的な係わりの中でより身近に奈良公園を感じ、愛着を感じることで本質的価値への正しい理解とその保存への積極的な働きかけを行うための場や人材の育成を図ることが必要である。

これらをふまえ、名勝奈良公園の指定区域内の確実な保存管理に加えて、名勝への理解とその価値の継承を目指して、名勝奈良公園の活用に向けた基本的考え方を次の諸点とする。

#### (1) 地域と連携した名勝の価値の活用

関係機関の諸活動および地域住民の暮らしや仕事を通じて培われ、維持されてきた名勝の価値をさらに高め、次世代に継承していくため、名勝に関わる多様な主体や周辺地域との連携を進める。

また、多様な関係者と連携した情報の発信や普及・啓発活動、春日大社、奈良国立博物館・正倉院構内等の隣接する周辺地域との連携によって、名勝奈良公園の有する本質的価値の活用に向けた取組を進める。

#### (2) 名勝奈良公園の本質的価値の保存と活用に資する調査・研究の蓄積及び公開

名勝奈良公園の本質的価値を構成する自然的要素、歴史的・文化的要素、公園的要素ならびにそれらが融合した景観的特質についての正しい理解と認識を深めることを目的として、研究機関等による学術的な調査・研究の成果についての蓄積および公開を図る。

特に生態系の遷移等による衰退が懸念される春日山原始林一帯については、研究機関等との連携による調査を継続する。

#### (3) 来訪者の心の豊かさの醸成に資する普及・啓発の推進

国内外からの多様な来訪者が、奈良公園の自然、歴史や文化、風致景観に触れ、学び、体験することで、その本質的価値と保存への理解を深め、心の豊かさの醸成を育むための場と機会を提供する。

#### (4) 奈良県の観光振興に資する活用

国内外から多様な来訪者が訪れる県内有数の観光拠点としての特性を活かし、奈良県内の文化財等を活かした広域観光連携に資する拠点機能の充実、情報発信等を図る。

## 2. 活用の進め方

### (1) 情報集約・公開の仕組みづくり

研究機関等の協力・連携のもと、名勝奈良公園の本質的価値に係る調査・研究成果についての情報集約ならびに公開のための管理体制づくりを進める。

あわせて、国、県、市、関係機関等および名勝指定区域内の関係社寺、地域住民などの多様な関係者の参画、協力による情報共有の場の設置を図る。

### (2) 本質的価値を体感し、理解する「場」の提供

来訪者が、名勝指定区域内の各所に所在する本質的価値を構成する諸要素である自然的要素、歴史的・文化的要素、公園的要素ならびにそれらが融合した風致景観に直に接し、体感することで、名勝の価値及び保存への理解を深めていくための場を提供する。

### (3) 本質的価値に触れる「機会」の提供

名勝奈良公園に関する知識や名勝の価値及び保存への理解を促進するための県民や観光客向け講座や、生徒や児童を対象とした歴史学習を実施する等、名勝の本質的価値に触れ、学ぶ機会の充実を図る。

### (4) 多様な人々の参加の促進

名勝奈良公園における観光ガイドや環境美化等の県民、市民レベルでのボランティアの取組は現在多数行われており、今後もその活躍が期待される。

文化財の保存管理・活用を通じた県民の心の豊かさの醸成のため、多様な人々のさらなる参加による維持管理等を推進していくため、人材育成等を含めた仕組みづくりと体制の充実を図る。

### (5) 情報発信の充実

名勝奈良公園の本質的価値を正確に発信し、来訪者の理解と利用を促すための冊子等の情報発信ツールを充実を積極的に進めるとともに、インターネット等を活用して名勝奈良公園の価値に関するアピールを国内外に発信する。

また、他の県内観光地との共通テーマ（歴史・文化・自然および風致景観）による観光案内パンフレットや周遊マップ等の観光ツールの作成、配布等による広域的な観光の連携を図る。

### 3. 名勝奈良公園を活用するための整備の推進

名勝奈良公園を活用するにあたっては、名勝の価値が適切に保存されることを前提として実施する。

#### (1) 本質的価値の保存のための整備

名勝指定区域内における本質的価値の保存のため、維持管理の徹底を基本とし、必要な管理施設および安全対策施設等の整備を図る。

また災害等による被害および環境の劣化の未然防止のための整備について、現状の把握を行った上で緊急度の高い箇所を抽出し、適切な計画を作成した上で段階的整備を図る。

#### (2) 公園の風致景観を高めるための整備

公園形成の過程において継承、維持されてきた名勝の価値を、奈良公園の多様な来訪者が将来に亘り享受していくため、風致景観の維持向上に資する園地、水系等の景観整備を図る。

また、山林部については、花山、芳山の造林地景観の適切な保全のため計画的な森林整備を図る。

#### (3) 来訪者の便益等に資する整備の推進

来訪者が快適に公園を利用し、安全性、利便性を確保するための基盤となる便益施設や管理施設等の改善を図る。整備に際しては名勝の本質的価値を損なわないことを原則とし、多様な来訪者を迎えるためのバリアフリー対応や、ユニバーサルデザインの導入を図る。

## 第VI章. 運営および体制

名勝奈良公園の確実な保存管理業務の遂行と円滑な活用を推進し、効果的に実施していくための適切な運営方法の構築ならびに体制の充実を図る。

#### (1) 行政間における連携の強化

名勝奈良公園を管轄する文化庁、および管理団体である奈良県をはじめ、奈良市、国（宮内庁、林野庁、国土交通省）等の多くの関係機関が、名勝の保存管理に関する共通認識を形成し、情報交換等を行う機会を確保することが出来るよう、行政間における連携の強化を図る。

#### (2) 関係社寺、地域住民等との連携とその仕組みの検討

管理団体である奈良県を中心としつつ、社寺等関係者、住民、周辺地域および関連する団体や公園利用者等との連携のもと、多様な主体による参画と協力を図るための仕組みづくりを進める。

### (3) 専門家（学識経験者等）の指導及び助言

歴史や自然環境、景観等の専門家（学識経験者等）からの指導、助言を受けながら保存管理を進めるための仕組みを構築する。

#### (4) ボランティア等の住民参加による維持管理の実施

県民、NPO、ボランティア団体等の参加による円滑な活動のためのルールづくりを進める。

以上の諸点をふまえ、関係機関、組織、団体等の連携による連絡協議会の設置をはじめとした、文化財の保存管理・活用に関する業務遂行のための総合的な体制づくりを今後進めていく。

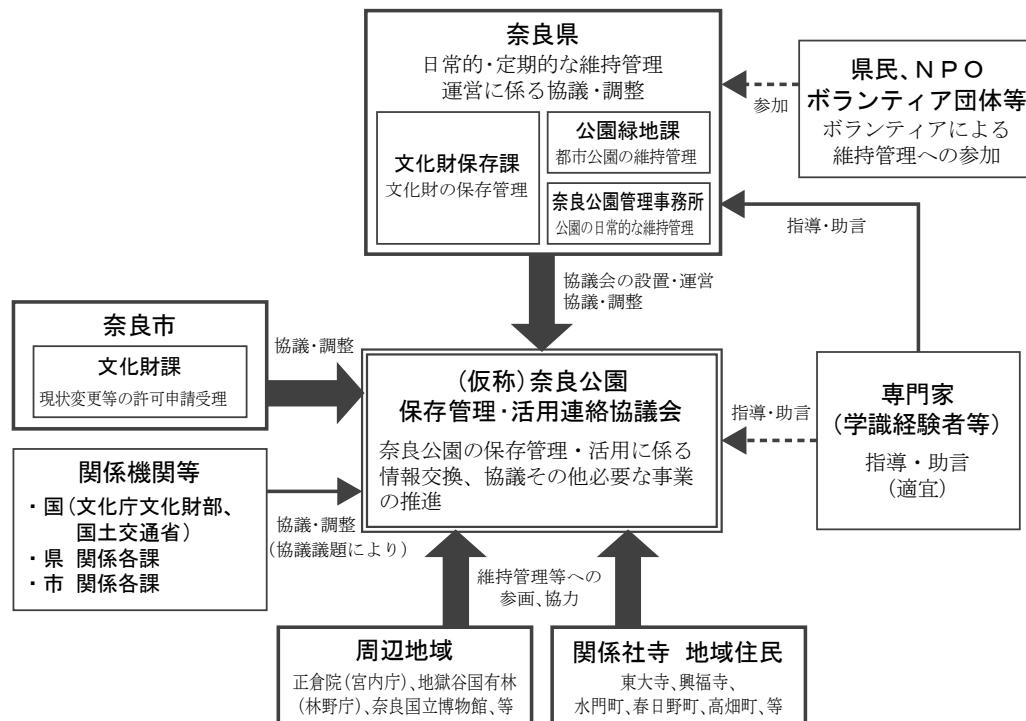


図 30 (仮称) 奈良公園保存管理・活用連絡協議会の体制イメージ

## 第VII章. 今後の保存管理・活用上の課題

---

### (1) 保存管理・活用の確実な実施のための運用マニュアル等の策定

本計画は名勝奈良公園の価値を後世に継承していくにあたり、その保存管理・活用を行う際の指針としての役割を担うものである。

従って、今後予想される名勝奈良公園の保存管理・活用に係る様々な事案や要請に対しては、具体的条件を本計画に照らし併せて個別の判断を行うことが基本であり、特に現状変更等の取扱に対しては、的確かつ迅速な判断・対応を図るために判断基準等を含めた具体的運用のあり方を定めることが重要である。

そのため、現状変更等の取扱に対して慎重な判断を要する行為等を定めた運用マニュアル等の策定が課題となる。

### (2) 維持管理行為の実施に係る検討

一年を通じて来訪者で賑わい、また様々な行催事が執り行われる奈良公園において、名勝としての価値を適切に保つため維持管理行為の果たす役割は大きい。

維持管理行為の実施に際しては、本計画を基本として行為対象に応じた適切な判断及び対応を適宜図る必要があるが、公園平坦部の植栽樹木管理や山林部の人工林管理等の名勝の価値に大きく影響を及ぼす行為については、長期的視点からの計画的実施および円滑化のための具体的方策等を定めた維持管理計画等を行うことが必要とされる。

また、野生動物被害防止等の影響が広範囲に亘る行為に対しては、地域住民や周辺地域をはじめとする名勝奈良公園に関わる多様な主体との協力が不可欠であり、地域と連携した野生動物の管理の検討が求められる。

### (3) 名勝の風致景観形成の連携策の検討

本計画に示すように、名勝奈良公園の本質的価値である風致景観は自然的要素および歴史的・文化的要素、公園的要素により構成される。一方で、それら以外の要素もまた、名勝の価値を構成するものとして、適切な保存管理を進めることが求められる。

例えば東大寺参道や氷室神社に隣接する街並み景観も、名勝の風致景観を形成している要素である。

名勝奈良公園の価値を維持し、より高めていくためには、文化財保護法と併せて、古都における歴史的風土の保存に関する法律、風致地区、景観法等の既存法制度の枠組みと併せて、官民一体となった景観形成に資する取り組みを一層進めることが必要とされる。

### (4) 周辺地域との一体的な保存管理・活用策の検討

名勝奈良公園は、周辺地域にも多くの自然的要素、歴史的・文化的要素等を擁し、名勝指定区域との空間的連続性を有するとともに、一般的に認知される「奈良公園」として一体的な利用がなされている。

本計画では、これら周辺地域は、それぞれにおいて適切な管理を行うことが必要であるとしているが、例えば春日大社境内の杉林や奈良国立博物館構内の松林等も、名勝の隣接地として一体的な保存策を講じることが望まれる。

そのため、周辺地域との一体的な保存管理・活用を通じた名勝の価値をより高め、将来に亘り確実に継承するための取り組みに努めが必要とされる。